

平成22年度
包括外部監査結果報告書

山口県包括外部監査人
小 田 正 幸

目 次

第1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
(1)	監査テーマ	1
(2)	監査対象期間	1
3	特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
(1)	歳入確保対策と金融資産の管理	1
	滞留債権の管理	1
	保有金融資産の効率的な活用	1
(2)	地方公会計改革と金融資産の管理	2
	債権の評価	2
	出資金の評価	2
4	監査対象	2
(1)	監査対象機関の選定基準	2
	ア 本庁	2
	イ 出先機関	2
(2)	監査対象機関	3
5	外部監査の実施者	3
6	外部監査の方法	4
(1)	監査の着眼点	4
(2)	実施した基本的な監査手続	4
7	外部監査の実施期間	4
8	利害関係	4

第2 金融資産の概要

1	金融資産の範囲	5
2	最近5年間の金融資産の残高推移	5

第3 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1	総括的事項	7
(1)	県税未収金	7
	ア 滞納整理の進行管理	7
	(ア) 概要	7
	(イ) 滞納整理票等管理資料の保管（事実）	7
	(ウ) 処理した事績の記録（事実）	7
	(エ) 管理監督者による事案の進行管理（指摘）	7
	(オ) 滞納整理票の役割（指摘）	8
	a 滞納整理票の自己管理機能	8

b	滞納整理票の組織的管理機能	8
イ	県税徴収体制の整備	9
(ア)	大口滞納対策(意見)	9
(イ)	徴収専門職員の育成確保(意見)	9
ウ	個人県民税の徴収対策	10
(ア)	市町への徴収支援(意見)	10
(イ)	個人住民税の特別徴収の実施促進(意見)	10
(2)	税外未収金	11
ア	税外未収金の全庁的管理体制(事実)	11
イ	事実上の分納(指摘)	12
ウ	連帯保証人に対する履行請求(指摘)	13
エ	回収困難事案への対応(意見)	13
オ	議会の議決を得て行う債権放棄	13
カ	延滞金・違約金等の取扱い(意見)	14
キ	文書催告の効果的实施(意見)	14
ク	徴収停止(滞納処分 of 執行停止)(意見)	15
ケ	履行延期の特約(処分) of 活用(意見)	15
コ	償還指導台帳等への記録・組織的な進行管理(指摘)	15
サ	地方公会計制度への対応	15
(3)	貸付金の管理	16
ア	貸付実態に整合する開示(意見)	16
イ	貸付金の評価	16
2	未収金の管理	17
(1)	概要	17
ア	未収債権の概要	17
(ア)	監査対象の選定基準	17
(イ)	債権の区分	18
(ウ)	債権区分と監査対象債権との関係	18
イ	県税未収金	19
(ア)	県税の概要	19
a	県税調定収入の状況	19
b	滞納繰越額	21
c	徴収率	22
d	滞納の状況	23
e	大口滞納の状況	25
(イ)	県税の徴収対策	26
a	個人県民税の徴収対策	27
(a)	市町への徴収支援	27
(b)	個人住民税の特別徴収の実施	28
b	個人県民税以外の県税の徴収対策	29
c	大口滞納対策	29
ウ	税外未収金	29
(ア)	税外未収金の状況	29

a	調定収納状況（平成21年度）	29
b	税外未収金（収入未済額）の推移（過去5年間）	30
（イ）	新・県政集中改革プラン（平成21年3月）への位置付け	30
（ウ）	税外未収金の回収と新たな発生の防止に向けた取組み	30
a	平成21年度取組み	30
b	平成22年度取組み	31
エ	債権管理事務の概要	32
オ	債権の時効関係（時効期間・時効中断事由等）	33
（2）	強制徴収権のある公債権	34
ア	県税未収金（税務課）	34
（ア）	実施した監査手続	34
（イ）	滞納整理の概要	34
a	滞納整理の目的	34
b	督促状	35
（a）	期限後の督促状の送付（事実）	35
c	文書による催告	36
（a）	文書催告の効果的実施（事実）	36
（b）	同じ文書催告の繰り返し（意見）	36
d	訪問による催告	36
（a）	訪問催告の効果的実施への取組内容（事実）	36
（b）	訪問催告の効果的実施（意見）	37
e	財産調査	37
（a）	概要	37
（b）	財産調査の適時性（指摘）	37
（c）	財産調査の対象範囲の十分性（指摘）	38
（d）	計画的・効率的な財産調査の実施（指摘）	38
（e）	財産調査の方針明確化及び客観的・効率的実施（意見）	38
f	分納（事実上の分納）	39
（a）	概要	39
（b）	分納理由、期間及び金額（指摘）	39
（c）	分納の承認（指摘）	40
（d）	納税誓約書（指摘）	40
（e）	分納不履行への対応（指摘）	40
（f）	納税資力に応じた納付の見極め（意見）	40
（g）	分納の適正な運用と進行管理（意見）	40
（h）	納税誓約書（意見）	41
（I）	納税折衝時の対応（意見）	41
g	差押え	41
（a）	概要	41
（b）	差押えの適時性（指摘）	41
（c）	納税誓約が守られない場合における差押え（指摘）	42
（d）	大口案件の差押え（意見）	42
h	滞納整理の進行管理	42
i	滞納処分の執行停止	42

(a) 概要	4 2
(b) 財産調査等と執行停止 (事実)	4 3
(c) 財産調査等と執行停止 (意見)	4 3
j 延滞金	4 4
(a) 延滞金の管理 (意見)	4 4
(b) 延滞金の請求 (意見)	4 4
k 個人県民税の徴収対策	4 4
l 県税徴収体制の整備	4 4
イ 措置児童負担金 (こども未来課)	4 5
(ア) 制度の概要	4 5
a 制度の目的	4 5
b 制度の特徴	4 5
c 過去 3 年間の措置児童負担金の未収金残高の推移	4 5
d 実施した監査手続	4 6
(イ) 監査の結果及び意見等	4 6
a こども未来課と各児童相談所の連携 (意見)	4 6
b 徴収停止・履行延期の特約等 (意見)	4 6
ウ 措置児童負担金 (障害者支援課)	4 7
(ア) 概要	4 7
a 制度の目的	4 7
b 制度の特徴	4 7
c 過去 5 年間の措置児童負担金の未収金残高 (件数) の推移	4 7
(イ) 監査の結果及び意見等	4 7
a 回収可能性の評価	4 7
b 負担金額の算出事務 (指摘)	4 8
c 未収金管理簿の記載 (指摘)	4 8
エ 下関漁港利用料等 (漁港漁場整備課)	4 9
(ア) 概要	4 9
a 制度の目的	4 9
b 制度の特徴	4 9
c 最近 5 年間の未収金残高の推移	4 9
d 実施した監査手続	4 9
(イ) 監査の結果及び意見等	4 9
a 大口滞納者 (A 社)	4 9
(a) A 社に対する未収金の発生・回収状況及び県の対応等	4 9
(b) 大口滞納解消に向けての現状の取組内容 (指摘)	5 0
(c) 未収金の回収可能性 (事実)	5 0
b その他の滞納者	5 0
(a) 台帳記載状況及び関連資料の保管状況 (事実)	5 0
(b) 利用料等前納の徹底 (指摘)	5 0
(c) 延滞金の徴収ルール (意見)	5 1
オ 放置違反金 (警察本部交通指導課)	5 1
(ア) 概要	5 1
a 制度の目的	5 1

b	制度の特徴	5 1
c	年度別の未収金発生状況	5 1
d	実施した監査手続	5 1
(イ)	監査の結果及び意見等	5 2
a	滞納処分指揮簿(指摘)	5 2
b	公平かつ効率的な債権管理の必要性(意見)	5 2
c	時効中断と法的手続(意見)	5 2
(3)	強制徴収権のない公債権	5 3
ア	生活保護費返還金(厚政課)	5 3
(ア)	概要	5 3
a	制度の概要	5 3
b	制度の特徴	5 3
c	最近5年間の生活保護費返還金の未収金残高の推移	5 3
d	実施した監査手続	5 4
(イ)	不正受給の発生防止及び早期発見(意見)	5 4
(ウ)	生活困窮者(生活保護受給者ではない)から返還金の分納を行っているケース	5 5
a	大口滞納案件1	5 5
(a)	生活困窮者の分納額(意見)	5 5
(b)	生活困窮者からの分納額決定のルール化(指摘)	5 6
(エ)	生活保護受給者から返還金の分納を行っているケース	5 6
a	生活保護受給者の分納額(事実)	5 6
b	生活保護受給者からの分納額決定のルール化(意見)	5 6
c	生活保護受給者の状況把握と時効中断(事実)	5 6
(オ)	個人である大口滞納者に徴収停止を行っているケース	5 6
a	大口滞納案件1(指摘)	5 7
b	大口滞納案件2(指摘)	5 7
(カ)	不正受給の発見が困難なケース	5 8
a	大口滞納案件1(意見)	5 8
イ	児童扶養手当返納金(こども未来課)	5 8
(ア)	制度の概要	5 8
a	制度の目的	5 8
b	制度の特徴	5 8
c	最近5年間の未収金残高の推移	5 9
d	実施した監査手続	5 9
(イ)	監査の結果及び意見等	5 9
a	県の対応方針の明確化(指摘)	5 9
b	時効中断措置の必要性(指摘)	6 0
c	債権管理の役割分担の明確化(意見)	6 0
d	債権価値の評価(意見)	6 0
ウ	補助金等返還金(健康増進課)	6 1
(ア)	制度の概要	6 1
a	補助金返還請求の内容	6 1
b	補助金返還・未収金発生までの経緯	6 1
c	未収金発生から現状までの経緯	6 1

d	実施した監査手続	6 2
工	監査の結果及び意見等	6 2
a	不納欠損処理の検討必要性（指摘）	6 2
b	違反行為の防止（意見）	6 2
(4)	中小企業振興目的の貸付に起因する未収金	6 3
ア	中小企業高度化資金貸付金（経営金融課）	6 3
(ア)	概要	6 3
a	制度の目的	6 3
b	制度の特徴	6 3
c	貸付方式	6 4
d	貸付総額、貸付残高及び未収金の状況	6 4
e	実施した監査手続	6 4
(イ)	条件変更債権区分の貸付先（8組合等）	6 5
a	貸付先 A（条件変更債権）	6 5
(a)	経緯	6 5
(b)	貸付条件変更の正当性確保（意見）	6 6
b	貸付先 B（条件変更債権）	6 6
(a)	経緯	6 6
(b)	貸付条件変更の妥当性	6 7
c	貸付先 C（条件変更債権）	6 7
(a)	経緯	6 7
(b)	貸付条件変更の妥当性（指摘）	6 8
(c)	債権保全手続の適切性（指摘）	6 8
(d)	債権の評価（意見）	6 8
d	貸付先 F（条件変更債権）	6 9
(a)	経緯	6 9
(b)	単年度猶予の繰返し実施（指摘）	6 9
(c)	最終償還期限の10年延長（意見）	6 9
(d)	債権回収見込額の算定（指摘）	7 0
e	貸付先 G（条件変更債権）	7 1
(a)	経緯	7 1
(b)	貸付条件変更の妥当性（意見）	7 1
(c)	連帯保証人への請求（指摘）	7 2
(ウ)	延滞債権区分の貸付先（9組合）	7 2
a	貸付先 A A（延滞債権）	7 3
(a)	経緯	7 3
(b)	今後の対応策（指摘）	7 3
(c)	担保不足（指摘）	7 4
b	貸付先 B B（延滞債権）	7 4
(a)	経緯	7 4
(b)	債権の回収可能性（指摘）	7 5
(c)	担保不足（指摘）	7 5
(d)	抜本的対応策の必要性（意見）	7 5
c	貸付先 C C（延滞債権）	7 6

(a) 経緯	7 6
(b) 延滞発生後の県の対応 (事実)	7 6
d 貸付先 D D (延滞債権)	7 7
(a) 経緯	7 7
(b) 連帯保証人に対する県の対応 (意見)	7 8
(c) 担保不足 (指摘)	7 8
e 貸付先 H H (延滞債権)	7 9
(a) 高度化資金の貸付状況	7 9
f 貸付先 I I (延滞債権)	7 9
(a) 経緯	7 9
(b) 延滞の原因分析 (指摘)	8 0
イ 中小企業従業員住宅貸付制度 (経営金融課)	8 0
(ア) 制度の概要	8 0
a 制度の目的	8 0
b 制度の特徴	8 0
c 最近 5 年間の未収金残高の推移	8 1
d 実施した監査手続	8 1
(イ) 監査の結果及び意見等	8 1
a 債権管理の不備 (指摘)	8 1
b 債務者区分の見直し検討 (指摘)	8 2
c 不納欠損処理のタイミングの妥当性 (指摘)	8 2
d 不納欠損処理の検討必要性	8 2
e 潜在的違約金の存在	8 3
(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金	8 3
ア 農業改良資金貸付金 (農業経営課)	8 3
(ア) 制度の概要	8 3
a 制度の目的	8 3
b 制度の特徴	8 3
c 最近 5 年間の債権残高の推移	8 3
d 実施した監査手続	8 4
(イ) 監査の結果及び意見等	8 4
a 延滞者甲	8 4
(a) 経緯	8 4
(b) 問題点	8 5
b 延滞者乙	8 5
(a) 経緯	8 5
(b) 問題点	8 6
c 延滞者丙	8 7
(a) 経緯	8 7
(b) 問題点	8 8
d 改善案 (大口滞納者 3 名に共通)	8 8
(a) 交渉記録の不備 (指摘)	8 8
(b) 財産調査等の必要性 (指摘)	8 8
(c) 連帯保証人への連絡・請求等の必要性 (指摘)	8 8

(ウ) その他の延滞者	88
a 貸付手続(指摘)	88
b 回収困難事案の税務課引継ぎの検討	88
イ 林業・木材産業改善資金貸付金(森林企画課)	89
(ア) 制度の概要	89
a 制度の目的	89
b 制度の特徴	89
c 最近5年間の債権残高(件数)の推移	89
d 実施した監査手続	90
(イ) 監査の結果及び意見等	90
a 延滞者A	90
(a) 貸付手続の妥当性(事実)	90
(b) 過去の外部監査のフォローアップ(事実)	90
ウ 沿岸漁業改善資金貸付金(水産振興課)	91
(ア) 制度の概要	91
a 制度の目的	91
b 制度の特徴	91
c 最近5年間の債権残高の推移	91
d 延滞者別の状況一覧(平成22年3月末現在)	91
e 実施した監査手続	92
(イ) 監査の結果及び意見等	92
a 延滞情報の把握(事実)	92
b 貸付審査の妥当性(指摘)	92
c 滞納者の債務支払能力の評価(指摘)	92
d 連帯保証人に対する弁済請求(指摘)	93
e 強制執行の対象債権の具体化(意見)	93
(6) 学生貸与的性格の貸付に起因する未収金	94
ア 看護師等修学資金(医務保険課)	94
(ア) 概要	94
a 制度の目的	94
b 制度の特徴	94
c 最近5年間の貸付額等の推移	94
d 実施した監査手続	95
(イ) 監査の結果及び意見等	95
a 未収金解消に向けた今後の取組内容(事実)	95
b 大口滞納者(F)	96
(a) 返還金の発生・回収状況等	96
(b) 今後の取組内容(意見)	97
(c) 延滞利息の取扱い(指摘)	97
c 大口滞納者(A)	97
(a) 返還金の発生・回収状況等	97
(b) 今後の取組(意見)	97
イ 高等学校等進学奨励費(教育庁人権教育課)	98
(ア) 制度の概要	98

a	制度の目的	98
b	制度の特徴	98
c	最近5年間の未収金残高の推移	98
d	実施した監査手続	99
(イ)	監査の結果及び意見等	99
a	未収金解消に向けた今後の取組内容(意見)	99
b	債権管理マニュアルの見直し(指摘)	100
c	対応履歴の管理(指摘)	100
d	長期延滞債権の発生時期及び理由の管理(意見)	101
e	連帯保証人に対する請求	101
f	返還免除の規定の有無と適用状況の把握	101
g	不納欠損処理(意見)	102
(7)	福祉目的の貸付に起因する目的	103
ア	母子寡婦福祉資金貸付金	103
(ア)	概要	103
a	制度の目的	103
b	制度の特徴	103
c	最近5年間の調定収納状況の推移	103
d	実施した監査手続	103
(イ)	過去に実施した包括外部監査の結果に基づく措置状況	104
a	「貸付手続」についての措置状況	104
(a)	監査結果に基づく措置内容の判定	104
(b)	措置状況の分析	104
(c)	分析結果	104
b	「延滞債権」についての措置状況	104
(a)	監査結果に基づく措置の内容についての判定	104
(b)	措置状況の分析	105
(c)	分析結果	106
c	貸付金管理システムに関するフォローアップ状況	106
(a)	監査結果に基づく措置の内容についての判定	106
(b)	指摘の背景	107
(c)	措置内容の検証	107
(ウ)	各健康福祉センターの共通的事項	108
a	償還指導台帳の整備状況(指摘)	108
b	貸付審査等の見直し	109
c	連帯保証人への対応(指摘)	109
d	時効中断管理の適切性(指摘)	110
e	法的措置検討の必要性	110
f	償還指導等の適切性確保(指摘)	111
g	違約金の不徴収願(意見)	111
h	不納欠損処理等の検討(意見)	112
i	情報の共有化	112
(工)	滞納債権区分別の対応状況	112
a	債権区分A	113

b 債権区分 B	1 1 3
(a) 大口滞納案件 a	1 1 3
(b) 大口滞納案件 b	1 1 4
(c) 大口滞納案件 c	1 1 4
(d) 大口滞納案件 d	1 1 5
(e) 大口滞納案件 e	1 1 5
c 債権区分 C (償還意欲の欠如、失業、疾病等の理由により、半年以上納入していない者)	1 1 6
(a) 大口滞納案件 f	1 1 6
(b) 大口滞納案件 g	1 1 6
(c) 大口滞納案件 h	1 1 7
(d) 大口滞納案件 i	1 1 8
(e) 大口滞納案件 j	1 1 9
d 債権区分 D (生活困窮等の理由により、納入能力がない状態にある者 (生活保護) 又はこれに準じる状態にある者で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められる者)	1 2 0
(a) 大口滞納案件 k	1 2 0
(b) 大口滞納案件 l	1 2 1
e 債権区分 E (死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者)	1 2 2
(a) 大口滞納案件 m	1 2 2
(b) 大口滞納案件 n	1 2 2
(c) 大口滞納案件 o	1 2 3
(d) 大口滞納案件 p	1 2 3
(e) 大口滞納案件 q	1 2 4
(f) 大口滞納案件 r	1 2 4
イ 高齢者住宅整備資金貸付金	1 2 5
(ア) 制度の概要	1 2 5
a 制度の目的	1 2 5
b 制度の特徴	1 2 5
c 最近 5 年間の貸付額等の推移	1 2 5
d 実施した監査手続	1 2 6
(イ) 監査の結果及び意見等	1 2 6
a 貸付手続の適正性 (指摘)	1 2 6
b 個別滞納案件の対応状況分析	1 2 7
(a) 大口滞納案件 (A)	1 2 7
(b) 大口滞納案件 (B)	1 2 8
ウ 障害者住宅整備資金貸付金 (障害者支援課)	1 2 8
(ア) 概要	1 2 8
a 制度の目的	1 2 8
b 制度の特徴	1 2 8
c 最近 5 年間の貸付額等の推移	1 2 9
d 実施した監査手続	1 2 9
(イ) 監査の結果及び意見等	1 2 9
a 県の対応状況等	1 2 9
b 県の納付交渉の状況 (事実)	1 3 1
c 償還台帳への対応記録 (指摘)	1 3 1

d	連帯保証人への請求（指摘）	132
エ	心身障害者扶養共済制度（障害者支援課）	132
（ア）	制度の概要	132
a	制度の目的	132
b	制度の特徴	132
c	最近5年間の未収金残高の推移	133
（イ）	監査の結果及び意見等	133
a	債権管理マニュアル（指摘）	133
b	督促手続の妥当性（指摘）	133
c	不納欠損処理等の検討必要性	134
3	貸付金の管理	135
（1）	監査対象の選定基準等	135
ア	監査対象の選定基準	135
イ	実施した監査手続	135
（2）	地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資）（地域政策課）	135
ア	制度の目的	135
イ	制度の特徴	135
ウ	過去からの貸付状況	136
（ア）	制度創設以降の貸付残高の推移	136
（イ）	県案件の貸付状況	136
エ	事業報告書等の提出	136
オ	貸付制度の有効性（事実）	137
（3）	山口宇部空港ビル対策事業貸付金（観光交流課）	138
ア	制度の目的	138
イ	制度の特徴	138
ウ	過去からの貸付状況	138
エ	貸付手続に係る要綱等の作成（指摘）	138
オ	貸付制度の有効性	138
（4）	広域最終処分場整備促進対策事業貸付金（廃棄物・リサイクル対策課）	139
ア	制度の目的	139
イ	制度の特徴	139
ウ	制度創設以降の貸付残高の推移	139
エ	貸付手続の合規制・経済性・効率性	140
（ア）	業務報告書の提出期限の遵守（指摘）	140
オ	貸付金評価の妥当性（意見）	140
（5）	研修医研修資金貸付金（医務保険課）	140
ア	制度の目的	140
イ	制度の特徴	140
ウ	制度創設以降の貸付状況	141
エ	貸付金の回収保全策（事実）	141
オ	貸付制度の有効性（意見）	141
（6）	医師及び歯科医師修学資金貸付金（医務保険課）	141
ア	制度の目的	141

イ	制度の特徴	1 4 1
ウ	過去からの貸付状況	1 4 2
エ	貸付金管理の合規制（事実）	1 4 2
オ	貸付制度の有効性（事実）	1 4 2
(7)	水産都市しものせき活性化支援資金（農林水産政策課）	1 4 3
ア	制度の目的	1 4 3
イ	制度の特徴	1 4 3
ウ	貸付実態（事実）	1 4 3
エ	貸付制度の有効性（意見）	1 4 3
(8)	就農支援資金貸付金（農業経営課）	1 4 4
ア	制度の目的	1 4 4
イ	制度の特徴	1 4 4
ウ	制度創設以降の貸付残高の推移	1 4 4
エ	貸付制度の有効性（意見）	1 4 5
(9)	森林組合林産事業貸付金（森林企画課）	1 4 5
ア	制度の目的	1 4 5
イ	制度の特徴	1 4 5
ウ	貸付リスクと開示（指摘）	1 4 6
エ	貸付制度の有効性	1 4 6
(10)	椎茸生産対策事業貸付金（森林企画課）	1 4 6
ア	制度の目的	1 4 6
イ	制度の特徴	1 4 6
ウ	過去からの貸付状況	1 4 6
エ	貸付リスクと開示（指摘）	1 4 6
(11)	木材産業等高度化推進資金貸付金（森林企画課）	1 4 7
ア	制度の目的	1 4 7
イ	制度の特徴	1 4 7
ウ	最近 5 年間の貸付残高の推移（単位：千円）	1 4 7
エ	貸付制度の有効性（意見）	1 4 7
(12)	獣医学生修学資金貸付金（畜産振興課）	1 4 8
ア	制度の目的	1 4 8
イ	制度の特徴	1 4 8
ウ	平成 2 1 年度末の貸付金残高	1 4 8
エ	貸付台帳の記載（指摘）	1 4 8
オ	連帯保証人の保証能力（指摘）	1 4 8
カ	貸付関係書類の保存期間（指摘）	1 4 8
(13)	漁船漁業短期運転資金貸付金（水産振興課）	1 4 9
ア	制度の目的	1 4 9
イ	制度の特徴	1 4 9
ウ	最近 5 年間の貸付状況	1 4 9
エ	貸付リスクと開示（指摘）	1 4 9
オ	貸付金制度の有効性（意見）	1 4 9
4	基金の管理	1 5 1

(1) 監査対象の選定基準等	1 5 1
ア 監査対象の選定基準	1 5 1
イ 実施した監査手続	1 5 1
(2) 山口県災害救助基金（厚政課）	1 5 2
ア 基金の概要	1 5 2
イ 救助給与品の管理の妥当性（事実）	1 5 2
ウ 基金規模の妥当性（意見）	1 5 3
(3) 山口県国民健康保険広域化等支援基金（医務保険課「地域医療推進室」）	1 5 3
ア 基金の概要	1 5 3
イ 基金規模の妥当性	1 5 4
ウ 基金の必要性（意見）	1 5 4
(4) 山口県後期高齢者医療財政安定化基金（医務保険課）	1 5 5
ア 基金の概要	1 5 5
イ 基金の利用状況（意見）	1 5 5
(5) 山口県医療施設耐震化臨時特例基金（医務保険課）	1 5 6
ア 基金の概要	1 5 6
イ 基金の有効活用（意見）	1 5 6
(6) 山口県妊婦健康診査支援基金（医務保険課）	1 5 6
ア 基金の概要	1 5 6
イ 基金規模の妥当性（事実）	1 5 7
(7) 山口県地域自殺対策緊急強化基金（健康増進課）	1 5 7
ア 基金の概要	1 5 7
イ 基金規模の妥当性	1 5 8
(8) 山口県地域福祉基金（長寿社会課）	1 5 9
ア 基金の概要	1 5 9
イ 基金の有効活用	1 6 0
(9) 山口県介護保険財政安定化基金（長寿社会課）	1 6 2
ア 基金の概要	1 6 2
イ 基金規模の妥当性（意見）	1 6 2
(10) 山口県介護職員処遇改善等臨時特例基金（長寿社会課）	1 6 3
ア 基金の概要	1 6 3
イ 基金規模の妥当性	1 6 4
(11) 山口県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（長寿社会課）	1 6 4
ア 基金の概要	1 6 4
イ 基金規模の妥当性	1 6 5
(12) 山口県中山間地域等直接支払基金（農業経営課）	1 6 5
ア 基金の概要	1 6 5
イ 基金の目的達成度（意見）	1 6 6
(13) 山口県安心こども基金（こども未来課）	1 6 6
ア 基金の概要	1 6 6
イ 補助金使用の正当性確保（指摘）	1 6 7
ウ 基金の有効活用（事実）	1 6 7
(14) 山口県障害者自立支援対策臨時特例基金（障害者支援課）	1 6 8
ア 基金の概要	1 6 8

イ	基金規模の妥当性（意見）	168
(15)	山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（障害者支援課）	168
ア	基金の概要	168
イ	基金使用の正当性確保（意見）	169
ウ	基金の有効利用策の検討（意見）	169
(16)	山口県ふるさと雇用再生特別基金（労働政策課）	170
ア	基金の概要	170
イ	事業の妥当性（意見）	170
(17)	山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金（労働政策課）	170
ア	基金の概要	170
イ	基金目的の達成度（意見）	171
(18)	山口県産業廃棄物適正処理基金（廃棄物・リサイクル対策課）	171
ア	基金の概要	171
イ	基金規模の妥当性（事実）	171
5	出資金の管理	172
(1)	監査対象の選定基準等	172
ア	監査対象の選定基準	172
イ	実施した監査手続	172
(2)	瀬戸内海リゾート(株)への出資金の管理（地域政策課）	172
ア	出資額・出資比率の根拠	172
イ	出資法人の経営状況等（平成21年度）	173
ウ	県による有効性評価	173
エ	出資金管理の見直し案（意見）	174
(3)	(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理（医務保険課）	175
ア	出資額・出資比率の根拠	175
イ	出資法人の財政状態及び事業活動収支状況（平成21年度）	175
ウ	出資目的の適合性（事実）	175
エ	出資金管理の見直し案（意見）	177
(4)	錦川鉄道(株)への出資金の管理（観光交流課）	177
ア	出資額・出資比率の根拠	177
イ	出資法人の財政状態及び経営状況	178
ウ	出資金管理の見直し案（意見）	178
(5)	山口宇部空港ビル(株)への出資金の管理（観光交流課）	179
ア	出資額・出資比率の根拠	179
イ	出資法人の財政状態及び経営状況等（平成21年度）	179
ウ	所管課による有効性評価	179
エ	出資金管理の現状（事実）	179
(6)	(財)山口県環境保全事業団への出資金の管理（産業廃棄物・リサイクル対策課）	180
ア	出資額・出資比率の根拠	180
イ	出資法人の財政状態及び事業活動収支状況（意見）	180
ウ	出資目的の達成度	181
(ア)	所管課による有効性評価	181
(イ)	出資目的の有効性分析	181

a 出資法人の活動実績の目的適合性	181
(7) 財団法人やまぐち農林振興公社への出資金の管理(農業経営課)	181
ア 出資額・出資比率の根拠	181
イ 出資の効率性(意見)	181
ウ 出資の有効性	182
(ア) 出資目的の適合性(事実)	182
(イ) 出資目的の達成度(事実)	182
(8) (財) 山口県漁業被害救済基金への出資金の管理(水産振興課)	183
ア 出資額・出資比率の根拠	183
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	183
ウ 出資目的の達成度	183
(ア) 所管課による有効性評価	183
(イ) 出資目的の有効性分析	184
a 出資法人の活動実績の目的適合性	184
(9) 山口県漁業信用基金協会への出資金の管理(水産振興課)	184
ア 出資額・出資比率の根拠	184
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	184
ウ 出資目的の達成度	185
(ア) 県による有効性評価	185
(10) 山口県健康福祉財団への出資金の管理(厚政課)	185
ア 出資額・出資比率の根拠	185
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	185
ウ 出資目的の適合性(事実)	186
エ 出資金管理の見直し案(意見)	186
(11) 山口県更生保護協会への出資金の管理(厚政課)	187
ア 出資額・出資比率の根拠	187
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	187
ウ 出資目的の適合性(事実)	187
エ 出資金の見直し案(意見)	188
(12) 財団法人山口県老人クラブ連合会への出資金の管理(長寿社会課)	188
ア 出資額・出資比率の根拠	188
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	188
ウ 県出資目的の適合性(事実)	189
エ 出資目的の達成度	189
(ア) 所管課による有効性評価(事実)	189
(13) (財) 山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの出資金の管理(経営金融課)	190
ア 出資額・出資比率の根拠	190
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	190
ウ 県出資目的の適合性(事実)	191
エ 出資金の見直し案(意見)	191
(14) (財) 周南地域地場産業振興センターへの出資金の管理(経営金融課)	192
ア 出資額・出資比率の根拠	192
イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)	192
ウ 県出資目的の適合性(事実)	192

エ	出資金の見直し案（意見）	193
(15)	(社)無角和種振興公社への出資金の管理（畜産振興課）	193
ア	出資額・出資比率の根拠	193
イ	出資先の会計及び業務の信頼性	193
ウ	出資目的の達成度	193
	（ア）県による有効性評価	193
	（イ）出資目的の有効性分析	194
	a 出資法人の活動実績の目的適合性（事実）	194
	b 出資金の必要性	194
(16)	(財)山口県栽培漁業公社への出資金の管理（水産振興課）	195
ア	出資額・出資比率の根拠	195
イ	出資先の会計及び業務の信頼性	195
ウ	出資目的の達成度	195
	（ア）所管課による有効性評価	195
	（イ）出資目的の有効性分析	195
(17)	山口県信用保証協会への出資金の管理（経営金融課）	196
ア	出資額・出資比率の根拠	196
イ	出資先の会計及び業務の信頼性	196
ウ	出資目的の達成度	197
	（ア）所管課による有効性評価	197
	（イ）出資目的の有効性分析	197
	a 出資法人の活動実績の目的適合性（定性的評価）	197

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

（2）監査対象期間

原則として平成21年度とし、必要と認めた場合、平成22年度及び平成20年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3 特定の事件（テーマ）として選定した理由

県の歳入確保のためには、その保有する金融資産の管理を効率的・効果的に行うことが重要である。金融資産の管理を効率的・効果的に行うためには、地方公会計改革により整備される公会計の情報を活用することが必要となる。

（1）歳入確保対策と金融資産の管理

県の財政は、近年、県税収入をはじめとする歳入の伸び悩みと県債残高の累増を背景に、今後一段と財政の硬直化が懸念される状況にある。そのため、「平成22年度当初予算の概要」において、歳入確保対策として、「未収金の回収と発生防止」及び「保有金融資産の効率的な活用」に向けた取組が計画されている。具体的内容は次のとおりである。

滞留債権の管理

まず、「未収金の回収と発生防止」として、県税徴収対策の強化及び税外未収金対策の強化を図り、回収目標額として503百万円が挙げられている。県税徴収対策では、特に個人県民税対策を進めることとし、関係市町との連携の下、直接徴収の実施や一括併任等による徴収の強化を図り、又、自動車税について、コンビニ収納サービスを開始し、納税者の利便性の向上等を図る内容となっている。

後者の税外未収金対策では、新たに策定した共通的な債権管理ガイドライン、債権ごとの個別管理マニュアルに沿って、取組を強化し、又、法的措置の実施を検討する内容となっている。

保有金融資産の効率的な活用

次に、「保有金融資産の効率的な活用」として、基金の効果的活用、外郭団体出資金の活用又は償還及び関係団体からの貸付金の償還を図ることが挙げられている。基金については、基金の廃止及び基金取崩による必要事業量の確保によって、1,209百万円の効果額を、出資金については、外郭団体出資金の活用及び償還により3,802百万円の効果額を見込んでいる。そして、貸付金については、関係団体からの償還により134百万円の効果額を見込んでいる。

(2) 地方公会計改革と金融資産の管理

地方公会計改革による統一的な公会計基準の設定が望まれ、それにより地方公共団体が保有する資産の明瞭開示が期待される。

債権の評価

未収金である収入未済額について、原則として将来の徴収不能を表す「不納欠損見込額」を計上する。そのためには、回収率、不納欠損率、回収可能額などの情報が必要となり、システム整備や組織体制の見直しが課題となる。

又、貸付金について、この貸借対照表を作成することにより、はじめて地方公共団体の有する貸付金残高を確認することができる。現状は、滞納（延滞）が生じている相手先についても、調定されたもので未回収のものが未収金として認識されているが、本来、このような貸付先については、将来調定分の回収にも疑念がある可能性が高い。貸借対照表では、将来分も含めて貸付金残高として計上するので、貸付金評価の観点から、回収に疑念のある部分全体を把握することが可能となる。

公会計の整備を進め、債権の管理を適切に行う観点からは、債権分類及び当該分類に応じた貸倒引当金の見積計上をルール化（指針化）等していくべきである。又、このような取扱いによって、公債権に関する不納欠損処理を安易に行う風潮から脱却し、パブリックアカウンタビリティ（公的説明責任）として業績説明責任を果たすことが住民の「公の知る権利」に適うものであると考える。

出資金の評価

出資金といった投資については、貸借対照表価額の妥当性に十分留意する必要がある、加えて地方公共団体として投資（出資）すること自体の経済性や合理性等にも注意を払うことが説明責任の上では必要となると考える。

以上より、歳入確保対策及び地方公会計改革において重要となる金融資産については、県政及び県民の関心が高いと考えられるため、これまでの取組み（金融資産に係る過去の包括外部監査の措置状況を含む）が妥当であったかどうか、今後の計画が適切かどうか検証する必要がある。

4 監査対象

(1) 監査対象機関の選定基準

県の管理する金融資産に関する財務事務の執行等に係る合规性、経済性、効率性、有効性等について、第1の6の(1)に示した監査の着眼点を基に監査手続を実施するため、監査対象機関として選定した基準は、次のとおりである。

ア 本庁

本庁については、平成21年度決算額で1億円以上の貸付金を所管している機関及び概ね1千万円以上の未収金があった機関を対象とした。

イ 出先機関

出先機関については、未収金対策を主眼に、県税未収金にかかる各県税事務所、並びに母子寡婦福祉資金貸付金及び生活保護費返還金にかかる各健康福祉センターを対象とした。

(2) 監査対象機関

監 査 対 象 機 関	
本 庁	出 先 機 関
税務課	山口県岩国県税事務所
地域政策課	同 柳井県税事務所
観光交流課（交通運輸対策室）	同 周南県税事務所
廃棄物・リサイクル対策課	同 山口県税事務所
厚政課	同 宇部県税事務所
医療保険課（地域医療推進室）	同 下関県税事務所
健康増進課	同 萩県税事務所
長寿社会課	山口県岩国健康福祉センター
子ども未来課	同 柳井健康福祉センター
障害者支援課	同 周南健康福祉センター
経営金融課	同 山口健康福祉センター
労働政策課	同 宇部健康福祉センター
農林水産政策課	同 長門健康福祉センター
農業経営課	同 萩健康福祉センター
畜産振興課	
森林企画課	
水産振興課	
漁港漁場整備課	
道路整備課	
住宅課	
教育庁人権教育課	
警察本部交通指導課	

5 外部監査の実施者

外部監査人	小田 正幸	(公認会計士)
補 助 者	天羽 満則	(同)
同	水谷 芳昭	(同)
同	田中 博之	(同)
同	古林 照己	(同)
同	森永 晃仁	(同)
同	品川 充洋	(同)
同	兼氏 憲明	(同)
同	寺田 寛	(行政経験者)

6 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

ア 県の保有する金融資産の管理に関する財務事務の執行等

県の管理する金融資産に関する管理に係る財務事務が法令等に則り適正に行われているか。又、経済的効率的に行われているか。

低利用となった貸付制度及び基金制度について、有効活用に向けた対策が講じられているか。

出資金について、その目的に沿って出資先法人の事業活動に効率的に利用されているか。金融資産の評価は、適正にされるように整備されているか。

イ 過去の包括外部監査結果に係る措置状況（金融資産の管理に関連するものに限る。）

金融資産の管理に係る過去の指摘・意見に対する措置内容は十分かどうか。

措置を講じたことによる十分な効果が出ているかどうか。

(2) 実施した基本的な監査手続

監査の着眼点を基に、監査対象機関から状況の聴取、書類の閲覧及び質問等を行う。なお、実施した主な監査手続は、該当箇所に記載している。

7 外部監査の実施期間

平成22年8月24日から平成23年1月28日まで

8 利害関係

私は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 金融資産の概要

1 金融資産の範囲

地方公会計改革により金融資産として貸借対照表に計上することが予定されている資産は、純粋な資金を除き、債権（税等未収金、未収金、貸付金、その他債権）及び有価証券、並びに投資等（出資金、基金・積立金、その他）に分類される。

2 最近5年間の金融資産の残高推移

このうち、監査対象とした金融資産の、最近5年間の残高推移は下表のとおりである。

（単位：百万円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
未収金	8,952	9,065	9,543	10,043	10,327
県税未収金	3,329	3,462	3,964	4,338	4,612
税外未収金	5,623	5,603	5,579	5,705	5,715
貸付金	44,480	43,480	43,795	42,143	41,802
基金	57,480	52,928	49,139	54,694	88,204
出資金	36,275	41,974	41,891	41,998	48,008

主な増減分析は、以下に示すとおりである。

（未収金）

県税未収金について、平成20年度から増加しているのは、税源移譲により個人県民税の調定額が大幅に増加したからである。

（基金）

平成18年度は新たに山口県離島地域漁業等再生支援基金、山口県障害者自立支援対策臨時特例基金が設置され20基金となった。

基金の平成19年度末現在高は49,139,459千円で、平成18年度末現在高52,927,742千円に比べ、3,788,282千円（7.2%）減少している。その要因は、一般会計からの積立てとして、減債基金が22,300,000千円積み立てられた反面、減債基金が25,000,000千円、土地取得基金が2,000,000千円と、それぞれ取り崩されたこと等によるものである。

基金の平成20年度現在高は54,694,144千円で、平成19年度末現在高49,139,459千円に比べ、5,554,685千円（11.3%）増加している。その要因は、山口県地域活性化・生活対策基金他6基金が創立されたことによるものである。

基金の平成21年度末現在高は88,204,086千円で、平成20年度末現在高54,694,144千円に比べ、33,509,942千円（61.3%）増加している。その主な要因は、減債基金が3,600,000千円、市町振興基金が3,000,000千円と、それぞれ取り崩されたものの、山口県地域活性化・施設整備基金他8基金の創設により29,801,

174千円が新たに積み立てられたこと、既存基金のうち主に山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金が7,425,275千円、山口県安心こども基金が2,256,382千円、山口県障害者自立支援対策臨時特例基金が2,076,192千円と、それぞれ積み立てられたことによるものである。

(出資金)

平成18年度に増加したものは、新たに出資した公立大学法人山口県立大学(5,810,493千円)であり、減少したものは、清算となった(財)山口県国民年金福祉協会(500千円)、(財)山口県勤労者福祉事業団(10,000千円)及び(財)山口県下水道公社(6,000千円)のほか、出資が減少した(財)やまぐち森林担い手財団(50,000千円)及び(財)やまぐち農林振興公社(45,000千円)である。

平成19年度に増加したものは、(財)山口県ひとづくり財団の事業拡充(5,500千円)であり、減少したものは、解散となった総合研究開発機構(89,000千円)などである。

平成20年度に増加したものは、地方公営企業等金融機構への出資である。

平成21年度に増加したものは、新たに出資した地方独立行政法人山口県産業技術センター(6,375,046千円)、(財)都道府県会館(859,993千円)であり、減少したものは、山口県道路公社(1,225,000千円)である。

第3 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1 総括的事項

(1) 県税未収金

ア 滞納整理の進行管理

(ア) 概要

県における滞納者の個別事案管理は、滞納整理票と言う紙面帳票により実施されている。滞納整理票は、督促が発付された調定額ごとに作成され、滞納整理の経過、対応内容、各種調査内容といった滞納整理の事績及び収入年月日、収入額等の収納情報を時系列で記載することとなっており、徴収事務の基本となるものである。

滞納整理票の記載と整理を行う際の要領は、「徴収事務の手引き」に規定されているが、その記載にあっては次のことに留意することとなっている。

処理した事績は簡潔に重点的事項を記載すること。

滞納者の状況については、客観的な事実に基づいて記載すること。

「不在」等簡易な事績についても省略することなく、必ず記載すること。

処理した事績に基づくその後の処理方針については「処理方針」として必ず記載すること。

滞納整理票記載後は、できる限り速やかに決裁を受けること。

進行管理については、「徴収対策実施要領」に、担当者と管理監督者それぞれの役割について次のとおり規定されている。

まず、担当者の役割としては、「担当事案の総量（滞納者数、税額等）整理内容等を把握した上で、自主的・自立的に自らの滞納整理計画（催告、臨戸、財産調査、滞納処分等）定め、進行管理に努める」と位置付けられている。

次に、管理監督者の役割としては、「納税課長及び各班班長は、常に、各課員・班員の滞納整理票を点検するなどして、各課・班の進捗状況の把握や問題点の発見に努め、「何を、いつまでに、どうするか」の観点から適切な進行管理に努める。特に、納税課長は、全ての事案の担当者であるという自覚をもって、課員の進行管理に専念し、個別事案を担当する場合は、進行管理に支障が出ないように担当事案を絞る。」としている。

又、進行管理の重要性についても言及しており、滞納整理方針を組織として決定することとし、全県において統一的な運用をしていくこととしている。

(イ) 滞納整理票等管理資料の保管（事実）

各県税事務所において、担当ごと、地区ごとに分けてファイリングされ、キャビネット等に保管するなどして適切に保管されていると認められた。

(ウ) 処理した事績の記録（事実）

滞納整理票には、その時々の対応内容が詳細に記録されており、徴収の努力が窺われた。

(エ) 管理監督者による事案の進行管理（指摘）

管理監督者の承認に係る記載等が漏れているものが見受けられた。又、担当者としての今後の対応方針とその理由について、ほとんど記載されていない事案が見受けられた。

(オ) 滞納整理票の役割 (指摘)

(現状の問題点)

a 滞納整理票の自己管理機能

担当者の自己管理として、自主的・自立的に自らの滞納整理計画(催告、臨戸、財産調査、滞納処分等)を定め、進行管理に努めることとなっているが、担当者としての今後の対応方針とその理由が明確となっていないため、滞納整理票が進行管理の道具として活用されていない可能性がある。

整理方針、計画が明確でないと、その時々担当者の考えのみで滞納整理の業務がなされ、同じ対応を繰り返してしまうことにもなり、滞納解消の目処はたたず、効率的な滞納整理が期待できないと考えられる。

b 滞納整理票の組織的管理機能

又、滞納整理票は、担当者自身の進行管理の道具として機能するだけでなく、滞納整理方針を組織的に決めるためにも機能している。滞納整理票の様式が、管理監督者が記載内容を閲覧し承認する様式になっているのは、そのためである。

管理監督者(1)は、滞納整理票でその時々対応内容を確認していく中で、その担当者の行動が、全体の方針に沿ったものか、組織で決定した滞納整理方針に沿ったものかを常に確認していかなければならないと考える。

(1)管理監督者の役割は、県の税務運営方針、事務所の運営方針、徴収計画に沿った課、班、担当者の目標、計画を職員に認識させ、それを実現していくための取組みが日々確実に行われているかどうかを点検することであると考える。

この度の監査範囲では、大口滞納事案として特命事項的に税務課の県税事務所駐在の職員により担当されていた事案について、県税事務所の管理監督者の承認の記載が不明なものが見受けられた。これは、徴収困難事案として、県税事務所の通常滞納案件とは別に特命事項的に単独で処理されていたことから、合議処理が希薄となっていたものと考えられる。事案の性質からある程度はやむを得ないとしても、事後的にも合議処理がなされるべきであったと考える。

(改善案)

担当者は、滞納整理上の課題とその解決の方向性(方針)が時間を追って把握できるように、滞納整理記録に明記しておく必要があると考える。

又、管理監督者においては、滞納整理票の承認が形式化しないようにするため、その方針に向けて、現在の進捗状況の確認を常時行い、「何を、いつまでに、どうするのか」の観点からの適切な指示を担当者にしていくことが求められる。これにより、組織的対応が図られ滞納整理における効率性と公平性が確保できるものとする。

なお、進行管理については、滞納事案の管理、分析に当たって、税務電算システムを活用するなどして、滞納管理業務を補助する方法について検討していくことも有益ではないかと考える。

イ 県税徴収体制の整備

(ア) 大口滞納対策（意見）

（現状の問題点）

大口の滞納整理については、平成12年に徴収対策班が設置され、各県税事務所に徴収対策班員が駐在するという形で、大口滞納事案の整理に専念する職務ポストが作られた。しかし、ベテランの徴税職員が大口滞納について専属で担当していたことから、以下の点で問題があった。

滞納整理の大まかな処理方針について所内協議はされていたが、特命事項的に単独で整理事務を行っていたため、県税事務所に対する事案処理の合議が希薄となった。

ベテラン職員と言うことで単独で決断処理することが多くなり、初期対応でうまくいかなかった場合、そのまま長期の滞納となってしまうことがあった。

（改善の方向）

このため、今後は、こうした事例を反省点として、ベテラン職員であっても組織的な対応を伴った事案の整理が望まれるところである。なお、平成22年度から、こうした反省に基づき、組織的な対応を強化する意味で、徴収対策班員を1ヶ所に集約する取組みがされており、その成果に期待したい。

(イ) 徴収専門職員の育成確保（意見）

（徴税専門職員の育成確保の重要性）

徴税職員は、土日夜間の催告業務に限らず、滞納者から罵声を浴びせられながらも、税の公平性及び地方財政の根幹をなす税収の確保のため鋭意業務に当たっている。そして、納税の交渉現場では、法的な知識や徴収技術もさることながら、納税者に対する対応次第でその後の滞納整理が大きく左右される場合がある。

このため、徴収現場における実践力・対応力の養成が極めて重要であるが、このようなスキルは単なる机上の知識だけでなく、経験の積み重ねにより得られものと考えられる。

そして、経験あるモチベーションの高い職員の存在により、厳しい徴収の現場であっても効果的に徴収事務が進められることがあり、こうした徴収専門に係る人材の育成は未収金の回収対策を考える上で極めて重要であると考えられる。

又、経済情勢が悪化し徴収環境が厳しい中では、いかにモチベーションの高い徴収組織を作り上げるかが重要であるが、これも、徴税職員の質的、量的確保に大きく依存していると考えられる。

（現状の問題点）

しかしながら、職員の異動（配置転換）は、ほぼ3年周期で実施されているため、徴収職員として育成された者が異動でいなくなると、徴収知識やノウハウを一から形成しなければならない。これでは、徴収知識やノウハウが継承されず、特に経験者が一度に異動でいなくなる場合には、しばらくの間、思うように滞納整理が進められず、徴収率が低下するといった事態に直面することも考えられる。

（改善案）

こうした点から、徴収専門職員の育成とその継続的確保は、徴収の動向を大きく左右するものである。

このため、県では、実践的な研修を行うほか、平成21年度からは、税務関係等、特定の分

野に長期的に従事させることにより、専門職員の育成を図ることを目的とした庁内公募にも取り組んでおり、今後とも、こうした取り組みを更に拡大していくことが求められる。

ウ 個人県民税の徴収対策

県税の滞納繰越額の約75%を個人県民税が占めていることから、県税滞納繰越額の圧縮を図るためには、個人県民税の徴収対策をいかに実施するかにかかっていると見える。

(ア) 市町への徴収支援（意見）

このため、県としては、直接徴収、併任徴収、研修などを通じて、市町への徴収支援を実施しており、今後とも効果が期待できるものと考えますが、市町の方では、他の税目等の未収金が相当程度あり、個人住民税だけ徴収というわけにはいかない。

従って、県としては、市町において個人県民税の徴収確保をどのように図るか、又、本来市町の行政事務であるものについて、県がいつまで支援を継続するか、といったことが課題となる。

しかし、厳しい納税環境にあって、まずは、各市町の徴収レベルが組織的に上がってこない限り個人県民税の徴収率の向上は望めないことから、市町の状況に応じた段階的な支援を含め、当面、市町に対する継続的な徴収支援は必要と考える。

(イ) 個人住民税の特別徴収の実施促進（意見）

個人県民税の未収金対策として、現年分の未収を出さない方策の検討が必要であり、特別徴収の実施促進は有効な取組みであると考えられる。

特に、特別徴収は法的に義務付けがされているにもかかわらず、未実施の事業者が多いのは、制度の仕組みが十分周知されていないこともあるが、そもそも、徴収方法を選択制にしているなど、市町の課税事務の手続き等に問題があると考えられる。

本来、法に則り、適正に実施されていれば問題はないが、これまで長い間実施の取組みがなされなかったことから、一時に実施するには相当の抵抗もあり、又、全ての市町に共通する事項であり、各市町で取扱いが異なることは問題でもあることから、全市町協同して取り組む必要があると考える。

このため、県としては、こうした実情を十分踏まえ、市町と連携した積極的な取組みが望まれる。

(2) 税外未収金

ア 税外未収金の全庁的管理体制 (事実)

(県の方針)

県は、平成 2 1 年 3 月に策定された「新・県政集中改革プラン」において、具体的取組方針の一つとして税外未収金対策を掲げている。現在、総務部税務課内に財源確保推進グループが設置され、財源確保対策本部 (本部長 : 副知事) による総合的な進行管理の下、全庁的な取組みが具体的に進められている (1)。

(1) 主な取組内容

(平成 2 1 年度)

債権管理の基本的な手順の全庁共有化

電話、訪問、文書等による再三の督促

平成 2 2 年 3 月議会において、税外未収金の回収に係る訴え提起及び和解について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく知事専決処分事項に指定するとの議決が得られている。

(平成 2 2 年度)

債権管理回収のスキルアップ (担当者研修、巡回指導等)

債務者の実情把握の徹底強化 (納付交渉)

「滞納撲滅月間」の設定 (1 1 月・1 2 月)

初期対応の迅速化、時効管理の強化

悪質な滞納事案の法的措置や強制徴収への移行

そこで、研修資料等の閲覧及び職員への質問等を通じて、未収金回収対策の全庁的な取組みが総合的な進行管理のもとで実施されるような体制になっているかどうか検討した。

その結果、現在構築されている税外未収金の全庁的管理体制には、既存未収金の回収促進及び新たな未収金発生防止の観点から、様々な工夫が織り込まれている。総務部税務課に設置された財源確保推進グループが実施した種々の取組みにより、債権管理回収に関する理論・実務・実践のバランスのとれた、豊富なメニューが用意されている。

具体的には、各部局における支援体制の整備 (2) 及び滞納初期事案や回収困難事案への具体的取組内容等である (3)。従って、税外未収金の管理体制は、実効性が期待できる内容に整備されていると判断する。

(2) 各部局に対する支援体制の整備

特に、次の から までの流れを 1 つの管理サイクルとして行う取組みは、各部局における債権管理回収のスキルアップを図るために大変重要であり、引き続き、各部局に対するより具体的・実践的な支援体制の構築を図る観点から、その充実を図っていく必要がある。

担当者研修の開催による、各部局へのノウハウの提供 (理論)

巡回指導による担当職員の理解の徹底、実務の改善 (実務)

納付交渉の実地指導において、実際にやってみせて、理解を深める (実践)

回収困難事案を引継ぎ、法的措置等への移行等を検討 (実践)

回収困難事案を通じて培ったノウハウの提供

(3) 滞納初期事案及び回収困難事案への具体的取組内容

滞納初期の事案については、各部局において対応を強化し、未収金の新たな発生防止、滞

納長期化の防止及び時効中断措置の徹底等に努める。一方、回収困難事案については、事務を効率化しつつ、回収の実効性を高める観点から、原則として、専門組織において一元的に対応することも重要であり、当面は、総務部税務課に設置された財源確保推進グループが、この役割を担うこととなる。

イ 事実上の分納（指摘）

（現状）

分納には、法令に基づく分納と事実上の分納があるが、実務的には、徴収上有利であることから、事実上の分納を認めている場合がほとんどである（４）。

- （４）債務者から生活困窮等を理由に一括納付できないとの申し出があった場合には、地方自治法に基づく履行延期の特約又は処分といった法令の規定に則して分納を認める場合のほか、法令に基づく分納ではないが、債務者の分納申し出を認め、以後の履行状況を監視する事実上の分納がある。後者については、分納期間が長期化しておらず、きちんと履行される場合には、徴収上有利であると認められることから、それ自体は問題とは言えない。

（問題点）

しかしながら、事実上の分納を認めるに当たって、完納までに10年以上を要する計画であっても、債務者の収入状況等の客観的資料の裏付けを得ないまま、債務者からの申し出のみに基づいて事実上の分納を認めている場合がある。又、分納誓約の内容を書面にして債務者から提出させず、償還指導台帳等に分納内容を記録しているだけの事案が見受けられる。

そのため、事実上の分納の内容が債務者の申し出や担当職員の主観に左右され、県として統一された考えにより行われていない状況にある。

（改善案）

従って、事実上の分納を認める場合の手順を具体的に定める必要があり、留意すべき点として、次の3点が重要であると考えます。

納付交渉時の初期対応

納付交渉においては、納期限までにきちんと納付している多くの県民との公平を確保するため、まずは、滞納額の全額を速やかに納付するよう求める必要がある。一括納付が困難である場合でも、納付が可能な額は即刻納付させる必要がある。

又、県が分納を認めるとしても、完納に至るまでの期間に応じた延滞金・違約金を納付しなければならないことを、最初にきちんと伝える必要がある。

支払能力の見極め

分納額が債務者の支払能力に見合うものとなっていることを確認するため、債務者の収支の状況、扶養家族の状況、財産状況等を確認する必要がある。特に、滞納額が大きい場合や完納までに長期間（原則として1年以上）を要する場合は、源泉徴収票、預金通帳といった客観資料による裏付けを求める必要がある。

この結果、分納が真にやむを得ないと判断された場合には、納付誓約書を取得して時効を中断すると共に、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに履行を求める必要がある。病気、失業、高齢、障害等により収入が減少し、分納額が少額かつ長期にならざるを得ない者については、定期的に状況の確認を行うなどして、きめ細かな対応に努める必要がある。

なお、支払能力の見極めは、担当者個人のみならず、適切な進行管理によ

り組織として行う必要がある。

進行管理の徹底

事実上の分納を認めた者を一覧的に抽出し、誓約の履行状況についての進行管理を徹底することが望まれる。

ウ 連帯保証人に対する履行請求（指摘）

（現状の問題点）

貸付金債権について、主たる債務者が十分な支払能力を有していないものと認められる場合、本来は、直ちに連帯保証人に対しても履行を求めるべきところである。しかし、滞納が長期に及んでいるにもかかわらず、県側からの一方的な連絡（催告書の郵送）のみに終始しており、接触が不十分と認められる事案があった。

（改善案）

回収の実効性を高めるためには、連帯保証人に対して債務の履行を求めることも必要である。滞納発生後は、できるだけ早期に連帯保証人に対する十分な接触を図ることとし、その時期については、債務者間の公平を確保するため、例えば滞納期間が3か月に達した時とするなど、具体的なルール作りの検討が必要である。

エ 回収困難事案への対応（意見）

（現状）

債務者が納付交渉に応じないなど徴収困難と認められる事案は、法的措置への移行も視野においた強力な納付交渉に着手するため、順次、税務課に引き継がれている状況にある。回収困難事案について全庁的に一元的管理する体制が整備されていると言える。税務課は、引継ぎを受けた回収困難事案について、納付交渉や財産調査等を通じて債務者の収入状況・生活状況等の掌握に努め、それに応じた措置を講じている。

（意見）

今後、全庁的に未収金回収の実効性を一層高めていくためには、税務課と各部局との相互支援体制を構築していくことがより重要となる。具体的には、税務課においては、所在調査・納付交渉等の成功事例について全庁的に情報を共有化することにより、債権管理回収の全庁的なスキルアップに結び付けることを主眼に、事案を厳選して引継ぎを受ける。

一方、各部局においては、全庁的に共有化された情報を十分活用して適切な債権管理に取り組むと共に、それらの情報では対処し切れない事案を厳選して、税務課に引き継ぐべきものと考えられる。

オ 議会の議決を得て行う債権放棄（意見）

県民負担の公平性を確保しつつ、健全な財政運営を持続させる観点から、未収金が発生した場合には、その回収に向けて種々の取組みを進めることが基本であるが、同時に、債権管理のために要するコスト面についても考慮に入れる必要がある。

監査の結果、私債権で既に消滅時効期間を経過しており、かつ、債務者と接触できない状態が続いている事案を、長期にわたり債権管理の対象としているケースが見受けられた。

先方の所在が把握できず、納付意思（時効の援用又は時効利益の放棄）を確認できない状態が続くなどの理由から、このような事案が生じること自体にやむを得ない面があることは一定の理解を示さざるを得ない。しかし、回収することを前提として膨大な人的・金銭的コストを割いたとしても、実際に回収に結び付くケースが極端に少ないと見込まれるような事案につい

ては、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を得て債権を放棄することも検討に値するものとする。

この際、債権放棄により軽減された事務コストを、未収金の回収と新たな発生の防止のために活用し、全体として県民負担の公平を確保していくこととしなければ、議会の理解は到底得られないものと心得るべきである。

カ 延滞金・違約金等の取扱い（意見）

（延滞金等の徴収の原則的取扱い）

県が有する債権の発生理由は、実に様々である。例えば、生活困窮者の福祉の増進を目的とする貸付金、農林水産業の振興・担い手の育成・確保を目的とする貸付金、生活保護受給者の所得把握漏れにより生じる返還金、県有施設の占用・使用等に伴い生じる占用料・使用料等、法令違反行為により生じる違反金・返還金等が挙げられる。

こうした各種の債権について、債務者が納付の履行を遅延した場合には、延滞金の徴収に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第7号）や各種法令・貸付規則等の規定に基づき、延滞金、違約金等（制度によって名称が異なる。）を徴収することとされている。

延滞金等の徴収は、新たな滞納発生防止のためだけでなく、納期内に納付する者との公平性を確保するためにも、債権の種類に関係なく、画一的に徴収することが原則である。

（事実上の取扱い）

しかしながら、監査の結果、このように画一的に延滞金等を徴収する取扱いがなじまないといった判断等から、延滞金等を徴収していない事案が見受けられた。

一般に、履行遅延となった債務者は生活困窮の状態にある場合が多い。又、福祉など一定の政策目的のため生じた債権については、履行を遅延したからといって直ちに返済を求めるよりも、むしろ生活指導・経営指導を続けながら、完納に向けた計画を債務者と共に考える取組みが重要と考える。従って、延滞金等を画一的に徴収していない事実上の取扱いについては、一定の理解を示さざるを得ない。

（今後の対応）

延滞金の取扱いについては、債務者の置かれた状況を適切に把握しつつ、債権の発生理由についても十分考慮しながら検討を加える必要がある。

キ 文書催告の効果的実施（意見）

債務者が納期限までに債務を履行しない時は、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、期限を指定してこれを督促（5）しなければならない。

（5）督促は、次のとおり重要な意義を有している。

（強制徴収公債権の場合）

滞納処分的前提要件となっており、督促を行わない限り、滞納処分することができない。

（非強制徴収公債権及び私債権の場合）

時効中断の効力を有する。（ただし、最初に行った督促についてのみ）

一方、催告（6）は、督促状を送付してもなお債務が履行されない場合に、できる限り自発的納付を促すために発するものである。そのため、「同じ文書催告の繰返し」など、催告効果が期待できないものは、滞納整理を遅らせるばかりか、事務コストが高む結果となる。

(6) 催告は、法律上規定されているものではなく、その回数、間隔には決まったものはないが、自発的な納付を促し、滞納整理を効率的・効果的に進めるために行っている。

そこで、文書催告を数回行っても納付に応じない債務者については、直接面談して自発的な納付を求めるなど、必ず次の段階に進み、接触を強めていく必要がある。文書催告の回数については、債務者間の公平を確保するため、例えば文書催告を2回行っても反応がない時には、次の段階に進む等の、具体的なルール作りの検討が必要である。

ク 徴収停止（滞納処分の執行停止）（意見）

債務者が行方不明であるなど一定の要件に該当する場合には、徴収停止（強制徴収することができる公債権の場合は、滞納処分の執行停止）を検討する必要がある。

ただし、取立費用に満たないような少額の債権である場合を除き、行方不明の債務者については所在調査を行うなど、債権保全のための取組みを行った上で検討されることが基本である。

ケ 履行延期の特約（処分）の活用（意見）

生活保護を受給している者に対して債務の履行を請求する場合には、その生活事情に十分配慮する必要がある。この場合、債務者は履行延期の特約（処分）の適用要件である「債務者が無資力であること」に該当することが明らかであるため、履行延期の特約（処分）を適用することを念頭に置いて対処する必要がある。

適用の際は、債務者との関係が途絶えることのないよう、個人住民税の賦課決定時（6月）に合わせて所得状況を報告すること等を条件にする必要がある。

コ 償還指導台帳等への記録・組織的な進行管理（指摘）

債務者との交渉経過等を償還指導台帳等（制度によって呼称は異なる。）に記録することは徴収事務の基本である。又、組織的な進行管理を図るためにも、台帳等への記録の都度、管理監督者の閲覧・承認を求める必要がある。

債務者と電話で行った納付交渉により、口頭での納付約束を取得すると共に、新たな住所地が判明したことについて、台帳等への記載がされていない事案があった。「業務連絡」と題して詳細なやり取りが回覧されている場合であっても、その概要を台帳等に適切に記載する必要がある。

サ 地方公会計制度への対応（意見）

県が平成20年度決算分から作成・公表している「総務省方式改定モデル」による財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）において、資産（債権）の実態を適正に評価する仕組みとして、回収不能見込額が計上されている。

税外未収金に係る回収不能見込額は、総務省の示した基準に基づき、一定額以上の債権については個別に回収可能性を判断すると共に、その他の債権については、過去5年間の不納欠損率に基づき回収不能見込額が算定されている。

地方自治体は、財務書類の作成・公表を通じ、住民に対する説明責任を果たすと共に、財政運営・政策形成の基礎となる情報として活用することが可能となる。こうした新地方公会計の有する意義の重要性を踏まえ、県は、一定金額以上の未収債権のうち、一般に回収可能性が低いと考えられるもの、具体的には、既に消滅時効期間を経過しているため、債務者が時効を援用した場合には消滅させざるを得ないと見込まれる債権、債務者が行方不明であるなどの理由

から徴収停止又は滞納処分の執行停止とされた債権については、回収不能見込額に計上する必要がある。

なお、回収不能見込額に計上された債権についても、資産として存在している以上、その回収に向けた取組みが求められることは言うまでもない。

(3) 貸付金の管理

ア 貸付実態に整合する開示(意見)

監査対象とした貸付金の中に、契約上は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、年度末には残高はゼロになるが、過去の運用実態からみて、実質的には長期貸付金であると推認されるものがある。

改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

イ 貸付金の評価(意見)

現状、延滞が生じている貸付金であっても、未収金として計上されるのは、回収期限が到来したもののうち未回収のものだけである。しかし、延滞が生じている場合、期限未到来の貸付金についても回収できない可能性が高い。

県の財産に含まれている貸付金の価値を正しく示すためには、期限未到来額(将来の調定額)のうち回収に疑念のあるものの金額を把握できるようにする必要がある。

2 未収金の管理

(1) 概要

ア 未収債権の概要

(ア) 監査対象の選定基準

平成21年度末の未収金残高のうち、監査対象として選定したのは、県税未収金（約46億円）及び、残高ほぼ1千万円以上の税外未収金（約50億円）のうち、当該債権の性質又は特徴を代表すると判断したものである（1）。

なお、監査対象とした税外未収金合計（約50億円）の税外未収金残高（約57億円）に占める割合は約88%である。選定した未収金は、次のとおりである。

(1) ここでは、未収債権を、強制徴収権を有する公債権、強制徴収権を有しない公債権、私債権で中小企業振興目的の貸付制度を代表するもの、私債権で農林水産業改善目的の貸付制度を代表するもの、私債権で学生貸与的性格を有する貸付制度を代表するもの、及び私債権で福祉目的の貸付制度を代表するもの、の6つに区分している。

(単位：千円)

	監査対象として選定した未収金	機関名	金額
強制徴収権を有する公債権			
1	県税未収金	税務課	4,612,495
2	措置児童負担金	こども未来課	22,615
3	措置児童負担金	障害者支援課	11,084
4	下関漁港利用料等	漁港漁場整備課	9,823
5	放置違反金	警察本部交通指導課	12,574
強制徴収権を有しない公債権			
6	生活保護費返還金	厚政課	30,576
7	補助金等返還金	健康増進課	58,022
8	児童扶養手当返納金	こども未来課	13,442
私債権で中小企業振興目的の貸付制度を代表するもの			
9	中小企業高度化資金貸付金	経営金融課	3,730,468
10	中小企業従業員住宅資金貸付金	経営金融課	33,653
私債権で農林水産業改善目的の貸付制度を代表するもの			
11	農業改良資金貸付金	農業経営課	61,132
12	林業、木材産業改善資金貸付金	森林企画課	54,866
13	沿岸漁業改善資金貸付金貸付金	水産振興課	9,708
私債権で学生貸与的性格を有する貸付制度を代表するもの			
14	看護師等修学資金返還金	医務保険課(地域医療推進室)	7,774
15	高等学校等進学奨励費	教育庁人権教育課	196,616
私債権で福祉目的の貸付制度を代表するもの			
16	母子寡婦福祉資金貸付金	こども未来課	536,553
17	高齢者住宅整備資金貸付金	長寿社会課	171,205
18	障害者住宅整備資金貸付金	障害者支援課	49,928
19	心身障害者扶養共済制度	障害者支援課	38,944
合計			9,661,478

(イ) 債権の区分

県の有する債権（金銭債権）は、公法上の原因に基づき発生する債権（公債権）と、私法上の原因に基づき発生する債権（私債権）に区分される（ 2 ）。更に、公債権は、県が強制徴収（ 3 ）できるものと、できないものに区分される。

債権がどの区分に属するかによって、督促・延滞金等の徴収の法的根拠、財産調査の位置付け、滞納処分・訴えの提起等の法的措置、消滅時効期間、時効の援用等の取扱いが異なる。このため、債権管理に当たっては、まずはその債権がどの区分に属するかを整理する必要がある。

(2) 実務的に行われている債権の区分

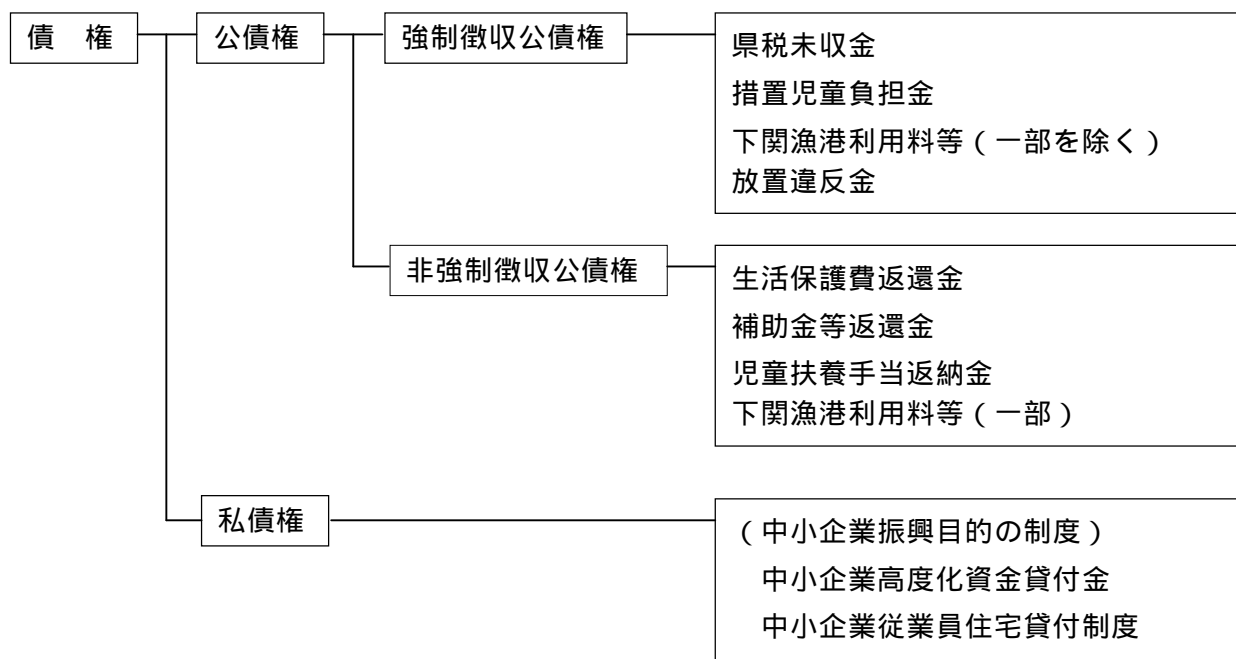
公債権と私債権の区分は法令に個別具体的に規定されているものではないため、実務的には、債権の発生原因など実態を十分考慮しつつ、判例等の積重ねによって判断する必要がある。例えば、県営住宅家賃及び県立病院診療費については地方自治法第 225 条の規定に基づく公の施設の使用料と位置付けられるものの、過去の判例を踏まえ、債権の本質が私法関係にあることから私債権と区分している。

(3) 強制徴収とは、県が、地方税の滞納処分の例により、裁判所の手を借りることなく債務者の財産を差し押さえ、これを換価し、滞納となっている徴収金に充てることを言う。

(ウ) 債権区分と監査対象債権との関係

上記説明の債権区分と監査対象債権との関係を示すと、次のようになる。なお、私債権については、更に貸付目的等により区分している。

(債権の区分)



(農林水産業改善目的の制度)
 農業改良資金貸付金
 林業・木材産業改善資金貸付金
 沿岸漁業改善資金貸付金
 (学生貸与的性格を有する制度)
 看護師等修学資金
 高等学校等進学奨励費
 (福祉目的の制度)
 母子寡婦福祉資金貸付金
 高齢者住宅整備資金貸付金
 障害者住宅整備資金貸付金
 心身障害者扶養共済制度

イ 県税未収金

(ア) 県税の概要

山口県の平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 年間における調定額、収入額、不納欠損額、滞納繰越額及び徴収率の推移は、以下のとおりである。

(単位 : 百万円、%)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
調定額	176,653	173,479	147,517	142,155	155,589	169,022	181,256	205,550	195,057	158,246
収入額	172,191	169,074	143,193	138,027	151,663	165,321	177,498	201,291	190,452	153,357
前年度対比	111.5	98.2	84.7	96.4	109.9	109.0	107.4	113.4	94.6	80.5
不納欠損額	436	325	447	420	368	371	295	296	267	277
滞納繰越額	4,026	4,080	3,876	3,707	3,558	3,329	3,462	3,964	4,338	4,612
徴収率	97.5	97.5	97.1	97.1	97.5	97.8	97.9	97.9	97.6	96.9

a 県税調定収入の状況

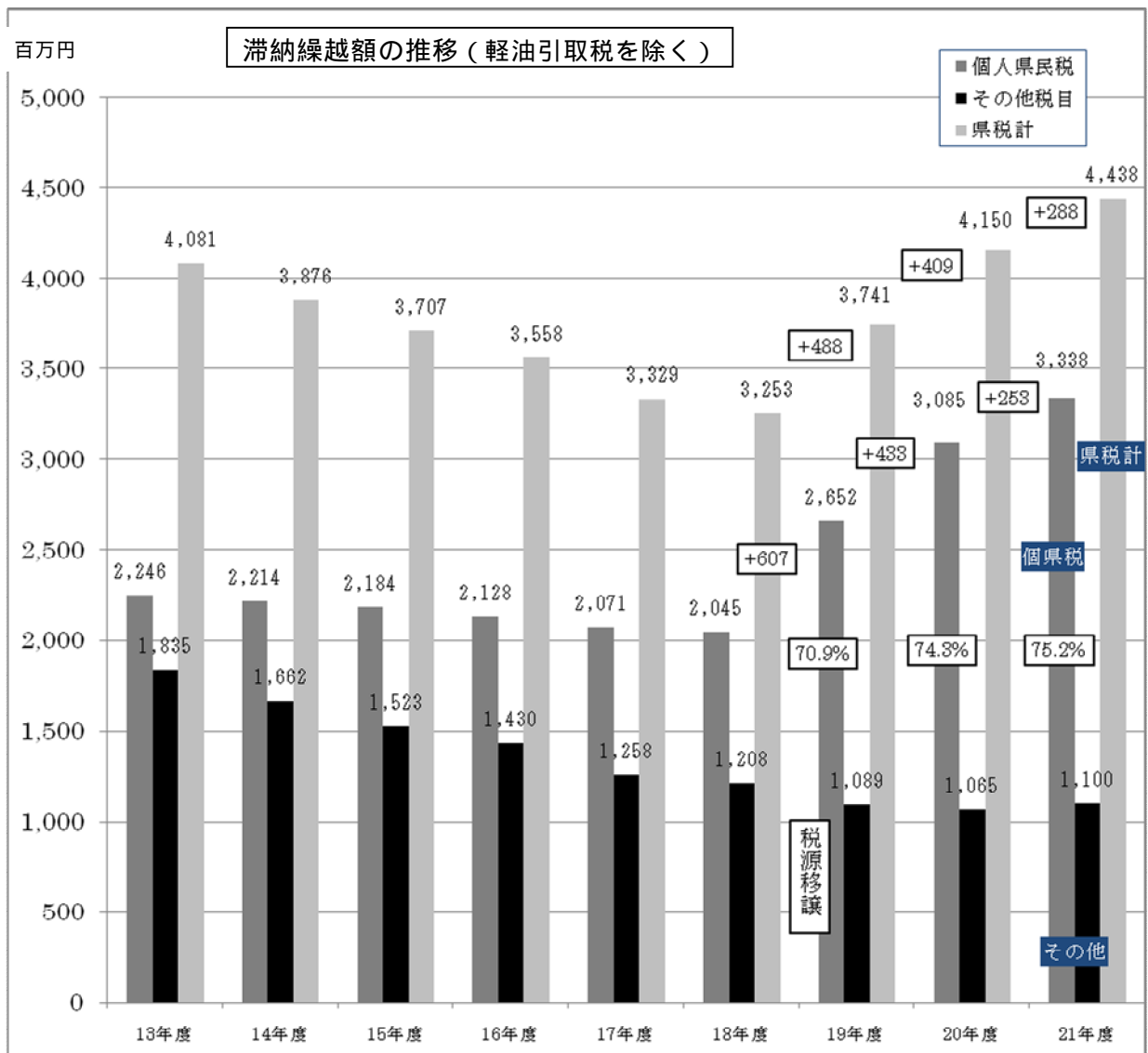
調定額 (4) は、長引く景気の低迷と政策減税の影響により、平成 15 年度まで下降傾向にあり、その後緩やかな回復傾向にあった。平成 19 年度には税源移譲の影響で 20 百億円を超えたが、リーマンショック後の企業収益の低下による法人 2 税の減収等により、平成 21 年度には 15 百億円台まで一気に落ち込む状況となった。

○税目別収入構成比の推移



税目別の収入状況の推移を見ると、平成20年度決算では、法人事業税が26.8%と最も高く、次いで個人県民税が24.7%と2番目に高い税目となっていたが、税源移譲、法人事業税の改正等により、平成21年度の決算では、法人事業税の17.8%に対し、個人県民税が30.1%と税目中最も高くなっており、県税収入における基幹税目となった。

b 滞納繰越額



滞納繰越額の推移を見ると、県税全体の滞納繰越額（軽油引取税を除く）は、平成18年度までは、年々圧縮され、平成13年度に約41億円あったものが、平成18年度には約33億円までに減少している。又、平成19年度には約37億円に急増し、その後毎年増加し続けている。

その原因となっているのが、個人県民税である。税源移譲により平成19年度から個人県民税の調定額が大幅に増加し、これに伴い、個人県民税の滞納繰越額が、平成19年度に約6億円の増となり、その後も数億円単位で増加し続け、県税全体の未収額増加の最大要因となっている。

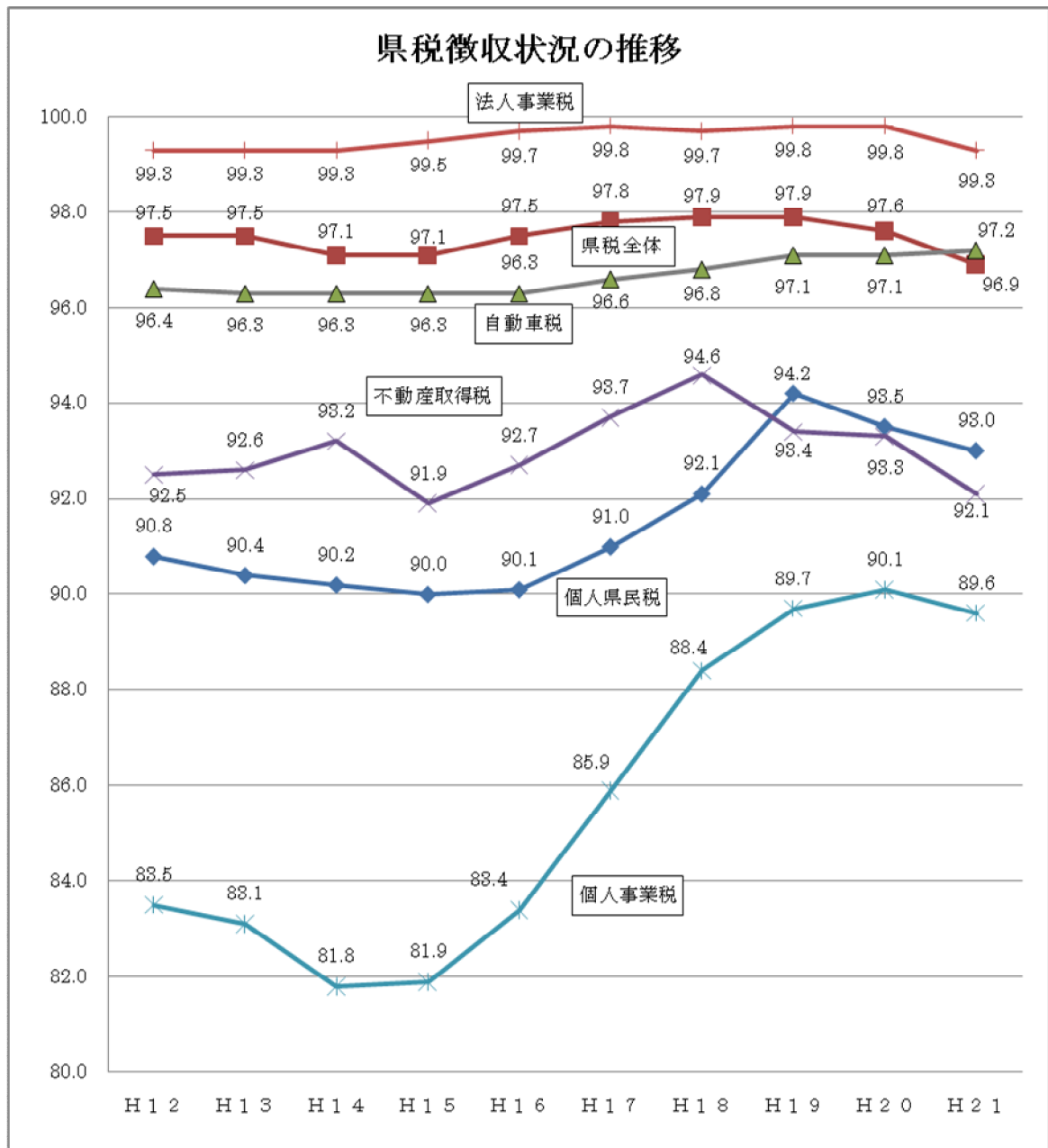
平成21年度決算では、県税全体の滞納繰越額（軽油引取税を除く）は44億38百万円で、そのうち個人県民税は33億38百万円で、県税滞納繰越額の約75%を占め、個人県民税以外の県税の滞納繰越額の圧縮が進んでいることもあり、その占める割合は増加する傾向を示している。

なお、個人県民税を除く税目については、平成11年度に20億円近くあったものが、平成19年度以降、その約半分の11億円程度までに圧縮が図られている。

c 徴収率

徴収率については、平成21年度決算において、県税全体が96.9%であるが、個人県民税の93.0%を除くと98.7%であり、全国順位は13位となっている。

県が直接賦課徴収する税目のうち、まず、法人事業税については、過去から高い徴収率を維持しているが、リーマンショック後の企業収益の悪化から、平成21年度から徴収率は低下している。



自動車税についても、過去から高い徴収率を維持しており、平成21年度の全国順位も16位と高い位置を占めている。

不動産取得税については、随時課税と言う税目の特性もあり、その時々々の賦課徴収状況により変動しているが、近年、経済情勢の影響を受けて、徴収率は低下している。

個人事業税については、平成15年度から徴収率は回復してきているが、経済情勢の悪化による影響で、平成21年度から低下している。

個人県民税については、税源移譲により、調定額が増大する中、経済情勢の悪化等により、徴収率は低下しており、全国順位についても平成21年度で23位となっている。

県税全体の徴収率は、前述のとおり、税金に占める個人県民税の割合が高いことから、個人県民税の徴収率の動向に大きく左右されており、平成20年度から低下している。

こうしたことから、県税の徴収率を向上させ、繰越額の圧縮を図るためには、個人県民税の徴収対策をいかに効果的に実施するかにかかっていると見える。

d 滞納の状況

山口県で平成21年度に発生した滞納の状況は、次のとおりである。

現年課税分滞納発生状況(除 個人県民税均等割・所得割) (単位：百万円、件)

		調定額 A	納期内 収入額 B	滞納額 C	滞納 発生率 C/A	滞納額の内訳			滞納整理 対象発生率 (督促状 発付率 D/A)
						督促状 発付前 収入	督促外 発生滞納	督促状 発付状況 D	
H21	税 額	107,996	93,830	14,166	13.1%	1,902	7,082	5,182	4.8%
	件 数	757,030	593,289	163,741	21.6%	44,255	200	119,286	15.8%

納期限までに納付されない場合を「滞納」と言うが、督促状発付前の納付又は制度上の徴収猶予により、滞納整理の対象とならないものも多くある。山口県では督促状が発付された時点で滞納者毎に「滞納整理票」を起票し、滞納整理の対象として催告等の手続きを開始している。

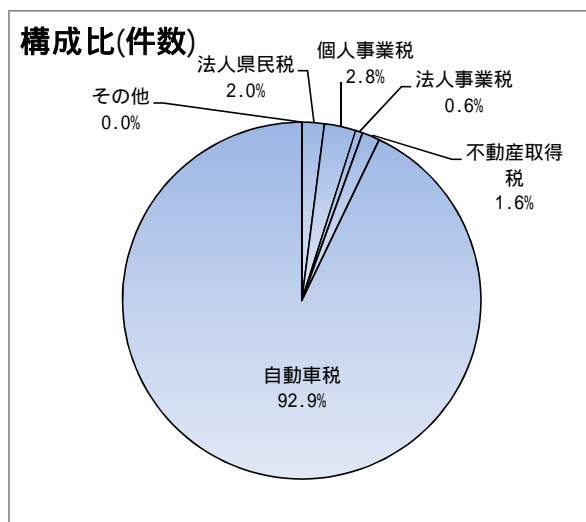
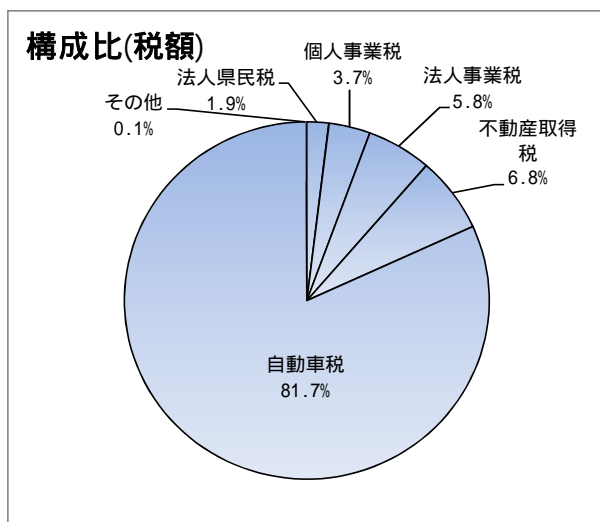
平成21年度に滞納整理の対象となったものは、税額ベースで4.8%、件数ベースで15.8%となっている。

次の表は、平成21年度の督促状の発付状況を税目別に見たものである。

平成21年度督促状発付状況

(単位：千円、件、円)

	税額(千円)	構成比	件数	構成比	1件当たり の滞納額(円)
法人県民税	100,750	1.9%	2,424	2.0%	41,564
個人事業税	190,714	3.7%	3,382	2.8%	56,391
法人事業税	298,003	5.8%	769	0.6%	387,520
不動産取得税	353,959	6.8%	1,907	1.6%	185,610
自動車税	4,234,512	81.7%	110,791	92.9%	38,221
その他	3,917	0.1%	13	0.0%	301,278
合計	5,181,855	100.0%	119,286	100%	-



滞納整理の対象となった約12万件のうち、90%を超える約11万件が自動車税で、1件当たりの滞納額は少額であるものの、その件数は膨大であり、滞納整理事務における自動車税の比重はかなり高いことが窺える。

次に、1件当たりの滞納額で見ると、法人事業税と不動産取得税が高額滞納となるケースが多く見られることが窺える。

先に示したように、滞納発生時から督促を経て滞納整理事務が始まることとなるが、その一連の過程において当該年度中に完納とならなかったものが、翌年度に繰り越されることとなる。

又、前年度から繰り越された滞納額も含め、滞納整理の対象となったもののうち、平成21年度中の徴収内訳は下表のとおりである。

滞納額の徴収内訳(除 個人県民税均等割・所得割)

(単位：百万円、件)

		滞納額	任意納付(入)	交付要求・参加差押	差押収入		その他による収入	計	不納欠損処分額	翌年度への繰越額
					任意納付(入)	滞納処分収入				
現年	税額	14,166	13,468	1	20	25	5	13,518	18	630
	件数	163,741	155,888	19	257	649	134	156,947	28	6,766
繰越	税額	1,233	414	3	24	34	3	478	110	645
	件数	19,285	4,311	77	366	769	18	5,541	1,891	11,853
計	税額	15,399	13,882	3	43	60	7	13,996	128	1,275
	件数	183,026	160,199	96	623	1,418	152	162,488	1,919	18,619

注) 現年の翌年度繰越額のうち、軽油引取税(6件、174百万円)は徴収猶予によるものであり、滞納整理の対象とならない。

なお、翌年度への繰越額のうち、処分状況は次のとおりである。

翌年度への繰越額の処分状況(除 個人県民税均等割・所得割)

(単位:百万円、件)

区分	翌年度への繰越額	左の内訳				
		財産差押	執行停止	徴収猶予	その他(回収中)	
現年	税額	630	98	5	179	348
	件数	6,766	156	145	30	6,435
繰越	税額	645	81	178	1	385
	件数	11,853	776	3,078	2	7,997
計	税額	1,275	178	183	180	733
	件数	18,619	932	3,223	32	14,432

e 大口滞納の状況

翌年度繰越額(個人県民税及び軽油引取税を除く)のうち、滞納総額50万円以上の大口滞納者は、平成21年度決算時点で、現年課税分及び滞納繰越分合計で164人(法人)あり、その滞納額は413百万円あった。

これは、滞納繰越額合計(個人県民税及び軽油引取税を除く)1,101百万円(現繰計)の37.6%を占めており、自動車税の他にこうした大口滞納者に対する対策が県税徴収対策の大きな柱となっている。

近年この大口滞納の推移を見てみると、平成14年度には6億円近くあった滞納額も平成20年度には約半減の3億4千万円まで圧縮してきている。

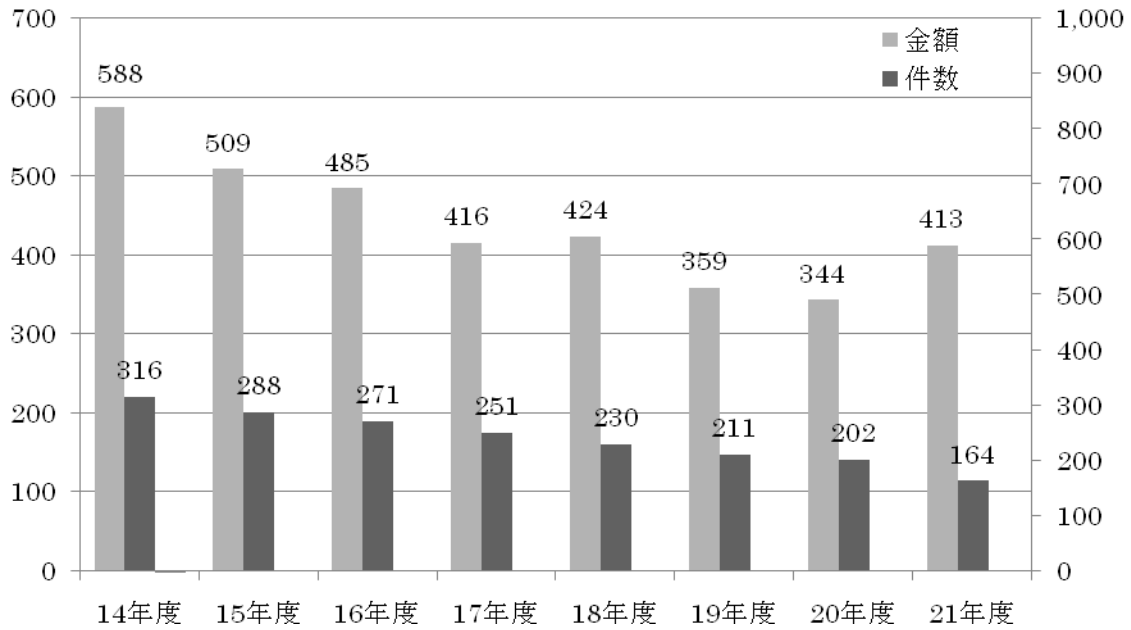
平成21年度には、国税の修正による法人二税の大口案件(1法人)が発生し、滞納繰越額は前年度より増加したが、滞納件数では全体的に圧縮傾向にある。

平成21年度滞納発生状況及び大口滞納の状況(除 個人県民税均等割・所得割)

(単位:百万円、件)

		滞納額	翌年度への繰越額(軽油除く)	うち大口(50万円以上)分	繰越に占める大口の割合	滞納に占める大口繰越の割合
現年	税額	14,166	456	199	43.6%	1.4%
	件数	163,741	6,760			
繰越	税額	1,233	645	215	33.3%	17.4%
	件数	19,285	11,853			
計	税額	15,399	1,101	413	37.6%	2.7%
	件数	183,026	18,613			

(百万円) 50万円以上の大口滞納の推移 (個人県民税及び軽油引取税を除く) (件)



(イ) 県税の徴収対策

これまでの徴収対策

	17年度	18年度	19年度【税源移譲】	20年度	21年度	22年度	
県税	夜間納税相談窓口(5月末3日間)		休日を追加			滞納処分の強化 ○ 捜索の日常化 ○ 徴収対策班による支援 (県税を巡回指導)	
	滞納整理特別強化期間(7.8.11.12月)		自動車差押強化月間(1月)				
		インターネット公売	3回	6回	6回		6回
			タイヤロック				
			色封筒	様、えび茶	貴(督促状)、緑(催告書封筒)		
				徴収対策班の拡充強化 特別滞納整理グループ		事務の効率化 ○ 新電算システム稼働 ○ コンビニ収納開始 ○ 預金調査電子化	
個人県民税	個人住民税徴収対策協議会(年2回開催)		8市→全市町出席			人材育成の充実 ○ 中核的職員育成研修の本格実施	
	各種研修会(階層別研修、出前研修)						
	共同催告・共同訪問		8市町	12市町	19市町		19市町
	直接徴収		4市	16市町	19市町		16市町
			併任徴収(巡回型)	1市2町	5市5町	5市2町	併任徴収体制の強化 ○ 地方税徴収支援グループの設置 ○ 併任徴収の実施拡大(18市町) ○ 一括併任の実施 ○ 併任期間の延長(6月→1年) ○ 市町の状況に応じた段階的实施
			併任徴収(特定案件処理型)	1市	4市		
			徴収対策班の拡充強化	市町徴収支援チーム			

a 個人県民税の徴収対策

(a) 市町への徴収支援

個人県民税は、県税ではあるが市町が賦課徴収しており、県が直接徴収することができないことから、個人県民税の徴収率を上げるためには、市町にその徴収努力が求められる。ただ、市町によっては、徴収ノウハウや人材不足、地元での滞納処分に消極的な面もあり、滞納整理がなかなか進まないのが実情である。こうしたことから、県としては、市町の要望もあり、市町に対する徴収支援を実施してきている。

そのうち、間接支援として、市町との共同催告や共同訪問、個人住民税徴収対策協議会(県、市町合同の協議会)の開催、研修などの側面的な支援を実施してきたが、平成17年度からは、直接支援として、徴収困難案件を市町から引き継ぎ、県が直接滞納整理を行う、直接徴収を実施している。

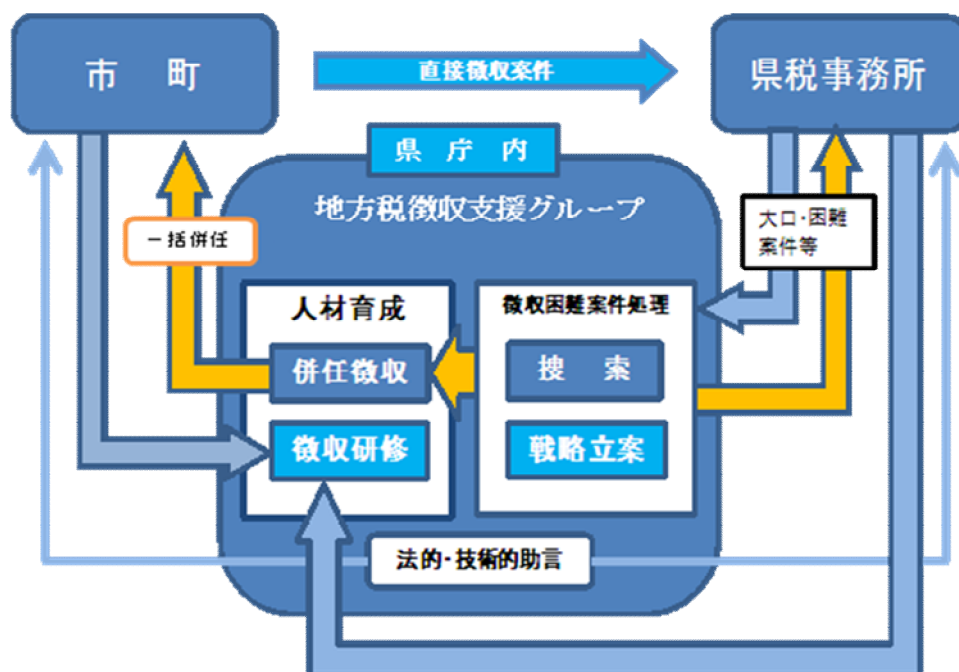
更に、税源移譲により個人県民税の割合及びその滞納額自体が大幅に増加したことにより、市町の徴収能力の向上が不可欠との判断から、平成19年度から県職員を市町に派遣し、市町職員と共に滞納整理を行い、基本的な徴収のノウハウを伝授する併任徴収を実施している。

平成21年度は、併任徴収について、これまでの徴収技術のレベルアップに主眼を置き、基本的ノウハウの伝授を目的とした「巡回型」のものに加え、極めて困難な滞納事案に的を絞り搜索を中心とした「特定案件処理型」を実施し、巡回型については、5市2町で、特定案件処理型については、4市で実施した。

平成21年度までに、併任徴収は、19市町中14市町で、直接徴収については、18市町で実施し、ほとんどの市町と連携し徴収対策を実施するに至った。

平成22年度においては、市町と連携した徴収対策を更に進めるため、県税事務所に駐在する徴収職員を税務課内に集約し、「地方税徴収支援グループ」を新たに設置した。グループ員を東部及び西部の市町を担当するチームに分け、それぞれのチームの全職員を、実施全市町(18市町)に対して1年間「一括併任」することにより、市町への徴収支援体制を強化している。

これにより、市町の徴収レベルに応じて段階的かつ柔軟に支援できるようになると共に、倒産事案や搜索等でマンパワーが必要な場合の人的サポートが可能となり、徴収事案に対する組織的な対応がより強化されている。



(b) 個人住民税の特別徴収の実施

個人県民税の滞納繰越額が大幅に増加した要因を見るため、税源移譲前と後の現年課税分の未収額を比較すると、平成18年度は現年課税分の未収額の占める割合が25%であったのが、平成19年度には44%に急増している。この現年課税分の未収額がそのまま翌年の滞納繰越額となって加算されるため、滞納繰越額をいかに圧縮するかは、結局、現年課税分の未収をいかに出さないか、現年課税分の徴収率をいかに上げるかに、大きくかかっていると言える。

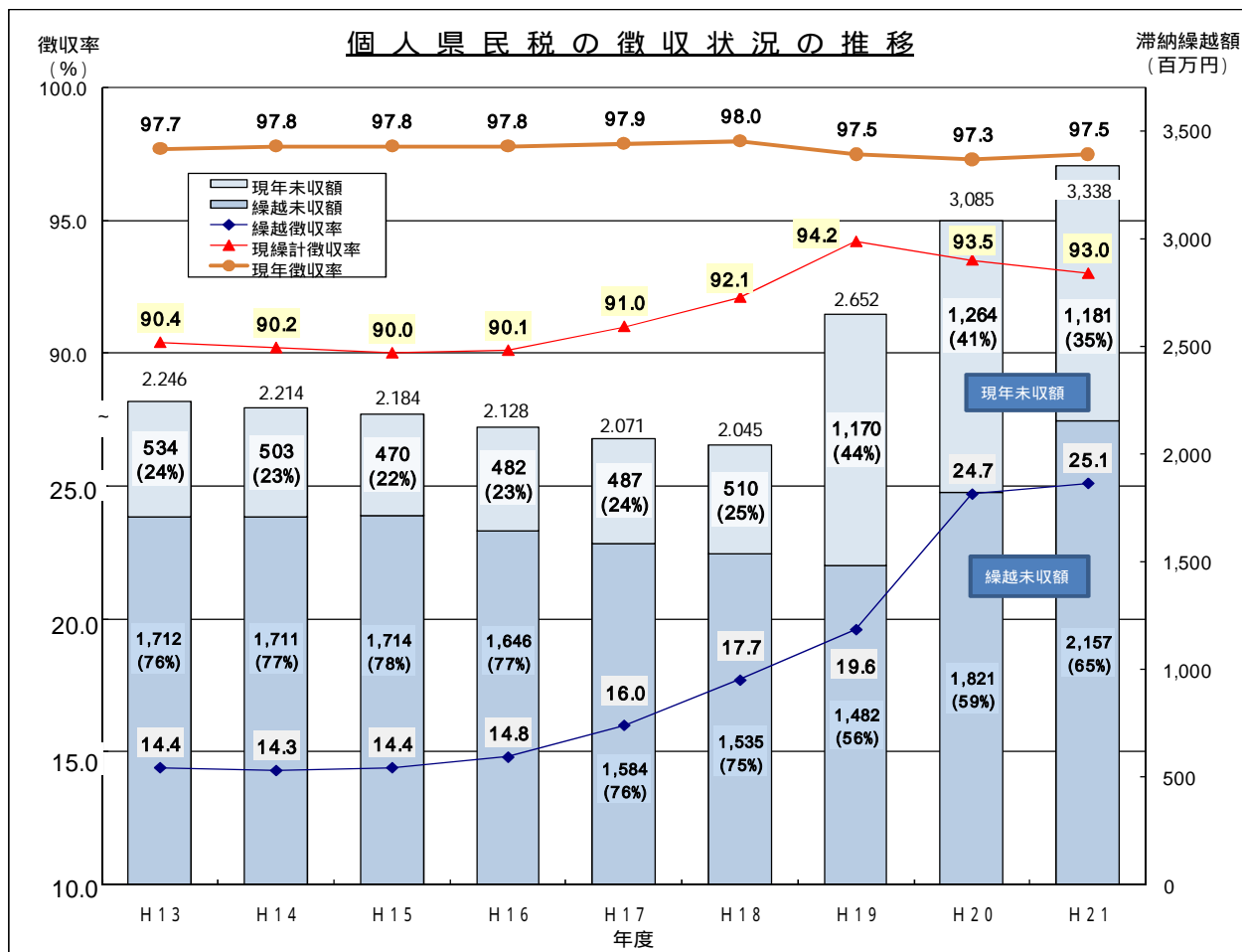
個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収の2通りがあり、特別徴収であれば、市町が給与支払者(事業主)を特別徴収義務者に指定し、この指定された特別徴収義務者が納税義務者である給与所得者から住民税を給与天引きし、その徴収金を県へ納めることになることから、特別徴収の場合はほぼ100%の納付が期待できる。

平成21年度の現年課税分では、普通徴収の徴収率が91.9%であるのに対して、特別徴収による徴収率は99.8%と、その差は7.9ポイントもの差となっている。

又、個人住民税の全納税義務者の内、約75%が給与所得者であるが、実際に特別徴収されているのは、更にこのうちの約75%であり、特別徴収の実施率を上げることで、現年課税分の徴収率の向上、ひいては収入未済額の減少につながると考えられる。

このため、納税者の利便性を高めると共に、滞納を未然に防止し、ひいては税負担の公平性を確保するため、県と県内全市町が連携し、給与所得者に係る特別徴収の一層の実施を促進する取組みを行っている。

平成22年度では、県と県内市町での統一したチラシを作成し、このチラシを事業者に配布し、県内の全事業者に対して制度を周知する取組みがなされている。



b 個人県民税以外の県税の徴収対策

県の緊急課題である財源確保対策の一環として県税徴収対策の強化を図るため、徴収の実施体制を定め、徴収目標に基づく徴収計画により、政策的かつ計画的に県税収入の確保を図ることとしている。

具体的には、決算状況等の分析により徴収目標を設定し、各県税事務所の徴収目標となるガイドラインを設け、これによって各県税事務所で策定された徴収計画により計画的に実施する。そのほか、「滞納整理特別強化月間」における休日一斉催告や一斉財産調査の実施、「滞納整理検討会議」の活用等における進行管理の徹底など、重点的かつ効率的な取組みを行うと共に、高額な徴収案件に集中的に取り組む「徴収対策班」と各県税事務所との密接な連携を図り、双方の特性を生かした滞納整理を実施している。

又、納税に対して誠意が見られない滞納者に対する搜索の実施、自動車の差押えに係るタイヤロックの活用や、「自動車の差押え強化月間」を設け、集中的に自動車の差押えを実施するなど、滞納処分の強化に取り組むと共に、インターネット公売により差押財産の換価を実施している。

なお、平成22年度から、納税の利便性向上と収納率の向上等を図るため、自動車税のコンビニ収納サービスを実施している。

c 大口滞納対策

平成11年度までは各県税事務所に、大口案件などの滞納整理を中心として担当する徴収監又は主幹を置いていたが、平成12年度からは、本庁税務課に徴収対策班を設置し、徴収対策班の職員（主幹・主査）が県税事務所に駐在し、大口かつ徴収困難な事案や広域の滞納事案について専属して集中的に取り組む体制を整備した。

平成20年度には、個人県民税の徴収対策並びに大口滞納事案及び徴収困難案件の更なる整理強化を行うため、駐在員を増員し、組織的に滞納処分を実施する体制を強化した。

更に、平成22年度には、県税の駐在員を税務課に集約し、組織的かつ機動的な滞納整理を進めることとした。

ウ 税外未収金

(ア) 税外未収金の状況

a 調定収納状況（平成21年度）

平成21年度末の税外未収金（収入未済額）は5,715百万円であり（1）前年度末に比べて10百万円の増となっている。これは、平成21年度において、245百万円を回収すると共に28百万を不納欠損処理することにより、前年度から繰り越された税外未収金のうち、273百万円が圧縮された一方で、新たに283百万円の未収金が発生したことによるものである。

なお、平成21年度の回収額（245百万円）は前年度に比べて28百万円の増、新規発生額（273百万円）は、前年度に比べて82百万円の減となっている。

(1) 税外未収金の範囲

県の有する全ての債権（金銭債権）のうち、県税（県税加算金を含む。）以外の貸付金、使用料等に係るもので、納期限を経過したにもかかわらず、債務者が納付を履行していないものを言う。ただし、年度末において一時的に未収金として計上されているもの（病院会計における医業未収金（保険者に対する請求分）等）を除く。

b 税外未収金（収入未済額）の推移（過去5年間）

税外未収金（収入未済額）の過去5年間の推移は、下表のとおりである。平成17年度から平成19年度までの間はほぼ横ばいで推移し、平成20年度になってやや増加した後、再び横ばいとなっている。回収額及び新規発生額の増減によって多少の増減が生じているものの、概ね56億円前後で推移している。

税外未収金（収入未済額）の推移

（単位：百万円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度末における収入未済額	5,623	5,603	5,578	5,705	5,715

(イ) 新・県政集中改革プラン（平成21年3月）への位置付け

平成21年3月、県は、厳しい財政状況を踏まえ、まずは財源確保などの緊急課題に重点的に取り組むと共に、県民誰もが住み良さを実感でき、活力ある「住み良さ日本一の元気県」の実現に向けて、県政全般にわたる徹底的な改革を進め、自己決定・自己責任の原則に対応できる持続可能な行財政基盤づくりを進めていくため、「新・県政集中改革プラン」を策定した。

税外未収金対策は、「新・県政集中改革プラン」における「財政改革」の柱の一つである「中期的な財源確保対策」の中で、「取組方針5 未収金の回収と発生防止」として位置付けられたものである。県の有する税外未収金が約56億円（平成19年度末現在）となっており、近年、ほぼ横ばいで推移しているとの現状認識の下、歳入の確保や県民負担の公平性を確保していく観点から、適正かつ効率的な債権の管理・回収をこれまで以上に強力に進める必要があることを課題に掲げ、組織的な取組みを強化し、実効性ある取組みを集中的に実施することとされている。具体的には、滞納発生時の初期対応の強化、債権管理手順の明確化、未収債権総額の縮減の加速化、長期未収債権への対策強化、回収困難債権の整理の推進に取り組むこととされている。

(ウ) 税外未収金の回収と新たな発生の防止に向けた取組み

「新・県政集中改革プラン」の策定後、全庁統一的に未収金の回収と新たな発生の防止に向けた取組みを加速化するため、様々な取組みが進められている。

a 平成21年度の取組み

平成21年度において、県は、債権管理の基本的な手順の共有化を進めるため、全庁共通的な債権管理ガイドラインを作成した。又、納期内に納付しない者に対して、電話・訪問・書面等による督促（催告）を徹底した。更に、平成22年度における財源確保対策の取組みの一環として、支払能力を有するにもかかわらず支払いに応じないなど悪質な事案を対象として、滞納処分・支払督促等の法的措置を実施することについても検討を行うこととされた。

こうした動きに呼応して、県議会においても、納付交渉を重ねても支払いの意思が示されない悪質な事案等に対する迅速かつ機動的な対応が可能となり、本来は支払いに充当されるべき相手方資産の散逸を阻止することとなるなど、未収債権の回収に資するものであるとして、税外未収金の回収に係る訴えの提起及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事専決処分事項に指定するとの議会の議決がなされた（平成22年3月議会）。

なお、これらの取組みは、財源確保対策本部（本部長：副知事）による総合的な進行管理の下、総務部税務課内に設置された財源確保推進グループが進めることとされた。

b 平成22年度の取組み

平成22年度においても、債権管理回収のスキルアップや債務者の実情把握の徹底強化など、様々な観点から取組みが進められた。

債権管理回収のスキルアップを図る観点から、担当者研修を開催し、時効管理を主要テーマとする弁護士による基調講演、回収困難事案への対応により培われた様々な実践的ノウハウについての情報提供等が行われた。この研修には、出先機関を含め、108名の債権管理担当者が出席した。更に、総務部税務課職員が出先機関を含む個々の債権管理担当部局に直接出向いて行う巡回指導、弁護士による債権管理事務に関するヒアリング及び個別法務相談が実施された。

又、債務者の実情把握を強化する観点から、納付交渉が徹底された。具体的には、納付交渉を重ねて債務者の収入状況等の掌握に努め、債務者の資力に見合ったものであるなど、県としても納得のできる内容での分納誓約を取得した。これらのうち、一定の支払能力を有するにもかかわらず、長期にわたり滞納を続けてきたものと認められる事案については、滞納再発の抑止及び債権の保全から、相手方の負担で執行受諾文言付公正証書を作成した。こうした取組みにより培われた様々なノウハウについては、その都度、総務部税務課から各部局あて書面で情報提供されており、全庁的な共有化が図られている。

以上に加えて、滞納の新規発生や長期化を徹底防止する観点から、11月・12月を「滞納撲滅月間」に設定し、全庁的に滞納期間の比較的短い事案を対象として、組織的・集中的な納付催告等が実施されたほか、新たな未収金の発生防止の観点から、滞納発生時の初期対応の迅速化、適正な債権管理を進める観点から、時効管理の強化が行われた。

こうした取組みにあわせ、支払能力を有するにもかかわらず支払いに応じないなど、任意の交渉では回収困難と見込まれる悪質な事案については、公債権・私債権等の区分に応じ、訴えの提起や滞納処分等の法的措置の実施により、最終的な解決を図る取組みが進められている。

平成22年度における法的措置等の実施状況（平成23年2月末現在）

区 分	税外未収金対策		その他	
	件数	金額	件数	金額
訴えの提起	1件	3,879千円	31件	7,027千円
不動産仮差押	1件	3,879千円	-	-
支払督促の申立	1件	2,052千円	9件	3,451
公正証書作成	2件	7,500千円	-	-
強制徴収（滞納処分）の実施	6件	79千円	90件	1,561千円

（注）「その他」欄の数値は、「新・県政集中改革プラン」の策定以前から各部局における取組みが重ねられてきたものである。具体的には、県営住宅の明け渡しと共に滞納家賃の支払いを求める訴えの提起、県立病院診療費に係る支払督促の申立て、放置違反金に係る強制徴収である。

工 債権管理事務の概要

	公債権 (強制徴収可)	公債権 (強制徴収不可)	私債権
納入通知	納入義務者に対して納入の通知をしなければならない(地方自治法231) 納入の方法(納入通知書/証紙/口座振替/証券)(地方自治法231、231の2)		
督促	納期限までに納付しない者がある時は、期限を指定して督促しなければならない(地方自治法231の3) 地方公共団体がする納入の通知及び督促は時効中断の効力を有する(地方自治法236)()		期限を指定して督促しなければならない(地方自治法施行令171) 時効中断の効力あり(地方自治法236)()
延滞金等	納期限を過ぎてから納付すると、延滞した額及び期間に応じて延滞金が加算される(地方自治法231の3、延滞金の徴収に関する条例、個別法の規定に基づき制定された条例)		延滞した額及び期間に応じて遅延損害金又は違約金が加算される(個別法、民放、金銭消費貸借契約)
財産調査	債務者の納付資力を把握するための財産調査を行う(法務局、金融機関等への調査) 徴収職員には質問・検査の権限が付与されている(国税徴収法141)	債務者の納付資力を把握するための財産調査を行う(債務者に対する質問・収入等の裏付けとなる資料等の提出要求、法務局調査などの任意調査等)	
滞納処分的措置	地方税の滞納処分の例により、財産調査により把握した財産を差し押さえ、これを換価し、滞納となっている徴収金に充てることができる(地方自治法231の3、個別法)	原則として、債権の種類に応じて、担保の処分、保証人への履行の請求、強制執行手続、訴訟手続の措置をとらなければならない(地方自治法施行令171の2) 山口県では税外未収金に係る訴えの提起及び和解は知事専決処分事項に指定されていることから、議会の議決を要しない。(地方自治法96、180)	
執行停止 徴収停止	滞納処分を執行すると滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等において、滞納処分の執行停止を行うことができる。(地方税法15の7)	法人である債務者がその事業を休止するなどの要件に該当する場合又は債務者が行方不明であるなどの要件に該当する場合で、債務を履行させることが著しく不相当であると認める時は、徴収停止することができる。(地方自治法施行令171の5)	
欠損処理	議会の議決を得て行う債権放棄 徴収権の消滅(法人の解散、自己破産等) 免除(履行延期の特約又は処分(無資力を理由とするもの)が10年間継続した場合、各種修学資金貸付金等の返還について条例で定める要件に該当する場合)		時効の援用のない私債権について権利放棄をするには、議会の議決を要する(地方自治法96)

オ 債権の時効関係（時効期間・時効中断事由等）

	制度（債権）の名称	時効期間	時効中断事由	援用・放棄
公債権 （強制徴収可）	措置児童負担金 下関漁港利用料等（一部を除く） 放置違反金	5年 （地方自治法236）	納入通知、督促、交付要求（地方税法18の2） 差押え、承認（民法147）	債権の時効による消滅については、時効の援用を要しない。又、時効の利益の放棄ができない。（地方自治法236）
公債権 （強制徴収不可）	生活保護費返還金 補助金等返還金 児童扶養手当返納金 下関漁港利用料等（一部）	5年 （地方自治法236）	納入通知、督促（地方自治法236） 請求（裁判上の請求、支払督促等）（民法147）	
私債権	看護師等修学資金 高齢者住宅整備資金貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金 心身障害者扶養共済制度 障害者住宅整備資金貸付金 農業改良資金貸付金 林業・木材産業改善資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金 中小企業従業員住宅貸付制度 沿岸漁業改善資金貸付金 高等学校等進学奨励費	10年 （民法167）	差押え、仮差押え（民法147） 承認（民法147）	時効の効果を生じさせる（債権の消滅）には、債務者による時効の援用が必要。債務者は、この権利を放棄することも可能。（民法145ほか）

（注1）相手方にとって県からの借入れ等が商行為となる時は、県の債権は商事債権となり、消滅時効期間は5年である（商法522）。

（注2）確定判決、裁判上の和解、調停等によって確定した権利については、10年より短い期間の定めがあるものであっても、その消滅時効期間は、10年である（民法174の2）。

（注3）不法行為による損害賠償の請求権は、損害及び加害者を知った時から3年間行使しない時は、時効により消滅する。不法行為の時から20年を経過した時も、同様である。（民法724）

(2) 強制徴収権のある公債権

監査対象として選定した未収金のうち、強制徴収権のある公債権に属するのは、県税未収金、措置児童負担金（こども未来課）、措置児童負担金（障害者支援課）、放置違反金及び下関漁港利用料である。

ア 県税未収金（税務課）

(ア) 実施した監査手続

県税未収金に関する滞納整理事務及び管理が適正になされているか、又、未収金に対する対策等が適切になされているかについて確認するため、平成21年度末における金額50万円以上の大口滞納者を抽出し、滞納整理票等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

督促状の発付が適切に実施されているか。

文書による催告が、適時適切に実施されているか。

訪問による催告が適時適切に実施されているか。

財産調査が滞納者等の状況に応じて適時適切に実施されているか、又、その結果が滞納処分等に適切に反映されているか。

分納についてその理由、期間及び金額が適切であるか、その承認が組織として適正に判断されているか、分納に際して納税誓約書が徴されているか、及び分納の履行が行われない場合に適切な対応を行っているか。

差押えが適時にかつ法令等に基づいた手続きにより実施されているか、及び租税債権確保の目的に適合した差押えが実施されているか。

滞納整理の進行管理に関して、滞納者別の管理資料の保管は適切か、処理した事実を漏れなく正確に記載されているか、管理監督者に回付され承認がされているか、及び滞納整理票が事案の進行管理として機能しているか。

滞納処分の執行停止についてそれが適時に行われているか、その要件の判断が適切に行われているか、及びその決裁を行うための財産調査等が十分に行われているか。

延滞金の管理及び請求は適正になされているか。

個人県民税の徴収対策は適切になされているか。

県税徴収体制の整備は適切になされているか。

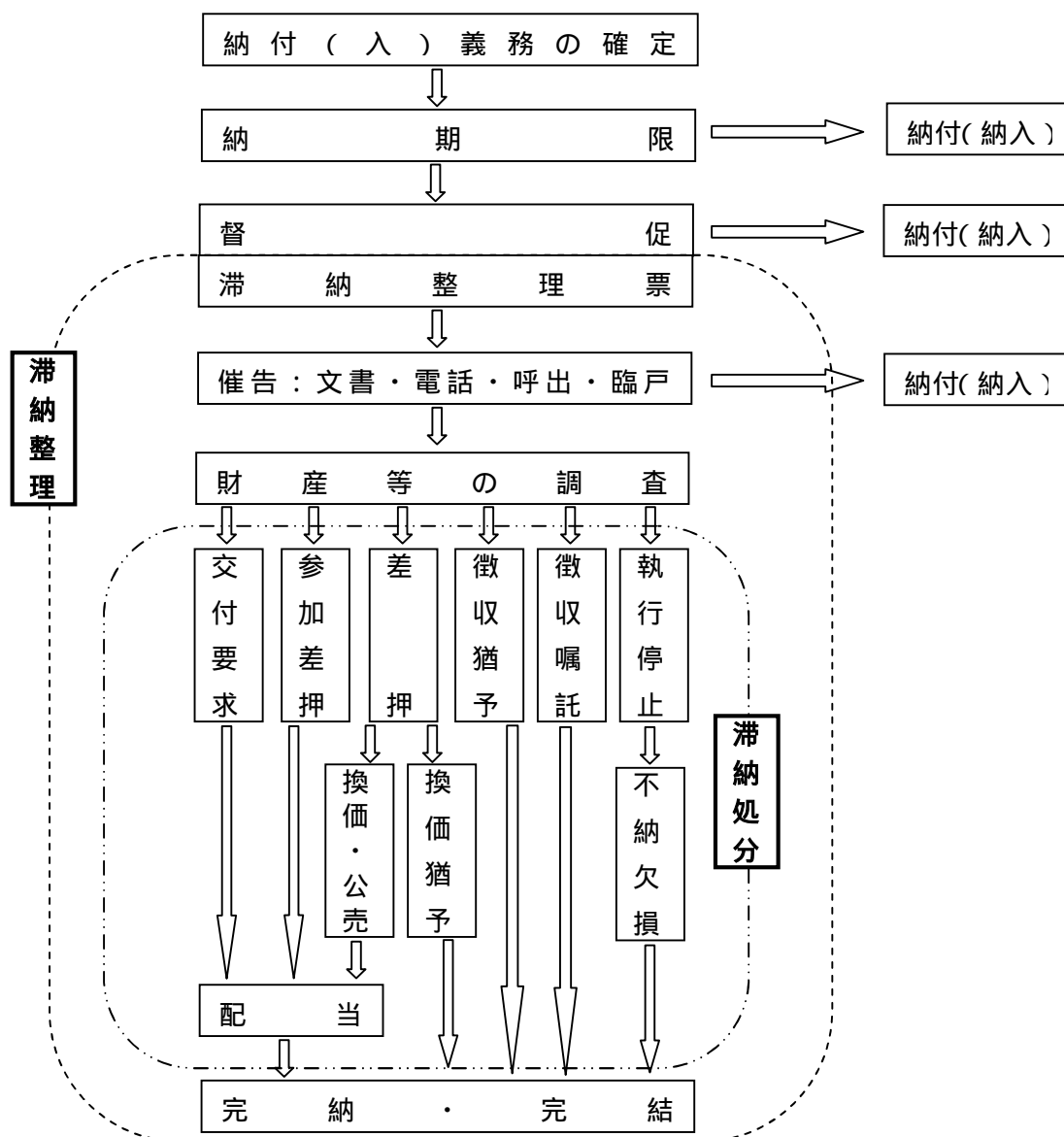
(イ) 滞納整理の概要

a 滞納整理の目的

県税の徴収事務において、徴税吏員には自力執行権、質問・検査権等の強制徴収を担保するための権限が与えられている。地方税法及び国税徴収法等の法令及び各種規定に基づき、これらの事務手続が行われることとなる。

これら滞納を解消するための一連の事務手続を滞納整理といい、徴収面からの税負担の公平を確保することを目的とする。滞納整理は、概ね、次の図の流れに従って実施される。

(滞納整理事務の流れ)



b 督促状

(a) 期限後の督促状の送付(事実)

地方税法では、納期限後20日以内に督促状を送付しなければならないとされているが(1)実務上、督促状の送付については、煩雑さを避けるため、納期限月の翌月20日にまとめて送付されており、納期限の20日以後の督促状送付が生じている。

ただ、期限後の督促であっても納税者の利益を損なうことがないため、その効力は有効とされている。煩雑な督促状の送付については事務効率を優先するだけの合理的理由があり、期限後の督促が生じても合規性上の問題はないと考えられている。

(1) 納期限までに納付されない県税については、地方税法の規定に基づき納期限後20日以内に督促状を送付し、納付の督促をしなければならない。督促は書面によることとされている。平成21年度における税目別(現年課税分)の督促状発送件数及び督促税額、並びに督促状発送から年度末までの収納件数及び収納額の状況は、前述のとおりである。

c 文書による催告

(a) 文書催告の効果的実施(事実)

文書による催告(2)は、滞納の段階、期間に応じて、より強く滞納者の自主納付を促せるよう、「県税の納付について」、「差押予告書」、「不在につき納付のお知らせ」、「不在につき差押えの予告」と言うように、数種類の書式を設けて段階的に実施されている。

そして、更に催告の効果が上がるよう、封筒には色つき封筒を全県統一して使用するなどの工夫が見られる。文書による催告業務は、「徴収事務の手引き」等に則り、効果が上がるよう工夫して実施されている。

(2) 文書による催告は、法律に規定はないが、督促状を送付してもなお完納されない場合に、できる限り自主納付を促すために発するものである。法律上は、「督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しない時」と言う要件に当てはまれば、財産を差し押えなければならないとされているが、租税は自主納付が基本であることから、滞納者に今一度、自主的に納税する機会を与えることにより、自主納税体制の基盤を確立させることを目的として行われるものである。

又、早期の催告で自主的に納税されれば滞納件数をそれだけ圧縮でき、この文書による催告をうまく活用していけば、滞納整理事務を効率的に進めていくことが可能となる。文書による催告は、年間計画及び個別の滞納整理の進展状況を見ながら、原則全ての滞納者を対象として実施している。

(b) 同じ文書催告の繰り返し(意見)

文書による催告(3)は、自主納付を促し、滞納整理を効率的、効果的に進めるために行っていることから、「同じ文書催告の繰り返し」など、催告効果が期待できないものは、滞納整理を遅らせるだけである。

数回の文書催告にも応じない滞納者については、自主的に納税する意思に疑問があることから、直接面談するなどして必ず次の段階に進み、接触を強めていく必要がある。

(3) 文書による催告は、法律上規定されているものではなく、催告の回数、間隔に決まったものはない。

d 訪問による催告

(a) 訪問催告の効果的実施への取組内容(事実)

訪問による催告(4)は、直接滞納者に面会することで、間合いを詰めた折衝が可能となることから、電話などによる催告よりも、詳細に滞納者の状況が把握でき、かつ、滞納整理の進展に大きく寄与するものである。

しかしながら、平日、勤務時間中の訪問だけでは、不在の場合も多いと言う実情もある。そのため、県では、訪問する際に不在用の催告書をあらかじめ準備するなどして、不在の場合でも次回の接触につなげるべく対応を図っている。そのほかにも、年間計画に基づいて「休日の納税催告」を県下一斉に実施し、又、県税事務所において独自に夜間を利用した訪問を実施するなどして、実効性が上がるよう取組みを行っている。なお、訪問による催告をした際には、滞納整理票にその内容が記載され報告されることになっている。

以上より、訪問による催告業務は、「徴収事務の手引き」等に則り、効果が上がるよう工夫して実施されていると判断する。

(4) 文書あるいは電話による催告に応じない滞納者については、滞納者の自宅等に訪問して納税催告を行うことになる。訪問による催告も文書による催告と同様、法律に規定はない。

(b) 訪問催告の効果的実施 (意見)

訪問による催告は、出張を伴うことから、時間と費用を要し、その効果的な実施が求められる。このため、訪問時には、単なる納税催告のみに終始することなく、滞納の解消に向けた効果的な実施が望まれる。

例えば、訪問時には、納税催告だけでなく、納税に当たっての具体的な納付方法の確認から、納税誓約及び違約の場合にとられるべき措置の説明や、今後納期限が到来するものは納期限内納税するよう納税の勧奨をするなど、今後新たな滞納を発生させないように導いていくことが重要であると考えられる。

e 財産調査

(a) 概要

地方税の徴収に関しては、租税納付の強制的実現を図るための滞納処分の一連の手續、徴収猶予、換価猶予等の納税緩和の制度等が法律上定められているが、滞納処分はその対象となる財産が発見できなければ進展しないし、納税緩和の措置等についても、その要件に該当するかどうかを確認できなければ適用できないこととなる。

従って、滞納者の財産の有無を把握するための調査は必要不可欠であり、租税債権の確保にとっても、極めて重要なことである。

財産調査は、実務上「徴収事務の手引き」及び「徴収対策実施要領」に基づき、以下の点について総合的に調査確認を行うこととしている。

滞納者が差押可能な財産を有しているかどうか。

滞納者が現に有している財産が、法律で定められた差押禁止財産でないか。又、差押禁止でないとしても、価額、換価性等から判断して差押えに適するものであるかどうか。

具体的な調査としては、市町等他の行政機関への調査照会、税務署への申告内容の照会、金融機関等への預貯金調査、勤務先への給与照会及び法務局への登記簿謄本等の請求等により資料収集するほか、滞納者宅へ出向いての搜索の実施など直接の調査も可能である。

(b) 財産調査の適時性 (指摘)

適切な滞納処分を可能とするためには、適時に財産調査を実施すべきであるが、早期に財産調査に着手すべきであったと考えられる事案が見受けられた。それらのうち、典型的な事案として次の3例を挙げる。

平成7年度から滞納が発生しているにもかかわらず、最初に財産調査をした旨の記録が平成12年度となっている。特に、法務局での不動産登記簿の調査が平成14年度となっており、滞納者が不動産業者であることを勧告すれば、平成7年度の滞納発生当初から見て調査時期がかなり遅いと考えられる。

平成16年度に滞納が発生したが、それから2年以上経って、分納誓約書を徴しているものの、客観的な財産調査による納付能力の判断がなされないまま分納額が決められているのではないかと考えられる。

その後、財産調査、搜索の実施により差押えがされてはいるが、高額滞納であり、本来であれば滞納発生後、すぐに財産調査をすべき事案であり、財産調査の時期が遅いのではない

かと考える。

平成17年度に滞納が発生し、5年後の平成21年度に搜索を実施しているが、平成18年には分納が違約となり、誠意ある対応がされていないことから、その時点で搜索を実施すべきであったのではないかと考えられる。

(c) 財産調査の対象範囲の十分性(指摘)

調査の対象及びその範囲を決定するに当たっては、安易に執行停止や不納欠損とならないよう、滞納者の属性を考慮して、財産調査の範囲を適切に定め、漏れなく実施するのが原則であるが、調査の対象となる範囲が十分でないと考えられる事案が見受けられた。それらのうち、典型的な事案として次の3例を挙げる。

滞納者から営業シミュレーションの提出を受け、2年を超える長期分納を認めた事案があるが、分納開始時に、滞納者から提供された資料のみでなく、職員自らが客観的な裏付調査と確認を併せて行うことも必要であったのではないかと考える。

又、当該営業シミュレーションの期間は分納期間より短期であり、分納開始後にも定期的な納付能力調査を行い、当初シミュレーションとの比較を行うなどの措置も必要であったのではないかと考える。

住所地の市に対する実態調査及び住所地に近い金融機関の特定の支店調査を行っている事案について、県内金融機関については、預金債権発見の実効性を高めるためにも特定の支店のみでなく、本店に対しても広域照会をかけるべきであったのではないかと考える。更に、金融機関の口座の残高のみでなく、その収支も含めて調査する必要があったのではないかと考える。

平成17年度に発生した不動産取得税の滞納について、平成20年度に本社のある市(県外)に対し、不動産の把握のための調査をしているが、他市町に存する土地の把握漏れがあった。結果的には他の調査により補完されているものの、税務署で申告書の閲覧をすることにより、最初から確認できたのではないかと考える。

(d) 計画的・効率的な財産調査の実施(指摘)

財産調査は、滞納整理の中心をなすものであるから、早期に取りかかり、滞納整理方針の決定に向けて、計画的に実施する必要があるが、事務負担も相当なものであることから、滞納の内容を勘案し、優先順位を付して、効率的に実施されるべきであると考ええる。

しかしながら、効率的で計画的な実施がされているとは考えられないような事案が見受けられた。それらのうち、典型的な事案として次の2例を挙げる。

平成17年度に差押予告をした後、預金調査等と自宅臨戸を繰り返しているものの、分納の約束が守られず、平成21年度に差押えを実施するまで、滞納額の一部の回収もできていない事案があった。納付能力の把握と滞納処分実施の可否を検討するためにも、必要な時期に十分調査を行う必要があったと考えられる。

保険会社だけで28社に照会をかけている事案があり、どのような基準で照会先を定めたのか不明であるが、取引の可能性等から見ると、効率的な財産調査とはなっていないのではないかと考えられる。

(e) 財産調査の方針明確化及び客観的・効率的実施(意見)

(現状の問題点)

滞納金が完納されない場合は、滞納処分を行うのが原則であるので、財産調査を適時適切に

実施することが極めて重要であると考える。

特に、大口案件については、滞納後に、分納の適否を判断する場合は、財産調査を十分に行うべきであるのに、必ずしも、調査が十分でないと思われる事案が見受けられた。

又、財産調査の範囲も、滞納処分を行うことを前提に、適切に実施されるべきであり、かつ、計画的効率的に実施されるべきであるが、必ずしもそうになっていない事案が見受けられた。

(改善案)

財産調査方針の明確化

滞納者に対する財産調査をどの時期にどの程度行うべきかについては、本来、個別の事案ごとに適時適切に判断して、担当職員が行うものである。そのため、調査に関する画一的なマニュアルの作成は難しいかもしれないが、後述する事案の進行管理において、管理監督者は、別途、適時適切な指導を行うべきであり、具体的には、滞納整理票の記録及び決裁の事務手順の中で、その方針等を明確に指示する必要があると考える。

財産調査の客観的・効率的実施

職員の経験値や主観のみに依存せず、客観的に財産調査が進められるよう、標準化された調査様式の作成や、財産調査の結果については、一覧で記録する等、滞納整理票への記録のあり方を工夫することにより、効率的な運用が期待できるのではないかと考える。

f 分納(事実上の分納)

(a) 概要

分割納付(以下「分納」と言う。)には、地方税法の徴収猶予や換価猶予に規定する分納と、これら要件に該当しない事実上の分納がある。

事実上の分納は法に基づかないものであり、一時に納付できない滞納者からの申し出に基づいて納税の誓約がなされ、その約束が履行される間は滞納処分の執行を保留するという事実上の取扱いであるが、それによって完結に至る例も多数あるため、徴収上有効であるとして実施されている。

しかしながら、分納を認めるに当たって、滞納者の申し出どおりに認める場合と、一定の方針をもって認める場合とでは、滞納整理の進展に大きく影響するものと考えられる。従って、その運用に当たっては、安易に分納を認めるものではなく、滞納者の納付能力について客観的な裏付調査・確認を行い、適正な金額及び期間(原則として1年以内、最長でも2年以内に完結する内容)で行うこととし、分納開始後においても、定期的に納付能力の確認を行うことが重要となっている。

なお、こうした基本的な考え方は、「徴収対策実施要領」にも示されているが、個別具体的な取扱いは定められていない。

(b) 分納理由、期間及び金額(指摘)

事実上の分納を認めるに至ったやむを得ない理由があることは窺い知ることができるが、滞納者からの申し出のみで分納額を決定している事例が見受けられた。

又、長期滞納にもかかわらず、納税資力について調査、確認がされていないため、適切な分納額か否か不明なまま分納が継続され、完納に向けた道筋が見えないと思われる事例があった。

(c) 分納の承認（指摘）

分納は担当者のみで判断で認められるべきものではなく、その理由、納税に対する誠意、納税資力、誓約書の有無、違約の際にとるべき対応等を総合的に勘案して、組織として適正に判断されるべき事項であると考えます。

従って、納税折衝の結果は、その都度滞納整理票にて責任者に復命され、承認を得るべきであるが、その経過の記載が漏れている事例があった。

(d) 納税誓約書（指摘）

口頭のみで誓約にとどまり、納税誓約書を徴していない事例があった。事実上の分納には、滞納者の納税資力に応じた分納とそうでない分納とがあるが、前者において、納税誓約書を徴しておくことは、違約の場合の次の段階に進んでいくための有効な手段であると考えます。

一方、滞納者の納税資力が確認できない段階で分納誓約書を徴することは、資力を反映していない少額分納となってしまうおそれがあり、その場合は、滞納処分への切替えも難しくなり、滞納が長期化するおそれがあると考えられる。

(e) 分納不履行への対応（指摘）

約束が守られなかったため、不動産の差押え及び家賃の差押えを執行したことにより完納となった事例があった。この事例にあつては、滞納後の対応として財産調査が徹底して行われており、納税資力の客観的な把握がなされ、かつ1年以内の完納の約束と納税誓約書を徴しており、適切な対応が図られていた。

一方、分納の履行が途切れたにもかかわらず、滞納処分の時期を失したため、その後倒産し、徴収が不可能となった事例があった。

(f) 納税資力に応じた納付の見極め（意見）

法律上の分納には徴収猶予、換価猶予の制度があり、一時に納税が困難な者に対しては、原則としてこの制度により対応すべきであると考えます。

しかしながら、そこに至らずとも、事実上の分納で完納に至る例も多数あることから、徴収上有効であるとして分納を受けるときには、理由のみならず、収支の状況、扶養家族の状況、財産状況を聴き取りにより納付能力の確認をすることとし、滞納金額が大きい場合等は、裏付けとなる資料の提出を求める等の財産調査を行う必要があると考えます。

(g) 分納の適正な運用と進行管理（意見）

事実上の分納については、担当者が滞納者の申し出どおりに認め、その判断に至った根拠が不明であったり、根拠についても滞納者の分納理由、期間、金額について、その内容が十分に検討されないまま分納が認められたり、又、時効の中断、約束履行の担保として納税誓約書を徴すべきと考えられる場合に、口頭での約束のみで済まされていたりする事例があり、徴収上有効に機能していないと考えられる事例が散見される。

このため、担当者の主観にのみ左右されないためにも、分納の適否の判断から管理監督者による進行管理がなされることはもとより、統一された考えに従って取り扱われる必要があると考えます。

なお、「徴収対策実施要領」においては、その基本的な考え方は示されているが、さらに、分納を認める場合の手順を具体的に定めるなど、統一された運用手順等により実施される必要があると考えます。

又、分納計画・誓約は、履行されて初めて税金となることから、履行確認は分納の管理をしていく上で最も重要なことであるが、滞納整理票を見るに、分納誓約した段階から管理監督者による確認の記載等が漏れており、進行管理が不十分と思われる事例があった。

履行確認を担当者任せにせず、違約の場合、速やかな対応がとられているかなど、進行管理を実施する立場にある者により、組織的に常時点検管理がされていく必要があると考える。

(h) 納税誓約書（意見）

納付能力の確認等により、分納が真にやむを得ないと判断された場合は、原則として、納税誓約書を徴し、時効中断を行うとともに、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに滞納処分に移行する必要があると考える。

(I) 納税折衝時の対応（意見）

税金の納付は納期限までに全額を一括で納付することが原則であることから、滞納者との最初の折衝、相談時に、まずは、滞納分の一括納付を求める必要があり、一括納付が困難である場合でも、納付が可能な額は即刻納付させる必要があると考える。

又、分納の申し出の際には、完納に至るまでの期間に応じた延滞金を納付しなければならないことを、最初にきちんと伝える必要があると考える。

なお、新たな滞納の発生を防止し、既に発生した滞納を解消していくためには、既に滞納分となっているものを、事実上の分納期間（原則1年）で解消させていく一方で、今後納期限が到来するものは期限内に納税させ、滞納者を納期内納税者へと導いていくという視点に立って滞納整理を進めていくことが必要であると考えます。

そのためには、納税誓約時に、今後納期限が到来するものは納期限内に納税することを条件とした上で分納を認めることとし、口座振替の勧奨を行うなどして、新たな滞納の発生を防止する具体的な方策を講じる必要もあると考える。

g 差押え

(a) 概要

差押えは、滞納者の財産について法律上又は事実上の処分を禁止し、換価できる状態にすることを目的として強制的に行う行政処分であり、典型的な滞納処分である。滞納者が督促を受け、その督促状を送付した日から起算して10日を経過してもなお完納しない場合等に、処分されるのが原則である。

各種財産の差押手続は国税徴収法に定められており、県における取扱いでは「徴収事務の手引き」第5において、概要及び各種財産の差押えについての留意事項が示されている。

又、一定の事由が生じた場合に実施する差押えの解除についても国税徴収法に定められているほか、「徴収事務の手引き」第5にも記載されている。

差押えは、差押財産の換価により滞納税額の徴収を図る一連の手続きの第一段階の措置であり、滞納者の状況に応じて適時適切に実施するものとされている。

しかし、強制処分であり、財産権を失うこととなる滞納者及び利害関係者への影響は大きいため、目的を逸脱した差押えや無益な差押えを実施することは認められない。

(b) 差押えの適時性（指摘）

滞納となった徴収金が完納されない場合は、法律の規定により、原則として、滞納処分を実

施しなければならないが、納付能力等から分納を認めざるを得ない状況にあったものが大半であった。

それら以外で、下記の2例のように、差押えの時期を逸し、その後の滞納整理が進展せず、滞納が長期化するおそれがあると思われる事案が見受けられた。

平成17年度に発生した事案について、平成20年度に預金調査を繰り返しているのみで、差押えを執行していない事案があった。この間、税務署と市は預金差押を実施しており、県税のみが乗り遅れている。

平成18年度に生じた不動産取得税の滞納について、平成19年度に不動産の調査をしているが、不動産の差押えを実施したのは、平成21年度末である。

(c) 納税誓約が守られない場合における差押え（指摘）

納税誓約に対する違約が発生した場合は、滞納者に差押可能な財産があって、かつ、完納に至るための担保の提供がない場合は、直ちに滞納処分を執行すべきであるとする。

今回の監査により確認した範囲では、納税誓約書が徴されていないことや分納開始時の財産調査が不十分なため、分納違約にも関わらず直ちに滞納処分が執行されなかったものがあったが、口頭の誓約違反であっても明らかな違約と判断されるようであれば、速やかに、滞納者に警告するとともに滞納処分に向けた対応を行うなど積極的な姿勢が望まれる。

(d) 大口案件の差押え（意見）

差押えに関しては、前述した財産調査とも関連するところが大きいですが、滞納金が完納されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことを前提として、適時適切に財産調査を行い、租税債権確保のためにも、早期に差押えを行うことが重要であるとする。

今回の監査では、滞納処分に関する法令順守違反は見られなかった。滞納者の事情に配慮して滞納処分に関しては慎重に取り扱っている印象があるが、大口案件に関しては、適切な進捗管理の下、より一層早期着手に努めるべきであるとする。

h 滞納整理の進捗管理

総括的事項として記載している。

i 滞納処分の執行停止

(a) 概要

滞納者について財産調査や実態調査を行った結果、無財産である等、一定の事実が認められる場合は、滞納処分の手続きを停止することができる。

この場合、その執行の停止が3年間継続したときは、納税義務が法律上当然に消滅してしまうことから、安易に行われると租税負担の公平性を害するおそれがある。そのため、滞納処分の執行停止を行うことができる要件が以下のように定められているところである。

滞納処分をすることができる財産がないとき

滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき

滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

となっている。

なお、滞納処分の執行停止後3年以内に、当該要件のいずれにも該当する事実がないと認められる時は、その執行の停止を取り消さなければならないとされている。

(b) 財産調査等と執行停止（事実）

個人のケース

滞納者は個人で、平成19年に滞納が発生し、当初から納税意識が希薄であり、督促後すぐに財産調査を実施している。財産調査は、預貯金、所得、不動産について財産の有無を、書面により照会する方法によっている。

ただ、財産の調査方法(5)を書面だけで安易に済ますのではなく、場合によっては関係機関に出向いて調査に臨み、資金の流れをもっと詳しく調べ、又、自宅の搜索を実施するなど徹底した調査が必要な場合もある。

この事例では、その後に再度、財産調査がなされ、国税においても執行停止がなされたこともあり、無財産により執行停止がされているが、安易に執行停止をすることがないよう、書面による照会だけでなく、早い段階からあらゆる角度からの徹底した調査を実施する必要があると考える。

(5) 財産の調査方法には、書面により照会調査する方法と、実際に関係機関に出向いて照会調査する方法がある

法人のケース

滞納者は法人で、平成17年に滞納が発生し、徹底した財産調査がなされ、滞納者の納付能力について、客観的な裏付調査・確認を行っている。

担当職員は、できる限りの徴収努力をしていることがこの処理記録から窺え、財産調査の結果、いつ倒産、廃業しても不思議でない状況下にあることを確認しており、回収の可能性がなかったことから執行停止を行ったものであり、財産調査を徹底して実施した上で適正に執行停止されたものと考えられる。

なお、最終的には、不納欠損処理に該当するものと判断されるが、少なくとも、毎年の資力回復調査は実施すべきものとする。

(c) 財産調査等と執行停止（意見）

財産調査等の計画的実施

滞納が発生した段階で、財産調査等は早期に取り掛かるなど、その時機を逸することのないよう、滞納整理に向けた資料収集を早期かつ計画的に実施する必要があると考える。

搜索等の実施

安易に執行停止や不納欠損を行うことのないよう、関係機関への書面による調査だけでなく、場合によっては搜索を実施するなど、十分な調査を実施する必要があると考える。

調査範囲の柔軟的対応

行方不明者については、ネット銀行など別の金融機関に開設している可能性があるためと判断されるのであれば、既存の調査先にとどまらず、柔軟に調査する必要があると考える。

思い切った滞納処分の執行停止

経済情勢が厳しくなると、滞納処分する財産もなく、税の徴収がほとんど見込めない、所謂不良債権が多くなると考えられる。

しかしながら、未収金は毎年発生し、限られたマンパワーで効果的に滞納整理を実施していくためには、財産調査等により徴収可能かどうかを早期かつ適正に見極め、徴収の見込めないものについては、法に則り適正な処理をすることが必要であるとする。

「徴収対策実施要領」においても、「真に徴収が見込めない滞納事案について、これを放置

することは、いたずらに滞納繰越額を増加させ、徴収率の向上を阻害する要因となっており、ひいては円滑な滞納整理に支障をきたすことにもなりかねない。検討会議等の有効活用や進行管理の徹底など、組織的対応を図ることにより、徴収可能事案か否か早期に見極め適切かつ適正に整理する必要がある。」としているところであり、真に執行停止に該当するものであれば、思い切って処理をする必要があると考える。

j 延滞金

(a) 延滞金の管理（意見）

（現状の問題点）

延滞金の本人通知は定期的に行われているものの、地方税法の規定による本税優先の原則から延滞金の回収は本税が回収され延滞金が確定してからである。そのため、本税の回収が長期に及ぶ滞納者については、延滞金額が本税を大きく超える場合があり、延滞金の回収も長期化する可能性が高いと考えられる。

延滞金については、本税督促状の発付と同時に督促があったものとされており、本税完納後、延滞金が確定した時点で「未納延滞金のお知らせ」により滞納者に対し引続き催告されることとなっている。本税と同様、延滞金についても厳格な時効管理が求められるが、システム上の進行管理は行われているものの、一部の事案について、本税完納後の未納延滞金に対する請求において催告の頻度が少ないものも散見される。

（改善案）

滞納した県税徴収について、本税を優先するという効率性の観点は理解できるものの、「徴収対策実施要領」には、「本税完結後は、延滞金の通知を出すだけでなく、滞納処分の実施を前提として、延滞金の完全徴収に向けて取り組む。」とあることから、公平性確保の観点から、延滞金についても時効管理の徹底と効果的な催告等により、未納延滞金の圧縮に向けた取組みを図る必要があると考える。

(b) 延滞金の請求（意見）

一部回収した本税についてその時点での延滞金は適正に計算されるようになっているが、この時点での滞納者への文書による一律の通知はされていない。理由は途中で通知すると、これが確定した延滞金と勘違いされることが多いとのことであるが、しかし、本税のみならず未収の延滞金についても、相手に対してきちんと知らしめておくことは重要であると考えられる。

k 個人県民税の徴収対策

総括的事項として記載している。

l 県税徴収体制の整備

総括的事項として記載している。

イ 措置児童負担金（こども未来課）

(ア) 制度の概要

a 制度の目的

児童福祉法の規定に基づき、県が措置決定した児童にかかる費用（措置費 1）について、児童福祉法第56条第1項の規定に基づき、本人の負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴するものである。基本的には、負担能力に応じた負担金の支払いであるが、負担能力について変化があった場合は未収金が発生する。

(1) 措置費とは、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく措置に伴う経費であり、児童福祉施設に入所措置をとった場合又は里親への委託の措置をとった場合に、児童福祉施設又は里親への支弁に要する経費を言う。

b 制度の特徴

公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する（時効期間：5年）

滞納者の財産を差し押さえ、強制的に徴収することができる。ただし、児童と扶養義務者の家族再統合と言う政策目的に配慮する観点から、これまで強制徴収を実施した事例はない。

平成21年度末の未収金残高は、25,258千円（滞納者数2,785人）である。

規程は、本庁において全児童相談所共通に整備している。

個別措置費徴収金の管理は、各児童相談所において実施している。児童相談所からの徴収金データが本庁で集約されている。本庁は未収金の残高情報を各児童相談所から吸い上げて金額推移情報を管理し、全県的な収納促進を行い、個別ケースにおける監査指導を実施している。

延滞金については、国が定めた要綱に徴収できる旨の記載がないことから、徴収していない。

債権管理マニュアルとして「児童相談所における徴収事務の手引き」が作成されている。

c 過去3年間の措置児童負担金の未収金残高の推移

（単位：千円）

		H19年度		H20年度		H21年度	
		件数	未収金	件数	未収金	件数	未収金
岩国児童相談所	現年度	120	1,034	111	1,132	143	1,575
	過年度	161	1,145	258	1,922	307	2,209
周南児童相談所	現年度	84	810	104	1,182	130	1,343
	過年度	571	3,297	465	2,835	364	2,618
山口児童相談所	現年度	154	1,286	239	1,735	179	1,640
	過年度	783	6,738	697	5,415	578	4,543
下関児童相談所	現年度	49	355	113	1,998	140	714
	過年度	894	10,511	743	8,524	667	7,826
萩児童相談所	現年度	51	439	32	310	52	902
	過年度	309	2,731	281	2,536	225	1,888
合 計	現年度	458	3,924	599	6,357	644	6,174
	過年度	2,718	24,422	2,444	21,232	2,141	19,084

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、管理台帳等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

こども未来課と各児童相談所の連携は適切になされているか。

徴収猶予及び履行延期等は適切になされているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a こども未来課と各児童相談所の連携（意見）

（現状）

こども未来課が残高管理として最終的な集約データを保有しているものの、実際の実務における管理は出先機関である児童相談所が実施している。

基本的に措置費の徴収事務は、各児童相談所に任されている。これ自体は、徴収に関する要綱においても児童相談所長が行うと言う規定となっていることから、合規性上の問題はない。

（問題点）

ただ、徴収手続は要綱に従ったものとはいっても、徴収事務の効果・効率性の観点からは、本庁の関与度合を高めることが必要で、出先機関と本庁とが一体として連携協力関係にあるべきである。しかし、徴収金の各個別回収状況や回収計画、回収対策などの情報共有が図られているとは必ずしも言えない状況であり、本庁としての関与度合が低い。

（改善案）

本庁としての関与が低く、児童相談所任せとなっている割合が多いため、情報共有の観点からも、未収金回収の方針として本庁による関与を高めることが望ましい。本庁の内部監査の結果共有や定期的な出先児童相談所等との情報共有（現場での徴収状況など）を図ることで、データ授受に留まらない本庁の関与度合増加を考慮する必要がある。

b 徴収停止・履行延期の特約等（意見）

要綱第8条において、徴収の猶予等が規定されている。ただし、具体的な要件が定められているわけではなく、納入義務者にやむを得ない事情がある場合に、徴収の猶予や徴収の停止が行われている。この場合、徴収猶予申請書を児童相談所長に対して提出の上で、必要事項を調査し猶予・停止を決定することとしている。

徴収停止及び履行延期等についてはその適用にバラつきがでないように、その要件（理由）を具体的に明記しておく必要がある。

ウ 措置児童負担金（障害者支援課）

（ア）概要

a 制度の目的

児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、県が措置決定した児童にかかる費用について、児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、本人の負担能力に応じてその費用の全部又は一部を徴するものである。基本的には、負担能力に応じた負担金の支払いであるが、負担能力について変化があった場合は未収入金が発生する。

b 制度の特徴

公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する（時効期間：5年）。

滞納者の財産を差し押さえ、強制的に徴収することができる。ただし、児童と扶養義務者の家族再統合と言う政策目的に配慮する観点から、これまで強制徴収を実施した事例はない。

平成21年度末時点の未収金残高は、10,440千円（滞納者数31人）である。滞納者1人当たりの平均滞納額は337千円である。

個別の措置児童負担金の管理は、各児童相談所において実施しており、児童相談所からの徴収金データが県庁障害者支援課で集約されている。

延滞金については、国が定めた要綱に徴収できる旨の記載がないことから、徴収していない。

債権管理マニュアルとして、「児童相談所における徴収事務の手引き」が作成されている。

c 過去5年間の措置児童負担金の未収金残高（件数）の推移

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年度（人数）	6,989（41）	5,087（37）	539（3）	413（2）	411（2）
過年度（人数）	17,618（87）	16,582（70）	17,209（76）	14,285（62）	10,029（30）
合計（人数）	24,607（128）	21,669（107）	17,748（79）	14,698（64）	10,440（32）

（注）人数については、現年度と過年度に分けて記載しているため、一部重複している。平成21年度末の実人数は31人である（1名重複）。

（イ）監査の結果及び意見等

a 回収可能性の評価（意見）

（現状）

平成21年度末の未収金残高の回収状況別内訳、及び県が示した回収見込は、下表のとおりである。県の説明では、滞納者31人のうち、分納履行中又は納付誓約を取得済のものが8人であり、更に2人が追加されて10人となる見込みである。残りについても、順次、納付交渉に着手しているとのことである。

回収状況	人数	金額（千円）	回収見込
少しずつでも入金されているもの	5人	1,898	有り
納付を約束しているもの	3人	1,695	有り
回収見込ありと判断しているもの	2人	275	有り
回収見込なしと判断しているもの	4人	2,290	不可能
経済困窮と判断されているもの	6人	2,669	困難

不誠実と判断しているもの	2人	1,103	困難
その他	9人	510	困難
合計	31人	10,440	

未収金残高10,440千円を回収可能性の観点から分類すると、時間がかかっても回収できる可能性があるものが、3,868千円(10人)であり、残りの6,572千円(21人)については回収可能が困難ないし不可能と評価するのが妥当である。なぜなら、滞納の理由として生活困窮を挙げるケースが多く、一部には、納付する意思を有していないなど対応が不誠実とされている者も見受けられるからである。

b 負担金額の算出事務(指摘)

(現状の問題点)

県が扶養義務者等に対して支払いを求める負担金の額は、児童福祉法上、その能力に応じて算出することとされている。このため、県は、負担金額の算出に当たり、扶養義務者等に対して所得証明書等の提出を求め、その負担能力を調査・確認しているところであるが、関係資料を閲覧したところ、扶養義務者が所得証明書等の提出を怠っていたこと等から、長期にわたり負担能力の確認ができず、結果として、5年分の負担金を一度に請求した事案があった。

(改善案)

請求金額の多寡や扶養義務者等の支払能力にもよるが、こうした取扱いは、未収金の発生リスクを高めるものであり、又、きちんと負担金を納め続けている他の扶養義務者との公平性の観点、金融資産の適切な評価といった観点からも、できるだけ回避する必要がある。

扶養義務者等の協力が得られない場合には、その住所所在市町村に対して所得証明書の提出を求めると言う方法もある。この際、市町村に対する調査は強制力のないものとなるが、必要に応じ、県にとって債権管理に役立つこととなる点や、扶養義務者にとっても無用の負担感を抱かずに済むといった点を説明するなどして、調査への協力が得られるよう努めるべきである。

c 未収金管理簿の記載(指摘)

「未収金整理簿」を閲覧した結果、B債務者について時効が成立し、既に不納欠損処理をしていたが、その経緯が記載されていなかった。又、C債務者については、「業務連絡」の文書で細かい経緯や電話のやりとりも記載がされているものの、平成22年8月に口頭での入金約束をしたこと、不明の住所が判明したことなどが、未収金管理簿には記載されていなかった。

「未収金管理簿」は回収への取組みを計画に従って管理していくものであり、今後の取組内容を「督促の状況」欄に適宜記載する必要がある。

エ 下関漁港利用料等（漁港漁場整備課）

(ア) 概要

a 制度の目的

「下関漁港管理条例」「下関漁港管理条例施行規則」(水面占用料以外)「山口県漁港土砂採取料等徴収条例」(水面占用料)に基づき、各種漁港施設の敷地使用料、岸壁使用料、泊地使用料、各種漁港施設の敷地占用料及び水面占用料等を徴収している。

b 制度の特徴

公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する（時効期間：5年）。

滞納者の財産を差し押さえ、強制的に徴収することができる。

山口県下関水産振興局収納未済金回収業務実施要領により、回収業務を行っている。

利用料等の徴収の条件は、下関漁港管理条例第24条において「前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める時は、この限りでない。」とされている。

c 最近5年間の未収金残高の推移

(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年分	5,465	6,010	4,856	4,469	3,636
繰越分	8,909	7,754	8,651	7,407	6,187
合計	14,374	13,764	13,507	11,876	9,823

平成21年度末の下関漁港利用料の未収金残高は9,823千円である。そのうち、A社の未収金残高は8,206千円であり、未収金全体の83.5%を占める。そこで、大口滞納者であるA社について状況分析を実施することとした。

d 実施した監査手続

下関漁港利用料の未収金管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末における滞納者について、滞納整理票等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を主に検討した。

滞納整理票等の記載は、必要十分な内容になっているか。

滞納関連資料の保管は適切にされているか。

滞納解消に向けての取組みが適切にされているか。

延滞金の徴収は適切にされているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 大口滞納者（A社）

(a) A社に対する未収金の発生・回収状況及び県の対応等は、下表のとおりである。

未収金の発生と回収状況	発生年度	調定金額（千円）	回収額（千円）	未収金（千円）
	H19年度	5,045	3,864	1,181
	H20年度	5,045	1,100	3,945
	H21年度	4,180	1,100	3,080
	合計	14,270	6,064	8,206
未収金の発生事由	A社は、海運不況により新造船の建造がなく、又、公共事業の減少			

	等により船の修繕なども減少し、売上減少により資金繰りが悪化したものと見られる。
回収方法	未収金の納入計画を作成し分割により納入する。
未収金発生後の県の対応	督促状の発送後、納入の電話、文書、訪問を適宜行い、継続して催告を行っている。現在、毎月400千円から600千円（年額6,300千円）の分納を履行している。

(b) 大口滞納解消に向けての現状の取組内容（指摘）

（現状の取組内容）

A社の経営状況の把握については、毎年、分納計画書を提出させるとともに、決算書の提出を求めているとのことである。又、A社の債務支払能力の調査（財産調査）については、法務局で不動産の所有及び抵当権の状況、市役所で固定資産の状況を把握しているとのことである。時効の中断を図るため、未収金の繰越分・現年分のバランスを見ながら、回収金を充当しているとのことである。

（問題点）

しかし、大口滞納者のA社については、最新の決算状況が把握されていなかった。その後最新の決算書を入手するなどして経営状況を把握しているものの、決算書は債務者の経営状況を把握する重要な資料であり、タイムリーに入手する必要がある。

(c) 未収金の回収可能性（事実）

現在、A社については、新たな未収金の発生はあるものの、親会社からの支援もあり、今年度も、計画通りに毎月400千円から600千円（年額6,300千円）の分納を履行している。計画通りに分割納入が履行されれば、年間270万円程度の納入が見込まれ、数年以内に未収金は全額解消される予定である。従って、回収可能性については問題ないと判断する。

b その他の滞納者

(a) 台帳記載状況及び関連資料の保管状況（事実）

債務者別に未収金台帳が作成されている。未収金台帳には、過去からの経緯、調定・収納状況、交渉内容等が記載されており、未収状況が容易に把握できるよう整備されている。

又、支払予定表、履歴事項全部証明書及び催告等の記録なども、債務者別のファイルに綴られており、適切に保管管理されている。

(b) 利用料等前納の徹底（指摘）

（現状の問題点）

利用料等は、前納が原則となっている。即ち、「下関漁港管理条例」第24条において、「利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める時は、この限りでない。」と規定されている。

しかし、B社に対する未収金は、工事の資機材及び現場撤去物等の仮置場として、145日利用させたものであるが、前納が原則であるにもかかわらず、利用料等の納付を確認せずに利用させていた。結果的に、利用期間中にB社が倒産し、利用料等が未収となったものである。

（改善案）

利用許可に際しては、許可日から利用開始日までの間に一定の納付状況確認のための期間を設定し、納付確認して初めて利用開始できるようにするなど、未収金の発生を極力防ぐような

手続を整備する必要がある。

(c) 延滞金の徴収ルール（意見）

現在、分納による回収額は、未収金元金の返済に優先的に充当しており、延滞金の徴収はしていない。

しかし、延滞金については、延滞金の徴収に関する条例（昭和39年3月26日山口県条例第7号）に基づき徴収することとされていることから、その取扱いを検討する必要がある。

オ 放置違反金（警察本部交通指導課）

(ア) 概要

a 制度の目的

放置駐車違反の取締りは、従来、運転者に対する責任追及により実施してきたところであるが、道路交通法の一部改正により、都道府県公安委員会は、運転者による反則金の納付など一定の責任追及がなされた場合を除き、車両の使用者に対し、運行管理責任を怠ったことに対する責任として、放置違反金の納付を命じることができることとなった。

この放置違反金制度は、平成18年6月1日からスタートしている。

b 制度の特徴

強制徴収することが可能な公債権である（時効期間：5年）。

放置違反金等の徴収の適正かつ効果的な運用を図るため、「放置違反金事務手続及び督促、滞納処分執行要領」が定められている。

平成21年度末の未収金残高は、11,221千円（未納件数727件）である。1件当たりの未収金は15,435円であり、未収件数は多いが、1件当たりの金額は小さい。

山口県では、平成18年6月の法施行後から平成21年度末までに、333件の財産差押えによる滞納処分を行っている。

c 年度別の未収金発生状況

（単位：千円）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
平成18年度発生分	4,374	2,233	1,663	915
平成19年度発生分	-	8,461	3,881	2,104
平成20年度発生分	-	-	7,579	3,069
平成21年度発生分	-	-	-	5,133
合計	4,374 (285件)	10,694 (697件)	13,123 (850件)	11,221 (727件)

d 実施した監査手続

放置違反金の管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末における滞納者について、滞納処分指揮簿等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を主に検討した。

滞納処分指揮簿及び滞納処分対象調査状況表の記載は、必要十分な内容になっているか。

公平かつ効率的な債権管理がされているか。

時効中断の方針が適切に定められているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 滞納処分指揮簿（指摘）

平成18年度（制度初年度）発生の放置違反金について滞納処分指揮簿を見たところ、長いもので平成19年度途中までの記載がされていないものがあった。滞納処分指揮簿へは、対応した状況等を必ず記載する必要がある。

又、滞納処分対象調査状況表については、作成されている滞納者と作成されていない滞納者がある。全滞納者について作成することが管理上は望ましいが、時間的・コスト的に困難であれば、必要となる作成対象者の基準を設けて、管理効果を最大にすることを検討すべきである。

b 公平かつ効率的な債権管理の必要性（意見）

放置違反金の未収債権は、1件あたり数万円と小さく、滞納処分はコスト的に損失を生じる場合もあり得る。しかし、本債権は道路交通法違反によって発生したものであり、放置駐車違反の抑止を目的にした行政処分である。未収債権徴収の公平性を確保するため、債権管理は画一的に処理される必要があり、再三の催告に応じず、放置違反金を納付しない悪質な滞納者については、今までどおり、積極的な滞納処分を行う必要がある。

又、費用対効果を考慮して、督促や法的手続の実行による迅速かつ的確な債権回収が求められる。滞納発生初期における督促・催告を強化して早期に回収に結び付けると共に、順次、滞納処分のための財産等調査を実施し、財産が発見されれば、直ちに強制徴収を行うことが必要である。

c 時効中断と法的手続（意見）

年度別の未収金発生状況を見ると、平成19年度の8,461千円をピークに、平成20年度は7,579千円、平成21年度は5,133千円と、年々減少傾向にある。とはいっても、平成22年3月末における放置違反金滞納額は11,221千円（滞納件数は727件）もある。

本債権は公債権であり、5年経過により自動的に消滅するため、早いものでは、平成23年8月から消滅時効の完成が生じる（平成18年度発生分）。従って、時効中断の方法として自宅訪問等による債務承認の手続きを行う方針とのことであるが、回収担当者が限られており（現状2名）、自宅訪問等を繰り返すのは困難である。

そのため、納付交渉に応じない債務者に対しては、粛々と法的手続をすすめる必要がある。その場合、回収担当者2名でも対応できる現実的な手続きをとる必要がある。

(3) 強制徴収権のない公債権

監査対象として選定した未収金のうち、強制徴収権のない公債権に属するのは、生活保護費返還金、児童扶養手当返納金及び補助金等返還金である。

ア 生活保護費返還金（厚政課）

(ア) 概要

a 制度の概要

生活保護費返還金とは、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合や、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合、県は支弁した保護費の範囲内において被保護者から返還を求めるものである。(根拠：生活保護法第63条及び第78条)

市町村合併に伴い、県の福祉事務所が廃止されたことにより、各福祉事務所の債権は、各健康福祉センターへ引き継がれたが、豊浦社会福祉事務所の債権は、当該地域において健康福祉センターが設置されていないことから、健康福祉部厚政課が引き継いでいる。

b 制度の特徴

生活保護法第63条に基づく返還金が不当利得返還義務的な要素を有しているのに対し、同法第78条に基づく徴収金は、不法行為に基づく損害賠償義務的な要素を有するものである。

公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する(時効期間：5年)。

滞納者の財産を差し押さえ、強制的に徴収することはできない。

生活保護費返還金は原則として一括調定を行う。生活困窮者である債務者については、履行延期申請に基づき、分割による返還が適当と判断すれば、生活に支障のない程度の返還額を決定している。

c 最近5年間の生活保護費返還金の未収金残高の推移

(単位：千円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
健康福祉部厚政課	現年度	1,372	1,394	1,192	621	141
	過年度	4,657	5,449	6,517	7,378	5,218
岩国健康福祉センター	現年度	5,150	1,377	603	256	240
	過年度	8,326	12,436	11,667	11,189	10,640
柳井健康福祉センター	現年度	853	1,048	1,158	2,192	2,380
	過年度	2,961	3,349	3,024	3,693	4,675
周南健康福祉センター	現年度	-	-	-	-	-
	過年度	1,294	1,279	1,261	1,243	913
山口健康福祉センター	現年度	1,863	1,271	750	565	392
	過年度	4,095	5,711	5,872	6,161	4,374
宇部健康福祉センター	現年度	36	12	0	0	0
	過年度	4,869	3,714	3,726	2,696	1,462
萩健康福祉センター	現年度	-	97	1	20	141
	過年度	-	-	-	-	-

d 実施した監査手続

生活保護費返還金の管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末における金額50万円以上の大口滞納者を抽出し、滞納整理票等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

不正受給の発生防止及び早期発見のための管理体制が整備されているか。

分納額は不当利得等の性質を有する債権として妥当なものであるか。

分納額の決定は適切に行われているか。

時効中断の手続は適切にされているか。

徴収停止は適切にされているか。

債権価値の評価は適切にされているか。

(イ) 不正受給の発生防止及び早期発見（意見）

一般に、不正受給等の発見時には当外収入等が既に費消されていることが多く、返還金が発生しても納付に結び付きにくいとため、不正受給の発生防止及び早期発見に努める必要がある。これが可能となるためには、発見が遅れた原因を分析し今後の解消策に活かす必要がある。

現状、県においては、大口滞納案件について、以下に示す「生活保護費返還金の発生原因とその防止策等の状況一覧表」が作成されている。滞納案件ごとに、発見が遅れた原因等及びその防止策が具体的に把握されており、今後の不正受給の発生防止及び早期発見に向けて管理できる体制が整備されていると言える。

ただ、現在実施している防止策は全て不正発見等に有効であるとの考えであるが、中には、有効策として決定的なものがない案件もある。例えば、案件Hは、外見的に障害の事実が見えず、戸別訪問でも捕捉できない。このような案件については、管理上特に留意を要するものとして、識別把握し、回収担当者に周知させる必要があると考える。

案件	返還金の発生原因	不正受給等防止策	
		発見が遅れた原因等	防止策
A	居住地や世帯構成等の虚偽報告	生活実態については、定期的な訪問調査活動により、その把握に努めているところである。本事案については、訪問の度に不在である状態が長期間続いたこと、その理由に関する本人の申立てが不自然なこと等から調査等を行って不正を発見したものであるが、事案の性格上、早期の発見は困難であった。	訪問調査活動
B	前年度漁業収入の未申告 前年度就労収入の過少申告 過年度の就労収入の未申告及び過少申告	就労収入の確認のため課税調査を行っている。初回の把握が遅れることはやむを得ない。、については事業所に調査を行い早期に把握する必要がある。	課税調査・就労事業所調査
C	障害年金額の認定誤り	年金の収入認定に当たり、挙証資料を徴取せず、本人の申し出だけで認定したため。 収入認定時、挙証資料で確認する。	訪問調査活動

D	就労収入未申告 収入申告の遅れ 就労収入未申告 保険の解約返戻金の未申告	～ の就労収入の確認のため課税調査を行っている。生活実態に変化がないか確認することにより早期の発見につながることもある。 本人から虚偽の申告があった場合は、把握が遅れることはやむを得ない。	～ 課税調査・訪問調査活動 関係先照会・訪問調査活動
E	就労収入の未申告	就労収入の確認のため課税調査を行っている。生活実態に変化がないか確認することにより早期の発見につながることもある。	課税調査・訪問調査活動
F	老齢厚生年金の未申告	債務者は、収入申告義務については理解していたが、故意に申告せず、遡及受給したことが判明した時点で、既に費消済みであった。	課税調査・訪問調査活動
G	年金担保による借入金の未申告	債務者は、年金再担保禁止指導及び借入禁止指導に従わず、借金及び年金全額担保融資を受け、借金返済に充てた。負債を調査し、債務整理を援助することにより、防ぐことが可能である。	関係先照会
H	労災障害補償年金の未申告	申請者が障害を持っていれば、生活歴、職歴等を勘案して労災障害補償年金受給の可能性を検討し、可能性があれば労働基準監督署に照会して、受給の有無等を確認するところであるが、本事案の場合、外見からは、障害の事実を把握できなかった。	生活歴、職歴、傷病歴、障害状況の把握
I	就労収入の未申告	【原因及び解消策】 債務者が長期にわたって不就労の状態であったため、就労の事実気付くのが遅れた。 生活実態については、定期的な訪問調査活動により、その把握に努めている。不審な点をそのままにしないことや役場との連携により早期の発見は可能である。	課税調査・訪問調査活動
J	妻と子の就労収入の未申告	就労収入の確認のため課税調査を行っている。生活実態に変化がないか確認することにより早期の発見につながることもある。	課税調査・訪問調査活動

(ウ) 生活困窮者（生活保護受給者ではない）から返還金の分納を行っているケース
このケースの代表的事例として、1つの案件を挙げる。

a 大口滞納案件 1

(a) 生活困窮者の分納額（意見）

現在、厚生年金の支給日（年6回）に5,000円ずつ納付している。不当利得的な性格を有する返還金（生活保護法第63条）であるから、本来は一括返済が原則である。とはいっても、債務者が生活困窮者であることから、収入等を慎重に確認しながら、生活に支障のない範囲で分納額を決定する必要があり、県の対応はやむを得ない。

ただ、粘り強く時間をかけて回収するといっても、今の分納状況が変わらなければ、完全納付までに約40年かかる。債権が不当利得的な性格を有することを考えると、少額でも分納額の増額を要請する必要がある。

(b) 生活困窮者からの分納額決定のルール化（指摘）

生活困窮者からの分納額については、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性があるため、県として一定の基準額を設ける必要がある。特に、生活保護受給者ではない本案件の場合、他の生活保護受給者からの分納額の方が多いケースもあり、一定基準額以下の分納の場合、その理由を明らかにして責任者の承認を受けるようにする必要がある。

(エ) 生活保護受給者から返還金の分納を行っているケース

このケースに共通する問題事項等は、次のとおりである。

a 生活保護受給者の分納額（事実）

生活保護法第63条に基づく返還金は、不当利得返還義務的な要素を有しており、又、同法第78条の徴収金は、不法行為に基づく損害賠償義務的な要素を有していることから、いずれの債権も原則、全額一括返済させるべきである。しかし、生活保護受給者については、生活に支障のない範囲で返還額を慎重に決定せざるを得ず、長期間に及ぶ返済となる場合がほとんどであり、現実的な完納期間・分納額でなくともやむを得ない。

b 生活保護受給者からの分納額決定のルール化（意見）

生活保護受給者からの分納額については、現実的な完納期間・分納額でなくともやむを得ないとしても、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。そのため、県として一定の基準額を設ける必要がある。そして、一定基準額以下の分納の場合、その理由を明らかにして責任者の承認を受けるようにする必要がある。

c 生活保護受給者の状況把握と時効中断（事実）

現状、資産状況調査承諾書の提出を受け、定期的に資力状況を確認し、又は市に状況確認を行い、納付能力を確認している。債務者の収入状況・生活状況を確認の上、納付額を決定し、生活に支障のない範囲で納付指導が継続されている。

又、時効中断への今後の対応としては、生活状況を確認の上、履行延期の特約を検討すると共に、債務の承認等により時効の中断を図るとのことである。具体的な取組内容が計画されており、実際に、履行延期申請兼債務承認書により時効の中断が実行されている。

不当利得等の性格を有する債権に対して、生活保護受給者とはいえ、時間をかけてでも、資力状況によっては少額でも返還を求めようと言う粘り強い対応がされており、現状の県の対応は適切と考える。

(オ) 個人である大口滞納者に徴収停止を行っているケース

個人に係る徴収停止の条件（ ）は、次のとおりである。

長期滞納の債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる時

債務者が死亡した場合で、相続人がいることが明らかでない時

その他これに類する時

()個人に係る徴収停止については、自治令第171条の5において次のように規定されている。
「履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権について、・・・債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる時その他これに類する時・・・は、地方公共団体の長は、以後当該債権の保全及び取立てをしないことができる。」
ここに「その他これに類する時」とは、債務者が死亡した場合で、相続人がいることが明らかでない時等を言う。

このケースの代表的事例として、2つの案件を挙げる。

a 大口滞納案件1（指摘）

（徴収停止に至るまでの県の対応状況）

平成12年11月に、履行延期申請。平成13年の返還金発生後に、分納を認めている。その後、督促状の発送、文書による催告及び自宅訪問による納付指導等を実施した。

平成19年3月に、生活保護受給中で無資力であり、将来的にも債務の履行が困難と判断し、徴収停止にしている。

（問題点）

当案件は、生活困窮者であり、徴収停止の要件には該当しない。県の方針としても、生活困窮者に対しては、収入等を慎重に確認しながら、生活に支障のない範囲で分納額を決定し、粘り強く時間をかけて回収する方針が示されている。生活保護受給者と同様の生活状況であっても、現に少額分納している滞納者が存在することと整合しない。

（改善案）

徴収停止の判断については、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。

従って、徴収停止を行う場合には、債務者間の公平性を確保するため、債務者の所在が不明、又は、債務者が死亡した場合で、相続人のいないことが明らかである時のように、明らかに徴収停止の要件に該当する場合を除き、その理由を示し、責任者の承認を受けるようにする必要がある。又、債務承認の受領等による時効の中断を行う必要がある。

b 大口滞納案件2（指摘）

（徴収停止に至るまでの県の対応状況）

平成14年3月に、履行延期申請がなされたことにより分納を承認している。又、平成17年8月に債務者が死亡したことを確認したことにより、平成19年3月に徴収停止としている。

（問題点）

当案件は、徴収停止の要件には該当しないと考える。なぜなら、債務者が死亡しているものの、相続人のいないことが明らかでないからである。現に県は、今後、相続人を調査し、相続人に対し、返還を求める方針である。徴収停止に必要な調査がされないまま徴収停止がされている。

（改善案）

当案件は、明らかに徴収停止の要件に該当しないケースであり、徴収停止の判断に関しては、生活保護費返還金の管理に不備があると言わざるを得ない。債務者間の公平性を確保するため、責任者の承認等管理体制を強化する必要がある。

(カ) 不正受給の発見が困難なケース

このケースの代表的事例として、1つの案件を挙げる。

a 大口滞納案件1(意見)

(現状の問題点)

本件の返還金の発生原因は、債務者の労災障害補償年金の受給未申告による生活保護費の不正受給である。県による不正受給の発見が遅れたことが、返還金額を多額化させている。不正受給の発見が遅れた原因は、課税調査では発見できない労災障害補償年金を受給していること、及び訪問調査では容易に発見できない障害状況であり、本人の申立て以外にその事実を把握する方法がないことにある。

(改善策)

生活保護費の不正受給を防止するために、労災障害補償年金の受給者情報の提供を定期的に受けることは、個人情報目的外使用となるため、関係機関からの協力を得られない。従って、現在実施している訪問調査時の観察やヒアリングを徹底するしかない。

県は、各案件の不正受給発見の遅延原因等を分析・調査し、今後の取組内容を示している。不正受給等の発見・防止に向けて必要な管理が整備されているが、発見策が訪問調査時の観察やヒアリングに限られるケース、又、訪問調査でも発見が困難なケースを峻別する必要がある。

イ 児童扶養手当返納金(こども未来課)

(ア) 制度の概要

a 制度の目的

父と同一生計にない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的にしている。

b 制度の特徴

支給対象は、父と同一生計にない児童を監護する母又は母以外で、当該児童を養育する者である。

返納金の発生は、受給者の婚姻、年金受給、扶養義務者との同居、養育する児童の施設入所等の資格喪失事由の発生により生じるものであり、返納金は不当利得性格を有する。

未収件数は多く、1人当たりの債権は少額である。

滞納者の財産を差し押さえ、強制的に徴収することはできない。

公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する(時効期間:5年)。

児童扶養手当の支給月額、児童1人の場合の満額は41,720円であり、所得額に応じて減額される(最低額9,850円)。児童が2人目は5,000円加算され、3人目からは1人増すごとに3,000円加算される。

c 最近5年間の未収金残高の推移

(単位：円)

区分	調定額	収入済額	収入率(%)	不納欠損額	収入未済額	
17年度	現年	3,839,500	757,080	19.7	0	3,082,420
	過年	21,703,800	207,000	1.0	4,917,190	16,579,610
	計	25,543,300	964,080	3.8	4,917,190	19,662,030
18年度	現年	4,852,490	1,189,670	24.5	0	3,662,820
	過年	19,536,030	516,000	2.6	1,833,230	17,186,800
	計	24,388,520	1,705,670	7.0	1,833,230	20,849,620
19年度	現年	3,285,150	924,150	28.1	0	2,361,000
	過年	20,698,510	244,700	1.2	6,430,880	14,022,930
	計	23,983,660	1,168,850	4.9	6,430,880	16,383,930
20年度	現年	1,304,280	1,016,280	77.9	0	288,000
	過年	16,383,930	253,000	1.5	222,000	15,908,930
	計	17,688,210	1,269,280	7.2	222,000	16,196,930
21年度	現年	2,046,360	191,000	9.3	0	1,855,360
	過年	16,196,930	341,000	2.1	4,269,670	11,586,260
	計	18,243,290	532,000	2.9	4,269,670	13,441,620

最近5年間における児童扶養手当返納金の発生額(現年調定額)は、減少傾向にあり、それに応じて収入未済額(未収入金)も減少している。不納欠損額が毎年生じているのは、当債権が公債権であるため時効の援用を要せず、時効完成により自動的に消滅する(時効期間:5年)からである。

d 実施した監査手続

児童扶養手当返納金の管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末における滞納者について、滞納整理票等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を主に検討した。

- 県の対応方針は明確にされているか。
- 時効中断の手続は適切にされているか。
- 債権管理の役割分担は明確にされているか。
- 債権価値の評価は適切か。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 県の対応方針の明確化(指摘)

(現状の対応)

平成21年度末の滞納者のうち35名は生活困窮者であり、ほとんどの滞納者が日中留守で、電話催告にも無反応(無視)であり、接触することが困難な状況にある。福祉の観点から強く出られないこともあり、現在、電話催告や戸別訪問、財産調査等を行われていない。

(問題点)

しかし、児童扶養手当返納金は、受給者の資格喪失事由により発生するものであり、不当利

得の性格を有する。従って、滞納者の現状が生活に困窮していても、納付交渉を粘り強く行い、時間をかけてでも全額返還に努める必要があるが、現状の県の対応には明確な方針がない。

(改善案)

不当利得の性質を有する債権に見合った対応方針を明確にするため、独自のマニュアル作成を検討すべきである。

b 時効中断措置の必要性(指摘)

(時効中断の必要性)

児童扶養手当が福祉目的であるとはいえ、児童扶養手当返納金の発生は、資格喪失事由の発生により生じるものであり、返納金は不当利得的性格を有する。従って、1件当たりの未収額が少ないため、コストのかかる法的手続は現実的でないとして、回収可能性がある限り、少しずつでも回収し、時間をかけて粘り強く交渉し、完済を目指すのが正義に合う。

そして、長期にわたる未収金の回収を図るためには、時効の中断が重要となる。なぜなら、当該返納金は公債権であり、時効の完成に当たって援用は要しないため、5年の時効期間の成立により自動的に消滅するからである。

(現状の問題点)

現状は、督促状の送付及び年2回の訪問が行われている程度である。債務承認及び一部納付等の時効中断の措置については、個々の管理台帳において償還指導の詳しい状況が記録されていない。

(改善案)

時効中断管理の適切な遂行を図るため、債務者ごとの償還指導記録を充実させ、時効期間が成立しないよう管理する必要がある。

c 債権管理の役割分担の明確化(意見)

(現状の問題点)

現在、児童扶養手当返納金に係る業務の担当者は、職務分掌上は1名であるが、担当者は休職中のため、「保育・家庭福祉班」が業務を手分けして行っている。通常の事務処理は1名、償還指導は複数で分担して行っていること等から、個々の滞納者への接触が確実に行われていない状況である。

(改善案)

滞納者への接触等を確実に行うためには、担当者の役割分担を明確にする必要がある。従って、一時的に、休職中の担当者の業務を班内で手分けして行うのであれば、その役割分担を明確にしておく必要がある。そして、このような対応状態が続くようであれば、新たに専任の担当者を置くことを検討する必要がある。

d 債権価値の評価(意見)

生活状況が困窮している滞納者で、将来、返済能力が大きく回復しないことが明らかであれば、会計上は徴収不能額を計上して、債権価値を減額する必要がある。時効期間の成立により自動消滅するような債権を決算に含めると、県の財政状態の判断を誤る可能性があるからである。

ウ 補助金等返還金（健康増進課）

（ア）制度の概要

a 補助金返還請求の内容

返還の対象となっている補助金は、主として平成14年度に交付されたA学校法人に対する医療施設等施設整備費補助金58,569千円(うち国庫補助金は44,834千円)である。平成20年12月に、A学校法人が平成20年度末に解散するとの公表の後、県に無断で補助事業により取得した財産に抵当権を設定していたことが判明した。そのため、平成21年3月に、当該補助金の交付要綱に基づき交付決定を取り消し、返還命令を出したものである。

A学校法人は、平成21年3月末で閉校し、同年6月3日に破産の申立てを行った。破産手続きは平成22年12月に終結した。通常、補助金等の返還金については未収金が発生しないことから、回収マニュアルは整備していない。

b 補助金返還・未収金発生までの経緯

平成3年4月	A学校法人設立
設立～平成8年	福祉専門学校の入学者は定員を上回っており、事業遂行に苦慮しない状態。
平成9年～13年	平成8年頃、県内各地域に競合する専門学校が設立され、次第に定員を下回る学生数しか確保できなくなった。ただ、設備投資が不要な新たな学科の増設により、採算ラインの定員はかろうじて確保していた。
平成14年	入学者の増加が期待できる歯科衛生士の養成学科を併設するため、医療施設等を2億2119万円(うち国庫補助金4,008万円、県補助金1,336万円)で取得した。
平成15年以降	歯科衛生士科を開設したことに伴う設備投資費用と経費増加により、年間5,000万円程度の資金不足を生じるようになった。
平成18年ころ	金融機関からの新たな借入れができない状態に陥っていた。
平成19年4月	社会福祉学科を閉鎖した。
平成20年12月	県に対し学校法人の解散認定申請を行った。 県は、補助対象施設に、県の承認なく根抵当権を設定している事実を確認。
平成21年3月	県から解散認定を受ける。県はA学校法人への施設整備費補助金等の交付決定を取り消した。理由は補助事業により取得した財産について、県の承認を得ずに担保に供していることが判明したからである。既に交付された5,022千円については平成21年4月20日までに返還することとなる。
平成21年4月	補助金等返還金58,022千円が未収金として発生している。

c 未収金発生から現状までの経緯

平成21年5月	A学校法人に対し、補助金未返納のため督促状を送付した。
平成21年6月	破産手続開始の申請に伴い、A学校法人に対し、債権届出書を送付。
平成21年7月	県の債権は租税等の請求権には該当せず、一般破産債権となる。そして、破産管財人から、財産約1,000万円程度に対して、労働債権が約2,400万円あり、一般破産債権には配当見込みなしとの説明を受ける。
平成21年9月	第1回債権者集会で配当予定等の説明を受ける。
平成22年3月	第5回(最終)債権者集会において、県への配当金がないと報告を受ける。
平成22年12月	山口地裁より破産手続終結通知が送付された。
平成23年1月	山口地裁より県には配当がない旨の証明書が送付された。

d 実施した監査手続

補助金等返還金の管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の滞納者について、滞納整理票等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

不納欠損処理が必要となっていないか。

違反行為の防止策が分析されているか。

エ 監査の結果及び意見等

a 不納欠損処理の検討必要性（事実）

（現状）

裁判所における破産手続の状況を注視し、債権者として可能な取組み（債権者集会への参加等）を適切に実施した。又、破産手続終結に伴い、県への配当金がないことが明確になったことから、収入未済となる債権については不納欠損として処理した。

（問題点）

当該債権については、破産手続が開始された時点で、強制的に徴収することはできなくなった。又、破産手続中の段階では配当は確定していなかったが、補助対象施設には根抵当権が設定されており、実質的に回収可能性は低かった。実際に、平成22年3月の債権者集会において、県への配当がないとの報告を受けている。

このように、法律上又は事実上、徴収不能であることが明らかな債権について、債権が法的に存在しているからと言う理由だけで、不納欠損処理しないと、会計上価値のない債権が県の財産として示されてしまう。

（事実）

県は、平成21年7月に、当該債権が租税等の請求権には該当せず、一般破産債権への配当可能性がないと言う説明を破産管財人から受けており、その時点で、事実上、徴収不能であることは明らかであり、会計上、不納欠損処理する必要があったと言える。債権管理の効率化の観点からも、このような債権は早期に管理の対象から外すべきであったと言える。

県としては、債務者であるA学校法人の破産手続が開始された時点からは、未納の督促をする必要はなく、裁判所において実施される債権の確定・配当の実施を待つだけであり、債権管理上の事務負担はなかった。しかし、会計上価値のない債権が県の財産として示されてしまうため、破産手続の終結を待つことなく、議会の議決を経て不納欠損処理すべきであった。

b 違反行為の防止（意見）

当未収案件のように、補助対象施設に県の承認なく根抵当権を設定されているような場合、補助金交付決定を取り消しても、補助金の返還は困難であると思われる。従って、県に無断で補助対象物件に根抵当権が設定されないように、まず、従来指導監査の反省を踏まえ、指導監査でのチェックを厳格に行う必要がある。

又、補助対象施設には担保設定ができないように、銀行側に何らかの働きかけが必要であると考え。当案件では、根抵当権の設定は銀行からの融資条件とされているが、当該行為が、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しないかどうか、融資の専門家である銀行が当然確認すべき事項と思える。銀行として当然確認すべき事項であるとするれば、銀行側にも違反行為の一端を担いだ責任があり、補助金の一部返還が可能ではないかと考える。

更に、当該違反行為については、理事長個人の責任追及を検討すべきである。そうでないと、補助金を受けるに見合った責任になっていないと考える。

(4) 中小企業振興目的の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金（私債権）のうち、その起因となる貸付金の目的が中小企業振興であるものは、中小企業高度化資金貸付金及び中小企業従業員住宅資金貸付金である。

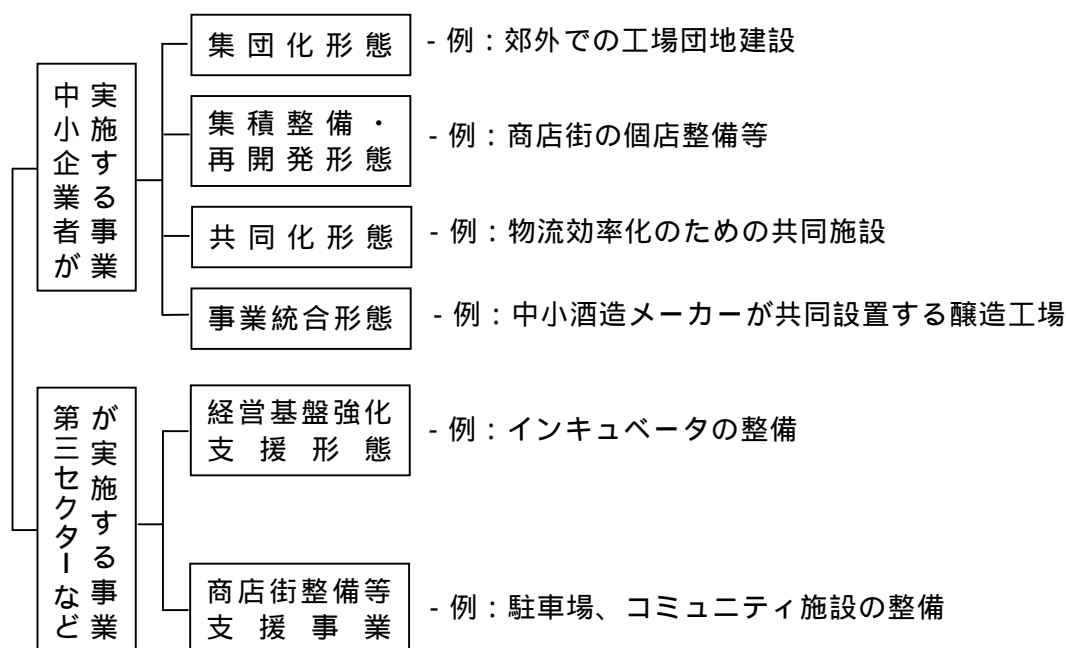
ア 中小企業高度化資金貸付金（経営金融課）

(ア) 概要

a 制度の目的

高度化事業とは、中小企業者が連携して組合等を設立し、経営基盤の強化や環境改善を図るため、工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクター又は商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」と言う。）と各都道府県が一体となって、貸付けやアドバイスにより支援する制度である。

代表的な高度化事業としては、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業などがある。なお、高度化事業の体型は、次のとおりである。



b 制度の特徴

政策性の高い制度

組合などによる集団化、共同化、協業化などの事業や第三セクター等が中小企業者を支援する事業など、政策性の高いものが対象とされている。

貸付条件の優遇

貸付条件は、長期・低利の固定利率となっており優遇されている。又、特別の法律に基づく事業などは無利子となっている。

なお、貸付期間は20年以内で、都道府県が適当と認める期間とされている。

コンサルティングの実施

貸付けを行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場から適切なアドバイスが行われる。そのため、過大な投資などが避けられるだけでなく、他の成功事例を踏まえた

助言が受けられ、事業の円滑な実施が可能となる。又、診断助言は貸付後も随時行われる。

都道府県が窓口

高度化資金は、一般的に都道府県が貸付けの窓口となっており、都道府県と機構が協調して貸付けを行うこととされている。

各種税制の特例措置

集団化事業等で、現在の施設を売却して移転しようとする場合、その施設売却に伴う譲渡益に対しては、課税が繰り延べられる（買換資産の特例）など、税制面で多くの優遇措置が用意されている。

c 貸付方式

高度化資金の貸付けの方式には、A方式とB方式がある。A方式は1つの都道府県内での事業、B方式は2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式で、両方式の資金の流れは、次の図のとおりである。

方式	資金の流れ	貸付窓口
A		各都道府県の商工担当課
B		中小機構（商工組合中央金庫に業務委託）

d 貸付総額、貸付残高及び未収金の状況

昭和42年以降、176組合等に816,700千円を貸し付け、これまで140組合に対する676,090千円を償還している。残りの36組合等に対する140,610千円は、平成22年3月末現在の貸付金残高である。

又、その債権区分ごとの明細は、次のとおりである。

(単位：百万円)

債権区分	貸付先組合等の数	残高
正常債権	18	5,738
条件変更債権	8	4,596
延滞債権	10	3,727
合計	36	14,061

e 実施した監査手続

条件変更債権に区分されている貸付先全部について、条件変更及び現在に至るまでの経緯を分析し、それまでの県の対応が適切であったかどうか、又、今後の対応方針の妥当性を検討した。

延滞債権に区分されている貸付先全部について、延滞及び現在に至るまでの経緯を分析し、それまでの県の対応が適切であったかどうか、又、今後の対応方針の妥当性を検討した。

(イ) 条件変更債権区分の貸付先 (8 組合等)

平成 2 1 年度末の条件変更債権区分の貸付先 (8 組合等) に対する貸付金残高は、 4 , 5 9 6 , 0 1 5 千円であり、貸付先別明細は下表のとおりである。

(単位 : 千円)

貸付先	貸付金残高
A	2 1 6 , 3 2 5
B	3 8 , 9 7 0
C	1 , 5 8 1 , 1 7 3
D	1 7 , 1 2 0
E	5 2 7 , 2 0 0
F	1 , 6 0 5 , 3 4 8
G	7 1 , 5 1 2
H	5 3 8 , 3 6 7
合計 (8 組合等)	4 , 5 9 6 , 0 1 5

条件変更債権区分の貸付先の代表的事例として、 5 つの案件を挙げる。

a 貸付先 A (条件変更債権)

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	小売商業店舗等共同化
貸付年度・貸付額	平成 2 年度 (一部平成 4 年度) 3 6 4 , 1 7 0 千円
当初貸付条件	最終償還期限 : 平成 2 2 年 9 月 金利 : 無利子
貸付残高	2 1 6 , 3 2 5 千円 (残高割合 5 9 . 4 %)

(貸付条件変更に至った経緯)

本組合は、町内の小売業者が経営の近代化、効率化を図るため、共同でショッピングセンターを運営するために設立したものであり、平成 3 年 3 月にオープンした。しかし、その後、近隣市町や町内への大・中規模店の出店・増床等により、売上は平成 3 年の開業当時をピークに減少傾向で推移している。平成 1 2 年度に核店舗である事業者が倒産したため、売上は更に減少した。

そのため、県は、平成 1 2 年度から 1 9 年度において毎年、貸付条件の変更を承認している。更に、平成 2 0 年度複数年猶予を認めている。その変更内容は下表のとおりであり、平成 2 0 年 9 月及び平成 2 1 年 9 月の約定償還額 7 2 , 4 4 1 千円を 5 0 0 千円に猶予し、最終償還期限の平成 2 2 年 9 月に全額償還するというものである。

(単位 : 千円)

年度	変更前	変更後
平成 2 0 年度	7 2 , 4 4 1	5 0 0
平成 2 1 年度	7 2 , 4 4 1	5 0 0
平成 2 2 年度	7 2 , 4 4 1	2 1 6 , 3 2 5

(b) 貸付条件変更の正当性確保 (意見)

(現状の問題点)

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、貸付条件変更の要件として、経済事情の著しい変動といった特別の事情だけでなく、条件変更によって償還が確実であることが挙げられている。前者の要件は県の分析により満たしていると考えるが、問題は後者の償還確実性である。県は平成12年～20年度まで毎年、条件変更を認めている。この間、組合も毎年専門家の経営指導を受け、経営改善に向けて努力されている。

しかし、毎年の条件変更が9年間も繰り返される状況では、償還させるためと言うより、元金の延滞を表面化させないために安易な条件変更がされているとしか思えない。中小企業振興と言う貸付目的からみて、県が債権回収より組合支援を優先するのは合理的理由があるが、その支援も債務者間の公平性を著しく害しない範囲で正当性をもつと考えるべきである。

結果的に、組合の経営改善を図るための核店舗の誘致努力は実らず、代替手段として誘致予定の土地及び空店舗を賃貸しているものの、家賃収入は高度化資金返済財源に結びついていない。担保の保全状況には問題はないが、現状の対応のままでは今後の返済見込みはない。

(今後の対応)

県は、平成22年度中に連帯保証人等の資産調査等を行い、平成23年度から連帯保証人等との交渉を、債権回収会社に委託して行う予定である。県が示す今後の対応は適切であり、債権回収への効果が期待できる。

(意見)

繰り返すが、結果的には、当債権は平成12年当時すでに延滞債権化していたと見ることができる。ただ、県としても、機構と十分協議し、承認を得た上、高度化資金が目的とする中小企業及び地域経済の振興等も加味して、条件変更に応じてきている。安易な条件変更ではないとのことである。

しかし、当制度は、県と機構が協調して貸付けを行うこととされており、機構の承認は条件変更の正当性を裏付けるものではない。県は、「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」が示す償還確実性(条件変更によって償還が確実であること)があることを具体的に説明することにより、初めて条件変更の正当性を確保できると考える。今後、同じようなケースでは留意する必要がある。

b 貸付先B(条件変更債権)

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	小売商業店舗等共同化
貸付年度・貸付額	昭和63年度・214,000千円
貸付条件	最終償還期限：平成20年9月30日(条件変更により9年延長)
貸付残高	38,970千円(残高割合18.2%)

(返済期限延長に至った経緯)

昭和63年12月に、経営の近代化・合理化を図るため、町内の小売業者が中心となって共同店舗をオープンした。しかし、平成元年6月に近隣に大型店がオープンしたため、共同店舗の核店舗(食品)である組合員の売上が減少し、組合全体の経営が厳しくなった。リニューアルや新業種取入れ等の対策をとったものの効果はなく、平成11年12月、各店舗(食品)の企業は閉店した。その後、閉店した食品部門に替わる食品業者が入店したものの、いったん離れた顧客を取戻すことは難しく、長引く不況も重なり売上が伸びない状況は打開できなかった。

そのため、県は、平成11年度以降、毎年、返済期限の延長を繰返し承認している。そして、平成20年9月には、9年間の返済期限の延長を承認している。

(b) 貸付条件変更の妥当性

(現状)

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、貸付条件変更の要件として、経済事情の著しい変動といった特別の事情だけでなく、条件変更によって償還が確実であることが挙げられている。前者の要件は県の分析により満たしていると考えますが、問題は後者の償還確実性である。県は平成11年～19年度まで、9回の条件変更(償還猶予)を認めている。この間、県は、組合に高度化アドバイザーを派遣し経営指導を行うと共に、ほぼ毎年、貸付条件変更在先立つ運営診断に基づく事後助言を実施している。

又、抵当権の補強を図るため、ショッピングセンターの底地の一部となっている土地を追加担保として提供を求めている。そのため、平成21年4月における担保物件(土地・建物)評価額は60,682千円と評価されており、平成22年3月末の条件変更債権38,970千円を上回り、担保不足は生じていない。

(問題点)

当債権については、債権保全の状況に問題はないとしても、今後の償還見込みはない。幾度と繰り返されている条件変更は、償還を確実にするために行う本来の条件変更とは言えず、延滞の実態を見えなくしている。そのため、連帯保証人への請求及び法的措置の検討等、本来とるべき対応がタイムリーにされていない。

この点、県としては、中小企業診断士の診断を受け、機構の承認を得た上で、条件変更に応じており、今後の償還見込みがないと言う認識をもっていない。今後も、約定どおりの償還ができるよう、組合の意向の掌握に努めているとのことである。

しかし、中小企業診断士の診断結果及び機構の承認は、貸付条件変更の正当性を直接裏付けるものではない。条件変更の正当性を裏付けるのは、償還確実性があると言う具体的裏付けに基づく県の最終判断であるが、9回の条件変更(償還猶予)は常識的にみて異常である。今後、償還確実性があることを合理的に説明することは、大きな状況変化が認められない限り、無理であると考えます。

(意見)

貸付条件の変更要件の一つである今後の返済見込み又は償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。

その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。

c 貸付先C(条件変更債権)

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	小売商業店舗共同化
貸付年度・貸付額	平成3年度 2,494,000千円
貸付条件	最終償還期限：平成24年9月30日 (平成11年～21年分償還猶予)
貸付残高	1,581,173千円(残高割合63.4%)

(貸付条件変更に至った経緯)

業績不振の原因は、核店舗である衣料品事業者の売上不振に、景気低迷の長期化が重なったこと、同業者との競争が激化したこと、組合員の脱退等による空店舗が発生したことである。組合としても、専門家の診断、リニューアル及び経費削減等できるだけ努力はしているが、経営改善には結びついていない。

そのため、県は、平成11年度から22年度まで、毎年、単年度の償還猶予を承認してきた。

(b) 貸付条件変更の妥当性(指摘)

(現状の問題点)

県は平成11年度から22年度まで、12回の単年度猶予を認めている。この間、県は、運営診断に基づく事後助言を実施し、組合の自助努力を支援している。しかし、今後の償還見込みはない。幾度と繰り返されている単年度猶予は、延滞債権の実態を見えなくしているため、連帯保証人への請求及び法的措置の検討等、本来とるべき対応がタイムリーにされていない。

(改善案)

貸付条件の変更要件の一つである今後の償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。

なお、現在、「経営改善支援協議会」において、市、商工会議所、金融機関、中小企業診断士等の参加を得て、抜本的対策の検討をしているとのことである。

(c) 債権保全手続の適切性(指摘)

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。

追加担保

しかし、平成21年4月の担保物件(土地・建物)評価額は983,147千円であり、平成22年3月末の条件変更債権1,594,021千円を下回っており、担保不足610,874千円が生じているにもかかわらず、追加担保の提供は要求されておらず、必要な債権保全手続がされていない。

担保物件の評価

又、評価に際して、土地は固定資産税評価額を0.7で割戻し、建物は固定資産税評価額に0.8を乗じているが、他の担保物件では固定資産税評価額に0.7を乗じている。仮に、0.7を乗じた場合、担保物件の評価額は797,142千円となり、担保不足は796,879千円となる(担保不足は約186,000千円増加)。

掛け目は、地域性・個別性を勘案し、県において妥当と判断した比率を用いるとはいつても、当担保別件の掛け目が地域制・個別性を反映したことの裏付けはない。他の担保物件の掛け目と大きく違う場合には、その根拠を具体的に示す必要がある。

(d) 債権の評価(意見)

決算において債権の価値を正しく示すためには、連帯保証人への請求、財産調査等の実施により、債権の回収可能額を見積もる必要がある。そして、連帯保証人からの回収見積額が担保不足額を補えない場合には、その額を徴収不能額に計上し、会計上債権価値を減額する必要がある。

d 貸付先 F (条件変更債権)

(a) 経緯

(当初の貸付状況)

資金種別	企業合同(構造改善高度化)
貸付年度・貸付額	平成4年度 2,992,000千円
貸付条件	据置2年の15年(最終償還日は平成19年9月30日) 無利息
貸付残高(残高割合)	1,605,348千円(46.3%)

(償還猶予及び条件変更に至った原因分析)

バブル経済の崩壊後における景気の低迷や個人消費の低下を背景として、平成4年12月の開業当初から、設備規模に見合う計画通りの売上が確保できず、業績不振となった。平成9年度に償還猶予を行い、親会社の人的及び資金的支援を受けながら、売上の拡大及び経費の削減等に努めてきた結果、平成9年度以降当期利益を計上するまでは回復した。しかし、約定どおりの返済を行えるまでの回復はできず、平成11年度以降、毎年、償還猶予を行っている。

親会社(連帯保証人)も経営が厳しく、当貸付先Fに対し十分な支援が行えない状況である。そのため、平成19年9月、最終償還期限の10年延長を行っている。

(b) 単年度猶予の繰返し実施(指摘)

(現状の問題点)

「中小企業高度化資金 債権管理事務処理の手引き」によれば、「単年度猶予は、突然の事故等による資金ショートに陥った時の救済措置と言う位置付けになるため、単年度猶予を行った翌年度は正常償還に戻ることが原則となる。従って、翌年の償還見込みが立たないままでの単年度猶予は認められず、その場合は「複数年度の猶予を検討する」とある。

しかし、実際には、翌年の償還見込みが立たないまま、平成9年度から平成18年度まで、単年度猶予が10回も繰り返されている。複数年度猶予を行う場合は、単年度猶予に加え、貸付元金の2分の1以上が償還済みと言う要件を満たす必要があり、そのため単年度の猶予を繰り返していたものと思われる。

又、単年度猶予の要件の一つに「担保評価額が貸付元金残高を上回っていること」とあるが、この要件は満たしていることの確認はされていない。

(改善案)

毎年の償還猶予を長期間繰り返すのは、債権の延滞債権化を防ぐためであり、不良資産隠しと言える。このような状態が10年間続いたと言うことは、県には、債権の実態を正しく報告するための管理体制が整備されていないと言える。条件変更はあらかじめ定められたルールに従って厳格に行う必要があり、所管課の恣意性が入らないように、管理体制を見直すべきである。

(c) 最終償還期限の10年延長(意見)

(条件変更後の償還計画)

平成19年9月の最終償還期限での完済は困難との理由により、平成19年度最終償還期限を、平成29年度まで10年延長した。

「貸付元金の2分の1以上が償還済みであること」という償還期限の延長条件を、グループ

企業の支援等によりクリアしたため、県は、償還期限を10年延長する条件変更を承認した。条件変更後の償還計画は以下のとおりである。

(単位：千円)

返済期日	条件変更後の返済予定額
H19.9.30	322,971
H20.9.30	1,326
H21.9.30	1,326
H22.9.30	6,629
H23.9.30	19,887
H24.9.30	33,146
H25.9.30	46,404
H26.9.30	46,404
H27.9.30	53,033
H28.9.30	53,033
H29.9.30	1,346,812

(平成22年償還額分納の申し出)

親会社が平成21年10月に民事再生手続の開始を申し立てたため、親会社の支援を得ながら償還計画を履行することができなくなった。そのため、償還期限である平成22年9月30日までに約定償還額6,629千円を償還できず、7回の分納をしたい旨申し出があった。

(問題点)

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、貸付条件変更の要件として、経済事情の著しい変動といった特別の事情があること、条件変更によって償還が確実であることが挙げられている。前者の要件は県の分析により満たしていると考えられるが、後者の償還確実性については、変更後の償還計画を見る限り、その要件を満たしているとは言えない。償還計画、最終年度(平成29年度)の償還額は1,346,812千円であり、返済予定額の約97%となっている。これは、貸付条件変更を認めることだけを目的にした非現実的な償還計画である。条件変更の時点で既に償還確実性は返済計画に織り込まれておらず、本来、条件変更できる要件は満たされていない。

(意見)

県は、今後の対応として、分納計画の確実な履行を見守り、貸付先親会社の民事再生手続の動きを注視すると共に、貸付先の意向を確認しながら、対応を検討するとしている。条件変更契約を交わし、一部分納も認めている以上、平成29年までの6年間、この対応方針でやむを得ないが、今後、仮に、償還の一部が未履行になった場合には、財産の差押え等の法的措置をとることを検討する必要がある。

(d) 債権回収見込額の算定(指摘)

下表に示すとおり、平成22年10月1日に評価された担保物件の額は全体で532,506千円であり、そのうち県の債権回収見込額は416,700千円である。

(単位：千円)

	評価額		山口県	A銀行	B銀行
物件 No. ~	416,700	順位		-	-
		抵当権設定金額	1,607,674		

		債権回収見込額	416,700		
物件 No. ~	35,931	順位			
		抵当権設定金額	1,607,674		139,000
		債権回収見込額	0		35,931
物件 No. ~	43,555	順位			
		抵当権設定金額	1,607,674	100,000	
		債権回収見込額	0	43,555	
物件 No. ~	36,320	順位			
		抵当権設定金額	1,607,674	79,000	
		債権回収見込額	0	36,320	
	532,506	債権回収見込額の合計	416,700	79,875	35,931

現時点の貸付額1,605,348千円から担保評価額416,700千円を控除した969,952千円については、徴収不能額に計上すべきである。

e 貸付先G（条件変更債権）

(a) 経緯

（当初の貸付状況）

資金種別	共同施設（構造改善等高度化事業）
貸付年度・貸付額	平成5年度 217,000千円
貸付条件	据置5年の20年（最終償還日は平成24年9月30日） 無利息
貸付残高（残高割合）	71,512千円（33.0%）

（貸付条件変更に至った原因分析）

延滞の主な原因としては、大店舗改正以来、大型店進出等により商店街が衰退し、駐車場の利用客数の減少により収益が落ち込んだこと、及び脱退組合員が増加し、脱退組合員からの預り金の返還を金融機関からの融資により賄ったこと等が挙げられている。

平成13年度に県の指導により専門家の診断を受け、これに基づき経営改善に努めると同時に、県は、平成17年度まで償還準備金積立制度の積立額の減額を認めた。

平成18年度及び平成19年度に単年度猶予、平成20年度に2年間の複数年度猶予を認めた。

71,512千円の未収金については、平成22年度に、2年間の複数年度猶予を認め、平成22年9月からの2年間は年間4,713千円返済することとした。

(b) 貸付条件変更の妥当性（意見）

（現状）

延滞発生後、県は組合に対し、専門家診断を指導し、又、組合の自助努力による経営立直しのため、できる限りの努力がされている。結果的に、平成18年度の貸付条件変更及び平成20年度の複数年度猶予になってはいるものの、条件変更に至った原因分析もされており、中小企業振興的性格を有する貸付けから生じた債権管理として、できる限りの対応がされている。

(問題点)

ただ、「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、貸付条件変更の要件として、経済事情の著しい変動といった特別の事情だけでなく、条件変更によって償還が確実にあることが挙げられている。前者の要件は県の分析により満たしていると考えるが、後者の償還確実性については、組合収入の増加等について客観的な分析・評価がされたことの記録がないため、条件変更の要件を満たしていたか不明である。結果的に、組合の駐車場収入は減少傾向が止まらず、平成22年9月の約定償還額23,837千円の履行は無理と判断している。

(意見)

この案件では、県としての対応状況からみて、貸付条件変更を安易に受け入れたと言うことはなく、管理課の責務を果たそうと言う姿勢がみてとれる。

今後の対応としても、組合に対して負債圧縮を条件に償還猶予に応じる姿勢を示す一方で、負債圧縮のための提案を行っており、県として適切な対応がされている。従って、仮に負債圧縮がされないまま貸付条件変更に応じる場合には、償還確実性についての客観的な分析・調査の実施をする必要がある。

(c) 連帯保証人への請求(指摘)

この案件については、駐車場の任意売却等、時間をかければ全額回収の可能性があり、中小企業支援の観点から、法的措置を採らず、長期回収を容認することの合理性はある。ただ、連帯保証人への通知・請求は公平性の観点から行う必要があると考える。

(ウ) 延滞債権区分の貸付先(9組合)

平成21年度末の延滞債権区分の貸付先(9組合)に対する貸付金残高は、3,654,184千円であり、貸付先別明細は下表のとおりである。

(単位:千円)

貸付先	貸付金残高
A A	1,096,500
B B	888,805
C C	12,744
D D	537,604
E E	78,427
F F	306,178
G G	298,061
H H	116,598
I I	319,265
合 計	3,654,184

滞債権区分の貸付先の代表的事例として、6つの案件を挙げる。

a 貸付先 A A (延滞債権)

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	共同店舗の建設及び運営(特定小売商業店舗共同化資金)
貸付額	28億5,870万8千円(昭和51年~昭和53年)
貸付条件	償還期限:平成3年5月1日(償還期間は2年据置の12年) 利息:無利子
延滞額	10億9,650万円(延滞率38.4%)

(延滞金の状況)

延滞金が昭和61年度から平成3年度にかけて毎年発生し、平成8年2月時点の連帯保証人による債務引受時の延滞金は2億7,000万円となっている。

理由は、事業計画の過大、過剰な設備投資及び立地条件の悪化による業績不振であり、共同店舗は昭和63年8月に閉店した。具体的には、競合店が昭和52年にオープンしたこと、駅前の交通体系の再編成による等店舗が離れ小島的な位置関係になり、人の流れが変わったこと、及び売上不振により、開店後しばらくして、組合からの脱退や休業が相次いだことである。

平成8年2月の連帯保証人の債務引受により、延滞金は分割返済され、これまで16億350万円が回収された。しかし、平成12年度以降、返済計画の変更を繰り返し、平成21年度末現在、未だ10億9,650万円の延滞金が残ったままである。

(b) 今後の対応策(指摘)

(現状)

県は、連帯保証人の債務引受による高度化資金の代位弁済について、組合の負担内容、他の債務者の状況等を確認し検討した結果、現実的な対応として、平成8年~13年までの6年間で元金2億7,000万円を分割返済し完済することを認めた。

そして、平成11年度までは連帯保証人の代位弁済は当初計画通りなされたが、当初計画の返済は困難となり、平成12年9月に契約変更した。結果的に、当初計画の返済期限の平成13年9月において、返済額は15億8,620万円(回収率58.7%)となり、11億1,380万円は計画未達成となった。

(問題点)

未返済額の11億1,380万円について、平成14年9月以降、毎年、変更契約を交わしているが、事実上は不定額の分納となっている。結果的に、平成22年2月までの約7年間で回収されたのは1,730万円(回収率1.6%)に過ぎない。平成21年度末現在の延滞金は10億9,650万円であり、このままの返済状態が続けば、全額返済するのに約44年かかる。現時点において債権のほとんどが回収不可能である。

(改善案)

客観的調査

まず、回収に長期間かかる現状を打開するため、少額償還の解消の見通しがどうか検討する必要がある。現状は、毎年の変更契約を繰り返しているが、事実上不定期分納がされており、その裏付けとなる客観的調査をする必要がある。償還額の大幅な増額が将来的にできないことが明らかであれば、法的措置を検討すべきである。

法的措置をとらない理由明確化

契約変更を毎年形式的に繰り返している現状は、契約不履行として財産差押等の法的措置へ移行するのを回避しているとしか思えない。財産差押等の法的措置をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにすべきである。

不納欠損処理の検討

分納の大幅増額が期待できず、又、担保物件の処分が事実上できないのであれば、債権のほとんどを不納欠損処理することを検討すべきである。

債権価値の減額

会計上は、回収可能性のない債権が県の財産として計上されるという問題がある。不納欠損処理しない場合でも、徴収不能額を計上し、会計上債権価値を減額する必要がある。

(c) 担保不足(指摘)

平成8年に担保物件(土地)は675,451千円と評価されている。地価公示価格の変動率により、平成22年3月末の担保物件の評価額は、平成8年に比して29.3%減少しており、477,544千円と推計される。平成22年3月末の延滞金は1,096,500千円であるから、平成22年3月末にあつては618,956千円の担保不足が生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全の手続きをとる必要がある。

b 貸付先BB(延滞債権)

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	共同施設	共同施設	共同公害防止等	合計
貸付日	平成5年9月2日	平成6年4月15日	平成6年4月15日	
償還期限	平成20年9月1日(償還期間は据置2年の15年)	平成21年3月14日(償還期間は据置2年の15年)	平成26年4月14日(償還期間は据置3年の20年)	
利率	年利2.7%	年利2.7%	無利子	
貸付額	408,185千円	294,974千円	670,425千円	1,373,584千円
償還済額	231,062千円	96,368千円	158,349千円	484,778千円
延滞額	177,123千円	199,606千円	512,076千円	888,805千円
延滞率	43.4%	67.6%	76.4%	64.7%

(延滞に至るまでの経緯)

平成10年度 ~14年度	<p>(貸付条件の変更)</p> <p>BB組合は、県内最大級の住宅関連製材・加工施設を有する事業者であるが、平成9年度以降、下記理由により業績不振に陥った。このため、高度化資金を含む長期借入金返済の償還財源を確保することはできず、平成10年度から14年度にわたり、組合からの申請を受けて、県は貸付条件の変更承認を行った。</p> <p>(業績不振の理由)</p> <p>新設住宅着工戸数の大幅な減少による木材需要の減少・低迷</p>
-----------------	---

	安価な製品輸入材の増加等により製品の販売価格が下落・低迷 販路拡大による経費の増加 原油価格の高騰
平成15年1月	(再生手続の開始決定) その後も資金繰りが逼迫する中、平成15年1月支払期日の手形調達資金約8千万円の資金調達が困難となったため。 (繰上償還請求) BB組合が再生手続開始申立を行ったことから、金銭消費貸借契約特約条項の規定に基づき、県は、高度化資金貸付金全額の繰上償還請求(償還期限は平成15年1月17日)を行った。
平成15年4月	(再生計画案の提出) 再生計画案によると、BB組合は再生債権元本の95%の免除を受け、残りの5%を5年間で弁済する。連帯保証人は再生債権元本の90%の免除を受け、残りの10%を10年間で弁済する。利息・違約金は100%免除を受けることとしている。
平成19年度以降	経済情勢の悪化等により組合の売上が大きく減少したため、弁済協定の変更を行った。今後、再生計画及び別除権弁済協定の確実な履行がされるよう注視すると共に、さらなる債権回収に向け努力する。 又、連帯保証人への追及については、弁護士の指導を得ながら、今後も効果的に行うこととする。

(b) 債権の回収可能性(指摘)

平成15年9月、県は、県内中小企業の振興、雇用の維持・確保の立場から、長期(30年間)の分割返済計画を認め、又、再生手続中の抵当権の実行を見合わせることを、BB組合との間で協定を締結した。別徐権価格金668,829千円の最終償還年度は平成45年である。

しかし、次のとおり、平成15年度から平成18年度までは、再生計画案通り年間28,003千円の償還がされていたものの、平成19年度以降、償還額は減額し不定額となっている。これは、経済情勢の悪化等により組合収入が大きく減少したため、弁済協定の変更を行ったものである。このままの償還額が続けば、全額償還されるまで60年以上かかる。債権全額を回収可能と評価するのは困難な状況にある。

従って、回収可能額を見積り、回収不能額から担保価値を控除した部分について徴収不能額を計上すべきである。

(c) 担保不足(指摘)

平成21年4月に担保物件(土地・建物)は452,201千円と評価されている。平成22年3月末の延滞債権は888,806千円あり、担保不足は436,605千円生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全措置をとる必要がある。

(d) 抜本的対応策の必要性(意見)

高度化資金の貸付目的は、県内中小企業の振興、雇用の維持・確保であるから、県が抵当権

の実行による債権回収よりも、当該組合の再生を優先するのは妥当な判断である。しかし、それでも許容できる債権回収期間は、債務者間の公平性を考えると、当初計画の30年が限界ではないかと考える。現状のままでは、延滞債権の全額回収に長期間を要し、限界を超えているため、抜本的な打開策を検討する必要がある。

この点について、担当課は、今後、再生計画及び別除権弁済協定の確実な履行がされるよう注視すると共に、さらなる債権回収に向け努力する方針を掲げているが、対応策の客観的ルールを示さないと、弁済協定の変更だけが繰り返され、債権の回収可能性がますます困難になる可能性がある。

客観的ルールに基づいた法的措置の検討

中小企業振興等の公益目的と債務者間の公平性ととのバランスを図るためには、許容できる債権回収期間（例えば当初計画の30年間）と許容できる不履行期間を明確化し、許容範囲を超えた場合には抵当権の実行による債権回収を図るのが正義に適うと考える。

許容範囲を超えてもなお、抵当権の実行による債権回収をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにし、県としての正当性を確保するため、税務課等の債権管理統括部署の承認を得るようにすべきである。合理的理由のない案件については、定めた基準に従って法的措置をとる必要がある。

連帯保証人への請求の検討

又、担当課は、連帯保証人への請求については、弁護士の指導を得ながら、今後も効果的に行うことを方針として掲げている。連帯保証人への効果的請求に関して、参考にし実行した弁護士の意見については、全庁的な対応策として具体化し、今後の類似案件に活かすことが望まれる。

c 貸付先CC（延滞債権）

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	特定商店街共同施設（カラー舗装）
貸付日・貸付額	昭和60年5月21日 110,784千円
貸付条件	償還期限：平成12年5月20日（償還期間は据置3年の15年） 利息：無利子
延滞額	12,744千円（延滞率11.6%）

(延滞の原因)

昭和60年にカラー舗装が完成し、集客力は高まった。しかし、商店街の近隣に進出した大規模店の影響を受け、組合員の工事負担金の未払いや空店舗の増加が生じ、返済賦課金が予定通り徴収できなくなった。このため、平成7年度から延滞が生じた。

(b) 延滞発生後の県の対応（事実）

延滞発生後の平成8年7月から平成12年5月まで、不定額ながらも毎月分納されている状況にある。この間、県は、返済負担金の増額を検討したが実施していない。理由は、各組合員の売上は、大規模小売店出店前の半分程度となっており、組合員は返済負担金の増額に耐えられる状況にないと判断したからである。又、一般賦課金の償還財源への充当も検討したが、一般賦課金は販売費・一般管理費に充当されている。販売費の削減は商店街の活力の低

下となり、一般管理費の削減も限界と判断されている。

平成12年8月の最終期限到来後は、毎月69千円（年間828千円）の分納が行われ、平成13年7月には1,100千円を上乗せして償還されている。県は、このような状況について、償還の意欲及び誠意が感じられるとしながらも、年間828千円の償還では元金完済までに24年間も要することから、毎月の償還金額を少しでも増額するよう、組合に強く求めてきた。その結果、平成15年8月から毎月82千円、平成17年6月から毎月100千円の返済となっている。平成21年度は、年間800千円の返済となっている。

担当課は、高度化資金貸付の目的である中小企業振興を尊重しながら、最大限の債権回収に努めていると言える。

d 貸付先DD（延滞債権）

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	共同店舗の建設及び運営（特定小売店舗共同化資金）
貸付年度・貸付額	昭和60年 769,095千円
最終期限	平成13年5月
延滞額	537,604千円（延滞率70%）

(延滞金の発生原因)

平成3年頃に近隣に大規模小売店がオープンしたことにより、売上が減少し、組合員の脱退が相次いだためである。平成17年12月に核店舗の閉店により全館休館となり、平成18年4月に新規テナント出店により施設営業は再開したが、全館賃貸としたため組合への収入は賃料のみとなり、それを毎月の返済財源に充てている状況である。

当初滞納発生は平成4年度以降、償還期限の平成13年度まで、毎年延滞が生じている。それ以降の償還は、平成5年度に5,000千円、平成9年度に12,000千円、平成11年度に678千円である。その後の償還は、平成12年度から15年度まで年間約1,000千円であったが、平成16年10月以降毎月220千円、平成18年4月以降毎月300千円の償還がされている。

(連帯保証人への対応状況)

平成17年7月	協同組合理事長に対し、連帯保証人の状況把握と、協同組合の経営状況、高度化資金の返済状況を連帯保証人全員に通知することの徹底を依頼。 協同組合に対し、調査不可能な組合員（連帯保証人）を除き、連帯保証人の状況を調査してもらうよう依頼。（結果的には1件も調査報告されていない。）
平成17年8月	DDセンターに対して、組合員（連帯保証人）の決算書の提出を求めた。
平成17年11月	県は、連帯保証人の資産等の調査はあくまで任意であり、現状では困難であると判断している。
平成18年1月	DDセンターが休館となり、県としては、担保物件の処分、連帯保証人への請求により、債権回収を図るしかないことを借受者に報告。
平成18年2月	連帯保証人への負担を組合員賦課金として徴収することの履行を指導。
平成18年3月	借受者に対し、テナント料からの返済だけでなく、連帯保証人からの可能な限りの上乗せを要求。

平成19年1月	県からの連帯保証人への直接的な対応は困難であり、当面は組合を通じて連帯保証人からの償還を求めていく方針。
平成19年2月	現状の返済額（毎月300千円）の増額を要求。組合から連帯保証人への返済負担を求めるよう依頼すると共に、連帯保証人の誠意が見られない場合は、県から直接請求することを説明。
平成19年5月	協同組合から連帯保証人に返済依頼をしているが、生活状況に経済的余裕がないとの理由で、応じる者はいないとの説明を受ける。これを受けて、県から直接連帯保証人に現状を文書で通知することを説明。
平成19年7月	現状返済（年間3,600千円、償還150年）の大幅な短縮を図り、連帯保証人と連携して20年又は30年償還を目標とする返済計画を設定するため、下記事項の依頼を行う。 協同組合に、連帯保証人の資産状況資料の提出を依頼。 債権回収専門会社を活用した連帯保証人の資産調査の実施依頼。 亡した連帯保証人の法定相続人に対して連帯保証債務を通知依頼。
平成21年度	協同組合に対し、連帯保証人の資産状況等の取りまとめを依頼。 債権回収専門会社を活用して連帯保証人の資産調査を実施した。

(b) 連帯保証人に対する県の対応（意見）

（現状）

当初滞納の平成4年から長期にわたり、県から直接の連帯保証人への通知・請求はされておらず、又、借受者及び連帯保証人（組合員）の償還能力を把握するための調査もされていない。県としても、延滞金解消に必要な連帯保証人への対応は放置していたわけではなく、平成17年7月以降、協同組合に対して連帯保証人への返済負担の説明依頼等を何度も繰り返している。延滞金を少しでも解消しようとする県の努力は大いに窺われる。

（問題点）

ただ、平成17年7月において、連帯保証人からの調査票の回収が1件もなく、誠意がないことから、協同組合を通しての連帯保証人への返済負担の実現は困難な状況が予想できたと思われるにもかかわらず、その後も、県から連帯保証人に直接、債務の現状を通知し、又、協同組合に再度連帯保証人の資産状況資料の提出依頼がされているが、効果的な対応とは思えない。

その結果、平成21年度末の延滞金が5億3,700万円であり、現状年間438万円の償還では、完済するまで123年以上要する状況に陥っていると言える。

（改善案）

当該資金貸付の目的は中小企業振興であるが、当初組合事業は廃止されている以上、債務者間の公平性、債権管理事務の効率性の観点から、連帯保証人（組合員）に対する請求、法的措置等の抜本的な回収策を講じる必要がある。又、法的措置をとらないのであれば、それが債権回収上有利であることを明確に示す必要がある。

なお、県は、平成21年度に、交渉可能な組合員の償還能力を把握するための財産調査等を、債権回収専門会社を活用して実施しており、今後、その結果を踏まえて担保物件の任意売却を含む債権回収を図ることが予定されている。

(c) 担保不足（指摘）

平成21年10月に担保物件（土地・建物）は1億1,540万円と評価されている。平成

22年3月末の延滞金は5億3,760万円あり、担保不足は4億2,220万円生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全策を講じる必要がある。

e 貸付先HH（延滞債権）

(a) 高度化資金の貸付状況

資金種別	共同施設（特定小売商店舗共同化資金）
貸付年度	昭和52年度
貸付条件	償還期限：日（償還期間は据置2年の12年） 利息：無利子 充当率：貸付対象事業費の80%
貸付額	126,261千円
延滞額	116,598千円（92.3%）

(延滞後の県の対応)

昭和52年の事業開始後4カ月で、多額の欠損金（11,5181千円）が生じ、業績は不振を極め、借入金はもちろん、租税、電気代等の支払不能に陥っている。

高度化資金その他の債権回収が滞ったため、県は指導してきたが、業績が改善せず、中小企業診断士による診断においても、営業続行は不可能とされたため、他の債権者と協議し、昭和57年に任意売却（清算）させることで合意した。そして、県は、昭和58年4月に貸付金93,763千円全額の繰上償還命令を行った。

(問題点)

資金償還据置期間（2年）の間に、既に破綻している。しかし、県の対応は通常の指導であり、財産調査等による返済能力の評価、連帯保証人への通知・請求及び差押え等の法的措置は検討されていない。

延滞金の回収は、平成元年に38千円、平成4年に400千円がされ、その後平成14年度から少額の返済が毎年されているに過ぎない。平成19年の競売配当7,797千円を除けば、現時点まで1,866千円しか回収されていない。20年近くの間、延滞金のごく一部しか回収されていないのに、連帯保証人に対する請求はされていない。

(意見)

連帯保証人への請求、差押え等の法的措置を検討する必要がある。なお、県の今後の方針として、連帯保証人の相続調査を開始し、連帯保証人及びその相続人からの債権回収に関する事務を弁護士に委託することが決められている。

f 貸付先II（延滞債権）

(a) 経緯

(高度化資金の貸付状況)

資金種別	共同施設（構造改善等高度化）
貸付日・貸付額	昭和59年5月25日 712,000千円
貸付条件	償還期限：平成8年5月24日（償還期間は据置2年の12年）

	利息：無利子
延滞額	319,265千円（延滞率44.8%）

（延滞から現状に至るまでの経緯）

平成8年～10年	最終償還期限後の償還は24,000千円。
平成11年7月	A社が破産宣告（負債総額約9,200,000千円）を受けた。
平成11年10月	組合は事業継続の見込みがなくなったと判断し、臨時総会を開催して、組合事業の停止を決定した。
平成11年12月	組合資産の売却により、51,000千円を回収
平成14年6月	A社の破産手続が終結
平成14年9月	抵当物件である組合所有地の競売申立ての実施
平成16年10月	組合所有地の不競落が続いたため、競売申立を取り下げた。
平成18年8月	競売申立取下げ後、任意売却の方向で手続きを進めていた組合所有地が売却され、約14,000千円回収した。

（b）延滞の原因分析（指摘）

（現状の問題点）

組合の共同事業は、その全てをA社が組合へ発注するという前提で組み立てられているが、当初からA社からの受注額が期待額250,000千円を下回っていたことから、経営不振に陥った。延滞の原因は、組合の共同事業が当初からA社の業績に大きく左右される計画となっていることにある。

（改善案）

高度化資金の貸付趣旨（中小企業振興）から、ある程度のリスクを県が負うことはやむを得ない。しかし、結果的に貸付金が延滞に陥った場合、県として原因分析を行い、対応可能原因と対応不能原因に分類し、対応可能原因については今後の貸付審査等に反映させる必要がある。

イ 中小企業従業員住宅貸付制度（経営金融課）

（ア）制度の概要

a 制度の目的

従業員住宅を建設したい中小企業に対して、県が当該中小企業の敷地に従業員住宅を建設し、当該企業に賃貸することにより、中小企業従業員の福祉の向上と雇用の促進を図り、もって中小企業の生産性を向上させることを目的とする。

b 制度の特徴

私債権であり、強制徴収することはできない（時効期間：10年）。

既にこの制度は終了しており、新規貸付は行われていない。現在は、3件の未収金管理回収業務のみが残っている。

貸付料の完済後、建物を無償譲渡する制度であり、借受人の資産形成に寄与している面がある。

人的担保として連帯保証人を2人とする（物的担保なし）。

従業員住宅は県が建設し、中小企業に24年間賃貸し、賃貸期間満了後に無償譲渡する。そのため、実質的に、賃貸料を割賦料とする割賦販売となり、債権額は建設費相当額の賃貸料合計となる。

従業員住宅の建設用地については、貸付対象者となる中小企業者が県に無償提供する。

c 最近5年間の未収金残高の推移

(単位：千円)

企業名	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末
A社(注1)	3,415	3,415	3,415	3,415	-
B社(注2)	15,599	15,589	15,589	15,569	11,529
C社	6,871	6,871	6,871	6,871	6,871
D社	11,259	11,259	11,259	11,259	11,259
合計	37,144	37,134	37,134	37,114	29,659

(注1) A社の未収金残高3,415千円については、平成21年度に全額不納欠損処理している。

(注2) 最近5年間で、僅かではあるが回収されているのはB社のみである。

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確認するため、平成21年度末の滞納者について、滞納整理票等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

連帯保証人への請求等、債権管理に適切に行われているか。

債務者区分は適切に行われているか。

実施した不納欠損処理のタイミングは適切であるか。

不納欠損処理の検討が必要なものはないか。

違約金の取扱いは方針として定められているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 債権管理の不備(指摘)

(現状)

現在、従業員住宅を建設した事業主自体が、和議や破産確定、清算手続中といった状況にあり、支払能力がないことから、不良債権の回収が進んでいない。

連帯保証人契約を結んでいるものの、当該未収対象となっている建設制度は昭和40年代のものであり、当時の連帯保証人の現住所等を把握することが難しく、事実上回収は困難となっている。

(問題点)

現在保証人を調査していると言うことは、数十年に渡ってその都度追跡できていないことの裏返しであり、過去の債権保全措置に不備があったと言える。

今後の回収作業について、所管課内部では、連帯保証人の追跡調査の上での請求、弁護士との協議などある一定の方針が決まっているが、県として承認されたものとなっていないため、所管課単独で回収事務をスムーズに行えるか疑問である。

(改善案)

現在、契約関係を整理している途上にあるとのことであるが、主たる債務者及び連帯保証人の現況や、保証人の異動状況(1)など、可能な限りの書類から追跡調査を早急に進め、県として誰に回収を請求するかを明確にする必要がある。又、回収困難案件として税務課へ移管することも検討する必要があると考える。

(1) 貸付要領上も、第13条2項において、『借受事業主は連帯保証人が死亡、解散し又は居所不明となり、若しくは資産要件を欠くに至った時は、連帯保証人変更申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない』と規定されている。

b 債務者区分の見直し検討（指摘）

（現状の問題点）

全庁的なガイドラインによる債権分類において、以下のように債務者分類が行われている。

債務者	債権金額	債権分類（ 2 ）	内容
B社	15,529千円	要注意	建設費
C社	6,871千円	回収困難	建設費
D社	11,259千円	回収困難	建設費
合計	33,659千円		

上記のうち、C社及びD社の債権分類は回収困難債権に区分されている。しかし、C社については清算手続中、D社については破産が確定している。又、D社については、現時点で連帯保証人の追跡等も整理ができていない。

（改善案）

従って、両社は、実質的には回収困難債権ではなく、回収不能債権に分類され、相応の対応方針がとられるべきと考えられる。この分類の違いにより、回収に向けた対応方針が異なるため、債権分類は厳格に行う必要がある。

（ 2 ）回収困難債権は、ガイドラインの判定基準上は以下のようになっている。

- ・償還方法が未解決又は交渉が中断しているもの
- ・債務者、連帯保証人が無資力のもの
- ・法人である債務者が事業を休止し、将来再開の見込みもなく、かつ差押えできる財産の価額が強制執行費用を超えないもの（連帯保証人がいる場合は、更に、連帯保証人の所在が不明でかつ差押えできる財産の価額が強制執行費用を超えないもの）
又、回収不能債権は以下の判定基準となっている。
- ・債務者、連帯保証人及びその相続人に弁済能力がなく、将来その者の弁済能力が全く回復する見込みがないと認められるもの
- ・債務者、連帯保証人及びその相続人が所在不明で、公簿等によっても追跡調査が不可能なもの

c 不納欠損処理のタイミングの妥当性（指摘）

（不納欠損処理の理由）

A社については、平成21年度に不納欠損処理（3,415千円）されている。不納欠損処理の理由は、A社は昭和55年に破産宣告を受け、昭和58年に破産終結している。又、連帯保証人2名のうち1名は既に死亡し、相続人全てが昭和58年3月16日に相続放棄しており、もう1名は昭和58年12月21日に破産終結している。以上のことから、山口県会計規則第226条第1項第3号に定める「法令の規定に定める権利の消滅」に該当したためとのことである。

（問題点）

しかし、不納欠損処理する時期がなぜ平成21年度なのか、その根拠は上記の理由の中には見当たらない。昭和58年において、当時の状況から回収可能性は全くないのであるから、不納欠損処理すべきであったと言える。

d 不納欠損処理の検討必要性

B社未収金においては現在も回収を続けているものの、平成21年度の回収額は40千円にすぎず、債務償還年数は単純計算でも300年を超える。実質的に回収可能性はない。

残りのC社（地上権のみが県の財産）及びD社の未収金についても、全額回収可能性はほとんどなく、議決による債権放棄等の選択により、欠損処理を進めるなどの措置をとることを検討すべきである。当債権がそのまま放置されると、会計上価値のない債権が県の財産に含まれ、又、当該債権に対する無駄な管理コストが発生することとなる。

e 潜在的違約金の存在

違約金（延滞利息）は、実際に収納された日に、延滞日数に対応して年率14.5%で計算される。従って、未収残高に対しては将来の潜在的違約金が存在しており、それが顕在化した場合には、元金の未収残高より膨大な未収債権が回収不能となるリスクがある。債権管理としては、元金の未収残高のみならず、潜在的な違約金の未収債権を踏まえた管理を行い、相応の対応方針を定める必要がある。

(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金（私債権）のうち、その起因となる貸付金の目的が農林水産業改善であるものは、農業改良資金貸付金、林業・木材産業改善資金貸付金及び沿岸漁業改良資金貸付金である。

ア 農業改良資金貸付金（農業経営課）

(ア) 制度の概要

a 制度の目的

農業者に無利子資金の貸付けを行うことにより、農業経営の改善を目的とした合理的な農業生産方式の導入、農家生活の環境整備を推進し、農業後継者等の確保・育成を図る。

b 制度の特徴

当該事業は平成22年10月より貸付主体が(株)日本政策金融公庫に移管されており、県の貸付事業は廃止されている。

県の直貸を受けた借受者は、経営状況の報告を、委託機関の長及び農林事務所長を経由して県に提出する

平成17年に貸付けされたのを最後に現在まで貸付実績はない。制度自体は廃止されていないが、事実上、貸付金の債権管理及び返還事務が行われている状態である。これは、近年、燃油・飼料価格高騰などの経営環境の悪化により、当該資金の対象となるチャレンジ性の高い取組みへの資金需要が減退していることが主な要因であり、全国的な傾向とこのことである。

c 最近5年間の債権残高の推移

(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付額 (件数)	65,493 (7件)	0	0	0	0
貸付残高 (件数)	301,879 (122件)	253,115 (126件)	210,796 (121件)	168,597 (111件)	134,236 (108件)
未収金残高 (件数)	46,574 (56件)	53,984 (66件)	61,546 (62件)	66,218 (81件)	61,132 (84件)

(注) 未収金の件数については、同一貸付の場合でも償還期限ごとに1件として計上。

農業改良資金は、昭和50年以降の貸付総件数は2,985件、貸付総額は4,471,659千円である。これまで貸付け2,951件の4,337,423千円(約97%)を償還している。残りの貸付け108件に見合う134,236千円(約3%)は、平成22年3月末現在の貸付金残高である。又、平成22年3月末現在の未収金残高は61,132千円である。

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、「農業改良資金償還記録簿」・「交渉記録」等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

- 交渉記録の内容は、必要十分なものとなっているか。
- 財産調査等は適切になされているか。
- 連帯保証人への連絡・請求は適時になされているか。
- 債権の回収可能性に問題はないか。

(イ) 監査の結果及び意見等

大口滞納者の代表的事例として、3つの案件を挙げる。

a 延滞者甲

(a) 経緯

(貸付状況)

貸付時期と貸付額	貸付 : 平成10年3月 13,755千円 貸付 : 平成12年1月 7,875千円 合計 21,630千円
償還期間	貸付 : 平成12年1月～21年1月(9年間) 貸付 : 平成14年1月～23年1月(9年間)
償還方法	貸付 : 毎年1,375千円(初回1,380千円) 貸付 : 毎年787千円(初回792千円)
償還済金額	4,085千円
貸付残高(延滞額)	17,545千円(16,758千円) 期限未到来額が787千円ある。
不良債権率	81.1%(期限未到来額を含む)

(滞納金発生から現状までの経緯)

(単位:千円)

年度	延滞金発生額	回収額	未収金残高	主な交渉内容等
H13	2,167	0	2,167	本人は1年間の支払猶予の申立てあり。県は、金融機関等借入金の借換えの検討を依頼。
H14	2,162	0	4,329	収支がマイナスであり。償還計画が立てられない状況。
H15	2,162	150	6,341	今後の償還計画を作成。内容は奇数月に10万円ずつ

				支払う。
H 16	2,162	300	8,203	
H 17	2,162	400	9,965	
H 18	2,162	200	11,927	
H 19	2,162	0	14,089	金融機関等の借入金償還の目途が立つことから、可能な範囲で少額の返済を行いたいとの申立てがあり、2万円の納付書を送付。
H 20	2,162	0	16,251	
H 21	787	120	16,918	県以外の借入金の解消後は分納額の増額を要請。違約があれば、本人及び連帯保証人に法的手続きをとる旨説明。 現地での営農状況の確認。
H 22	-	160	16,758	違約金の状況等を説明し、分納額の増額(毎月5万円)を要請。その結果、分納額を増額し、納税誓約書入手。

(b) 問題点

交渉記録に不備がある。即ち、平成16年度からの3年間は予定通りの分納がされていないにもかかわらず、交渉内容は何ら記載がされていない。

財産調査等がされていない。具体的には、平成15年度に、事実上の分納を認めているが、財産及び収入の調査はされておらず、分納額の客観的裏付けはされていない。平成19年度にも、県は2万円の納付書を送付することにより、変動的な少額分納を事実上認めているが、財産及び所得調査はされていないため、分納容認の客観的裏付けがない。

平成21年度は、毎月2万円の分納がなされ、平成22年度には分納の増額をしているが、財産調査等を行っていないため、分納額増額の客観的裏付けがされていない。

連帯保証人への連絡を県から直接行っていない。

現地確認は平成21年度にされているが、延滞後から8年間一度もされていない。

回収可能性に問題がある。即ち、増加後の分納額は毎月5万円であり、このままでいくと全額返済までに約28年かかることとなるので、分納額を増額させるなど、滞納額の圧縮を図る必要がある。

b 延滞者乙

(a) 経緯

(貸付状況)

貸付時期と貸付額	貸付	平成5年1月	13,608千円
	貸付	平成5年3月	1,283千円
	貸付	平成5年11月	2,700千円
	合計		17,591千円
償還期間	貸付 と	平成6年1月～15年1月(9年間)	
	貸付	平成6年11月～11年11月(5年間)	
償還方法	貸付 と	毎年1月に1,488千円(初回のみ1,499千円)	
	貸付	毎年11月に449千円(初回のみ459千円)	

償還済金額	11,487千円
延滞額	6,104千円(延滞率34.7%)

(滞納金発生から現状までの経緯)

(単位：千円)

年度	発生額	回収額	未納額	主な交渉内容等
H 9	1,360	0	1,360	(償還記録簿に交渉記録なし)
H 10	1,936	0	3,296	
H 11	1,936	0	5,232	
H 12	1,488	0	6,720	平成13年1月から分納(毎月100千円)を約束。
H 13	1,488	1,360	6,848	平成13年5月に200千円、7月に760千円の償還を約束し、7月に1,360千円を償還
H 14	1,488	832	7,504	当面800千円借入により償還し、残額については分納(毎月100千円)を約束。
H 15		433	7,071	約束が順守されていないため電話催告を数回実施。 債務承認書を受領。 自ら社長となる有限会社へ3,000千円を出資したため、支払できないと説明を受ける。 滞った場合には連帯保証人に請求する条件で、分納を見直す(毎月125千円)。
H 16		927	6,144	(償還記録簿に交渉記録なし)
H 17				
H 18				
H 19				平成20年3月、償還を再開することを約束する。
H 20				(償還記録簿に交渉記録なし)
H 21				平成21年10月、乳価の低迷、飼料の高騰により利益を確保できず、早期の償還再開は困難と判断。
H 22		40	6,104	平成22年4月に、連帯保証人の1人に接触。 平成22年10月に、分納(毎月20千円)を認める。

(b) 問題点(指摘)

交渉内容の記録に不備がある。即ち、当初の滞納発生日は平成10年1月であるが、交渉記録の始まりは平成12年9月となっている。それまでの2年8ヶ月は償還記録簿への記録がされていない。又、平成16年3月において、滞った場合には連帯保証人に請求する条件で、分納の見直し(毎月125千円)を行っているが、平成16年途中から納入はストップしたままである。交渉内容も、平成16年～20年3月まで記録されていない。予定通りの分納がされていないにもかかわらず、交渉内容は何ら記載がされていない。

更に、償還を再開する旨の連絡があった平成20年3月から、償還を困難と判断した平成21年10月までの約1年半、交渉記録は残されていない。

財産調査等がされていない。具体的には、平成13年1月に、事実上の分納(毎月100千円)を認めているが、財産及び収入の調査はされておらず、分納額の客観的裏付けはされていない。本人及び連帯保証人の財産調査等も実施する必要があった。

連帯保証人への連絡・請求はされていない。即ち、当初の延滞発生時に連帯保証人も交えて今後の償還計画を検討する必要があった。又、平成16年3月に、滞った場合には連帯保証人に請求する条件で、分納を見直し(毎月125千円)、その後予定通りの分納がされていないにもかかわらず、連帯保証人への請求はされていない。

平成16年12月以降、県との約束が守られてないにも関わらず、法的措置等の検討がされていない。

c 延滞者丙

(a) 経緯

(貸付状況)

貸付時期と貸付額	貸付	平成8年7月	1,550千円
	貸付	平成9年5月	6,935千円
	合計		8,485千円
償還期間	貸付	平成12年7月～18年7月(6年間)	
	貸付	平成13年5月～19年5月(6年間)	
償還方法	貸付	毎年7月に221千円(初回224千円)	
	貸付	毎年5月に990千円(初回995千円)	
償還済金額	2,160千円		
延滞額	6,325千円(延滞率74.5%)		

(滞納金発生から現状までの経緯)

(単位:千円)

年度	発生額	回収額	未納額	主な交渉内容等
H14	1,432	271	1,161	<ul style="list-style-type: none"> 延滞分の償還計画提出を要求。 償還の見込みを確認。 死亡した連帯保証人(借受人の父)の変更を依頼。 分納(2か月ごとに50千円)を約束。
H15	1,211	260	2,112	<ul style="list-style-type: none"> 分納開始を1年猶予の申し出があり、償還計画の提出を要求。 電話催告10回、文書催告2回実施した後、平成16年3月に本人と面談。 分納(毎月60千円)を約束。
H16	1,211	60	3,263	(償還記録簿に交渉記録なし)
H17	1,211	0	4,474	
H18	1,211	0	5,685	
H19	990	0	6,675	平成20年3月、本人と面談し、借金状況、仕事状況等を把握し、違約金増加防止のため、連帯保証人と相談して償還の方策を立てるよう依頼。
H20			6,675	(償還記録簿に交渉記録なし)
H21			6,675	平成21年11月から、連帯保証人の援助を受けて分納(毎月50千円)開始を約束。 約束未実行のため、このままでは次の段階に移らざるを得ない旨通告。

H 2 2		350	6,325	平成 2 2 年 8 月の面談の際に、連帯保証人に対しても納付交渉を行い、借受人と連名で分納誓約書を徴求。
-------	--	-----	-------	---

(b) 問題点

交渉記録に不備がある。即ち、平成 1 6 年 3 月に、新たな分納（毎月 6 0 千円）の約束を交わしたが、1 回履行されただけで終わっている。その後の交渉内容は、平成 2 0 年 3 月まで記録されていない。

財産調査等がされていない。具体的には、平成 1 4 年の滞納発生後、事実上の分納（毎月 1 0 0 千円）を認めているが、財産及び収入の調査はされておらず、分納額の客観的裏付けされていない。本人及び連帯保証人の財産調査等も実施する必要があった。

d 改善案（大口滞納者 3 名に共通）

(a) 交渉記録の不備（指摘）

交渉内容の記録は、担当者又は管理監督者が現在の進捗状況を確認するためだけでなく、滞納解消に向けての今後の取組内容を具体的に決めていくために必要なものである。償還記録簿へ交渉記録を残すことにより、延滞者に対する効率的かつ公平な対応が確保できると考える。

(b) 財産調査等の必要性（指摘）

適切な滞納処分を可能とするためには、財産調査をタイムリーに実施すると共に、財産調査の対象範囲については、安易に分納や徴収停止、欠損処理とならないよう、滞納者の属性を考慮して適切に定める必要がある。

又、財産調査には相当な事務負担がかかるため、延滞案件の内容を勘案し、優先順位を付して、計画的・効率的に実施する必要がある。

(c) 連帯保証人への連絡・請求等の必要性（指摘）

連帯保証人への連絡及び請求等は、ほとんどされていない状況にあるが、大口延滞者丙の場合、タイミングとしては遅いものの、平成 2 2 年 8 月の面談の際に借受人と連名で分納誓約書も収受している。以降、連帯保証人と共同で約定どおりの償還が行われており、一定の成果を生んでいる。

延滞発生後、即座に、延滞金の状況連絡及び請求予告を文書で行うことを徹底する必要があると考える。一定期間反応がない時は、連帯保証人への請求を行うべきである。

(イ) その他の延滞者

a 貸付手続（指摘）

申請書等に、申請年月日がないものが見受けられた。

委託機関の長及び農林事務所長は、県の直貸を受けた借受者から経営状況の報告を受け、それを県に提出することとなっている。しかし、委託機関の長及び農林事務所長において、経営状況の現地確認の状況や事務所として判断をした結果等の記録が残されていない。

当制度はすでに廃止されているが、今後同様の制度が創設された時には留意する必要がある。

b 回収困難事案の税務課引継ぎの検討

山口県の農業者の経営安定など、農業者の基盤の安定確保等の重要性は理解できるが、償還開始当初から延滞が始まっている者や、長期にわたり延滞している者に対しては、税務課への引継ぎ等について、検討をする必要があるのではないかと考える。山口県の農業の安定とのバランスもあるが、税務課への引継ぎを検討している旨を本人に知らしめることも必要と考える。

イ 林業・木材産業改善資金貸付金（森林企画課）

（ア）制度の概要

a 制度の目的

林業従事者等が林業経営者若しくは木材産業経営の改善、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金の貸付けを行い、林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

b 制度の特徴

貸付対象者は、森林所有者、林業労働従事者、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営む者等である。

貸付資金の主な用途は高性能林業機械であり、借受人の資産形成に寄与している面がある。

一林業従事者等に対する貸付限度額は、個人にあっては15,000千円、会社にあっては30,000千円、会社以外の団体にあっては50,000千円である。ただし、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業にかかる事業を実施する場合は100,000千円まで貸付可能である。

現在の1人当たりの実際貸付額は3,596千円であり、比較的大きいと言える。

借受者には担保を提供させ、又は連帯保証人を立てさせなければならない。

c 最近5年間の債権残高（件数）の推移

最近5年間の貸付額（件数）、貸付残高（件数）及び未収金残高（件数）の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付額（件数）	26,200（3）	13,800（2）	10,400（2）	2,000（1）	6,000（1）
貸付残高（件数）	136,207（36）	129,393（35）	116,427（31）	97,020（29）	79,126（22）
未収残高（件数）	62,973（17）	62,629（17）	62,133（18）	60,948（17）	54,866（15）

新規の貸付額及び貸付残高が遞減傾向にあるのに対し、未収金残高は、ほぼ横ばいの状態が続いている。平成21年度末における貸付残高は79,126千円（22件）で、このうち納期未到来債権が24,260千円、未収金残高が54,866千円（14件）であり、貸付残高に占める未収金の割合は69.3%である。

又、下表により過去5年間の未収金残高（現年度・過年度）（件数）の推移を見ると、過年度発生の未収金が長期化していることが分かる。

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年度（件数）	400（1）	350（1）	350（1）	350（1）	350（1）
過年度（件数）	62,573（16）	62,279（16）	61,783（17）	60,598（16）	54,516（14）
合計	62,973（17）	62,629（17）	62,133（18）	60,948（17）	54,866（15）

22年3月末時点の延滞者は14名であり、延滞金（未収金）54,866千円の当初貸付額80,085千円に対する延滞割合は68.5%とかなり高い。

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、債権管理台帳等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

貸付手続は適切になされているか。

過去の外部監査のフォローアップは適切になされているか

(イ) 監査の結果及び意見等

滞納者の代表的事例として、1つの案件を挙げる。

a 延滞者A

平成11年3月に滞納金が発生している。事業実績報告書の提出がなく、事業完了が確認できないため、平成11年3月を償還期限とする期限前償還請求を行った。その後、主債務者が事実上倒産し代表者が行方不明・死亡したため、24,000千円全額未納となっている。

(a) 貸付手続の妥当性（事実）

林業・木材産業改善資金の貸付手続を検証した結果、適正にされていると判断する。なお、適正であると判断した主な理由は、以下のとおりである。

平成21年度における林業・木材産業改善資金運営協議会の記録には、資金に係る貸付資格の設定の適否に関する林業振興上の見地からの意見がされている。

保証意思確認記録には、確認方法や顛末の記載がされている。

保証人の自己申告書には、市県民税の（所得）証明書、納税証明書及び給与所得の源泉徴収票が添付されている。

貸付資格について各協議会委員意見の提出がされている。

事業実施状況等の調査記録が事務所に提出され、確認されている。

(b) 過去の外部監査のフォローアップ（事実）

林業・木材産業改善資金については、平成12年度の包括外部監査において指摘されているところであるが、その後は、指摘に基づき保証人等の調査など改善されており、平成14年度以降は、滞納が発生していない。監査の結果、措置実行の確実性・継続性は確保されており、措置効果は生じているものと認められることから、いずれも「措置済み」判定は妥当と判断する。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金（水産振興課）

（ア）制度の概要

a 制度の目的

沿岸漁業者に対し、水産業普及指導員の指導の下で無利子の資金を貸し付けることによって、新しい生産技術の導入、漁家生活の改善及び青年漁業者等の養成確保等を助長することを目的としている。昭和54年度にスタートし、制度自体はスタート当初から基本的に変わりはない。

b 制度の特徴

沿岸漁業改善資金については、平成21年度から適用の「沿岸漁業改善資金債権回収マニュアル」が作成されている。

貸付事務の一部については、山口県漁業協同組合に委託されている。

一沿岸漁業者に対する貸付限度額は28,000千円である。現在の1人当たりの実際貸付額は6,693千円であり、貸付額は比較的大きいと言える。

物的担保は原則として徴収しない。人的担保として、個人申請の場合は連帯保証人を2人以上、団体申請の場合は原則として役員全員の連帯保証とする。

貸付資金の主な用途は船舶の購入であり、借受人の資産形成に寄与している面がある。

貸付対象者は、現に沿岸漁業に従事しているか、又は近く沿岸漁業に従事することが確実な者である。

平成21年末の貸付金残高117,064千円（貸付者数39名）に対し、滞納額は9,708千円（滞納者数7名）である。滞納者7名については事実上の分納状態にあるが、元金の完納までには長期間を要する。なお、支払猶予及び回収停止はこれまでに実績がなく、税務課へ引き継がれた徴収困難事案もない。

c 最近5年間の債権残高の推移

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付額	39,050	8,577	11,000	19,713	0
貸付残高	200,272	172,947	152,136	143,527	117,064
未収金残高	5,744	7,214	6,668	9,228	9,708

最近5年間において貸付額は減少傾向にあるのに対し、未収金残高は逆に増加傾向にある。

かかる状況からみて不良債権の長期化が懸念される。

d 延滞者別の状況一覧（平成22年3月末現在）

（単位：千円）

延滞者	当初貸付額	貸付残高		違約金
		調定未到来分	未収金	
A	6,000	1,311	1,311	0
B	8,000	5,119	1,919	584
C	3,500	3,340	1,840	563
D	5,000	2,440	1,440	539
E	13,440	7,364	1,988	406
F	8,900	280	280	268
G	10,000	2,360	930	161
合計	54,840	22,214	9,708	2,521

22年3月末時点の延滞者は7人であり、延滞金（未収金）9,708千円の当初貸付額に対する割合（延滞率）は17.7%である。しかし、この時点の延滞者の調定未到来分12,506千円は潜在的延滞金であり、これを含めた延滞率は40.5%にもなる。

e 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、管理台帳等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

貸付審査は適切になされているか。

財産調査等は適切になされているか。

連帯保証人に対する請求は適時になされているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 延滞情報の把握（事実）

滞納原因として分析されている主な内容は、漁獲量の減少、漁価の低迷、燃油等経費の高騰による漁業経営の悪化である。水揚げ等の収支は漁協を通して行われることから、漁協から経営状況や生活実態等の情報提供を受けて現状を把握している。

又、出先事務所の水産普及指導員による巡回や、漁協からの情報入手を適宜行い、状況に応じて電話での指導や面談を行うことにより、未収金の回収遅延に係る情報把握はタイムリーに行われている。

b 貸付審査の妥当性（指摘）

（現状の問題点）

貸付当初の審査において、貸付けの必要性や収支計画等が綿密に審査されており、それ自体に延滞原因となるところはない。延滞原因は外部的要因による漁業経営の悪化によるところが大きい。

ただ、延滞の個別的事情として、サラ金への多額の返済及び父親の多額借金の肩代わりというケースもあり、収支計画に反映されていない資金利用があったことが窺われる。そこで、事前の貸付審査において、以下に示す事項について、改善に向けた検討が必要であると考える。

（改善案）

貸付けにかかる直接の事業費だけしか返済計画に記載されていない。例えば、中古船を購入するために貸付金を利用する場合、中古船購入費を事業費として計上しているだけである。貸付申請者の支払能力（支出）を審査する際には、漁業開始に必要な直接の経費のほか、それに関連する事業費も含めた返済計画を評価する必要がある。

保証人2名が担保されているが、財産調査又は所得調査等はされていない。漁協の意見書ではその妥当性について簡単な検討がされているのみである。貸付時に保証人の支払能力を裏付けるための財産調査等の必要性を検討する必要がある。

c 滞納者の債務支払能力の評価（指摘）

（現状の問題点）

当該債権の回収マニュアルによれば、「延滞の期間が6ヶ月を経過しても支払誓約書を提出しない場合、又は、支払誓約書に従って支払を行わずその期間が3ヶ月を超える場合には、延滞

者の財産及び収入等の調査を行う」とある。しかし、現状、当該延滞者から支払誓約書の提出を受けていないものが多く、分割納付等が順調な場合は財産又は収入等の調査はされていない。これでは、客観的にみて分納が徴収上有利かどうか不明である。

(改善案)

延滞金については一括払いが原則であるから、分割払いを認める場合には、漁協からの情報提供と本人との面談だけで判断せず、滞納者の納付能力について客観的な裏付調査を実施する必要がある。今後は、当該債権の回収マニュアルに沿って具体的な財産又は収入等の調査を行う必要がある。

d 連帯保証人に対する弁済請求(指摘)

連帯保証人の保証能力は当初貸付時の審査以降はされていない。又、延滞金の状況及び請求の予告を文書で通知しているが、延滞者の分割納付の状況などを勘案し、連帯保証人への請求に至っていないものが多い。

平成21年度から適用開始の債権回収マニュアルには、長期延滞者への対応として連帯保証人への請求が記載されている。今後は、独自の債権回収マニュアルに沿って、連帯保証人への請求を行う必要がある。

e 強制執行の対象債権の具体化(意見)

(現状の問題点)

当債権について強制執行の手続は一度も実施されていない。これは、延滞者である漁業者を結果として廃業に追い込むことになり、担い手の育成、新規就業者の確保を進める貸付目的に矛盾すると言うのが県の考えである。

そのため、分割納付を中心にした対応がされてきた。今後は、債権管理マニュアルに従って行う方針とのことである。

しかし、当債権の回収マニュアルには、長期延滞債権で債務者本人又は連帯保証人への支払督促申立て後の事務処理は、民事訴訟法第383条に定める手続きにより行うとあるだけで、具体的な内容記載がされていない。

そのため、強制執行の判断にバラツキが生じ、債務者間の公平性が図れない可能性がある。

(改善案)

そのため、債権回収の公平性と効率性のバランスを図る観点から、強制執行の対象となる債権の具体的状況も明記する必要がある。

例えば、支払督促により債務名義を取得した場合で、債務者が任意に弁済する姿勢を示さない時は、原則として強制執行の手続きをとること等、マニュアルの中に具体的に明記する必要があると考える。

(6) 学生貸与的性格の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金(私債権)のうち、その起因となる貸付金 성격が学生貸与的なものであるのは、看護師等修学資金返還金及び高等学校等進学奨励費である。

ア 看護師等修学資金貸付金(医務保険課「地域医療推進室」)

(ア) 概要

a 制度の目的

この修学資金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」と言う)になるため養成施設に在学する者や大学院の看護に関する研究科の修士課程に在学する者で、将来、山口県内の診療施設等において、看護職員の業務に従事しようとする者に対し、修学上必要な資金を無利息で貸付けるものである。昭和37年に国庫補助事業として開始され、平成17年度から、県独自の事業として実施している。

b 制度の特徴

当該貸付金は、金銭消費貸借契約に基づいて発生する私債権であり、返還金請求権の消滅時効期間は10年である。

貸付対象者は学生であり、本人の預金口座に毎月振り込まれる。

連帯保証人が2名必要である。

修学資金の貸付月額、国立又は公立の学生には32千円(准看護師は15千円)、私立の学生には36千円(准看護師は21千円)である。又、国内の大学院生には83千円、国外の大学院生には200千円である。

返還の免除制度があり、卒業後、免許を取得し、山口県内の200床未満の診療施設等で5年間継続して就業した場合は、貸付金の返還が全額免除される。

返還の猶予制度があり、卒業後、更に看護師等の養成施設に進学した時、及び山口県内の返還免除対象施設において看護業務に従事している時は、修学資金の返還を猶予することができる。

返還する場合、一括、半年賦及び月賦のうちいずれかの方法で、貸付期間に相当する期間内に行う。

c 最近5年間の貸付額等の推移

下表は、最近5年間の貸付額、返還免除額、貸付残高及び未収金残高の推移を示したものである。最近5年間の貸付額及び未収金残高は、共にほぼ横ばい状態にあることから、未収金残高の異常な増減はないと判断する。

(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付額	53,541	43,128	38,508	46,700	53,232
返還免除額	62,952	93,912	67,500	12,696	11,064
貸付残高	346,459	263,574	207,046	215,160	240,310
未収金残高	6,659	7,353	7,625	8,945	7,774

又、未収金残高(件数)の最近5年間の現年度、過年度別の推移は、下表のとおりである。若干ではあるが、過年度発生未収金残高が増える傾向にあり、長期化した回収困難な未収案件が存在することが窺われる。

(単位：千円)

	H 1 7 年度	H 1 8 年度	H 1 9 年度	H 2 0 年度	H 2 1 年度
現年度 (件数)	2,633 (11)	1,994 (9)	1,564 (8)	2,531 (13)	980 (7)
過年度 (件数)	4,026 (9)	5,359 (10)	6,061 (13)	6,414 (16)	6,794 (15)
合計	6,659 (20)	7,353 (19)	7,625 (21)	8,945 (29)	7,774 (22)

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確認するため、平成21年度末の大口滞納者について、債権管理簿等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

未収金解消に向けた今後の取組内容は適切に定められているか。

延滞利息の取扱いはルールに基づいて行われているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 未収金解消に向けた今後の取組内容 (事実)

(返還理由及び現状の対応)

平成21年度末における、看護師等修学資金返還金の発生理由、返還状況又は対応状況は、下表に示すとおりである。

氏名	返還理由	現状の返還又は対応状況	貸付総額 (千円)	未納額 (千円)
A	免許未取得	母が月々返還中。(5千円/月)。本人とは連絡が取れない。	1,296	1,045
B	免許未取得	本人が5千円ずつ分納予定だが、不定期。なかなか連絡が取れない。	768	495
C	免許未取得	返還があるものの不定期。	1,296	1,044
D	退学	父が月々返還中だが、不定期。両親が自己破産している。	864	458
E	退職	退職後県内に勤務。督促に応じて返還があり、今年度中には返還される見込み。	1,296	18
F	退職	本人は県外の医療機関に勤務しており、母が本人への連絡を拒み、代わりに月々3千円ずつ返還している。 増額又は、本人への返還を求める。	1,800	1,650
G	退学	本人、母とは連絡が取れず、保証人が返還しているが、不定期。	357	231
H	退職	出産し、現在未就業であるが、定期的に毎月納入している。 全額一括返還するとの申し出あり。	1,152	152
I	退学	2か月に1回の間隔で返還中。	360	72
J	退職	分納で返還中。	1,296	74
K	退職	ボーナス後にまとめて納入するとの申し出あり。	1,296	108

L	退学	返還の意思を示すものの、返還がない。	2 3 1	6 3
M	対象外就業	本人は自己破産しており、保証人とは連絡がつかない。 税務課へ引継ぎ予定。	1 , 1 5 2	5 9 2
N	対象外就業	2 か月に 1 回の間隔で返還中。	5 0 4	1 2 6
O	未就業	分納の申し入れあり。	5 0 4	1 8 9
P	対象外就業	東京都の医療機関に勤務。 妹が返還している。	1 , 2 9 6	5 0 4
Q	対象外就業	病気療養中。兄が月々分納にて返済中。	1 , 1 5 2	6 7 2
R	対象外就業	分割で返還中。	1 , 1 5 2	6 0
S	対象外就業	分割で返還中。	5 0 4	1 1
T	対象外就業	本人死亡。 連帯保証人の母と今後調整予定。	5 0 4	2 1 0
合 計			1 8 , 7 8 0	7 , 7 7 4

未収金残高の約 9 割に相当する 6 , 9 7 2 千円 (1 8 件) については、債務者が納付意思を示し、このうち 6 , 9 0 9 千円 (1 7 件) については、債務者が定期又は不定期に返済履行中であり、平成 2 2 年 9 月末時点で 4 9 5 千円 (7 件) の未収金が解消されている。

一方、未収金残高の約 1 割に相当する 8 0 2 千円 (2 件) については、今後、連帯保証人を含む債務者との納付交渉に着手する予定とのことである。

このように、現状において、返還理由、返還状況・対応状況が分析されており、未収金解消に向けて必要な管理体制が整備され、又、その取組がなされていると言える。

(今後の取組内容の明確化)

今後の課題としては、未収金解消のための具体的取組内容を個々の案件ごとに計画化・明確化すると共に、取組みに期限を設ける必要がある。期限ごとに実際の取組内容と計画内容とを比較し、計画に向けて実際の取組内容をコントロールしていく必要がある。又、返還金の回収に効果がない時には計画内容を見直す必要がある。

そこで、看護師等修学資金返還金について、今後の必要な取組内容を確認するため、滞納者のうち大口の 2 名について、個別分析を実施した。

b 大口滞納者 (F)

(a) 返還金の発生・回収状況等

	発生年度	発生金額 (千円)	回収額 (千円)	未収金 (千円)
返還金の発生・回収 状況	H 1 5 年度	2 7 3	1 5 0	1 2 3
	H 1 6 年度	2 6 7	0	2 6 7
	H 1 7 年度	4 3 2	0	4 3 2
	H 1 8 年度	4 3 2	0	4 3 2
	H 1 9 年度	0	0	0
	H 2 0 年度	3 9 6	0	3 9 6
	合計	1 , 8 0 0	1 5 0	1 , 6 5 0
返還金の発生事由	返還免除対象者の退職			

返還金発生後の県の対応	滞納発生後から本人と連絡が取れない状況が続いている。本人は県外の医療機関に勤務しているが、母親が本人へ連絡することを拒み、平成19年1月より月々3千円ずつ返還している。
-------------	--

(b) 今後の取組内容(意見)

貸付金総額1,800千円に対する平成21年度末の返還金未収残高は1,650千円である。調定期限未到来(潜在的未収金)はなく、当初の滞納発生から7年経過しているが、10%しか回収されていない。

税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間1年以上であり、この案件は平成19年1月以降、連帯保証人である母親から毎月3千円ずつの入金があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約45年かかる。

債務者は県外の医療機関に勤務しているのであるから、本人に対して償還能力に応じた金額を毎月の償還額とすることを要求していく必要がある。

医務保険課としては、今後、増額又は本人への返還を求めるとのことであるが、全額回収に約45年かかる分納状況が改善されないようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。

(c) 延滞利息の取扱い(指摘)

延滞となっている返還金が一部回収されているが、延滞利息の請求はされていない。実質的に免除されている。

延滞利息の取扱いについては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則第12条」において、「修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつた時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。」旨定められている。

しかし、これまで延滞利息を徴収した事例は見当たらず、又、徴収しないこととした根拠についても明らかでない。延滞利息は徴収するのが原則であり、今後、延滞利息を徴収しないこととする場合には、まずはそのルールを明確化し、更に、個々の事案ごとに徴収しないこととした理由を明らかにする必要がある。

c 大口滞納者(A)

(a) 返還金の発生・回収状況等

返還金の発生と回収状況	発生年度	発生金額(千円)	回収額(千円)	未収金(千円)
	H12年度	432	251	181
	H14年度	432	0	432
	H16年度	432	0	432
	合計	1,296	251	1,045
返還金の発生事由	免許未取得。			
滞納金発生後の県の対応	本人と連絡が取れないまま、母親が月々5千円ずつ返還している状況にある。			

(b) 今後の取組(意見)

貸付金総額1,296千円に対する平成21年度末の返還金未収残高は1,045千円であ

る。調定期限未到来（潜在的未収金）はなく、当初の滞納発生から10年近くが経過しているが、20%しか回収されていない。

税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間1年以上であり、この案件は平成17年8月以降、連帯保証人である母親から毎月5千円ずつ返還があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約17年かかる。

医務保険課は、今後、増額又は本人と連絡を取るとのことであるが、全額回収に約17年かかる今の分納状況が続くようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。

イ 高等学校等進学奨励費（教育庁人権教育課）

（ア）制度の概要

a 制度の目的

高等学校等進学奨励費とは、「地対財特法」に規定されていた対象地域に住んでいた関係者の子弟で、高校・大学等に在学する経済的に困窮している者に貸与した無利息の奨学金である。

b 制度の特徴

当該進学奨励費は昭和41年に給付制度として創設され、昭和57年度から国の制度変更に伴い、貸与に切り替わっている。

平成14年3月末に「地対財特法」が失効したことにより、当該奨学金制度も廃止された。

県においては、経過措置による受給者が平成18年3月に大学を卒業したことにより貸与は終了しており、現在は、奨学金の返還事務が行われている状況である。

奨学金の返還については、貸与を受けた者が高校、大学等を卒業後、半年経過した月から20年間、均等に月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法による。

高等学校等進学奨励費については、独自の債権管理マニュアルとして「山口県地域改善対策奨学金等債権管理マニュアル」が作成されている。

c 最近5年間の未収金残高の推移

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年度	21,732	22,780	23,621	24,134	24,115
過年度	92,337	111,058	132,408	151,894	172,500
計	114,069	133,838	156,029	176,028	196,615

平成21年度末現在、昭和57年貸与開始以降の高等学校等進学奨励費の貸与者総数は1,384人、貸与総額は2,061,000千円である。又、これまでの返還総額は447,000千円、免除総額は880,000千円であり、平成21年度末現在の貸与残高は7億3,400万円（貸与者数979人）である。そのうち195,000千円（貸与者数503人）は未収金である。

未収金残高は、平成17年度の114,069千円から平成21年度196,615千円に急増していることから、未収金が長期化し回収困難となっている可能性が高い。

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、債権管理台帳等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

未収金解消に向けた今後の取組は、適切な内容となっているか。

独自に作成されている債権管理マニュアルの内容は適切か。

連帯保証人への請求は適時になされているか。

不納欠損処理は適切になされているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 未収金解消に向けた今後の取組内容（意見）

（未収金の発生原因）

平成21年度末の高等学校等進学奨励費の未収金発生原因は、次のように分析されている。

免除制度があり、1回の申請で5年間免除となるが、借受者の多くが返還当初に免除申請を1回行い、それで全額免除になったと誤解している。

借受者が住所等を変更しても変更届を提出しないため、所在不明となり、納付書や督促状等が届かない。

（現状の取組内容）

そして、平成22年4月に債権管理協議会が設置され、税外未収金の全庁的な回収対策が取り組まれている。当該進学奨励費についても、未収金の回収と発生防止の具体的な検討がされており、平成21年度の取組内容と成果は、以下のとおりである。

未納者の区分	未納者数	未納額	具体的取組	成果
これまで1回も返還・免除申請をしていない者	52人	32,907千円	出張相談会の実施	相談者3人から223千円返還。相談者2人に985千円免除。
返還当初に免除申請を1回行い、その後免除申請をしないため返還義務が生じているが、返還をしていない者	212人	84,795千円	相談専用電話・免除制度の周知徹底	8人から633千円返還。 5人に1,825千円免除。
			出張相談	相談者4人に1,930千円免除。
免除中であるが、過去に未納がある者、又は遅れながら返還しているが途中返還が滞っている者	214人	49,621千円	相談専用電話・免除制度の周知徹底	50人に18,280千円免除。
			ボーナス時等の返還通知	52人から1,537千円返還。
遅れながらも定期的に返還している者	8人	5,455千円	ボーナス時等の返還通知	8人から240千円返還。
所在不明者	9人	3,250千円	住民票や現地調査による確認	所在判明者へ個別指導中。

(今後の取組内容の明確化)(意見)

今後の課題としては、未収金解消のための具体的取組内容を個々の案件ごとに計画化・明確化すると共に、取組みに期限を設ける必要がある。

期限ごとに実際の取組内容と計画内容とを比較し、計画に向けて実際の取組内容をコントロールしていく必要がある。又、返還金の回収に効果がない時には計画内容を見直す必要がある。

b 債権管理マニュアルの見直し(指摘)

(現状の問題点)

高等学校等進学奨励費については、独自の債権管理マニュアルが作成されている。当該債権管理マニュアルには、奨学金等の収納未済金を確認した時は、収納未済者に対して、督促状の送付、「返還のお願い」の送付、電話による指導及び戸別訪問による指導の手続きを行う旨定められている。更に、法的措置等を検討することが示されている

しかし、実際の対応は、督促状の送付、「返還のお願い」の送付及び父母への接触にとどまっている。しかも、督促、返還のお願いの送付は借受者指定の住所にされている。

一方、電話及び個別訪問による指導については、その実行が難しいため、マニュアル通りには実施されていない。

(改善案)

独自の債権管理マニュアルを作成しているものの、実際の運用においては、プライバシーへの配慮が求められており、県から借受人本人への能動的な接触が難しい状況にある。それが県の方針であれば、マニュアルに反映させ、債権管理の具体的基準として明確にする必要がある。

c 対応履歴の管理(指摘)

(現状の問題点)

債権管理簿はソフトで作成され、債務者毎の債権状況は情報システムに登録されている。システム集計結果から、督促状を送付し、督促送付したものの中から納入されなかった債権者については、「返還のお願い」を毎月送付している。

しかし、基本的に、督促状及び「返還のお願い」の送付以外に、県が債務者に対して能動的に行っている手続きはない。対応履歴は、原則としては債務者側からの接触があったもののみが資料として保管されているだけであり、誰にどのような対応をしているのかが台帳上は不明瞭である。

(改善案)

債権管理を適切に行うため、各債務者への対応・交渉記録の全体を明らかにする必要がある。何らかの事情により、相手先から連絡があった時だけ折衝資料等を作成し保管しているのであれば、その事実及び理由を債権管理簿上明らかにする必要がある。

d 長期延滞債権の発生時期及び理由の管理（意見）

（現状の問題点）

台帳はシステム利用で作成されているが、現状のシステムには、債務者ごとの延滞金発生及びその回収時期が一覧できる資料をアウトプットする機能は備わっていない。

債務者個々の延滞状況及び回収可能性は、1人1人の台帳を見ていかないと把握できないため、延滞者が1,000人近くいる状況では、延滞者を絞り込んだ重点的・効果的な債権管理が困難な状況にある。現状は、重要な債権管理行為がされていないと言える。

（改善案）

債務者全体の延滞金発生及びその回収時期は、債権管理の基本的方針を決めるのに必要な重要情報であり、担当課の責任者が定期的にその状況を分析することは重要な債権管理行為である。現状、システム対応ができないのであれば、手作業により延滞状況の分析表を作成する必要がある。

又、未収管理の効率性の観点からは、既存システムの改修等を検討する必要がある。

e 連帯保証人に対する請求（指摘）

（現状の問題点）

保証人は、(旧)山口県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則第7条によって保証人を立てることとなっている。

しかし、保証人に対する履行請求については、平成21年度に作成された債権管理マニュアルにおいても、積極的に実施するような位置付けになっていない。実際にも、連帯保証人に請求された実績はない。

（改善案）

連帯保証人に対する履行請求については具体的基準をマニュアル化して、債務者間の公平性を確保する必要がある。ただ、現実的対応として債務者の個別事情を考慮する必要がある場合には、その理由を明らかにして、マニュアルに従った画一的処理をしないことに合理性があることを示す必要がある。

f 返還免除の規定の有無と適用状況の把握（意見）

（現状）

免除については、地対財特法経過措置事業経費実施要綱第10条に規定されている。

貸与を受けた者が死亡・重度障害者になった場合は全額免除される。

市町村民税所得割非課税の者又は、所得が生活保護基準により算定した基準額の1.5倍以下の生活困窮者は最長5年分の返還を免除される。

最大5年の期間の免除が行われる。これについての基準はある。

平成21年度末実績（平成26年度まで免除）は、880,000千円となっている。年間約70件の免除申請となっている。

（問題点）

生活保護基準等により、生活困窮者については最長5年分の返還免除を行う。しかし、免除されるのは将来約定分のみであり、過去分の免除はない。

過去の部分については、分割の話し合い個別的に対応していくことになるが、回収可能性のない未収金が残ったままになっている。

(改善案)

生活保護基準等により将来約定分の返還免除を行った場合、過去分について回収可能性があるとは思えない。制度上は、粘り強く回収する努力を続けていくにしても、会計上は相当額の未収金価値の減額を行う必要がある。この場合の未収金の評価について一定の基準を設けることを検討する必要がある。

g 不納欠損処理(意見)

(現状)

所在不明者は、平成21年度末時点で9人であり、平成22年9月時点で28人となっているが、所在確認調査はされていない。

所在不明者に対しては、回収可能性は不明の状況にある。

又、22年3月末において、時効期限が完了している債権は7,000千円(3百件)ある。

(問題点)

収入率が60%を切っており、これから未収入金が増加していくことが想定される。回収努力も大事ではあるが、回収可能性のない債権が県の保有する財産に含まれないよう留意する必要がある。

過去、不納欠損処理は3名されているが、免除事由は全て死亡である。これでは、実質的に回収できない債権が県の財産に含まれたままとなる。

(改善案)

不納欠損処理については要件を規定する等、客観的に行える仕組みを整備することを検討する必要がある。

実務的に不納欠損が無理であれば、会計上、所在不明者及び時効期限完了の債権は全額、徴収不能額とする必要がある。

(7) 福祉目的の貸付に起因する未収金

監査対象として選定した未収金（私債権）のうち、その起因となる貸付金の目的が福祉であるものは、母子寡婦福祉資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金及び心身障害者扶養共済制度である。

ア 母子寡婦福祉資金貸付金（こども未来課）

(ア) 概要

a 制度の目的

配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

b 制度の特徴

金銭消費貸借契約に基づいて発生する私債権であり、消滅時効期間は10年である。

貸付対象者は資力の乏しい母子家庭であり、約定償還期を迎えても生活の状況に変化がみられない場合が多いことから、滞納に結び付きやすい。

貸付金は12種類あり、種類ごとに貸付条件（貸付利率、貸付限度額、据置期間、償還期間等）を規定している。

就学支度資金・修学資金については、児童を連帯借主として一連の債務者に加えている。

滞納件数は多く、滞納者1人当たりの滞納額は比較的大きい。

独自の債権管理マニュアルが作成されている。

c 最近5年間の調定収納状況の推移

	年 度	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	不納欠損（円）
現年度	平成17年度	300,507,141	254,659,050	84.7	0
	平成18年度	269,627,306	225,169,660	83.5	0
	平成19年度	278,571,137	235,448,252	84.5	0
	平成20年度	279,813,882	235,242,239	84.1	0
	平成21年度	263,794,113	219,164,003	83.1	0
過年度	平成17年度	434,508,445	20,910,375	4.8	0
	平成18年度	459,436,994	18,718,533	4.0	0
	平成19年度	484,441,489	25,580,123	5.2	691,668
	平成20年度	501,984,251	25,317,996	5.0	0
	平成21年度	521,237,898	29,315,049	5.6	0

d 実施した監査手続

過去に実施した包括外部監査の結果に基づく措置済みの内容について、措置実行の確実性・継続性が確保され、又、措置効果が生じているかどうか確かめた。

各健康福祉センターにおける償還指導等の現状を把握し、その適切性が確保されるような管理体制が整備されているかどうか確かめた。

滞納が生じている債権については、滞納状況に応じた債権区分ごとに抽出し、滞納及び現在に至るまでの経緯を分析し、それまでの県の対応が適切であったかどうか、又、今後の対応方針の妥当性を検討した。

(イ) 過去に実施した包括外部監査の結果に基づく措置状況

a 「貸付手続」についての措置状況

(a) 監査結果に基づく措置内容の判定

母子寡婦福祉資金の貸付手続に関する、過去（平成12年度）の外部監査の指摘事項と、それに対する措置内容は、以下のとおりである。

監査結果	区分	措置公表	措置の内容	判定
貸付審査のチェックを貸付実行日後に行っている事例があった。	指摘	平成15年3月7日	実行内容と決定内容が同一であるかのチェックは、貸付実行前に漏れなく行うよう、徹底を図った。	措置済み
住宅資金において、特別貸付の扱いがされているが、該当する理由は明確にされていないものがあった。	指摘	平成15年3月7日	申請書、添付書類における貸付理由の欄に、特別貸付となる理由を明記させるよう、徹底を図った。	措置済み
事業継続資金で、経営指導員等の専門家の診断書を添付していないものがあった。	指摘	平成15年3月7日	地元商工会議所等の経営指導員等の専門家による診断を受けさせ、適切な計画を立てさせるように、徹底を図った。	措置済み

(b) 措置状況の分析

措置内容は具体的で、指摘の趣旨に沿っている。今回の監査において、各健康福祉センターで抽出した大口滞納案件のうち、措置公表（平成15年3月7日）後に貸付けがなされたものは4件である。この4件の大口滞納案件は全て修学資金であり、貸付審査のチェックを貸付実行日後に行っているものは検出されていない。

又、住宅資金及び事業継続資金については、平成15年3月以降の貸付金の大口滞納案件として該当がないことから、措置内容の貸付手続が適正にされていると判断することができる。

(c) 分析結果

以上の分析により、措置実行の確実性・継続性は確保されており、措置効果は生じているものと判断する。

b 「延滞債権」についての措置状況

(a) 監査結果に基づく措置の内容についての判定

指摘事項等	区分	措置公表	措置内容	判定
長期滞納債権のうち、時効年数が経過したものについては、不納欠損処分をすべきか検討する必要がある。	指摘	平成15年3月7日	長期滞留債権の実態を詳細に調査し、不納欠損処分の基準を定めた。平成13年度において、該当する債権のうち4件について時効の援用の申立てがあり、不納欠損処分した。	措置済み
長期滞納債権のうち、回収可能な債権については、厳格な収納対策を実施すると共に、時効中断の措置をとるべきである。	指摘	平成15年3月7日	従来から鋭意償還指導に努めているが、債務者の経済状況等を十分調査し、回収可能な債権については一部弁済を指導し、債務承認に	措置済み

			よる時効中断を図ると共に、計画的な償還がなされるように、関係機関に対して徹底を図った。	
償還指導台帳が作成されていない事例があった。	指摘	平成15年3月7日	該当事務所を個別に指導し、償還指導台帳の作成を徹底させた。	措置済み
保証人に接触することにためらいがあるようだが、延滞が発生した場合は保証人に接触すべきである。	指摘	平成15年3月7日	借主が債務を履行しない場合は、直ちに連帯保証人に対して償還指導を行うよう、関係機関に徹底を図った。	措置済み

(b) 措置状況の分析

不納欠損処理の状況について

不納欠損処理の取扱いについては、こども未来課から各健康福祉センターあて周知徹底がされている。この結果、全ての債務者から時効を援用する旨の申し出があった事案については、法令の規定により権利が消滅することとなることから、不納欠損処理を行っている。ただし、この貸付金は、債務者の数が他の債権に比べて多いこともあって、実際に不納欠損処理を行うことができた事例は、ごく僅かにとどまっている。

(税外未収金対策としての全庁的な取組み)

時効中断を徹底して不納欠損処理を防止するという視点から、平成22年8月10日付け「税外未収金に係る不納欠損防止及び時効中断の徹底等について(依頼)」(税務課長通知)をはじめ各種通知が発出され、適切な時効中断措置を講ずることなく、債務者の支払能力を掌握しないまま消滅時効期間を経過することによる不納欠損処理を極力抑制するとの趣旨を徹底すると共に、不納欠損処理を行う場合には、その理由の如何にかかわらず、当分の間、税務課への事前協議を要するものとしている。

不納欠損処理の類型(2号事由()に該当する事案を極力抑制する取組みが進行中)

理由	左の説明
1号事由に該当	・議会の議決を得て行う所謂債権放棄
2号事由(又は)に該当	次のいずれかの理由による。 消滅時効の完成 消滅時効の完成(滞納処分の執行停止後)
3号事由(、又は)に該当	次のいずれかの理由による。 執行停止が3年間継続(地方税法§15の7) 履行延期の特約又は処分(無資力等の状態)が10年間継続(自治令§171の7) 法人の清算終了、限定承認、破産法等による免責

厳格な収納対策及び時効中断措置の実施

厳格な収納対策及び時効中断措置の実施については、こども未来課から各健康福祉センターあて周知徹底されている。更に、平成22年度からは、税務課が納付交渉の実践例及び時効中断措置の実際を各担当部局に対して通知文書により周知した上で、弁護士を講師に招いて時効管理の意義を主なテーマとした債権管理研修会を開催し、出先機関を含む全ての担当

部局に出向いて巡回指導を実施すると共に、機会があれば償還指導にも同席（同行）して、納付交渉を実践して見せているとのことである。こうした取組みはまだ始められたばかりであり、十分な効果が現れるまでには時間がかかるものと思われるが、これらの取組成果に期待したい。

償還指導台帳の作成

償還指導台帳の作成については、こども未来課が該当する健康福祉センターを個別に指導し、徹底させているものの、記録の漏れや記載の不備が多い。しかしながら、平成22年度から税務課による巡回指導等が行われていることも踏まえ、今後の取組成果に期待したい。

連帯保証人

借主が債務を履行しない場合、直ちに連帯保証人に対して償還指導を行うよう、こども未来課から各健康福祉センターあて周知徹底されている。更に、平成22年度から税務課による巡回指導等が行われていることも踏まえ、今後の取組成果に期待したい。

(c) 分析結果

措置の内容は監査結果に沿って具体的に示されており、同時に、近年における税外未収金対策の取組みも踏まえると、いずれも措置実行の確実性・継続性が確保されており、措置の効果も生じているため、「措置済み」とした判定は妥当と言える。

c 貸付金管理システムに関するフォローアップ状況（指摘）

(a) 監査結果に基づく措置の内容についての判定

貸付金管理システムに関して、過去（平成12年度）の外部監査の指摘事項と、それに対する措置内容は、以下のとおりである。

指摘事項等	区分	措置公表	措置内容	判定
貸付金管理システムと財務会計システムとの間で数値の誤差が生じていることから、その解消と貸付金管理システムの再構築が必要である。	指摘	平成15年 3月7日	(1) 現行システム上での対応 誤差の発生原因を分析し、修正入力等により誤差の是正を行った。 詳細な事務処理マニュアルを作成すると共に、記録様式の統一化を図った。 (2) システムの再構築入力内容のチェックや修正等をタイムリーに行うため、本庁と出先をオンライン接続するシステムに再構築し、平成15年度から運用を開始する予定である。	
		平成16年 6月25日	平成14年度に貸付金管理システムの再構築を行い、平成15年度から運用を開始した。新システムによって、児童家庭課及び県社会福祉事務所からの随時入出力、照会等が可能となり、処理業務が迅速化された。	措置済み

(b) 指摘の背景

母子寡婦システムは財務会計システムとリンクしていないため、貸付け・調定データについては、各健康福祉センターが入力したものをこども未来課が集約し、それを会計課へ登録依頼している。一方、収納については、会計課から収納データを取得し、こども未来課にてそのデータを母子寡婦システムに反映させている。財務会計システムと母子寡婦資金貸付金システムにおける出力データ間に差異が生じる基本的な原因は、次のとおりである。

システムに起因する差異

貸付対象外になった場合や貸付後に辞退を申し出た場合等の修正は、母子寡婦資金貸付金システムでは管理しないが、財務会計システムでは返還額(戻入金)として管理されるため、その分だけ差異が生じる。

処理漏れに起因する差異

過年度収入については、母子寡婦資金貸付金システムでは現年収入と同様、5月末で締め切るが、財務会計システムでは3月末で締め切る。そのため、財務会計システムへの調定登録後にその変更が生じた場合、母子寡婦資金貸付金システムでの修正を、財務会計システムに反映させなければならないが、これを失念しているケースがある。

(c) 措置内容の検証

(措置状況の検証結果)

過去の外部監査(平成12年度)の指摘は、「貸付金管理システムと財務会計システムとの間で数値の誤差が生じていることから、その解消と貸付金管理システムの再構築が必要である。」という内容である。平成16年に措置済みとなっているが、今回のフォローアップ監査においても、システムに起因する差異及び処理漏れに起因する差異は解消されていないことが確認された。

たとえば、周南健康福祉センターにおいて、財務会計システムから出力された、定期監査資料「債権管理状況調」の増加欄と、母子システムから出力された、「母子福祉資金貸付状況」「寡婦福祉資金貸付状況」の合計金額との間では、金額に相違が見られた。

定期監査資料	98,918,696円
母子システム	99,212,775円
差引	294,079円

(措置状況の問題点)

システムに起因する差異は、未だ解消されていない。毎年度、この部分の差異が生じていることを分析する必要がある。

問題は、処理漏れによる差異が生じていることである。財務会計システムとの整合性のチェックが統制業務として整備されていないことが根本的な原因であり、平成16年度の措置済み判定は過去の指摘の趣旨に沿ってなされていない。措置済み判定は取り消すべきである。

(改善案)

処理漏れの発見・防止については、各健康福祉センターでは、処理ごとに修正依頼資料と処理結果との照合を行い、その都度、責任者の承認を受けるようにする必要がある。

現状の人員配置では携わる人間に限られ、特に人事異動で担当者が変わると、処理漏れに気づかない可能性があるため、両システムの差異原因分析を定期的に行い、責任者の承

認を受けるようにする必要がる。

システムに起因する差異（戻入金）については、当面解消はできないため、定期的に両システムのデータ照合を行い、差異の原因分析を行い、内容が戻入金だけであることを確認する必要がある。

こども未来課においては、各健康福祉センターの合算数値が全体合計数値と合致するか確認する必要がある。

（ウ）各健康福祉センターの共通的事項

a 償還指導台帳の整備状況（指摘）

（現状）

償還指導台帳には、債務者別に対応履歴が記載されている。しかし、各健康福祉センターでの対応履歴の作成については、貸付件数が多いことからその精度にバラツキがあるだけでなく、記録の漏れ（指導時期、指導履歴等）や、記載内容の不備（滞納理由、借受人等の生活状況、納付能力及び今後の対応方針等）が多い。

（問題点）

償還指導記録の作成方法の未整備

たとえば、周南健康福祉センターでは、償還指導の記録について整備方法を明確にしておらず、平成20年度に償還指導の担当者が他の健康福祉センターから「償還指導台帳」の様式を入手し、これを使用している。

又、柳井健康福祉センターでは、滞納者について電話、訪問、督促の状況、相手の回答等、その経過を記録している。しかしながら、滞納者のうち金額の大きい相手先3件のうち2件について、平成21年になるまで7年以上記録がないものがあった。その間、滞納者に対し督促を行ったか否かも不明である。

市の指導員に対する償還指導記録の指導

たとえば、山口健康福祉センターでは、市の指導員が償還指導記録を作成しているが、2市の指導員に対して、償還指導記録の整備方法について特段の指導や依頼をしていない。そのため、償還指導台帳及び償還指導記録が適切に作成されているとは言えず、滞納発生の要因、事業の状況、督促、訪問、電話連絡、保証人への連絡等の指導記録自体が十分に残っていない。

又、宇部健康福祉センターでは、市の指導員に対して、償還指導記録について指導が行われておらず、そのため、各担当者で個々の対応がされている。その結果、指導記録が残っていない、あるいは不十分の状況にある。償還指導が十分に行われているか不明である。又、本人への督促の状況や現況、保証人への接触や現況について不明である。

（改善案）

償還指導記録等の履歴作成について、統一的な作成が可能となるよう既存のマニュアル内容の見直しが必要である。

各健康福祉センターの責任者による、償還指導台帳の承認が必要である。

こども未来課による、定期的な償還指導台帳のチェックが必要である。

b 貸付審査等の見直し

母子寡婦福祉資金貸付金は、福祉的性格が強く、もともと借受人の返済能力が充分でない面があるため、連帯保証人の保証能力についての審査がその後の償還に重要となる。又、高額所得者や子供夫婦との同居の場合など、貸付けが制限される留意事項があるものの、実際の貸付時には実態に踏み込んだ調査まではできていない。そこで、貸付審査時において、連帯保証人の保証能力及び年齢制限の引き下げについて、見直しを検討する必要があると考える。具体的には、以下のとおりである。

(a) 連帯保証人の保証能力（意見）

定期的な保証能力の確認

現状、貸付時における連帯保証人の保証能力の審査に関しては、所得証明を求めているが、貸付後においても、定期的に所得証明等を求める等、保証能力を確かめる必要があると考える。

年齢制限の引き下げ

現状、保証人の年齢制限は65歳を限度としている。60歳以上65歳未満又は償還中に退職を迎える状態で連帯保証人になる者については、借受人等が償還困難になった場合の償還財源を確認することで、保証能力を確かめているとのことである。

ただ、借主の親が保証人の場合は、元々年齢が高く、保証を求める時期には、収入が減少している、死亡している等が見られる。保証人の年齢制限引き下げを検討する必要があると考える。

(b) 借受人の実地調査（意見）

貸付時に所得証明等を入手しているものの、実際には、財産や遺産が多額にある場合や支援者がいる場合など、本貸付制度を利用しなくとも資金確保ができる者に貸付けが実行される場合が考えられる。審査件数が多いことから、基本的には申請内容をベースに貸付事務を進めることしかできないが、一部の借受申請者に対しては、豪華装飾品の有無や生活水準を把握するため、自宅訪問による実地調査も必要ではないかと考える。

c 連帯保証人への対応（指摘）

連帯保証人を交えた協議

「債権管理マニュアル」には、C分類の場合は連帯保証人や連帯借受人等を交えて協議の場を持ち、今後の償還について決定すると規定されている。

しかしながら、実際には償還指導記録において、連帯保証人を交えた協議は行われていない。「債権管理マニュアル」にも規定されているが、必要な場合には職権による償還能力の最もある者を主償還人として変更し、請求を行っていくことも検討が必要である。

連帯保証人への履行請求のルール化

「債権管理マニュアル」には連帯保証人を交えて協議する対応策を規定しているが、保証人への具体的な履行請求に関するルールは規定されていない。当該債務者についても、保証人宛に指導文書は送付している記録は残っているが、先方からの反応がなく、結果として何ら意味のない対応となっている。保証人に対する履行請求に関して具体的な取扱いをルール化することが必要である。

d 時効中断管理の適切性（指摘）

（時効期間満了の債権）

平成21年9月末現在、時効期間を迎えた債権は、下表のとおりである。

	件数（件）	金額（千円）
岩国健康福祉センター	47	22,992
周南健康福祉センター	151	50,634
山口健康福祉センター	79	16,844
宇部健康福祉センター	82	12,918
柳井健康福祉センター	33	9,815
長門健康福祉センター	6	1,639
萩健康福祉センター	6	73
合計	404	114,915

平成21年度末の母子寡婦福祉資金未収金536,552千円の中には、時効完成のものが114,915千円含まれている。

（現状の問題点）

岩国健康福祉センターにおいて大口の長期滞納者5件を抽出し、状況を確認したところ、償還が昭和60年1月から始まっているが1回も償還がないものと、最終収納日が平成3年8月とかなり古いものがあった。これら長期滞納の2件については、未だ償還の管理は市が行っており、県はその滞納者情報について詳細を把握していない状況にある。時効の問題も含め、県が確実に対応を行うための情報が積極的に入手されていない。

他のセンターについても、ヒアリング等で確認した結果、現状、時効の管理については、各市の支援員に任されているため、時効の中断に積極的に関与していない。時効についての認識が薄く、現在まで時効中断の管理が行われていない。近いうちに時効を迎える貸付金もあり、早期に対応が必要である。

（改善案）

時効の中断についての認識を高め、手続きを確実にを行うため、こども未来課と各センターでの役割分担を明確にする必要がある。

又、現在、税務課の指導により、滞納している借主を訪問し、債務確認書を入手する作業を順次行っているが、貸付けが二口以上ある場合には、入金を各契約に分散させることも必要である。

なお、こども未来課が調定を行った貸付金について、最終収納日から10年以上経過しているものが多く見られる。各センターにおいても、これらは古いため、何ら対策を行っていない。今後、これら時効満了債権に対し、どのように対応するのか、こども未来課と早急に打合せが必要がある。

e 法的措置検討の必要性（意見）

（現状の問題点）

保証人を含め、強制執行はとっていない。強制執行の措置を行っていない理由としては、制度趣旨が福祉目的であり、現実的に強制執行を実行することは難しいためである。しかしながら、一方で貸付金の徴収金が他の制度貸付利用者のための貸付原資となることを考えると、社会的弱者救済と言う福祉目的であったとしても、強制執行を考慮する必要性はある。

（改善案）

経済的な理由等止むを得ない理由以外の滞納者、特に悪質な滞納者については、法的措置等も検討することが必要である。強制執行の対象となる債権の条件等を整理・明文化して、公平性・透明性を確保しておくのが望ましい。

f 償還指導等の適切性確保（指摘）

（現状）

基本的に継続的催告を実施しているが、福祉目的という母子寡婦資金の性質上、債務者に対して強く踏み込めないのが現状である。

（問題点）

貸し付けが平成6年4月、未収発生が平成8年11月の滞納者について、滞納発生後、平成21年9月に催告状を送付するまで、指導記録はなく、何ら指導を行っていないと思われるケースがある。

無意味な文書催告がただ繰り返されているだけで、必要な対応がなされていないと思われるケースが多い。たとえば、平成13年10月より償還が始まり、第1回目より未収が発生している滞納者がいる。返済が120回であり、こども未来課から毎月催告状が送付されているが、この借受人の指導記録はなく経過も不明である。又、連帯保証人が当センターの管轄する市に居住しているにも関わらず、何ら接触を行っていない。

滞納の結果連帯借主に連絡した理由が「本人に誠意がないため」、借主に償還指導を行った際、訪問指導員を叱る、警察に訴える、と反省もなく手におえないとの記載があった。その後、償還指導が行われた記録はなく、悪質な債務者への対応が放置されている。

滞納者については、当初の返済条件では返済が困難な場合、返済条件の変更を行うことが可能であるが、その実績はないとのことである。返済条件次第で支払うことが可能と考えられるが、条件の変更のための相談を受ける段階に至っていないのが実情とのことである。

このような対応が滞納額増加の1つの原因であると考ええる。

（改善案）

形式的・無意味な文書催告を繰り返すのではなく、訪問指導、所得・財産調査、返済条件変更、連帯保証人への接触・請求、時効管理及び悪質な債務者への法的措置等を検討する必要がある。

対応職員数の適正化

このような対応を確保するためには、まず、対応職員の数に適正なものにする必要がある。なぜなら、現状は、たとえば周南健康福祉センターでは、職員1名と3市の指導員3名の合計4名で、又、山口健康福祉センターでは、職員2名と2市の相談員3名の合計5名で、滞納者に対応している。しかし、市から毎月提出されている活動報告の膨大な件数、内容からみて、現状の人員体制で必要な償還指導を行うことは困難であると考えられる。

こども未来課による定期的検査

次に、各健康福祉センターの債権管理業務をこども未来課が定期的に検査する必要があると考える。

債権管理マニュアルに従った督促・催告及び連帯保証人への接触等が行われているかどうかチェックし、実態と合わないマニュアル内容がある場合には、マニュアル自体の訂正を行うことになり、効果的な債権管理業務に向けて改善が可能となると考える。

g 違約金の不徴収願（意見）

(現状の問題点)

違約金については、こども未来課において計算されるものの、3ヶ月に1回のタイミングで「不徴収願」を受け付けている。この「不徴収願」が承認されれば、違約金は発生しないこととなる。「不徴収願」について、違約金を不徴収とするためには、「母子寡婦福祉貸付金違約金不徴収に係る取扱いについて」第4条第2項に従い、「生活保護法の規定による被保護者となった時、又はこれと同等による場合」に該当するかどうか判断する必要がある。

しかし、現状は、県の担当者が直接面会するなどして生活水準等を把握した上で決定しているとのことであるが、決定過程が記録に残っていないため、生活保護者と同等との判断をどのように行ったかが不明である。

(改善案)

違約金の不徴収決定に担当者の恣意性が入らないようにするため、生活保護者と同等と判断した内容を記録に残し、責任者の承認を受ける必要がある。

h 不納欠損処理等の検討(意見)

(現状の問題点)

健康福祉センターでは、滞納者で違約金のみ残っているケースが多々見られるが、過去5年間に不納欠損処理を行ったものはない。回収の可能性がないことが明らかな債権を県の管理する財産に含める合理的理由はない。今後、対応を検討する必要がある。

(改善案)

現行では債権分類はマニュアルに沿って行われているが、実質的に回収不可能かどうかといった観点では分類・評価されていない。債務者自身の資産状況や収入状況等に応じた分類であり、保証人を含めた回収の評価とまでは言えない。

債権分類に応じた回収事務の対応と言う観点だけではなく、回収できるのかどうかといった実質的な評価を行うことが、強制執行や不納欠損処理といった措置をとる上では必要である。

i 情報の共有化

各健康福祉センターの未収金データは、最終的に、こども未来課において残高データとして吸い上げられるものの、個別に債権管理といった観点では行われていない。

債権管理を効率的・効果的に実施していくためには、回収業務の取組状況や未収発生の原因及び対応策などについて、現場と管理側の県とが連携を図る必要がある。各健康福祉センターとこども未来課との間の情報共有体制をより強化する必要がある。

(エ) 滞納債権区分別の対応状況

「山口県母子・寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」では、次に示すとおり、滞納者の状況に応じて、滞納債権を5つの区分に分類している。なお、滞納者の状況は、母子寡婦福祉システム内で「延滞あり」・「延滞なし」の分類により示されている。又、債務者別の償還指導記録により、未納までの経緯や債務者の状況が管理されている。債務者区分の見直しは、「母子寡婦福祉資金に係る収納情報等資料」により、3ヶ月毎に行われている。

債権区分	内容
A	新規滞納者及び少額滞納者(滞納月額3ヶ月以内)
B	毎月一定額を返済中であるが、当初の償還計画に全く追いつかない者、不定期納入者

C	償還意欲の欠如、失業、疾病等の理由により、半年以上納入していない者
D	生活困窮等の理由により、納入能力がない状態にある者（生活保護）又はこれに準じる状態にある者で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められる者
E	死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者

この分類を債権の回収可能性の観点から見直すと、回収可能性が全くないのは、D及びEであり、不納欠損処理の検討が必要となるものである。債権全部の回収が懸念されるのはB及びCであり、会計上徴収不能額を計上する必要がある。

平成22年9月末における、各健康福祉センターの滞納債権の区分別発生件数は、次のとおりである。

（単位：件数）

	岩国	柳井	周南	山口	宇部	長門	萩	合計	割合
A	30	34	142	96	45	4	15	366	17%
B	73	47	110	160	184	31	43	648	30%
C	207	15	73	191	296	8	7	797	37%
D	13	8	178	24	27	0	0	250	12%
E	10	8	11	44	10	0	2	85	4%
合計	333	112	514	515	562	43	67	2,146	100%

県全体の母子寡婦福祉資金の滞納は2,146件である。

以下、滞納債権の区分に応じた適切な対応がされているかどうか確かめるため、各健康福祉センターで検討した大口滞納案件の中から代表的事案を抽出し、記載している。

a 債権区分A（新規滞納者及び少額滞納者（滞納月額3ヶ月以内））

大口滞納案件の中に、債務者区分Aに該当するものはない。

b 債権区分B（不定期かつ少額の返済中であり、当初の償還計画に全く追いつかない者）

(a) 大口滞納案件 a

（滞納状況）

滞納額（滞納率）	現在の状況
2,949,600円 （80.9%）	当初滞納後の平成12年11月より少額かつ不定期の分納が続いている。当案件は、平成19年から市から受け継ぎ、市と共同で対応しているものである。

（県の対応）

県は、債務者本人の所在は確認できており、継続的に納入状況にもあることから、回収の可能性は十分にあると判断している。保証人についても、現住所・生存状況も確認できており、保証の観点からも問題ないと考えている。

（問題点）

連帯保証人に対する通知等（指摘）

しかし、滞納後、連帯保証人への通知はされていない。不定期納付の場合、マニュアルによれば、連帯保証人から借受人・連帯借受人への指導を依頼（電話・文書）することになるが、されていない。特に、この案件の債務者は、現在、学校卒業後、看護師（正看）として

仕事に就いており、償還意識の薄さ、不誠実さが滞納の原因である。このような滞納者に対しては、福祉的配慮は不要であり、連帯保証人に対して分納増額の指導を要求すべきである。

そして、借受人・連帯借受人が分納額の増加等に応じない時には、連帯保証人に請求することを検討する必要がある。

(b) 大口滞納案件 b

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
1,226,113円 (滞納率87.5%)	現在、債務者本人と保証人が協力して毎月3千円ずつ返済。

1回目の償還期日である平成11年10月から滞納が生じている。滞納金の発生原因は生活困窮であり、連帯借主、保証人も同様の状況にある。1回目の滞納以降、予定通りの償還がほとんどされていない。平成14年までは、少額かつ不定期であっても、年間19,370円の償還がされていたが、平成15年以降は全く償還されていない。しかし、平成19年から分納による償還がされている。

(県の対応)

県は、滞納直後から、電話催告、自宅訪問による本人面会、保証人への通知等により、債務者本人等の生活状況の把握に努め、無理のない範囲で分納の協議を重ねている。滞納者の納付能力についても、本人から生活状況を聴取し、又、本人に通帳を見せてもらうなど収入状況の確認がされており、適切な対応がされている。

(問題点)

徴収不能額の計上(指摘)

現在、分納により回収しているが、今の分納額では完済までに34年かかり、県も全額回収は困難と考えている。従って、徴収不能額の計上を検討する必要がある。

(c) 大口滞納案件 c

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
3,401,292円 (滞納率78.1%)	債務者本人は現在、仕事をしており、少額ではあるが返済している。債務の承認書も最近受領した。保証人には通知はしているが、生活が苦しいため、協力が得られない。

(県の対応)

滞納は平成5年2月から段階的に生じている。借主の返済能力以上に貸付けを行っていたことが原因であり、4種類もの資金(事業開始資金、就学支度資金、修学資金及び住宅資金)が貸付けされていた。即ち、既に修学資金及び就学支度金の貸付けがあるにもかかわらず、住宅資金を貸し付け、更に事業開始資金を貸し付けている。

(現状の問題点)

貸付審査の適正性(指摘)

しかし、当該債務者は、母子寡婦福祉資金の貸付けの他に、金融機関からの融資も受けており、貸付時において、債務者の生活水準が厳しいことや返済能力に疑義が生じることは、市税を滞納していることから明らかであったと言える。当時の貸付審査の適正性に問題があると言える。

徴収不能額の計上(指摘)

又、僅かずつ償還されているものの、滞納額は多額であり、完済するまでには長期間を要する。会計的には、一定期間を超える期間に相当する回収見込額は徴収不能額に計上すべきである。

(d) 大口滞納案件 d
(滞納状況)

滞納額	最近の状況
3,290,350円 (滞納率99.2%) (期限未到来額2,239,650円含む)	平成21年11月に、連帯保証人宛てに指導文書送付。平成22年6月に、借主来庁し、生活状況聴取。平成22年6月と10月に納付あり。

(問題点)

滞納直後の適切な対応(指摘)

償還記録台帳には、初回滞納時(平成19年10月)からの記録はなく、滞納発生後の詳細な管理記録が記載されていないため、滞納発生の経緯・原因についての詳細な内容が不明である。又、平成20年8月の償還記録台帳への記録は、第1回目の催告状の送付から始まっているが、それは滞納発生の平成19年10月から約1年経過している。新規の滞納債権について、当初1年間は早期解消のために必要な管理がされないまま、放置されている。

滞納債権を長期化させないため、滞納直後の対応が重要である。今後は、平成21年8月作成の債権管理マニュアルに従って、滞納直後の対応を適切に行う必要がある。なお、直近の平成22年においては、毎月の電話や文書での連絡、訪問などの対応が適切な頻度で実施されている。

連帯保証人に対する通知・請求(指摘)

連帯保証人への通知はしていない。理由は、不定期ではあるが納付を続けているため、借受人の納付意思を尊重し、借受人に納付指導をしているためである。しかし、「債権管理マニュアル」にも記載されているように、「急に借受人が失業等の理由により分納が滞った場合、その時点で連帯保証人へ連絡すると、滞納額がかなり大きくなっている場合」があり、納入が困難になる可能性がある。

「債権管理マニュアル」に従って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。

(e) 大口滞納案件 e
(滞納状況)

滞納額	最近の状況
1,464,000円 (滞納率50.8%) (期限未到来額1,296,000円を含む。)	少額ではあるが定期的な分納がされている。本人が努力し、償還を続けている最中ではあるが、当初の償還計画に追いつかず、今後滞納額が増える可能性がある。

(現状の問題点)

期限の利益の喪失(意見)

滞納金の発生時期は平成20年4月の償還期限からである。滞納原因は、借主の弁済資力の

欠如である。滞納後の対応については、償還指導記録が作成されていないため、督促内容及び滞納者の状況は不明である。

平成21年度末の未収金は173,400円であり、比較的軽微に見えるが、この時点の期限未到来額は1,296,000円もある。滞納者区分はB評価であるから、分納はされているものの少額であり、今後、滞納額（未収金）が徐々に増える可能性が高い。

従って、期限未到来額1,296,000円に対しても請求できるような仕組みが必要であり、契約書等に滞納等が生じた場合には期限の利益を喪失させ、一括請求できる旨規定することを検討すべきである。

連帯保証人に対する通知・請求（指摘）

連帯保証人への通知はしていない。理由は、継続的に償還中であるからであり、借受人の納付意思を尊重し、借受人に納付指導をしているためである。しかし、「債権管理マニュアル」にも記載されているように、「急に借受人が失業等の理由により分納が滞った場合、その時点で連帯保証人へ連絡すると、滞納額がかなり大きくなっている場合」があり、納入が困難になる可能性がある。

従って、「債権管理マニュアル」に沿って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。

c 債権区分C（償還意欲の欠如、失業、疾病等の理由により、半年以上納入していない者）

(a) 大口滞納案件 f

（滞納状況）

滞納額	現在の状況
2,736,000円 （滞納率100%） （期限未到来額68,400円を含む。）	これまで十分な対応がされていなかった。最近、借主が債務の承認書を提出し、僅かずつではあるが、返済したい旨の申し出を行っているため、現在様子を見守っている。

（県の対応）

平成12年10月、一度も返済がされないまま滞納が発生している。平成20年5月以前の記録は一切ないため、滞納発生の経緯、滞納後の対応状況は不明である。現在の担当者になってから対応履歴を作成している。

（問題点）

償還指導等の不備（指摘）

県は平成22年9月に償還指導しているが、それまで一度も償還指導は行っていないとのことである。現在、僅かずつではあるが償還されている。債務承認書を提出しており、誠意はあるものの、滞納額は多額であり、借主自身に返済能力が十分あるとは思えないので、回収の可能性は不明な状況にある。従って、連帯保証人への対応も検討する必要がある。

(b) 大口滞納案件 g

（滞納状況）

滞納額	現在の状況
1,080,000円 （滞納率100%）	平成20年7月24日以降4回連絡している。又、周南市から文書を送付しているが、連絡なし。

期限未到来額 675,000円を含む。	
---------------------	--

(問題点)

償還指導等の不備(指摘)

平成18年10月、1回も償還されないまま滞納が生じている。滞納後、こども未来課から毎月督促状を送付している。しかし、平成20年7月に借主に連絡するまで、借主との接触が不十分であったため、連帯借主及び連帯保証人への連絡等されておらず、時効中断にも対応していない。

(c) 大口滞納案件h

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
2,960,220円 (滞納率95.0%)	平成18年に2回、平成22年に4回、不定期に少額の分納がされている。

(県の対応)

初回償還期日より(平成13年10月~)滞納が生じている。滞納原因は借主の弁済資力の欠如とのことであるが、経緯は不明である。県の対応は、平成14年5月に催告状を送付したが反応はない。その後、借主への電話や文書督促の手続きは、平成21年度まで継続して行われている。又、自宅訪問、連帯借主及び連帯保証人への通知等もされている。

(問題点)

違約金の計算(意見)

平成18年1月30日に、平成17年11月30日納付期限分が引き落とされている。現行の事務では、平成17年11月30日納付期限分について引き落としたことから、このように取り扱っている。

しかし、平成13年10月31日納付期限分が未納の状況であるため、最も古い未納額から先に充当するべきである。そして、当該充当額について、平成13年10月31日から平成18年1月30日までの期間に応じた違約金が計算されるべきである。

適切な違約金計算の観点からは、最も古い未納額に対して違約金が計算されるように取扱うべきである。

貸付審査の妥当性(指摘)

償還財源として、借主本人(母親)及び連帯借主(息子)で返済する旨を申請書にて記載しているが、将来の不確定要素が多分に含まれており、償還財源の認定としては適切ではない。少なくとも、財源の具体的な内容を要求する必要がある、抽象かつ定性的な情報のみによって貸付けが行われた結果となっている。

又、貸付時に申請者である本人(母)は月収80,000円であり、返済がスタートすると月57,000円が負担増となることは、当初から明白であった。収支バランスから、返済が厳しいことは容易に判断が付きはらずであり、毎月の償還額を抑えるなどの措置をとっても良かったと考えられる。

マニュアルの徹底（指摘）

債権管理マニュアルには、C分類の場合は連帯保証人や連帯借受人等を交えて協議の場を持ち、今後の償還について決定すると規定されている。

しかしながら、実際には償還指導記録において連帯保証人を交えた協議は行われていない。マニュアルにも規定されているが、必要な場合には職権による償還能力の最もある者を主償還人として変更し、請求を行っていくことも検討が必要である。

連帯保証人に対する履行請求のルール化（意見）

連帯保証人に対しては、平成17年10月に督促状が送付され、平成18年11月には借主所在不明のため連絡している。しかし、平成18年12月に借主と交わした分納約束は全く遵守されず、平成21年11月に連帯保証人へ指導文書が送付されている。今後は、平成21年8月に作成された「債権管理マニュアル」に従い、借受人・連帯借受人・連帯保証人を交えて協議することが検討されるものと思われる。

ただ、「債権管理マニュアル」には、連帯保証人への具体的な履行請求に関するルールは規定されていない。当該債務者についても、保証人宛に指導文書は送付している記録は残っているが、先方からの反応がなく、結果として何ら意味のない対応となっている。

改善案として、保証人に対する履行請求に関して、具体的な取扱いをルール化することが必要であると考えます。

(d) 大口滞納案件 i

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
1,896,900円 (滞納率91.8%)	最終納入日は平成18年9月である。

(県の対応)

初回償還期日より（平成8年10月31日～）滞納が生じている。生活困窮が原因である。県の対応は、平成9年10月に、保証人宛てに催告状を送付し、平成10年5月に、本人宛に督促状を送付したが反応はない。その後、平成12年まで、何度か本人宛に督促及び自宅訪問を繰り返すも、連絡及び面会はできない状態が続いたため、連帯借受人への納付指導、保証人への保証意志の確認を実施した。

平成13年7月に、本人に再度督促状を送付するも反応がなかった。平成16年11月、連帯借主と面接し、借主と連帯借主が協力して分納することを約束し、分納納付書を送付した。

(問題点)

償還指導等の不備（指摘）

現状の問題点は次のとおりである。第1回目の償還納付期限である平成8年10月31日から、滞納が生じている。しかし、償還指導台帳には初回記録が9月23日と記載されており、平成何年の9月23日に対応実施されたか不明である。又、償還指導台帳では2回目の記録は平成13年7月13日であり、初回償還期限から約5年が経過している。

その間、継続的に督促等の償還指導に当たった形跡がなく、滞納者の生活状況を配慮した上で、滞納債権の長期化防止策が何ら講じられていない。事実、現時点において将来の具体的な返済計画はなく、回収の可能性は不明な状況にある。債権管理は適正にされていないと

言える。現状、上長による償還指導台帳の承認がされていない。

なお、福祉事務所の時代に借主等への督促状況が記録された資料を入手したが、平成9年10月13日に保証人宛に督促を実施している。本人への督促よりも前に保証人へ督促されており、適切とは言えない。

改善案としては、償還指導台帳には、指導時期、指導履歴を適切に記載する必要がある。この記載があって初めて滞納理由、借受人等の生活状況及び納付能力等が明らかになり、今後の対応方針が、滞納者の個別事情を反映した適正なものになる。福祉的資金と言う性格上、滞納債権の長期化を防止するだけでなく、滞納者の生活状況への配慮も重要である。これらを勘案した指導方針を立て、実際の償還指導を適正化に向けて管理するためには、その前提となる指導履歴等の適切な記載が必要である。

貸付審査の不備（指摘）

貸付申請の審査資料に、償還の財源について、二女が卒業後に得る収入により返済予定とある。しかし、貸付審査時に二女の卒業後の就労状況は確認できなかったはずであり、それを財源として充てにすることは審査が十分であったとは言えない。結果的に、二女が月額3,000円ずつ返済するという償還指導記録はあるものの、それさえもされておらず、現在まで償還は一度も行われていない。

時効中断手続の不備（指摘）

償還期限は、最終償還日の平成18年9月末である。時効中断措置として債務確認書などをとったことはない。

(e) 大口滞納案件 j

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
3,433,912円 (滞納率77.2%)	平成19年8月以降の償還指導記録がないため、債務者の現在の状況は不明である。

(県の対応)

滞納は平成9年10月から段階的に発生している。県の対応は、次のとおりである。

平成10年5月に、一部初回償還分から支払猶予(1年間延期)。
平成13年2月に、一部支払猶予申請(1年間延期)。
平成14年及び16年に、新しい職場への就職を確認。
平成13年から19年8月にかけて督促を継続して実施。
平成16年9月に、分納を約束。
平成18年8月に、分納額の増額を約束(5千円から2万円へ)
平成19年8月に、借主に督促状を送付。

(問題点)

償還指導等の不備（指摘）

償還指導記録は平成19年8月で終わっており、以降の記録はされていない。督促及び借主等の状況把握が途切れており、債権管理が適正にされていない。理由は、新たな滞納者も発生しており、過去の滞納者への催告まで手が回らなかったとのことである。

回収可能性の検討（指摘）

回収の可能性はあるとのことであるが、現時点で具体的な返済計画はなく、回収の可能性は不明である。償還指導記録でも、直近年度の平成22年度でも返済計画等を協議した形跡はなく、過去の償還約束を引き延ばし、事実上は回収作業が放置されているとも見える。

貸付審査の妥当性（指摘）

現状、貸付申請書には、償還財源として本人及び娘で返済する旨記載されている。しかし、将来の不確定要素が多分に含まれており、償還財源の認定としては適切ではない。結果的に、滞納当初から支払猶予を申請しており、貸付時の審査の妥当性に疑念を持たれる状況となっている。

改善案としては、貸付審査の妥当性を確保するため、抽象かつ定性的な情報のみでなく、少なくとも、財源確保の具体的な内容を要求する必要がある。

連帯保証人に対する通知・請求（指摘）

現状、連帯保証人への通知はしていない。理由は、借主が継続的に償還中であり、借受人の納付意思を尊重し、借受人に納付指導をしているためである。しかし、「債権管理マニュアル」にも記載されているように、「急に借受人が失業等の理由により分納が滞った場合、その時点で連帯保証人へ連絡すると、滞納額がかなり大きくなっている場合」があり、納入が困難になる可能性がある。

改善案としては、「債権管理マニュアル」に従って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。

違約金計算（指摘）

個人別貸付償還台帳を入手したが、元本償還の充当について、古い債権から順に充当処理していない。返済があった都度、その時に償還すべき債権元本を消込みしている。そのため、違約金の計算が本来の古い債権額の納期限から算定されておらず、違約金の算定方法が実態と合っていない。

時効中断手続（指摘）

当該債権の償還期限は平成22年9月末であるが、償還台帳上では、10年間収納がなく、時効期間が満了している元本がある。古い債権からの充当処理を行っていないため、実際には時効期間が成立した債権がいくらかは不明である。

d 債権区分D（生活困窮等の理由により、納入能力がない状態にある者（生活保護）又はこれに準じる状態にある者で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められる者）

(a) 大口滞納案件k
(滞納状況)

滞納額	現在の状況
1,866,768円 (滞納率82%)	平成14年11月に本人に直接連絡し、訪問を最後に、平成21年まで本人の所在不明。平成21年3月に、本人の所在が確認できたため、同年10月に、健康福祉センターより督促状を送付している。宛先不明とはなっていない。

1回目の償還期日である昭和61年7月から滞納が生じている。多額の借金返済による生活困窮が原因である。滞納後の回収状況は、1回目の滞納以降、予定通りの償還がほとんどされていない。平成14年11月の入金を最後に、現在まで入金はされていない。

(県の対応)

1 回目の滞納後の昭和 6 2 年 1 1 月に、本人自宅訪問、連帯保証人への文書催告を実施。その後、平成 1 4 年 1 1 月まで、本人への自宅訪問等が繰り返されており、生活状況の把握と少額分納に努力されていることが窺われる。平成 2 1 年に債務者本人の所在が判明したので、今後は税務課への引継ぎも検討する方針である。

(問題点)

償還指導の不備 (指摘)

平成 1 4 年 ~ 2 1 年までの償還指導の記録は、滞納者の所在が不明のため残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。又、連帯保証人への通知は滞納当初だけであり、その後、債務者本人の所在が不明になってからも、連絡はされていない。

所在不明の事実及び接触していない理由を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。

徴収不能額の計上等 (指摘)

県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。従って、会計上は徴収不能額を計上する必要がある。又、所在不明のため、時効の中断には対応していないことから、将来的には欠損処理を検討すべきである。

(b) 大口滞納案件 1

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
2, 219, 868 円 (滞納率 100%)	平成 13 年 9 月から 21 年 3 月までの本人の所在不明であったが、平成 21 年 3 月に、本人の住所を確認。

(県の対応)

1 回も償還されないまま滞納となっている。事業不振と、返済意識が希薄であることが原因である。

平成 2 年 2 月以降、本人と接触できず、母親等を通じて返済指導を実施した。以後、本人行方不明のまま、自宅訪問により家族から情報入手を継続した。平成 10 年 4 月に保証人 (借主の父親) を訪問し、翌日、本人がセンター来訪、平成 10 年 5 月より毎月 10, 000 円納付を約束した。その後、平成 13 年 9 月から 21 年 3 月までの本人の所在は不明である。

(問題点)

所在不明者への対応 (指摘)

平成 13 年 9 月から平成 21 年 3 月までの償還指導記録は、滞納者の所在が不明のため、残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。本人所在不明の事実を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。

連帯保証人への対応 (指摘)

平成 4 年 8 月に連帯保証人に面接した際に、「連帯保証人になった覚えはないと言っている。」とのことである。その後も連帯保証人宅に訪問、電話しているが、債務者本人の所在が不明になってからは、連絡はされていない。この事実を管理台帳に記載し、管理者の承認を受ける必要がある。

時効中断への対応 (指摘)

本人所在不明のため、時効の中断には対応していない。所在が判明した現在も県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。今後も、時効中断に対応しないのであれば、管理台帳にその旨記載し、管理者の承認を受けることにより、それが県の方針であることを明らかにする必要がある。

e 債権区分E（死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者）

(a) 大口滞納案件m

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
元金 1,452,013円 (滞納率90.8%) 違約金 175,844円	本人所在不明であり、保証人も死亡している。保証人の相続人からも、平成21年12月に、保証人の相続人より時効の援用文書が届いたため、請求ができなくなった。

(県の対応)

県の対応は妥当と判断する。滞納発生時期は昭和58年9月であり、債務者本人への催告及び連帯保証人への連絡等、適切な対応がタイムリーにされている。最終収納日平成9年10月であり、平成12年から、債務者本人との連絡が取れなくなった。その後、保証人へ請求しているが、保証人の生活状況に余裕はなく、弁済はされていない。保証人も平成21年11月に死亡が判明した。

(問題点)

徴収不能額の計上

会計的・実態的には、平成12年以降、債権の回収可能性が困難な状況にあり、今後、同様のケースでは徴収不能額を計上すべきことに留意が必要である。

(b) 大口滞納案件n

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
3,020,899円 (滞納率96.7%) (期限未到来分650,825円含む)	自宅訪問時は債務者が常に不在であるため接触ができず、分納相談等もできない状態。現状把握している住所宛の文書は返戻されていないことから、居住地としては信頼できると考えている。このように債務者本人の所在が不明のため、税務課への引継ぎもできない。

平成14年10月の第1回目の償還から、滞納が生じている。滞納原因は経済的困窮である。滞納後の回収状況は、平成14年～15年にかけて、不定期の少額分納(合計98,101円)がされている。その後、分納がないまま、平成18年3月に5,000円回収したのが最後になっている。

(県の対応)

平成21年7月に、岩国市との合同償還により、借主の自宅に訪問するものの応答がない。平成21年11月に、保証人に指導文書を送付するものの返却されたため。同年12月に、保証人の新住所へ催告文書を送付し、平成22年8月、借主への指導文書を送付した。又、滞納者の納付能力については、貸付審査時には所得証明を徴しているが、滞納発生後は市への所得の照会等による客観的な裏付調査・確認を行っていない。理由は、本人からの口頭、電話聴き取り調査により生活情報を把握しており、又、マニュアル等で所得確認による裏付調査まで求められていないからとのことである。

(問題点)

対応の不備(意見)

単に電話催告及び文書催告を継続しているだけでは根本的解決にならない。債務者の誠意

のない対応が一定期間続く場合、財産調査等を実施し、法的措置をとることを検討すべきであり、法的措置をとらないのであればその理由を管理台帳に示して、管理者の承認を受ける必要がある。

又、財産調査等の実行性を確保するため、契約書等に滞納が生じた場合には、債務者以外から債権管理に必要な個人情報を入手できることに同意する条項を加えることを検討する必要がある。

徴収不能額の計上（指摘）

債権評価の観点からは、債務者（保証人含む）の支払能力については不明の状況であり、会計的・実態的には、債権の回収は困難と評価されるため、徴収不能額を計上する必要がある。今後、同様のケースでは、滞納が生じた時から徴収不能額計上の検討を行う必要がある。

（c）大口滞納案件 o

（滞納状況）

滞納額	現在の状況
2,000,000円 （滞納率100%）	債務者本人は現在、行方不明である。保証人である借主の実父も同じく行方不明である。

（県の対応）

滞納金の発生時期は昭和61年11月である。最終収納は昭和63年である。平成12年9月に指導文書等を送付したが、宛先不明で返却された。平成11年以前の記録がない。

（問題点）

不能欠損処理の検討（指摘）

本人、保証人共に行方不明のため、又、時効の中断には対応しておらず、回収の可能性はないため、欠損処理すべきである。

（d）大口滞納案件 p

（滞納状況）

滞納額	現在の状況
916,520円 （滞納率76.4%）	現在、借主が債務承認書を提出して少額返済したい旨の申し出を行っているため、連帯保証人への通知も控え、様子を見守っているとのことである。

（対応の状況）

今から約30年以上も前の貸付けであり、当初滞納時期の昭和58年8月以降、対応が適切にされたかどうか、又、最終収納日の平成9年7月以降、時効中断が適切にされたかどうか、償還管理台帳への詳細な記録がないため不明な状況にある。

（問題点）

対応の不備（指摘）

償還管理台帳への詳細な記載が見当たらないことから、必要な管理はされていないと見ざるを得ない、特に、連帯保証人への対応がされていないことは、当該滞納額を納入不可能（E評価）と判断していることと整合しない。

福祉的性格の強い資金であり、時間をかけてでも完納に努めることが公平性に適うことで

はあるが、このままでは、関係者が全員死亡するまで不良債権として放置され、債権管理の効率性を著しく損ねる可能性がある。

今後の対応として、当該未収金は、実質的に納入不可能な債権として、不納欠損処分を検討する必要がある。不納欠損しない場合には、借主及び連帯保証人の生活状態等を把握し、納入の可能性が少しでもあることを客観的に説明する必要がある。

又、不納欠損に関係なく、会計的には徴収不能額を認識する必要がある。(決算において、会計課にE評価事実が連絡される仕組みが必要である。)

(e) 大口滞納案件 q

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
1,321,892円 (滞納率99.1%)	第1回目の償還がされた後の、平成元年11月に滞納が生じてから現在まで、全く納入されていない。

(県の対応)

償還記録台帳を見ると、平成16年度までは償還指導が定期的に行われているものの、それ以後は詳細な記録が見当たらない。この点について質問したところ、当該滞納案件は約20年前の貸付けであり、その間、新たな滞納者が多く発生しており、情報の少ない当該滞納者への催告まで手が回らなかったとのことである。

(問題点)

納付交渉の不備(指摘)

長期にわたり納付交渉をした記録がないことから、この間、県の当該滞納案件への対応は放置されていたものと思われる。県は、当該滞納案件を納入不可能なもの(E評価)と判断していることから、納入効果の乏しい滞納者へ意味のない文書催告等を繰り返すことよりも、納入が期待できる新規滞納者に労力を割くことは理解できる。

しかし、本来、福祉的性格の強い母子寡婦福祉資金は、少額でも時間をかけて納入に努めるのが公平性に適う。それに向けて管理しないのであれば、納入不可能と言う事実を客観的に裏付ける調査を行い、それに応じた対応をする必要があるが、管理されていない。又、滞納のまま放置されると、債権管理効率には影響しなくても、価値のない債権額が県の財産として開示されてしまう。

従って、今後の対応としては、当該未収金の実質的な納入可能性を客観的に裏付けるため、今後は、借主への納付交渉だけでなく、連帯保証人への通知・督促も行い、少額でも時間をかけて納入されるかどうか、債務者の誠実性、所在明確性、生活状況及び財産状況等を調査する必要がある。そして、納入可能性が客観的に裏付けられない場合は、不納欠損処理の検討を行う必要がある。

(f) 大口滞納案件 r

(滞納状況)

滞納額	現在の状況
1,519,734円 (滞納率77.5%)	平成13年10月までは、それまで生じた3回の滞納も全て解消されていたが、それ以降生じた滞納は、借主の事業経営の不調により、未だ回収されることなく長期化している。

(県の対応)

償還記録台帳には、「平成16年10月、自宅は売り家となっていた。」という記録を最後に、詳細な記録がされていない。その間、連帯保証人へは通知のみで請求されておらず、時効の中断にも対応されていない。

(問題点)

対応の不備(指摘)

詳細な記録がないのは、他の滞納者の債権管理業務に追われ、当該滞納者への催告まで手が回らなかったことが理由である。連帯保証人及び時効中断への対応もされていないことから、平成16年10月以降、滞納のまま放置されていたものと思われる。

現在、滞納者は所在不明であるため、本人からの回収は困難な状況にある。今後は、本人の現住所確認を行うと共に、連帯保証人に督促する必要がある。少しでも回収の可能性があれば、時間をかけてでも完納を目指して分納等の納付交渉を行うべきである。しかし、借主等の所在不明、連帯保証人の生活状況・財産状況からみて、客観的に回収可能と評価できない場合には、不納欠損処分を検討する必要がある。

イ 高齢者住宅整備資金貸付金(長寿社会課)

(ア) 制度の概要

a 制度の目的

高齢者住宅整備資金貸付金の目的は、高齢者の居住環境の向上であり、次の全てに該当する者を貸付対象者としている。

60歳以上の者、又は60歳以上の親族と同居しているか、同居予定の者
前年の収入が貸付資金の年間償還額の4倍以上ある者
世帯の所得合計が、3,000千円に同居家族1人当たり2,000千円を加えた額を超えないこと

b 制度の特徴

金銭消費貸借契約に基づき発生する私債権であり、消滅時効期間は10年である。

制度創設は昭和47年であるが、平成20年度末に制度が廃止されており、現在は貸付金の債権管理及び返還事務が行われているだけの状況である。

貸付限度額は4,000千円である。実際の1人当たりの平均貸付額は約1,289千円である。1人当たりの貸付額は比較的大きいと言える。

貸付対象者は、貸付申込時に60歳以上の者、又は60歳以上の親族と同居し、もしくは同居しようとする者(所得制限あり)である。

貸付利率は、年3%以内の固定である。

人的担保として連帯保証人を2人とする(物的担保なし)

貸付資金の用途は住宅の整備であり、借受人の資産形成に寄与している面がある。

c 最近5年間の貸付額等の推移

最近5年間の貸付額、貸付残高及び未収金残高並びに件数の推移は、下表のとおりである。
(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付額 (人数)	60,691 (18人)	18,210 (7人)	25,608 (9人)	11,653 (6人)	0 (0人)
貸付残高 (人数)	672,984 (403人)	568,460 (368人)	475,139 (323人)	396,844 (273人)	334,208 (243人)
未収金残高 (人数)	149,734 (137人)	163,953 (137人)	167,615 (136人)	172,889 (134人)	171,205 (122人)

平成21年度末時点の滞納事案122件のうち、65件は分納を履行中であり、残る57件については、順次、納付交渉に着手しているところである(7名は納付交渉着手済)。なお、滞納の理由として、生活困窮を挙げるケースが多いように見受けられる。

過去5年間の未収金残高(件数)の現年度、過年度別の推移は、下表のとおりである。
(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年度 (人数)	21,513 (12人)	20,639 (11人)	17,467 (10人)	13,626 (9人)	8,641 (8人)
過年度 (人数)	128,221 (125人)	143,314 (126人)	150,148 (126人)	159,263 (125人)	162,564 (114人)
合計	149,734 (137人)	163,953 (137人)	167,615 (136人)	172,889 (134人)	171,205 (122人)

制度創設以降の貸付金総額(貸付件数)は、7,276,661千円(5,646件)であり、平成21年度末の貸付金残高334,208千円は貸付総額の4.6%に相当する。その約半分の171,205千円は未収金(滞納額)である。最近5年間の過年度発生分の割合が増加していることから、残り半分の調定期限未到来分についてもその多くが未収金(滞納額)になる可能性が高い。

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、管理台帳等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

貸付手続は適正になされているか。

連帯保証人への対応は適切になされているか。

財産調査は適切になされているか。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 貸付手続の適正性(指摘)

平成21年度に生じた滞納5件について、貸付手続の適正性について検討した結果、以下の問題が検出された。

本人確認

貸付審査の段階で、運転免許書等で本人確認をすることになっているが、1件ほど、本人

確認を示す書類が見られなかった。社会福祉協議会からの同意があったので運転免許証等の提示を省略したとのことである。本人確認の方法自体には問題はないが、運転免許証の提示などあらかじめ定められた方法以外の方法で確認した場合には、その旨を記録に残す必要がある。

所得内容の検討

所得証明書の、給与所得の金額、雑所得の金額及びその他の所得の金額を比較したところ、その他の所得の金額が、給与所得・雑所得の金額を上回っているケースがあった。内容確認を依頼した結果、このケースは本人ではなく、同居する親族のものであり、貸付申請者の返済資力には関係がなかった。

ただ、所得証明書により貸付申請者の返済資力を審査する際には、雑所得やその他の所得が比較的多い場合、その所得が一時的なものでないか確認する必要がある。

この貸付制度は既に廃止されており貸付審査を行っていないが、今後、新たな制度を設ける場合には、注意を要するものとする。

b 個別滞納案件の対応状況分析

大口滞納者の代表的事例として、2つの案件を挙げる。

(a) 大口滞納案件(A)

県の対応状況

滞納状況等	貸付時期	償還予定総額	最終入金日	滞納額	回収率
	H9年8月	3,994千円	H11年11月	3,393千円	15.0%
滞納原因	自己破産による生活困窮				
県の対応状況	滞納発生時	定期的な電話連絡や臨戸により、生活状況の把握等に努めてきた。			
	時効中断の手續	督促状送付及び債務承認に基づく一部納付			
	連帯保証人への対応	連帯保証人のうち1人は自己破産している、もう1人は、滞納発生以降1年に2回催告状を送付している。調査権がないことから財産の把握は困難である。			
	違約金の説明	平成22年度末において、滞納額3,393千円に対して違約金が2,028千円発生している。なお、この違約金については、これまで滞納者に説明されていない。			
今後の県の対応	督促状を送付していた連帯保証人が死亡していたことが平成22年11月に判明。唯一の相続人は相続放棄を検討中。相続放棄を行った場合は、不納欠損処理する見込みである。				

連帯保証人への対応(意見)

この案件では、滞納発生後の債務者本人への対応としては、電話連絡や自宅訪問及び債務承認書の收受等により、適切な対応がされている。連帯保証人に対しても、平成22年まで年2回の催告状の送付が続けられている。しかし、連帯保証人のうち1人は自己破産しており、もう1人は連帯保証人になった覚えはないと主張している状況にあり、催告状の送付が形式化している可能性が高い。連帯保証人に対しても、文書催告だけでなく、定期的な電話連絡や臨戸により生活状況の把握等に努める必要があると考える。

なお、この案件は、状況を打破するため、税務課への引き継ぎを行ったところである。

(b) 大口滞納案件 (B)

県の対応状況

滞納状況等	貸付時期	償還予定総額	最終入金日	滞納額	回収率
		H10年10月	2,111千円	H19年8月	1,827千円
滞納原因	本人との接触は過去に2度しかなく、滞納累積に至った経緯は分析できていない。				
県の対応状況	滞納発生当時	平成18年2月に自宅臨戸した際に、債務者本人から毎月1万円の分納額を設定したにもかかわらず、返済がされなかった。その後、定期的な電話連絡や臨戸により生活状況の把握等に努めてきた。			
	時効中断の手続	督促状送付及び債務承認に基づく一部納付。			
	連帯保証人への対応	滞納発生以降1年に2回催告状を送付している。			
	違約金の説明	平成22年度末において、滞納額1,827千円に対して違約金が1,109千円発生している。この違約金については、これまで滞納者に説明されていない。			
今後の県の対応	状況を打破するため、税務課への引き継ぎを行ったところである。				

財産把握の困難性解消 (意見)

(現状の問題点)

借受人自身は一定の給与を有している5人家族であり、財産の把握ができないことから、差押えは不可と判断している。財産の把握が困難である理由は、私債権であり、任意の聞き取り調査以外の調査権を有していないためである。財産把握が困難と言う問題は、税務課へ引き継ぐことで少しは解決に近づくが、税務課でも財産調査の把握ができないことには変わりなく、根本的解決にはならない。

(改善案)

当貸付制度は既に廃止されているが、今後新たに制度を創設する場合には、例えば、貸付申請書及び契約書に、滞納が生じた場合には、財産把握に必要な個人情報を入手することに同意する旨の条項を設ける等、財産把握が容易にできる仕組みを整備する必要がある。

ウ 障害者住宅整備資金貸付金 (障害者支援課)

(ア) 概要

a 制度の目的

障害者の居住環境の向上のため、障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費を低利で貸し付けることにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

b 制度の特徴

金銭消費貸借契約に基づき発生する私債権であり、消滅時効期間は10年である。

貸付限度額は4,000千円である。実際の1人当たりの平均貸付額は約3,056千円

である。1人当たりの貸付額は比較的大きいと言える。

貸付対象者は、貸付申込時に60歳未満である障害者、又は障害者と同居し、もしくは同居しようとする親族等である。

貸付利率は、年3%以内の固定である。

人的担保として連帯保証人を2人とする（物的担保なし）。

貸付資金の用途は住宅の整備であり、借受人の資産形成に寄与している面がある。

制度創設は昭和47年であるが、平成20年度末に制度が廃止されており、現在は債権回収業務のみの状況である。

c 最近5年間の貸付額等の推移

最近5年間の貸付額、貸付残高及び未収金残高の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸付額	16,600	8,000	8,000	10,230	-
貸付残高	72,201	68,999	69,623	68,882	64,122
未収金残高	52,946	53,211	51,794	49,957	49,928

最近5年間の未収金残高（件数）の現年度、過年度別の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年度（件数）	3,444（13）	3,313（11）	2,954（11）	2,300（10）	2,081（6）
過年度（件数）	49,502（49）	49,898（51）	48,840（49）	47,657（43）	47,847（50）
合計（件数）	52,946（62）	53,211（62）	51,794（60）	49,957（53）	49,928（56）

平成21年度末時点の滞納のうち、12件が分納を履行中であり、残りについては、順次、納付交渉に着手しているところである（17件は納付交渉に着手済）。

なお、滞納の理由として、生活困窮を挙げるケースが多いように見受けられる。

d 実施した監査手続

債権管理が適正に実施されているかを確かめるため、平成21年度末の大口滞納者について、債権管理台帳等の閲覧及び職員への質問等により、次の事項を検討した。

納付交渉は貸付制度の目的と整合しているか。

償還台帳の記録は必要十分な内容になっているか。

（イ）監査の結果及び意見等

滞納後の県の対応を分析・調査するため、大口滞納案件の中から、貸付時期及び最終入金日が比較的古く、長期にわたり滞留額回収が滞っているもの4件を抽出した。

a 県の対応状況等

抽出した各借受人の滞納状況、県の最近の対応状況及び今後の対応方針は、次のとおりである。

大口滞納案件 A

滞納状況等	貸付時期	貸付額(千円)	最終入金日	滞納額(千円)	回収率
	S 6 3 年 3 月	2,000	H 6 年 3 月	1,063	46.8%
滞納者等の生活状況	聞き取り調査により、借受人は死亡しており、妻の収入は年金のみで、毎月の手取り収入は21万円、資産は軽トラックのみであることが把握されている。				
最近の県の対応状況	借受人死亡のため、相続人や連帯保証人に納付交渉しているが、それぞれの生活状況に余裕がなく、納付の決め手がない。亡くなった連帯保証人の妻に、月々1万円の返済交渉をするため、来庁を呼びかけ、生活状況の把握に努めている。				
今後の対応	亡くなった連帯保証人の妻との交渉で、未償還金の半額(約50万円)を一括納付することを条件に、亡き連帯保証人との連帯保証契約を解除する。又、残りの未償還金(約50万円)については、現在行方不明の連帯保証人(借受人の子供)の所在調査を実施していく。				

大口滞納案件 B

滞納状況等	貸付時期	貸付額(千円)	最終入金日	滞納額(千円)	回収率
	S 6 0 年 8 月	1,850	H 7 年 6 月	445	75.9%
滞納者等の生活状況	聞き取り調査により、本人の借金や妻の入院による出費等のため、生活困窮であることが把握されている。				
最近の県の対応状況	交渉の中で、毎月の返済額の減額の提案を何度も行う。3千円と1千円の納付書を作成し、毎月2千円以上の納付を約束している。				
今後の対応	電話・臨戸等により滞納者の生活状況を適時、適切に把握する。借受人に対する請求にとどまらず、連帯保証人に対しても請求することを検討している。				

大口滞納案件 C

滞納状況等	貸付時期	貸付額(千円)	最終入金日	滞納額(千円)	回収率
	S 6 0 年 1 0 月	1,850	H 6 年 5 月	667	63.9%
滞納者等の生活状況	聞き取り調査により、事業の失敗による借金返済のため、生活困窮であることが把握されている。現在、借受人の所在不明のため、財産状況の把握ができない状態。				
最近の県の対応状況	平成14年2月から、借受人の希望に基づき、毎月5千円から1万円の少額返済を約束したが、返済はされなかった。現在、借受人の所在の把握に努めている。				
今後の対応	借受人の所在調査を続けると共に、所在不明の2人の連帯保証人に対しても所在を調査する。				

大口滞納案件 D

滞納状況等	貸付時期	貸付額(千円)	最終入金日	滞納額(千円)	回収率
	S 6 0 年 1 0 月	1,850	H 7 年 3 月	333	82.0%
滞納者等の生活状況	聞き取り調査により、借受人の病気治療費等の支出のため、生活が困窮していることが把握されている。				
最近の県の対応状況	平成7年3月を最後に入金はされていなかったが、平成22年8月に、借受人の妻から毎月1万円の返済を希望する電話があった。				
今後の対応	借受人の妻からの1万円の分納の申し出を基に、税務課と連携して納付交渉を行っていく。				

b 県の納付交渉の状況（事実）

現状、どの滞納者に対しても強制執行の処置はとられていない。理由は、交渉継続を優先するためとのことである。この点について、抽出した4つの案件における障害者支援課の対応状況を見ると、基本的に、滞納者の生活状況を適時・適切に把握し、それに合った少額返済額を設定するよう努力している。又、滞納者の給付能力については、私債権のため財産調査をする権限はないものの、任意の聞き取り調査により、収入や生活状況を把握している。

時間をかけてでも、納付交渉を粘り強く行い、全額返済させようという課の方針及び担当者の姿勢が窺われる。

当該貸付金制度は、障害者福祉の増進を図るものであり、実際に、任意に抽出した4名の滞納者は全て生活困窮者であることから、契約観念で割りきって法的手続をとることは、制度の趣旨に反すると考える。現状の障害者支援課の滞納者本人への対応方針は、納付交渉を忍耐強く行い、滞納者が抱えている問題を共に考え、滞納者と一緒になってできるだけ話し合いにより解決すると言うものであり、福祉的性格の強い貸付制度の目的に整合していると言える。

c 償還台帳への対応記録（指摘）

次の表は、抽出した4つの案件について、滞納発生時、最終入金時及び連帯保証人等への通知時期を示したものである。償還台帳への対応記録がなく、県の対応が放置された可能性のある滞納期間があることがわかる。

滞納者	滞納発生時期	最終入金時期	連帯保証人等への通知時期等
A	H 2 年 5 月	H 6 年 3 月	死亡した連帯保証人 A の妻、平成 7 年 6 月に来庁。 死亡した連帯保証人 B (借受人の息子) の所在調査中。
B	S 6 1 年 5 月	H 7 年 6 月	平成 1 9 年 8 月、連帯保証人 C の長男の妻から電話。 平成 2 2 年 1 0 月、連帯保証人 D に電話。
C	S 6 1 年 1 0 月	H 6 年 5 月	連帯保証人 E は所在不明。 連帯保証人 F は所在不明。
D	S 6 2 年 8 月	H 1 2 年 5 月	平成 1 6 年 3 月、連帯保証人 G から電話。 平成 2 2 年 1 1 月、連帯保証人 H に電話。

即ち、滞納案件 A については、最終入金日（平成 6 年 3 月）から、死亡した連帯保証人の妻に納付交渉（平成 7 年 6 月）するまで、1 年と 3 カ月である。

その後、平成 8 年 1 2 月に連帯保証人へ連絡（減額返済の約束）した後、平成 2 2 年 5 月まで償還台帳上交渉履歴は記録されていないため、この間（約 1 4 年間）県の対応は放置されていたと見ざるを得ない。

滞納案件 B については、最終入金日（平成 7 年 6 月）から、借受人の妻と納付交渉（平成 1 1 年 4 月）するまで、3 年と 1 0 ヶ月である。

その後、減額返済を約束した後、連帯保証人関係者から連絡がされる平成 1 9 年 8 月までの約 8 年間、償還台帳上交渉履歴は記録されていない。

滞納案件 C については、最終入金日（平成 6 年 5 月）以後、平成 1 4 年 3 月までは定期的に借受人との納付交渉がされているが、その後（減額返済依頼後）平成 2 2 年 1 1 月までの約 8 年間、償還台帳上交渉履歴は記録されていない。特に連帯保証人が未だ所在不明のままであり、早期に、連帯保証人への接触を始めていれば、所在不明と言う状況は回避できた可能性がある。

滞納案件Dについては、平成11年3月までは定期的に借受人との納付交渉がされているが、その後（減額返済依頼後）平成22年8月までの約11年間、償還台帳上交渉履歴は記録されていない。

以上より、抽出した4つの案件のうち、最終入金時から連帯保証人等への連絡時期が迅速にされていないもの、又は不明のものが3件ある。又、どの案件も、償還台帳上交渉履歴が記録されていない。実際には、その間も借受人等との話し合いは継続されていた可能性はあるが、その履歴が記録されていない以上、県の対応が放置されていたと見ざるを得ない。

d 連帯保証人への請求（指摘）

福祉的性格の強い債権とはいっても、単に借受人本人と話し合い継続中と言うだけで滞納をそのまま放置することは、債権徴収の公平性・効率性からみて妥当ではない。

借受人本人からの回収が困難であると判断した時点で、即座に、連帯保証人へ請求し、連帯保証人に対して粘り強い納付交渉を始める必要がある。

担当者間で、連帯保証人への履行請求時期にバラツキが出ないようにするため、借受人への督促後一定の未履行期間が経過した場合、原則として、連帯保証人に対する請求を行う必要がある。

エ 心身障害者扶養共済制度（障害者支援課）

（ア）制度の概要

a 制度の目的

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった時、障害のある方に終身一定額の年金を支給することを目的とする。県では、制度発足の昭和45年から現在までの約40年間において、約3,800人の保護者が加入し、約1,200人の障害のある方々に年金を支給してきている。

b 制度の特徴

この障害者扶養共済制度において、加入者は、実施主体である県と扶養共済契約を締結し、掛金支払の義務を負う。又、県は加害者が死亡又は所定の重度障害状態となった場合に年金を支給し、加入者より先に障害者が亡くなった場合に弔慰金を支給する。未収金は、加入者の掛金の収納未済、過支給年金の返納未済により生じる。

平成21年度末の未収金残高は、38,764千円（滞納者数280人）である。1人当たり滞納金額は比較的少ないが、滞納者数は多い。

加入対象者は、障害のある方を現に扶養している保護者である。

独自の債権管理マニュアルはなく、「共通的な債権ガイドライン」により管理している。

c 最近5年間の未収金残高の推移

(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現年度	1,022	514	1,007	1,844	1,138
過年度	36,807	36,617	36,481	36,732	37,626
合計	37,829	37,131	37,488	38,576	38,764

過年度の未収金残高が横ばいであることから、長期化した回収困難な案件が多いことが想定される。

(イ) 監査の結果及び意見等

a 債権管理マニュアル(指摘)

(現状の問題点)

現在、当該未収金の回収処理に関する独自のマニュアルや規程は存在していない。全庁的な共通ガイドラインとして「債権管理ガイドライン」が存在しているが、一般的な回収事務等の作業標準に過ぎず、必ずしも心身障害者扶養共済制度に適ったものとなっていない。実際、当未収金の管理については、次の問題が生じている。

財産調査は行われていない。

督促状の送付に留まっており、時効中断の措置はとられていない。

制度加入者については、督促手続をとっているが、制度脱退者については何ら有効な回収策が講じられておらず、明確な対応方針が定まっていない。

未収金の多くについて消滅時効が完成しているが、不納欠損処理は行われていない。

(改善案)

障害者福祉施策における共済制度であることから、強制執行に踏み切るのは困難であるとしても、掛金納付者との公平性を図るため、時効中断を図り、債務弁済能力に見合った返済を、時間をかけてでも粘り強く求めていく必要がある。又、年齢等から回収可能性がない場合には、不納欠損処理を検討する必要がある。

このような債権管理方針を明確にし、回収事務を公平に進めていくためには、心身障害者扶養共済制度に適った独自の未収金管理マニュアルを作成する必要があると考える。

b 督促手続の妥当性(指摘)

(現状の問題点)

当該未収金の大部分は、既に制度を脱退した者の未納掛金である。当該未納者は、未納掛金を納付しても、今後、何らの給付を受けることができないなど、納付のメリットがないため、納付の理解を得ることが難しいと言う構造的な課題がある。そのため、現在、督促が実施されているのは、共済制度の加入者だけであり、制度脱退者に対しては掛金未納分を支払うよう督促はされていない。しかも、加入者への督促についても、督促履歴が「滞納整理記録表」にファイルされているが、督促等の記録が未記載のものもあり、督促履歴の有無が不明な滞納者が見受けられる。又、共済制度加入者への督促は、何らかの反応があるまで督促状の送付を形式的に繰り返しているケースが大半である。先方の反応を待つしかない文書督促のみでは、有効な督促とは言えない。

(改善案)

制度脱退者からの回収には、大きな課題はあるが、未収金のほとんどが制度脱退者であることを考えると、制度加入者と脱退者とで督促手続に差が生じている現状管理を改め、公平に督

促を継続して行い、回収対策を講じる必要がある。

又、文書督促が形式的に繰り返されないように、訪問、面会、電話といった滞納者との直接的な接触は図る必要がある。そして、これら督促の履歴を債権管理簿へ正確に記載する必要がある。

c 不納欠損処理等の検討必要性（意見）

（現状の問題点）

平成21年度末現在の未収金38,764千円のうち、29,718千円（77%）は私法上の時効期間である10年を経過しており、ほとんど回収可能性のない未収金が消滅しないまま、県の財産に含まれている。

（改善案）

現状、滞納者の中心である共済制度脱退者は、高齢化しており、回収困難な状況にある。時効が成立しているもの、及び実質的に回収が困難ないし不可能なものについては、議会での説明・承認により不納欠損処理を検討する必要があると考える。

又、何らかの理由により不納欠損処理しない場合でも、会計的には消滅時効が完了している未収金については、全額、徴収不能額を計上し、債権額を正しく示す必要がある。

3 貸付金の管理

(1) 監査対象の選定基準等

ア 監査対象の選定基準

監査対象として選定したのは、平成21年度末の貸付金残高のうち、残高ほぼ1千万円以上のもの、及び、年度末に残高のない貸付金のうち年度内の貸付額の比較的大きいものである。

選定した貸付金は、次のとおりである。

(単位：千円)

貸付金の名称	所管課	年度末残高
地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)	地域政策課	1,406,844
山口宇部空港ビル対策事業貸付金	観光交流課	131,000
広域最終処分場整備促進対策事業貸付金	廃棄物・リサイクル対策課	469,113
研修医研修資金貸付金	医務保険課	18,800
医師及び歯科医師修学資金貸付金	医務保険課	126,000
水産都市しものせき活性化支援資金	農林水産政策課	-
就農支援資金貸付金	農業経営課	177,775
森林組合林産事業貸付金	森林企画課	-
椎茸生産対策事業貸付金	森林企画課	-
木材産業等高度化推進資金貸付金	森林企画課	228,510
獣医学生修学資金貸付金	畜産振興課	116,400
漁船漁業短期運転資金貸付金	水産振興課	-

(注) 年度末残高がゼロの貸付金は、4月1日に貸し付け、3月31日に償還を受けるものである。

イ 実施した監査手続

貸付手続が法令及び要綱等に従って適正に行われているか確かめる。

貸付審査の手続が適正に行われているか確かめる。

貸付先から県への報告が適切になされているか確かめる。

貸付金制度の有効性を確かめる。

(2) 地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)(地域政策課)

ア 制度の目的

地域振興に資する民間事業活動等に対し、地方公共団体が財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援を得て、無利子の融資を行う。ふるさと財団(昭和63年設立)が貸し付け、徴収等の事務を地方公共団体から受託する。そして、総合的な調査・検討を実施し、その結果を地方公共団体に通知する仕組みである。

イ 制度の特徴

制度創設以来、8件の融資実績があるが、返済遅延(未収金)は発生していない。

県単独の貸付金制度ではなく、協調融資である。

貸付対象費用は、設備の取得等に係る費用及び付随費用である。

貸付限度額は、原則として24億円かつ借入総額の20%(協調融資の為)である。

市町でも融資を行うことが出来るため、県案件は、市町案件の原則的な貸付限度額である

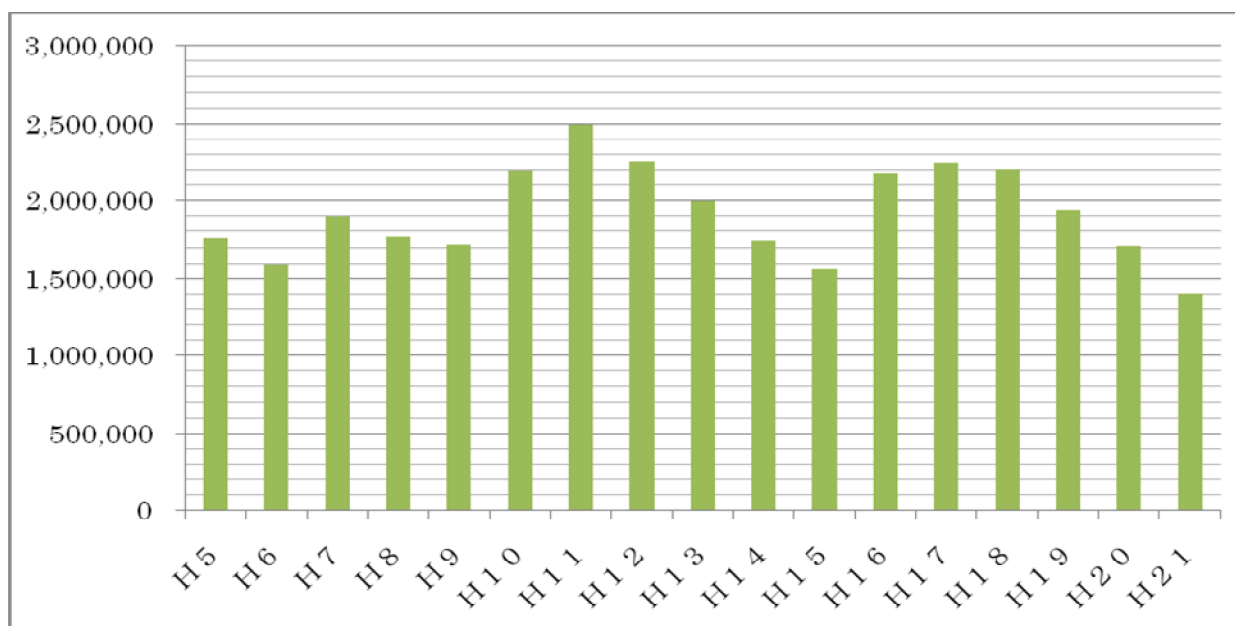
6億円を超え、市町の区域を越えた広域的な波及効果が期待される事業等への貸付けとなる。直接貸付だが、民間金融機関等の連帯保証がなされるため、県として貸倒れのリスクは全くない。

「山口県地域総合整備資金貸付要綱」が定められている。

ウ 過去からの貸付状況

(ア) 制度創設以降の貸付残高の推移

次のグラフは、制度創設以降の貸付金残高（千円）の推移を示すものである。なお、予算額は貸付額と一致している。これは、貸付けを決定した後に、地域政策課で貸付予算の計上を行い、担当課に対して貸付予算の付替えを行う。そして、予算計上に基づいて財政課が金融機関から県債の発行により資金調達を行うからである。



平成21年度末の貸付金残高は1,406,844千円である。

(イ) 県案件の貸付状況

これまでの県案件については、総貸付額4,993,000千円のうち3,586,156千円が償還され、平成21年度末の貸付金残高は1,406,844千円である。当該貸付制度は、市町でも貸付限度額内であれば貸付けを行えるため、貸付金額が市町案件の貸付限度額を超え、市町の区域を越えた広域的な波及効果が期待される事業等が県の対象となり、制度が創設された平成5年度から21年度までの17年間における県案件の貸付実績は、8件となっている。

エ 事業報告書等の提出

毎年、償還状況について報告を受けているとのことであり、提出された報告書全てに平成21年分の決算書は添付されている。

契約書裏面の「一般約款」第9条には「毎決算期ごとに、決算書類を」提出するように記載があるが、要綱には提出期限についての記載はない。

これは、総務省及び財団法人地域総合整備財団が全国一律に取り扱っている貸付制度であるため、山口県のみ要綱及び約款を変更することは困難であるとのことである。

オ 貸付制度の有効性（事実）

（予算消化率）

予算と実際の貸付額が異なることはなく、過去の予算消化率も100%となっている。これは、当該貸付金については、原則として、融資が行われることが決定して予算措置がなされるためである。従って、当貸付制度において予算額は県が示した活動目標額ではなく、目的達成度を測る指標にはならない。

（貸付制度利用率）

そこで、当貸付制度の利用率を、実際の貸付件数で見ることとする。平成5年度に制度が創設されてから平成21年度までの17年間において、実際の貸付件数は、放送、病院、輸送、観光業からなる事業者への8件にすぎない。

平均すると、2年あたりに1件の貸付けとなっている。県案件の貸付けが低利用となっている原因として、民間事業者等が事業主体であり、新規雇用10人以上の見込み、貸付対象事業費2,500百万円超等の要件があること、単純な営利行為ではなく、県が重点的に推進する施策と密接な関連を有する事業に対して資金を貸し付けていることが、挙げられる。

財団法人地域総合整備財団からPR等を行っているが、協調融資が必要なこと等を加味すると、一般の融資よりも敷居が高い融資であり、利用実績件数としては低利用となっている。ただし、活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するための政策的な貸付事業であるため、単に貸付件数を増やすことを目的とするものではない。

（利用促進策の検討）

貸付条件の緩和による制度利用率向上の可能性については、貸付条件が国の貸付要綱に基づくため、変更・緩和は難しい。

情報提供方法の見直しについては、現時点において財団法人地域総合整備財団と県のHP等で情報提供されているが、協調融資等の貸付条件が入るため借入れの敷居は高い。又、県が手掛けるものは市町の区域を越えた広域的な波及効果が期待される事業で、かつ、貸付額が6億円超のものであるため、案件が潤沢にあるとは言えない。

対象事業費限定の見直しについては、対象事業費が国の貸付要綱によって、設備の取得等に係る費用、試験研究開発費等の費用に限定されているため、拡大・緩和は難しい。

（貸付目的の達成度）

地域振興民間能力活用事業計画を作成の上、県が重点的に推進する施策と密接に関連していることが確認されており、公益上必要な企業、団体が実施する事業に必要な額の資金が貸し付けられていると言える。

又、貸付金の対象となる事業が成功し、貸付政策の目的が有効に達成されているかについては、当初作成された地域振興民間能力活用事業計画と比較し、関連する施策の進捗状況と共に確認されている。

(3) 山口宇部空港ビル対策事業貸付金(観光交流課「交通運輸対策室」)

ア 制度の目的

平成11年の台風18号により損傷を受けた山口宇部空港ターミナルビルの復旧費用に充てるために、県が直接331百万円を融資したものである。

イ 制度の特徴

制度的な融資ではなく、県の出資団体であること、又、公共的側面を考慮して、県が直接的に貸し付けたものである。

金利は2%であり、貸付当時の県の調達コストに等しい。

保証等はなく、県が負う貸倒れリスクは100%である。

被災によるスポット融資であるため、類似する他の融資制度はない。

ウ 過去からの貸付状況

平成12年3月31日に331百万円貸し付け、平成32年3月31日に一括返済する契約であるが、平成21年度において200百万円の繰上償還が実施されている。

利息については、毎年3月31日までに入金することとなっており、延滞の実績はなく未収入金の問題は生じていない。

エ 貸付手続に係る要綱等の作成(指摘)

(現状の問題点)

県の「財務会計事務マニュアル」では、県が直接貸し付ける時には、「法令等の根拠規定、又は県単独の施策に基づき取扱要綱等を作成」することになっているが、災害復旧と言う資金貸付の特殊性・非反復性、又、特定の団体への貸付けであることから、当該貸付に係る規定・要綱等は作成されていない。

(改善案)

今後発生する可能性のある災害復旧のための貸付けに迅速・公平に対応できるよう、要綱等の作成を検討する必要がある。

オ 貸付制度の有効性(事実)

貸付目的は、平成11年の台風18号災害を受けて、山口宇部空港ターミナルビル復旧工事費用に充てるためである。県民の交通利便性や県外からの交通面の円滑化を考慮し、冠水したビルの改修費用に充当する貸付金であり、政策目的としては住民福祉の増進に適った公益性のあるものである。

当時の状況としては、新ビル建設のために民間金融機関から融資を受けた直後であったために、民間からの調達が難しかったこと、公共性を有する事業者であること等から、県が貸し付ける合理性はあることは十分理解できる。

(4) 広域最終処分場整備促進対策事業貸付金(廃棄物・リサイクル対策課)

ア 制度の目的

財団法人山口県環境保全事業団(以下、事業団と言う。)が行う整備事業への無利子による貸付金である。具体的には、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進のために、山口県産業廃棄物適正処理基金から事業団に対して、広域最終処分場の設計並びに建設設備資金の貸付けが行われている。

事業団が運営している広域最終処分場は、宇部東見初の処分場(稼働済み)及び現在建設中の新南陽処分場(建設中)の2ヶ所である。なお、県は、事業団に対して設計資金の全額、設備資金の約2割を貸し付けている。

イ 制度の特徴

事業団への無利子貸付の財源は、産業廃棄物税を積み立てた基金である。

事業団への貸付金は、処分場設計等のソフト面での貸付けは無利子貸付であり、処分場設備のハード面での貸付けは2割を限度に無利子貸付として、残りは事業団が民間金融機関からの融資を受けている。

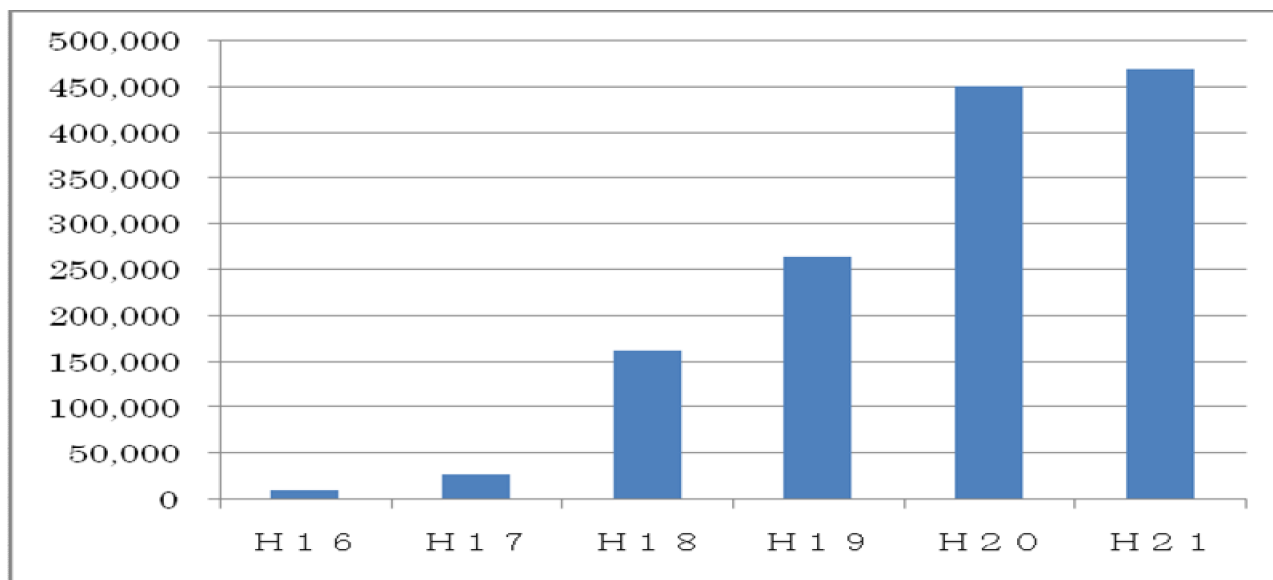
平成21年度末において、未収金残高は生じていない。

無担保・無保証での貸付けのため、貸倒リスクは県が負担している。なお、事業団に対する債務保証は行っていない。

貸付金の根拠となる県の要綱として、宇部・小野田地域広域最終処分場整備促進対策事業貸付要綱、周南地域広域最終処分場整備促進対策事業貸付要綱が作成されている。

ウ 制度創設以降の貸付残高の推移

次のグラフは、制度創設以降の貸付金残高(千円)の推移を示すものである。



全て5年間償還据置き条件による長期貸付である。平成21年度の返済額は562千円、平成21年度末の貸付金残高は469,113千円である。又、各年度の貸付額はほぼ予算どおりである。

エ 貸付手続の合規制・経済性・効率性

(ア) 業務報告書の提出期限の遵守(指摘)

要綱においては、貸付後の業務報告書は5月末までに知事に提出することとなっているが、平成21年度の事業報告書の実際の提出日は、平成22年6月28日となっており、5月末までに提出するように事業団を指導する必要がある。

オ 貸付金評価の妥当性(意見)

(過去における貸付金の回収状況)

平成21年度中に生じた一回目の貸付返済(5年間据置きの為)について、納期限から7日後に返済されたが、遅延金についても適切に計算、調定され、納入されている。なお、これ以降の返済については、全て納期限までに納入されており、平成21年度末の状況で回収遅延となっている残高はない。

(貸付先法人の決算書の妥当性)

平成21年度末において、事業団の決算書の正味財産の部はマイナスとなっている。具体的には、一般正味財産 158,771千円と出損金110,695千円の差額である正味財産合計額は、48,076千円のマイナスであり、債務超過となっている。

平成21年度の処分場収入の実績額216,720千円は、当初予算309,600千円に対して30%下回っており、処分場収入が予定より92,880千円減少しているが、平成22年9月から産業廃棄物の受入対象地域を県内全域に拡大し、処分場収入の増加を図っている。現時点の営業キャッシュフローは借入返済のために十分なものであるが、処分場収入が減少するようであれば、貸付金の回収が困難となる可能性がある。貸付金の回収可能価額が低下すると、営業キャッシュフローが不足して返済原資が生まれないことも考えられる。特に、新南陽処分場についてはこれから設備資金の貸付けが発生するため、貸付金の回収可能価額については留意を要する。

(5) 研修医研修資金貸付金(医務保険課「地域医療推進室」)

ア 制度の目的

小児科、産婦人科、麻酔科、救急科の4診療科(特定診療科)における医師不足が顕著であり、特定診療科医師の養成・確保を図るために研修資金を貸し付け、更に貸付終了後に一定の要件を充足した者には返済免除を付すものである。特定診療科の診療に従事する意思のある医師に対して、専門医研修資金を県が貸し付けるものである。これにより、即戦力となる専門医を確保することが狙いである。

イ 制度の特徴

研修医研修資金貸付金については返済義務の開始した案件はなく、未収金の発生はない。貸付けは山口県研修医研修資金貸付規則に従って行われる。

貸付対象者は、山口県内の公的医療機関等において特定診療科の専門医研修を行っている医師である。

連帯保証人は2名要求している。

特定診療科医師の県内定着を図る代わりに、返済免除を規定している。返済免除要件は、貸付終了後、貸付期間と同期間、公的医療機関等の特定診療科に勤務することとされている。現時点で返済免除の実績はない。

ウ 制度創設以降の貸付状況

制度創設の平成20年度の貸付額は920万円であり、平成21年度の貸付額は960万円である。返済期限を迎えている債権はないため、平成21年度末の貸付金残高は貸付総額の1,880万円となっている。

エ 貸付金の回収保全策（事実）

契約上、連帯保証人を2名要求しており、又、貸付額は月額20万円と上限設定ルールがあるため、債権の保全策としては問題ない。

オ 貸付制度の有効性（意見）

当該制度貸付が行われることは、県内に特定診療科医師が定着することを意味し、公益上必要と言える。しかし、年間の募集人数5名に対する新規応募者数は、平成20年度は4名、平成21年度は1名及び平成22年度は1名の状況にある。この3年間での平均応募率は40%にすぎない。応募率が低い原因は、そもそも特定診療医の研修医師が少なく、制度開始後間もないからとのことである。確かに、制度開始後まだ2年であり、貸付事業が成功したか否かの判断はできないが、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科の4診療科（特定診療科）における医師不足解消は、緊急性を有する公益上の問題であると考ええる。

募集人数に達せず予算消化率が低いと言うことは、対象者に制度が完全に周知されていないか、又は、周知されていても制度の利用に不便さがある可能性がある。県内の特定診療医師の定着に向けて、貸付政策の目的がより有効に達成されるように、応募率の更なる向上のための県内外にわたる一層の周知徹底に取り組む必要がある。

(6) 医師及び歯科医師修学資金貸付金(医務保険課「地域医療推進室」)

ア 制度の目的

将来、県内で医師として地域医療に従事しようとする医学生に対して、修学資金を貸し付け、卒業後に県内の公的医療機関等に一定期間勤務した場合に返還債務を免除することにより、県内定着の促進に資するものである。

イ 制度の特徴

医師及び歯科医師修学資金貸付金については、返済義務の開始した案件がないため、未収金は発生していない。

制度開始は平成18年度であり、修学期間をベースとした長期貸付金制度である。

「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」が作成されている。

県単独による貸付けである。

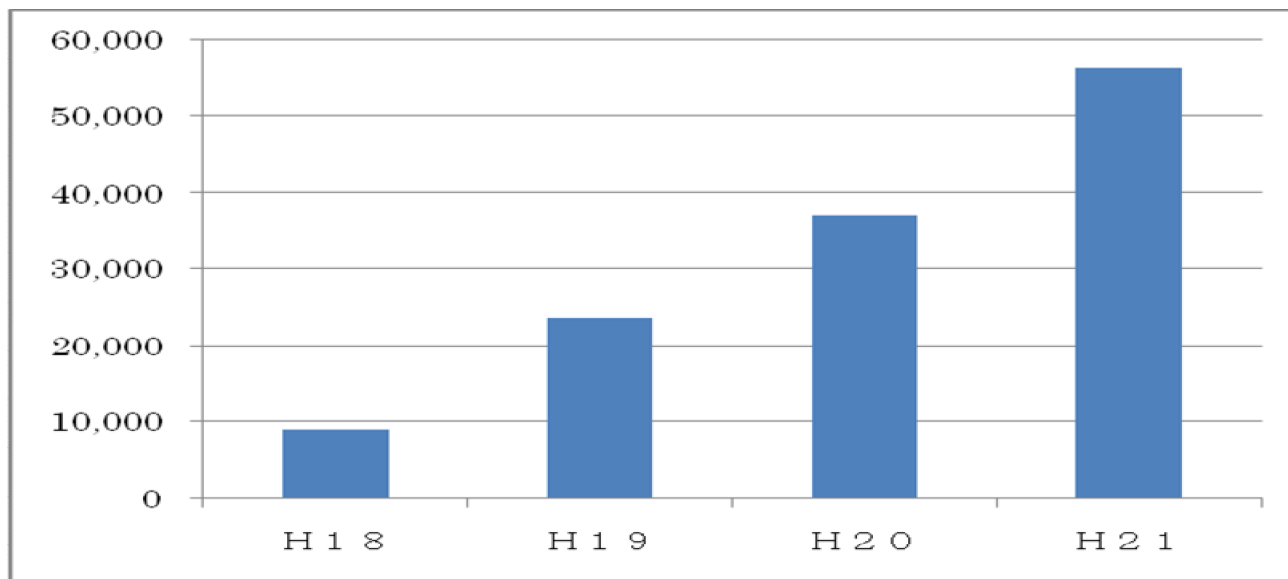
連帯保証人は2名要求している。

貸付対象者は、山口大学医学部に在籍する者、山口大学以外の大学医学部在籍者で県内高校を卒業した者、山口大学医学部医学科推薦入学「地域枠」合格者及び山口大学医学部医学科推薦入学「緊急医師確保対策枠」入学者全員である。

返還免除の条件は、臨床研修終了後、知事指定の公的医療機関等で貸付期間の1.5倍の期間を医師として勤務することである。現在、返還免除条件となる勤務の満了者はなく、免除の発生はない。

ウ 過去からの貸付状況

次のグラフは、制度創設以降の各年度の貸付額の推移である。貸付額は年々増加する傾向にある。制度創設の平成18年度以降、貸付金の免除及び返還はなく、貸付総額126百万円がそのまま平成21年度末の残高になっている。



エ 貸付金管理の合規制（事実）

貸付金管理は、以下の理由により、法令及び要綱等に従って適正に行われていると判断する。

貸付金管理に係る要綱・規則等が整備されている。

2名の連帯保証人について、要件を定め、主たる債務者（借受人）の情報に添付されており、貸付取消事由に該当した場合等を想定した債権保全策を講じている。

債権管理簿は各人別に残高管理されている。

毎月の融資額には最大限度額を設定しているが、借受人に応じた与信管理ではなく、制度上の限度額である。ただし、学生への貸付けは医療従事者確保が趣旨であり、保証人も有ることから、各人の与信限度額の設定がなくても問題はない。

オ 貸付制度の有効性（事実）

貸付制度の目的は、県内医師の定着確保であるから、主に山口大学医学部所属の学生が臨床研修を修了し、医師として県内の公的医療機関等に勤務することで達成される。現在、制度開始後の融資を受けている学生はまだ修学中であり、貸付目的の達成状況を直接確認することはできない。

ただ、下表に示すとおり、毎年募集人数の上限まで利用され、又、必要な人材に必要な融資が実行されていることから、貸付制度の利用率は高く、貸付政策の目的は有効に達成されていると見ることはできる。

（単位：人）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
募集人数	5	10	10	15
貸付人数	5	10	10	15

(7) 水産都市しものせき活性化支援資金（農林水産政策課）

ア 制度の目的

水産都市しものせきの中心をなす下関市南部3水産市場における、卸売人の生鮮水産物の集荷拡大や買受人の購買力強化に必要な資金の融通を円滑にし、近年、市場取扱量の減少等に伴い市場機能の低下が著しい下関市南部3水産市場の活性化を図り、市場の復活を目指すものである。

イ 制度の特徴

当貸付金については、「水産都市しものせき活性化支援資金融資要綱」が作成されている。当貸付金は預託金方式であり、貸付審査は金融機関が実施している。

預託額は、県と取扱金融機関との協議により決定しており、預託期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、年度末の残高はゼロとなる。

貸付対象者は卸売業者、買受人等であり、利率は1.6%、貸付限度額は1人当たり1,000万円である。

保証については、金融機関と直接の関係に立つ借受人との間でその要否を決定する。

ウ 貸付実態（事実）

預託金は毎年4月1日に金融機関へ預けられ、3月31日に償還されている。毎年当該預託制度に基づいて金融機関へ預託される点では、実質的に長期融資とみなせる。ただ、現実に資金の預託・償還実績があり、又、業者への融資は金融機関から行われるため、信用リスクを負うのは金融機関である。県は最終借受人の業者から分断されており、年度末に県の長期貸付として開示されなくても問題はないと言える。

エ 貸付制度の有効性（意見）

（現状の予算消化率）

平成21年度の預託額は県と市を合わせて8億円であり、金融機関の融資は4倍協調により32億円となる。融資要綱においては、預託金の4倍に相当する金額以上を目標として資金の貸付けを行う旨規定されている。しかし、このうち実際に貸出しが行われている金額は、平成21年度平均残高で約18億円であり、消化率は57%である。過去3年間の予算消化率は、平成19年度は46%、平成20年度は35%である。実際の融資額は預託金の4倍に満たない金額であり、要綱の定めと貸付実態が乖離した状態となっている。

（予算消化率の低い原因）

予算消化率が低いのは、当制度は金融機関から要請のある保証料が高いため、他の利率が低く、県実施の中小企業のための各融資制度を選択しているケースが多いとのことである。予算消化率アップに向けて、県としては、毎年利用促進のために各卸業者や買受人への意見聴取に出向いているが、効果は出ていない。

（改善案）

予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度の存在意義が問われる状況にある。制度利用の低い原因が保証料以外にないか検討すべきである。例えば、現状の資金使途は卸売人や買受人の決済運転資金に限定されているが、資金使途を拡大する必要があるか、又、取扱金融機関を拡大する必要があるか検討する必要がある。

今以上の利用拡大が期待できないのであれば、預託金自体の金額を減少させて貸付金額の総額枠を抑えることで、効率的な融資消化を図るか、もしくは、預託金方式でも一定額を予め預託するのではなく、必要に応じて資金を預託する方式に変更すること等を検討する必要がある。

(8) 就農支援資金貸付金(農業経営課)

ア 制度の目的

平成12年に制度創設された就農支援のための貸付けであり、新たに就農する者に対し、農協又は(財)やまぐち農林振興公社が貸付主体となり貸付けを行う。その貸付けの資金を県が融資枠の範囲内で農協又は(財)やまぐち農林振興公社へ貸付けを行うものである。なお、現在、(財)やまぐち農林振興公社への貸付実績はなく、農協のみとなっている。

イ 制度の特徴

就農者への貸付けの審査は、山口県就農支援資金貸付審査会が行う。即ち、農協、県、農業信用基金協会、市町、農林振興公社等が共同で審査を行う。

貸付金については、県はリスクを負わず、仮に就農者から農協への返済がなくとも、返済条件に従い返済を受ける。

貸付けの根拠は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等である。

当該貸付金については、「山口県就農支援資金県貸付金貸付要綱」、「就農支援資金(就農施設等資金)事務取扱要領」、「山口県就農計画認定実施要領」及び「山口県就農支援資金貸付審査会設置要領」が作成されている。

県単独の貸付金制度ではなく、貸付額の3分の2は国から資金を受け入れている。

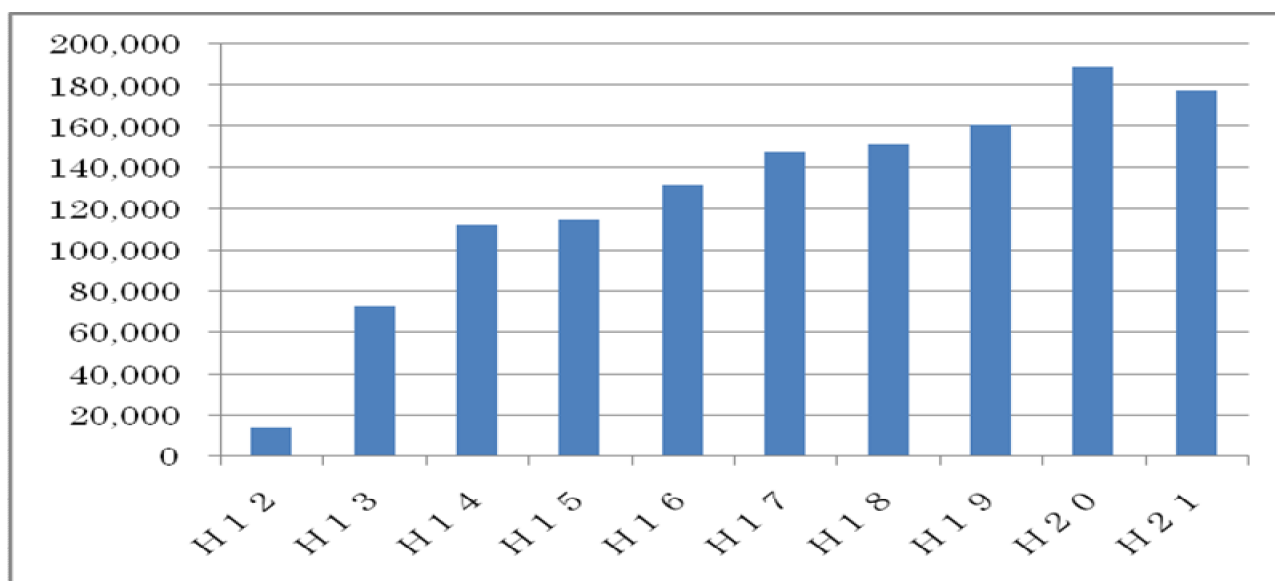
1人当たりの融資の限度額は37,000千円である。

現在、貸付先は農協のみであり、貸倒リスクは実質的に農協あるいは山口県農業信用基金協会が負っている。

ウ 制度創設以降の貸付残高の推移

次のグラフは、制度創設以降の貸付金残高の推移を示すものである。

(単位：千円)



制度創設以降の総貸付額（総貸付件数）は256,229千円（39件）、総償還額は78,454千円であり、平成21年度末の貸付金残高（貸付件数）は177,775千円（38件）となっている。

エ 貸付制度の有効性（意見）

就農支援を目的に農協が就農者へ貸し付ける。県は融資枠の範囲内で農協へ貸付けを行うものであり、公益上必要な貸付けと言える。

（現状の問題点）

次の表は、最近5年間における融資枠（予算額）に対する貸付実績額の割合（予算消化率）を示したものである。なお、融資枠は、1人当たりの融資限度額が37,000千円であることから、畜産関係など、大口の資金需要が複数発生した場合も想定し、こうした場合にも新規就農者の資金需要に円滑に対応できる融資枠を確保しているとのことである。

（単位：千円）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
融資枠（予算額）	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
新規貸付額	25,000	14,605	24,496	46,577	9,326
（新規貸付件数）	（2件）	（3件）	（4件）	（8件）	（4件）
予算消化率	20.8%	12.2%	20.4%	38.8%	7.8%

最近5年間の予算消化率はどの年も低い。特に、平成21年度においては、国の補正予算の影響もあり、融資枠120,000千円に対して貸付実績は9,326千円にとどまっている。制度創設時から予算消化率の低い状態が続いている。

（改善案）

予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状では、貸付実績は、貸付目標額に達しておらず、目標が達成されるよう、制度利用の低い原因を分析し、利用促進策を検討する必要がある。利用促進策の検討の結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠の見直しを検討するなど、効率的な予算消化を図る必要がある。

（9）森林組合林産事業貸付金（森林企画課）

ア 制度の目的

森林組合が、森林所有者から素材生産の受託又は素材生産を目的とした立木の買取りを行うために、森林組合に対し必要な資金を貸し付けることにより、林業生産の増大及び森林更新の推進による公益的機能の保持を図るものである。県が山口県森林組合連合会（以下、「県森連」と言う。）に貸し付け、連合会は各森林組合へ転貸する。各森林組合は、この資金を持って、森林所有者へ立木代金の支払い、又は前渡金を払う。

イ 制度の特徴

貸付金は、毎年100,000千円を4月1日に貸し付け、翌年3月31日償還を受けるため、未収金はなく、年度末に残高は残らない。

「山口県森林組合受託林産事業資金貸付要綱」が作成されている。

県単独の貸付制度であり、貸付対象者は県森連である。県森連はこの資金を各森林組合に

転貸している。

貸付限度額は10,000千円、貸付利率は1%である。

連帯保証人は、県森連の理事全員となっている。

ウ 貸付リスクと開示（指摘）

現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、年度末には残高はゼロになる。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。

改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

エ 貸付制度の有効性（指摘）

「山口県森林組合受託林産事業資金貸付要綱」によれば、「県森連は、貸付けを受けた資金をこの要綱に定める目的及び用途に従い善良な管理者としての注意をもって運用しなければならない。」とある。しかし、県は県森連から貸付資金の運用状況の報告書の提出を受けているが、運用状況が分かる記載がされていない。

貸付制度の目的は、森林組合に対し必要な資金を貸し付けることにより、林業生産の増大及び森林更新の推進による公益的機能の保持を図ることにある。従って、その目的を有効に達成するため、県は県森連に貸し付けた資金の運用状況を注視する必要がある。

(10) 椎茸生産対策事業貸付金（森林企画課）

ア 制度の目的

山口県椎茸農業協同組合が行う販売事業及び購買事業に必要な資金を貸し付けることにより、椎茸生産の増大を促進し、林業の振興を図る。県が山口県椎茸農業協同組合に貸付けを行い、組合は生産者に対し椎茸の前渡金支払や生産資材の購入の資金に使用している。

イ 制度の特徴

毎年、4月1日に貸し付け、3月31日に償還を受けるため、未収金はなく、年度末に残高はゼロになる。

抵当権については、貸付期間が1年であることから、毎年、抹消と設定を繰り返している。

県単独の貸付金である。

貸付利息は1%である。

理事全員が連帯保証人であり、不動産に抵当権を設定している。

「山口県椎茸生産促進資金貸付要綱」が作成されている。

ウ 過去からの貸付状況

毎年、4月1日に貸し付け、3月31日に償還を受ける。毎年の貸付額は、平成2年度から平成20年度までは80,000千円、平成21年度は78,000千円である。

エ 貸付リスクと開示（指摘）

現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、未収金はなく、年度末には残高はゼロになる。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。

改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

(11) 木材産業等高度化推進資金貸付金（森林企画課）

ア 制度の目的

木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社等に対して低利な融資を行うものである。

イ 制度の特徴

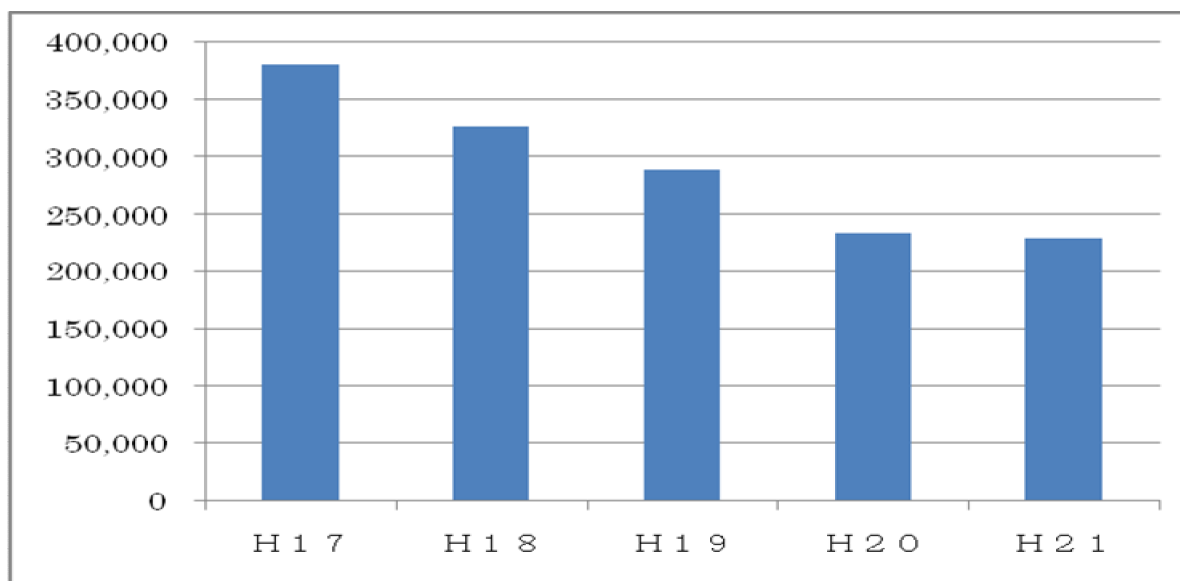
県は合理化計画等に記載された資金需要額を元にして、借受者に必要額をヒアリングの上、決定した額を、取扱金融機関に預託している。預託期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、年度末の残高はゼロとなる。

金融機関（山口銀行、西京銀行、農林中金）への貸付け（預託）のため、審査は行われていない。

合理化計画、改善計画等の認定は森林企画課で行っている。

「山口県林業産業等高度化推進資金貸付要綱」が作成されている。

ウ 最近5年間の貸付残高の推移（単位：千円）



（各年度末時点）H17：379,800千円、H18：326,630千円、H19：289,610千円、H20：232,970千円、H21：228,510千円

エ 貸付制度の有効性（意見）

高度化推進資金について、借受者の改善計画等による必要資金額を積上げ及び翌年度に発生すると想定される額を森林企画課で集計している。この金額を金融機関に通知し、金融機関は森林企画課集計の金額について借入申請を山口県に行うことになる。平成21年度の金融機関の融資枠合計額は、480,000千円の設定であるが、月末残高の最大額は250,990

千円となっている。融資枠に対して寄託額を設定するため、融資枠自体が過大になると寄託額も過大になるため、資金効率の観点からは必ずしも好ましいとは言えない。

(12) 獣医学生修学資金貸付金（畜産振興課）

ア 制度の目的

獣医科大学を卒業する学生の多くは、小動物診療への就業者が多く、産業動物診療や家畜衛生、公衆衛生分野等の公務員獣医師は全国的に不足傾向にあるため、将来、県内の産業動物診療及び公務員獣医師を志す学生に修学資金を貸し付け、これらの分野に従事する獣医師の確保を図る。

イ 制度の特徴

創設以来、滞納者はなし。連帯保証人も必ず2名。リスクは低い。

貸付金の根拠として「山口県獣医学生修学資金貸付規則」

貸付対象者から県への報告については、学生は「学業成績表」「健康診断書」を継続交付の際に提出する。卒業して県に従事している人は毎年「従事状況報告書」を提出する。

県単独の貸付制度である。

ウ 平成21年度末の貸付金残高

平成21年度の貸付額は、貸付枠（8人）に120万円を乗じた9,600千円であり、年度末残高は116,400千円である。

エ 貸付台帳の記載（指摘）

「獣医学生修学資金貸付（対象）者名簿」と「獣医学生修学資金貸付台帳」には、返還の場合に「返還期日」を記載する欄があるが、返還期日を記載しているものもあれば、実際の入金日を記載しているものもある。返還期日を記載している場合は、実際に入金したか否かが分からないし、又、実際の入金日を記載している場合は返還期日以内に入金があったか否かわからない。使用方法を統一して「返還期日」と「入金日」の両方を記載すべきである。

オ 連帯保証人の保証能力（指摘）

連帯保証人は申請書に住所、氏名、職業、押印があるが、裏付資料としては住民票と印鑑証明書が添付されるだけであり、収入等の裏付資料がない。所得証明を求める等の検討が必要である。

カ 貸付関係書類の保存期間（指摘）

貸付金関係書類の保管状況を確認したところ、制度創設以来の書類は保存期限の延長をして保管している。

しかし、文書管理規程上は10年となっており、実態に合っていない。貸付関係書類の保存期間を実態に合うように定める必要がある。

(13) 漁船漁業短期運転資金貸付金（水産振興課）

ア 制度の目的

金融情勢の厳しい中、総トン数10トン以上の漁船を使用する中小企業的漁業者への運転資金の融通を円滑化し、漁業経営の安定を図る。

イ 制度の特徴

預託金方式であり、預託金150,000千円は、県漁協へ年度当初貸付、年度末返還となるため、未収金は生じていない。

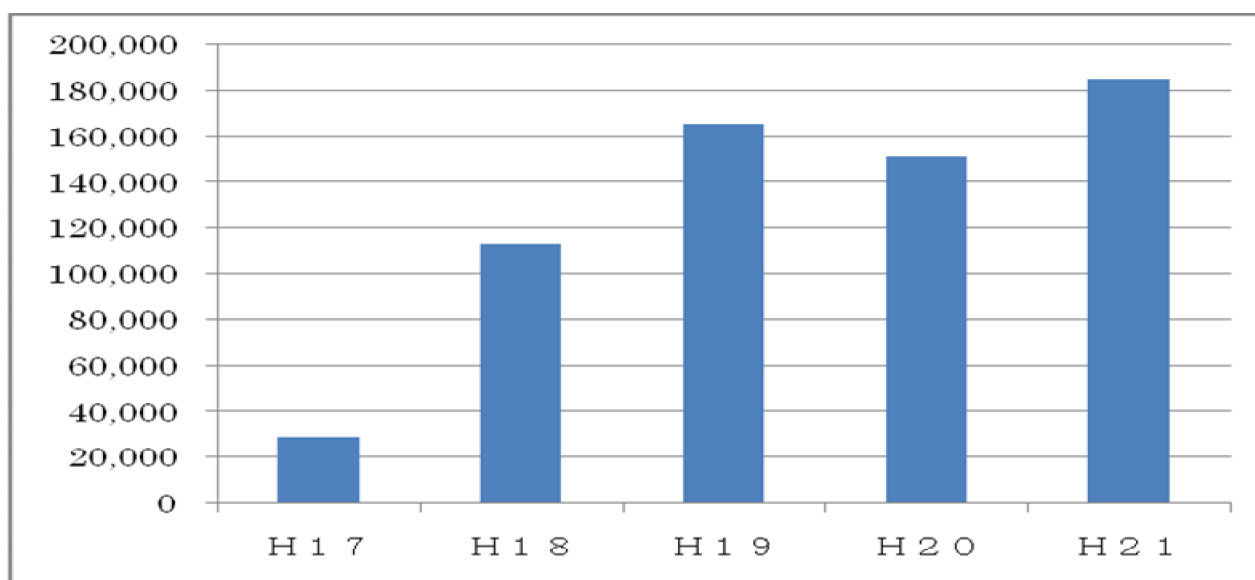
予算枠150,000千円が預託額であり、県漁協への貸付上限額である。

県漁協は、この資金の4倍以内の額を借受者に対して融資する。

中小企業的漁業者への短期運転資金貸付としての制度融資は、当制度だけである。

ウ 最近5年間の貸付状況

(単位：千円)



最近5年間の貸付額では、平成21年度の185,000千円が最高であるが、預託額150,000千円の4倍協調である600,000千円には大きく届いていない。

エ 貸付リスクと開示（指摘）

現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、未収金はなく、年度末には残高も残らない。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。

改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

オ 貸付金制度の有効性（意見）

漁船漁業支援を目的に山口県漁協が漁場従事者へ貸し付ける。県は融資枠の範囲内で山口県漁協へ貸付けを行うものであり、公益上必要な貸付けと言える。

(現状の問題点)

次の表は、最近5年間における、県漁協の融資枠に対する漁場従事者への貸付額の割合（貸

付利用率)を示したものである。

(単位:千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
県の預託額(予算額)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
県漁協の融資枠	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
漁場従事者への貸付額	29,000	113,500	165,500	151,500	185,000
貸付利用率	4.8%	18.9%	27.6%	25.3%	30.8%

融資枠は、制度開始当初の資金需要を加味し、600,000千円としており、これに対する預託額は、県漁協へ4倍協調を要請していることから、150,000千円としている。

理由は、融資機関の貸付態度が非常に消極的になっている中で、融資枠を確保するために、系統機関である県漁協に要請しているものであり、その預託額(県負担)は、県漁協の人件費など実質的な負担、預託金の利回り、不振経営体へのリスク、借入者への貸付利率などを加味しているため。

(改善案)

中小企業的漁業者に対する融資枠は、県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度利用の低い原因を分析し、例えば、資金使途を拡大する必要があるか、又、貸付条件を緩和する必要があるか等、利用者が使いやすい制度とする検討が必要である。

その結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠を減少させて効率的な貸付利用を図る必要がある。

4 基金の管理

(1) 監査対象の選定基準等

ア 監査対象の選定基準

監査対象として選定した基金は、先に選定した債権を所管する課において、管理しているものである。その結果、選定した基金は、次のとおりである。

(単位：千円)

基金の名称	所管課	年度末残高
山口県災害救助基金	厚政課	843,352
山口県国民健康保険広域化等支援基金	医務保険課「地域医療推進室」	-
山口県後期高齢者医療財政安定化基金	医務保険課「地域医療推進室」	891,043
山口県医療施設耐震化臨時特例基金	医務保険課「地域医療推進室」	2,650,196
山口県妊婦健康診査支援基金	医務保険課「地域医療推進室」	521,106
山口県地域自殺対策緊急強化基金	健康増進課	135,255
山口県地域福祉基金	長寿社会課	-
山口県介護保険財政安定化基金	長寿社会課	4,890,169
山口県介護職員処遇改善等臨時特例基金	長寿社会課	6,454,758
山口県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	長寿社会課	3,800,228
山口県中山間地域等直接支払基金	農業経営課	14,686
山口県安心こども基金	こども未来課	2,778,047
山口県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者支援課	3,209,441
山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	障害者支援課	1,176,051
山口県ふるさと雇用再生特別基金	労働政策課	2,628,933
山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金	労働政策課	7,308,296
山口県産業廃棄物適正処理基金	廃棄物・リサイクル対策課	479,307

イ 実施した監査手続

基金の規模は事業充当額からみて適切かどうか確かめる。

基金の利用状況から、基金の有効活用策を検討する必要があるか確かめる。

基金の利用状況を確認、基金自体の必要性を検討する。

(2) 山口県災害救助基金(厚政課)

ア 基金の概要

基金設置時期	昭和38年度				
基金の目的	都道府県は、災害救助法第37条により、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立てを義務付けられている。災害救助法による救助は、災害により市町の人口に応じた一定数以上の住家の滅失等がある場合に適用される。事業の内容は直接的に不特定多数の県民を救済するものである。				
最近5年間の基金増減及び残高	(単位:千円)				
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
積立額	2	0	76,446	85,641	106,215
取崩額	68,252	0	6,653	0	57,868
期末残高	639,572	639,572	709,365	795,006	843,352
	災害救助法による救助のあった年度において救助費用の発生に応じ基金の取崩しを行い、設置目的である事業に充当し、又、年度最低積立額に達するまで積立てを行っている。				
基金充当事業の実績	基金設置の昭和39年3月以降、平成21年度までの約45年間において、実際に災害に使用された基金総額は約1億6千万円(発生年度件数8回)である。又、年間最高使用額は平成17年度(台風14号災害)の約7千万円、災害発生年度件数8回の平均使用額は約2千万円である。				
財源負担割合	救助に要する費用が100万円以上となる場合、その額の県の普通税収入見込額の割合等に応じて、国が50%、80%、90%を負担する。				
基金資産の運用	基金の現金は大口定期預金として預金され、その利息は災害救助基金に積み立てられている。				

イ 救助給与品の管理の妥当性(事実)

災害救助基金については、災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。過去5年間の救助給与品の残高推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
現金・預金	601,614	601,614	678,059	763,700	813,678
救助給与品	37,958	37,958	31,306	31,306	29,674
合計	639,572	639,572	709,365	795,006	843,352

又、平成21年度末の救助給与品の内訳は次のとおりである。

毛布	13,395千円
タオルケット	8,162千円
防水シート	6,946千円
給水ポリ袋	1,171千円
	<u>29,674千円</u>

救助給与品は県内各健康福祉センターなど10ヶ所に備蓄保管されている。保管場所ごとの備蓄量は受払管理されており、棚卸報告も年1回実施され、厚政課に報告されている。なお、備蓄物資の廃棄処分実績はなく、救助給与品の管理は適切にされていると認められる。

ウ 基金規模の妥当性（意見）

（現状）

災害救助法第38条により、過去3年間における県普通税収入額決算額の平均年額の0.5%相当額を積み立てる義務が課せられている。山口県の過去3年間の普通税収入額の平均年額は約1,686億7千万円であり、その0.5%相当額は約8億4千万円になる。現状の災害救助基金の積立額は約8億4千万円であり、ほぼ義務額相当額である。

ただ、県として独自の被害想定額を算出しているわけではなく、義務額相当額の積立てで十分であると言う根拠は示されていない。

（基金の利用状況）

基金設置の昭和39年3月以降、平成21年度までの約45年間において、実際に災害に使用された基金総額は約1億6千万円（災害発生8件）である。又、年間最高使用額は平成17年度の約7千万円、災害発生1件数当たりの平均使用額は約2千万円である。

従って、法律で最低の基金積立額が義務付けられているのでやむを得ないが、基金残高と過去の使用実態からみて、今後も基金が有効活用されない状況が続く可能性があり、現状の基金残高約8億4千万円が妥当かどうか検証する必要がある。

（災害救助基金の広域化）

山口県の災害に県だけが備えるのではなく、例えば中国地方全体の必要額を1つの基金として設けることができないか等、広域的な検討を始める時期に来ていると考える。

実際、国の要請を受けて他県の災害救助に使用しているケースがある。これを中国5県、もしくはより広い範囲の県等で1つの基金を創設できれば、災害救助資金及び救助給与品を効果的に運用できるのではないかと考える。

（3）山口県国民健康保険広域化等支援基金（医務保険課「地域医療推進室」）

ア 基金の概要

基金創設時期	平成14年度
基金の目的	県が当該基金を条例で設置する目的は、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化に資するためである（国民健康保険法第75条の2）。具体的には、市町合併に伴う資金不足等に対応し、国民健康保険の市町格差を解消し、保険料平準化等を支援することを目的とした貸付事業を行うためである。
基金残高の推移	（単位：千円）

基金充当事業の実績	基金設置の平成15年3月以降、平成21年度までに使用された基金は、平成17年7月の周南市への貸付け(市町合併に伴うもの)3億7千万円の1件のみである。
財源負担割合	基金造成のための財源としては国と県が半分ずつ負担する。
基金資産の運用	大口定期預金で運用されており、リスクの高い金融資産での運用はない。

イ 基金規模の妥当性

次に示すとおり、基金設置の平成15年3月以降、平成21年度までの6年間において使用された基金は平成17年7月の周南市への貸付け3億7千万円で、平成14年度～16年度までの間に積み立てた金額約5億650万円の73%に当たり、概ね目標を達成したと言える。

又、平成18年以降、基金貸付がないまま平成21年度の基金解散に至っている。これは、県央部などの広域合併が決着しない地域が残っていたこと、周南市からの償還が平成21年度までであったことによるものであり、解散時期としては妥当なものと判断できる。

(単位：千円)

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受高	積立額	165,374	169,633	171,494	1		292	802	741
	償還額						123,334	123,333	123,333
払高	貸付額				370,000				
	一般会計繰入								508,337
期末残高		165,374	335,007	506,501	136,502	136,502	260,128	384,263	0

(注)平成21年度に当該基金は解散しているため、期末残高はゼロとなっている。

ウ 基金の必要性(意見)

「国民健康保険法」では、広域化等支援基金を設けることができると規定されているが、「できる規定」により基金を創設する場合は、県として創設する必要性及び基金規模の根拠等を明確にしておく必要がある。

(4) 山口県後期高齢者医療財政安定化基金(医務保険課「地域医療推進室」)

ア 基金の概要

基金創設時期	平成20年度		
基金の目的	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」第116条により、平成20年4月1日、各都道府県に財政安定化基金を設置し、広域連合における給付費の見込み違いや保険料の未納による財政不足に対する資金の貸付け等を行うこととされた。基金は法律設置であり、貸付け及び交付事業に充てることを目的とする。</p> <p>(貸付事業)</p> <p>各年度において、給付費の増大や保険料の未納による財政不足額について無利子の貸付けを行う。貸付金は次期財政運営期間で償還することとし、償還費用を保険料に上乗せする。</p> <p>(交付事業)</p> <p>財政運営期間を通して、保険料収納率の悪化により財政不足が見込まれる場合において、未納分の2分の1を財政安定化基金から最終年度に資金を交付する。</p>		
基金増減及び残高	(単位：千円)		
	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(見込)
積立額	445,576	445,467	480,485
取崩額	0	0	0
残高	445,576	891,043	1,371,528
基金充当事業の実績	基金設置の平成20年12月以降、貸付実績又は交付実績はない。		
財源負担割合	国：1/3 県：1/3 広域連合：1/3		
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。		

イ 基金の利用状況(意見)

当該基金設置の経緯については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第116条に基づき、平成20年4月1日、各都道府県に財政安定化基金を設置し、広域連合における給付費の見込み違いや保険料の未納による財政不足に対する資金の貸付け等を実施することとされた。基金は法律設置であり、基金積立額も国が示した算出基準により定められている。

基金事業の内容は直接的に不特定多数の県民に利益を与えるものであり、公益性の高いものである。

ただ、基金の利用状況については、基金設置の平成20年12月以降、貸付け又は交付実績はない。これは、広域連合において想定外の支出がないこと、又、保険料の未納も想定内となっていることによるものである。

しかしながら、国が定めた積立額とはいえ、基金財源の3分の1は県負担である以上、基金の必要性及び基金規模の根拠等について何らかの説明が必要であると考えられる。

(5) 山口県医療施設耐震化臨時特例基金(医務保険課「地域医療推進室」)

ア 基金の概要

基金設置時期	平成 2 1 年度
基金の目的	災害拠点病院等の耐震化整備について国が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して費用を助成するものであり、対象事業は、未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院、二次救急医療機関が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事である。又、助成の上限額は、災害拠点病院、救命救急センターは 2 3 . 8 億円、二次救急医療機関は 1 4 . 2 億円である。補助率は 5 0 % (5 0 % は自己負担) 補助期間は平成 2 3 年 3 月末までである。
基金残高	2 , 6 5 0 , 1 9 6 千円
財源負担割合	国 : 1 0 0 %
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。

イ 基金の有効活用(意見)

今後、補助金を希望する医療機関候補先が出てこなかった場合、国へ交付金を返還することとなるが、県としては耐震基準を満たしていない医療機関(災害拠点等機関)へ積極的に働きかけることが重要な課題であり、又、基金制度の有効活用及び県民の安全性の確保観点からも必要である。

(6) 山口県妊婦健康診査支援基金(医務保険課「地域医療推進室」)

ア 基金の概要

基金設置時期	平成 2 0 年度	
基金の目的	厚生労働省の妊婦健康診査臨時特例交付金 8 2 0 , 7 0 1 千円を原資として基金を造成したものである。妊婦が健診費用の心配をせず、必要な回数(1 4 回程度)を受けられるよう、地方財政措置されている 5 回分を除く 9 回分の健診費用を市町に補助し、妊婦健診の公費負担の拡充を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的にしている。	
最近の基金増減及び残高	(単位 : 千円)	
	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
	8 2 0 , 7 0 1	
		2 , 5 3 7
	1 , 0 3 7	3 0 1 , 0 9 5
	8 1 9 , 6 6 4	5 2 1 , 1 0 6
基金充当事業の実績	平成 2 0 年度に基金から補助金支給した市町は、周防大島町、上関町、萩市及び阿武町である。	
財源負担割合	国 : 1 0 0 %	
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。	

イ 基金規模の妥当性（事実）

厚生労働省の「交付要綱」に基づいて、「交付要綱」の計算額（63,790円×平成18年度の妊娠届出数×2年2ヶ月+厚生労働大臣が必要と認めた額）と「基金管理運営要領」に基づく金額の、少ない方を申請している。なお、「基金管理運営要領」に基づく金額は平成18年度の妊娠届出数をベースに算定している。

基金の規模としては平成18年度の妊婦届出数をベースに算定しているため、平成18年度よりも妊娠届出数が少なければ規模は過大、多ければ規模は過小となる。基金がなくなれば市町への交付金がなくなるが、国から交付された補助金単価63,790円が実際よりも若干高めであることから、基金が不足することはないと考えられている。

実際的にも、基金造成のための交付金申請段階における市町補助金の支給見込み額と、実績額との比較は下表のとおりであり、ほぼ見込みどおりの支給となっている。

（単位：千円）

	H20年度	H21年度	H22年度
見込	63,131	378,785	378,785
実績	1,037	301,095	(未確定)356,275

基金からの補助金交付対象事業の期限である平成24年3月31日までに於いて、補助金として消化されなかった基金の一部は、国へ返還されることになる。

県としては、事業終了後の平成24年度以降も、実施主体である市町が必要な財源を確保できるよう、国に対し事業の継続を要望する予定とのことであり、基金の有効活用は十分意識されていると言える。

(7) 山口県地域自殺対策緊急強化基金（健康増進課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成21年度
基金の目的	内閣府の地域自殺対策緊急強化交付金141,894千円を原資として、県で基金を造成したものである。自殺を考えている人の個々のニーズに応じたきめ細かな相談や支援等を行うため、各地方公共団体が事業を実施すると共に、民間団体への委託、補助又は助成等により事業を展開することを目的とする。
基金充当事業の実績	人材養成事業 1,459千円 普及啓発事業 5,100千円 市町補助金 151千円 合計 6,710千円
財源負担割合	国：100%
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。

イ 基金規模の妥当性

(基金の使用実績)

平成21年度の基金増減及び残高は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成21年度
積立額	141,894
運用益	71
取崩額	6,710
残高	135,255

平成21年度当初の事業計画による支出予定額は26,420千円であったが、それに対する実績報告による支出額は6,710千円にすぎず、基金は活用されているとは言い難い状況にある。ちなみに下表は、平成21年度の事業について、予定実績比較を行ったものであるが、特に県事業としての実績が少ないことが分かる。

(単位：千円)

	山口県		市	
	予定	実績	予定	実績
対面型相談支援事業	500			
人材養成事業	5,400	1,459		
普及啓発事業	16,600	5,100	420	151
強化モデル事業	3,500			
合計	26,000	6,559	420	151

又、平成22年度の事業の予定実績比較は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	山口県		市町	
	予定	実績	予定	実績
対面型相談支援事業	600	0	424	471
人材養成事業	3,198	3,708	1,047	1,243
普及啓発事業	9,180	10,926	3,292	5,194
強化モデル事業	15,047	794	2	36
合計	28,025	15,428	4,765	6,944

(注) 実績は最終確定額ではない。

(問題点)

県は、内閣府の「地域自殺対策緊急強化交付金要綱」に基づいて交付金を申請し、基金を創設している。将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画がないため、基金残高が必要かつ十分な額かどうか判断できない状況にある。平成21年度の支出予定額と実績額及び平成22年度の支出予定額と実績額(見込み)を見る限り、交付申請時の支出予定額は過大であったと言わざるを得ない。

(意見)

基金の財源負担が100%国であったとしても、県としては基金を創設した以上、計画に沿って有効活用する必要がある。予定通りの基金使用がされていない原因を分析し、基金活用に向けた方策を検討する必要がある。

(8) 山口県地域福祉基金 (長寿社会課)

ア 基金の概要

基金設置時期	平成 2 年度																												
基金の目的	<p>地域福祉基金の設置目的は、高齢化の進展に応じた地域福祉の増進を図るための経費の財源に充てることである。</p> <p>平成 2 年度～ 1 1 年度にかけての高齢者保険福祉推進 1 0 力年戦略 (ゴールドプラン) に基づき、地域主導による高齢者保険福祉施策を促進するため、「高齢者保健福祉推進特別事業」として、地域福祉基金が創設された。</p> <p>その後、基金の助成対象事業としては、高齢者の保健福祉の推進に限らず、広く障害者及び児童の保健福祉等地域福祉の増進のための活用であることが、国からの通知で明らかにされている。</p>																												
基金残高の推移	<p style="text-align: right;">(単位 : 千円)</p> <table border="1"> <caption>基金残高の推移 (単位: 千円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基金残高 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H2</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>H3</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>H4</td><td>1,200,000</td></tr> <tr><td>H5</td><td>1,800,000</td></tr> <tr><td>H6~h13</td><td>1,800,000</td></tr> <tr><td>H14</td><td>1,700,000</td></tr> <tr><td>H15</td><td>1,600,000</td></tr> <tr><td>H16</td><td>1,500,000</td></tr> <tr><td>H17</td><td>1,400,000</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1,300,000</td></tr> <tr><td>H19</td><td>1,200,000</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>H21</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 1 3 年度までは、運用益のみで事業を行っていたため、基金残高は減少していない。</p> <p>平成 1 4 年度より基金を取り崩して事業に充てている。なお、平成 2 1 年度において基金は解散している。</p>	年度	基金残高 (千円)	H2	100,000	H3	1,100,000	H4	1,200,000	H5	1,800,000	H6~h13	1,800,000	H14	1,700,000	H15	1,600,000	H16	1,500,000	H17	1,400,000	H18	1,300,000	H19	1,200,000	H20	1,100,000	H21	0
年度	基金残高 (千円)																												
H2	100,000																												
H3	1,100,000																												
H4	1,200,000																												
H5	1,800,000																												
H6~h13	1,800,000																												
H14	1,700,000																												
H15	1,600,000																												
H16	1,500,000																												
H17	1,400,000																												
H18	1,300,000																												
H19	1,200,000																												
H20	1,100,000																												
H21	0																												
基金充当事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の輪づくり運動プラットフォーム構築推進事業 福祉後見サポート事業 福祉相談支援事業 介護保険苦情処理体制整備事業 全国障害者スポーツ大会準備事業 心身障害児 (者) デイ・ケア推進事業 その他 																												
財源負担割合	国 : 1 0 0 %																												
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。																												

イ 基金の有効活用

(平成14年度以降の基金増減・残高の状況)

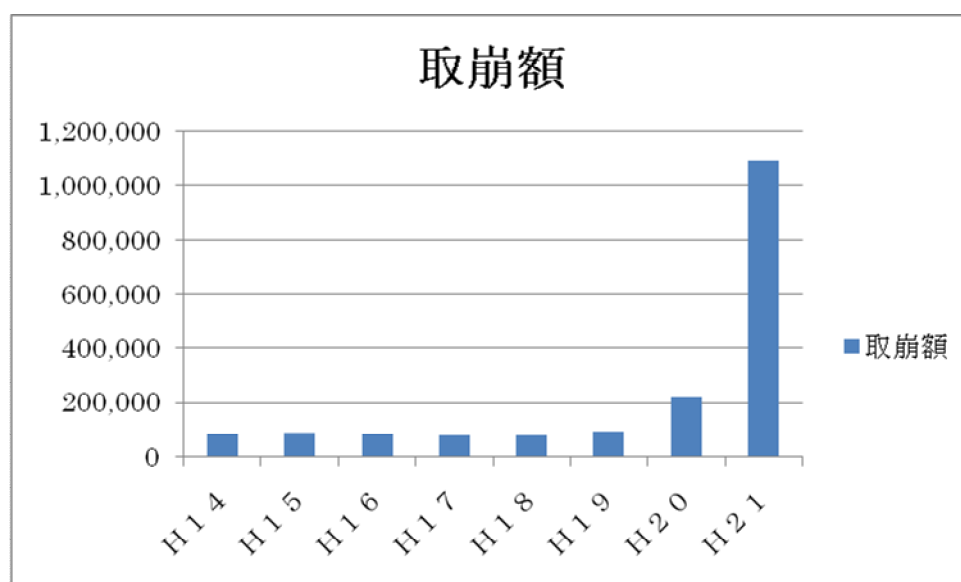
基金創設後、平成13年度までは運用益のみで事業を行っていたため、基金残高は減少していないが、平成14年度からは基金を取り崩して事業に充てている。平成14年度～21年度までの基金の増減及び残高は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
積立額	0	0	0	0	0	0	0	0
取崩額	80,482	85,766	81,568	76,700	73,250	90,398	215,606	1,091,783
残高	1,715,071	1,629,305	1,547,737	1,471,037	1,397,787	1,307,389	1,091,783	0

(平成14年度以降の基金取崩額の推移)

次のグラフは、平成14年度以降の毎年の基金取崩額(千円)の推移を示したものである。平成14年度～19年度までの基金取崩は、基金残高の5%を目途に行われている。



(疑問点)

平成19年度までの6年間で使用された基金合計は488,164千円であり、取崩前の基金残高(平成14年度当初の基金残高1,795,553千円)の27.2%に過ぎない。この間、果実運用型でありながら、これまで、必要な事業量を確保するために、基金残高の5%を目処に毎年取崩を行ってきたが、基金取崩額と比較して残高が多かったと言える。

平成21年度において残りの基金のほとんどを使用し、平成22年4月1日に基金の解散をしているが、その間は大口定期預金により運用益を得ているものの、基金が有効に使用されることなく、過剰に保有されていたと言える。

平成21年度において条例を改正し基金を解散したのは、当該基金は元々ゴールドプランに基づいたものであり、一定の役割を終えたため、かつ、当時の金利情勢等の結果を踏まえた結果とのことである。

しかし、なぜこのタイミングでの基金解散なのか、又、なぜ廃止直前に約10億円の取崩が生じるのか疑問がある。そこで、平成21年度の基金取崩の内容を検討することとした。

(平成21年度の基金取崩の内容)

平成21年度の基金充当事業の内容は、以下のとおりである。

(単位：千円)

充当先事業名	事業費	基金充当額
ユニバーサルデザイン推進事業	669	200
乳幼児医療対策費	856,598	856,598
ひとり親医療対策費	349,388	144,891
福祉後見サポート事業	1,832	1,832
福祉の輪づくり運動プラットフォーム構築推進事業	2,207	2,207
地域福祉活性化事業	8,415	717
福祉相談支援事業	7,018	7,018
生涯現役社会づくり推進事業	41,464	4,812
介護保険苦情処理体制整備事業	7,801	3,027
保育所機能強化推進事業	279,191	24,875
心身障害児(者)デイ・ケア推進事業	43,090	43,090
全国障害者スポーツ大会準備事業	2,515	2,515
合計	1,600,188	1,091,782

平成21年度の充当先事業のうち、基金充当額の大きいものとして乳幼児医療対策費、ひとり親医療対策費、保育所機能強化推進事業があり、これら事業費への充当額は1,026百万円(21年度取崩額の94%)である。

当該基金の助成対象事業が、高齢者の保健福祉の推進に限らず、広く障害者及び児童の保健福祉等地域福祉の増進のための活用であることから、基金目的に沿った使用には違いないが、平成22年4月1日で基金が廃止となるため、平成21年度に基金を使い切った形に見える。

(問題点)

平成21年の基金解散は、基金の役割を達成したと言うより、当時の金利情勢等から、もはや存続の必要性が乏しいと県が判断したからと推察できる。それまでの基金使用状況からみて、基金残高に対する運用益は少額であることから、基金保有額の適正について、検証する必要があると言える。

(意見)

そもそも基金創設時において、将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画がないため、その時の基金残高が必要十分な額かどうか判断できない状況にあった。基金事業の公益性自体について問題はなくても、基金の額に見合った効果があるかどうかの検証がされていなかったと言える。

今後、他の基金においても、基金の財源負担が100%国であるとしても、県として基金を設置する以上、基金の有効活用又は基金目的の達成度について、評価し説明する必要があると考える。

(9) 山口県介護保険財政安定化基金 (長寿社会課)

ア 基金の概要

基金設置時期	平成 1 2 年度 (介護保険制度と同時にスタート)																						
基金の目的	市町の介護保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰入れを回避できるよう、通常の実績を行ってもなお生ずる保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大に起因する財政不足に対し、資金の交付及び貸付けを行うものである。																						
事業内容	保険料収納額について、計画期間 (3 年間) における市町の予定する額と実績額に差 (不足額) が生じた場合、基金から貸付けを行う。 又、貸付けとは別に、保険料未納による不足が生じた場合には、当該不足額の 2 分の 1 について、基金から交付を行う。																						
基金残高の推移	<p style="text-align: right;">(単位 : 千円)</p> <table border="1"> <caption>基金残高の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基金残高 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12</td><td>1,000,000</td></tr> <tr><td>H13</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>H14</td><td>2,800,000</td></tr> <tr><td>H15</td><td>2,400,000</td></tr> <tr><td>H16</td><td>2,600,000</td></tr> <tr><td>H17</td><td>3,000,000</td></tr> <tr><td>H18</td><td>3,500,000</td></tr> <tr><td>H19</td><td>4,200,000</td></tr> <tr><td>H20</td><td>4,800,000</td></tr> <tr><td>H21</td><td>4,900,000</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 1 2 年度 ~ 1 4 年度までは第 1 期計画期間であり、拠出率は 0 . 5 % により基金を造成したが、資金需要はなく基金残高は急増している。平成 1 5 年度以降の第 2 期及び第 3 期の計画期間においても、拠出率を 0 . 1 % と下げてはいるものの、基金残高は増え続けている。 平成 2 1 年度以降は拠出率をゼロにしているため、基金残高の増加は止まっている状態にある。</p>	年度	基金残高 (千円)	H12	1,000,000	H13	2,200,000	H14	2,800,000	H15	2,400,000	H16	2,600,000	H17	3,000,000	H18	3,500,000	H19	4,200,000	H20	4,800,000	H21	4,900,000
年度	基金残高 (千円)																						
H12	1,000,000																						
H13	2,200,000																						
H14	2,800,000																						
H15	2,400,000																						
H16	2,600,000																						
H17	3,000,000																						
H18	3,500,000																						
H19	4,200,000																						
H20	4,800,000																						
H21	4,900,000																						
財源負担割合	国、県及び市町それぞれ 1 / 3 ずつ																						
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。																						

イ 基金規模の妥当性 (意見)

(基金の利用状況)

平成 2 1 年度末の基金残高約 4 9 億円については、過去 1 0 年間の貸付金等基金需要額が約 2 0 億円であることから、明らかに過剰と言える。

平成 1 2 年度の基金創設以来、基金の増加、減少及び残高は下表のとおりであり、市町における介護保険財政不足額が見込みよりも少なかったため、基金規模に見合う利用になっていないことが分かる。

(単位 : 千円)

		H 1 2 ~ H 1 4	H 1 5 ~ H 1 7	H 1 8 ~ H 2 0	H 2 1
増加	積立金	3,256,942	799,761	911,412	0
	償還金	0	818,466	970,109	42,491
	運用収益	2,067	94	32,599	14,987
減少	貸付金	339,604	1,479,426	86,878	10,100
	交付金		42,751		0
残高		2,919,405	3,015,549	4,842,791	4,890,169

(過剰基金の発生原因)

県は、平成12年度～20年度までの3期(1期3年間)にわたる計画において、管内市町における3年間の介護給付費見込額に対して、国が示した標準拠出率を使用して基金への拠出金を算定している。

しかし、各期の計画期間において拠出率の根拠は明確にされていない。即ち、将来の基金需要に見合う基金規模が明らかにされていないまま、国が示した標準拠出率を使用したため、将来の基金需要を反映しない過剰な基金残高になっている。

特に、第1期(平成12年度～14年度まで)は、資金需要の予測困難性から、国が示した標準拠出率0.5%を使用することはやむを得ないとしても、第2期及び第3期においてもなお、下がったとはいえ標準拠出率を使用し続けたことが、今日の過大な基金残高を招く原因になっている。

平成15年度の第2期計画当初において、県として必要な資金需要に見合う基金規模を計画し、拠出率をゼロにするか、標準より大きく下げていれば、国、県及び管内市町が拠出した財政資金は、基金需要に対応した規模を大きく上回ることはなかったと考えられる。

(過剰基金解消の方策)

制度上、基金規模に余裕があっても拠出者に返還等ができないことから、県は、平成21年度以降、拠出率をゼロにすることで対応している。

しかし、いったん造成した基金額、基金貸付金は次年度以降必ず償還されることから、拠出率をゼロにしても基金額が減少することはなく、根本的解決にはならない。

この点につき、平成20年5月の会計検査院の検査において、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したことが報告されている。県としても、将来の資金需要に必要な基金額を明確にし、再度、拠出者への返還による基金調整が可能となるように、国に働きかける等の努力が必要である。

(10) 山口県介護職員処遇改善等臨時特例基金(長寿社会課)

ア 基金の概要

基金設置時期	平成21年度
基金の目的	介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、介護職員の賃金の確実な引上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成を行う。又、特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開業準備に要する経費について助成を行い、開設時から安定した、質の高いサービス提供を行う体制整備を支援することを目的にしている。

基金増減及び残高	平成21年度の基金積立額は 6,454,758千円であり、その事業別内訳は、次のとおりである。 介護職員処遇改善交付金 5,417,722千円 施設開設準備経費 886,935千円 運用益 150,101千円 合計 6,454,758千円
財源負担割合	国：100%
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。

イ 基金規模の妥当性（事実）

県は、平成21年度に国から受けた介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、基金を造成し、平成21年度～23年度の3年間に実施される対象事業の財源として活用することとしている。

交付額については、各県の所要見込額の比率に応じて、国予算額を配分する方法がとられていることから、県が報告した所要額と国の交付決定額には乖離が生じているものの、現在、基金を原資とした事業の執行状況は下表のとおりとなっており、国からの交付額の範囲内で活用されていると言える。

（単位：千円）

項目	平成21年度	平成22年度
積立額（運用益含む）	6,304,756	3,758
事業費（会計年度ベース）	733,190	2,326,153
差引	5,571,566	3,249,171

（注）平成22年度の事業費は見込額

(11) 山口県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（長寿社会課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成21年度		
基金の目的	地域の介護ニーズに対応するため、施設整備交付金（ハード交付金）を拡充し、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備すると共に、消防法施行令の改正により、新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の特別養護老人ホーム等に対して、設置に要する費用の助成を行うことを目的にしている。		
基金積立の状況	（単位：千円）		
		積立	備考
	平成21年11月	3,635,180	受入金
	平成22年3月	200	運用益
		510,403	受入金
	合計	4,145,783	
基金充当事業の実績	平成22年4月 345,555千円 （内訳） 介護基盤の緊急整備特別対策事業 340,902千円		

	スプリンクラー整備特別対策事業	4,653千円
財源負担割合	国：100%	
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。	

イ 基金規模の妥当性（事実）

県は、平成21年度に国から受けた介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により、基金を造成し、平成21年度～23年度の3年間に実施される対象事業の財源として活用することとしている。

交付額については、各県の所要見込額の比率に応じて、国予算額を配分する方法がとられていることから、県が報告した所要額と国の交付決定額には乖離が生じているものの、現在、基金を原資とした事業の執行状況は下表のとおりとなっており、国からの交付額の範囲内で活用されていると言える。

なお、平成22年度に、当該基金の事業内容が追加されており、本格実施は平成23年度からとされているが、この追加事業分の原資として国交付金が1,041,422千円追加交付されている。

（単位：千円）

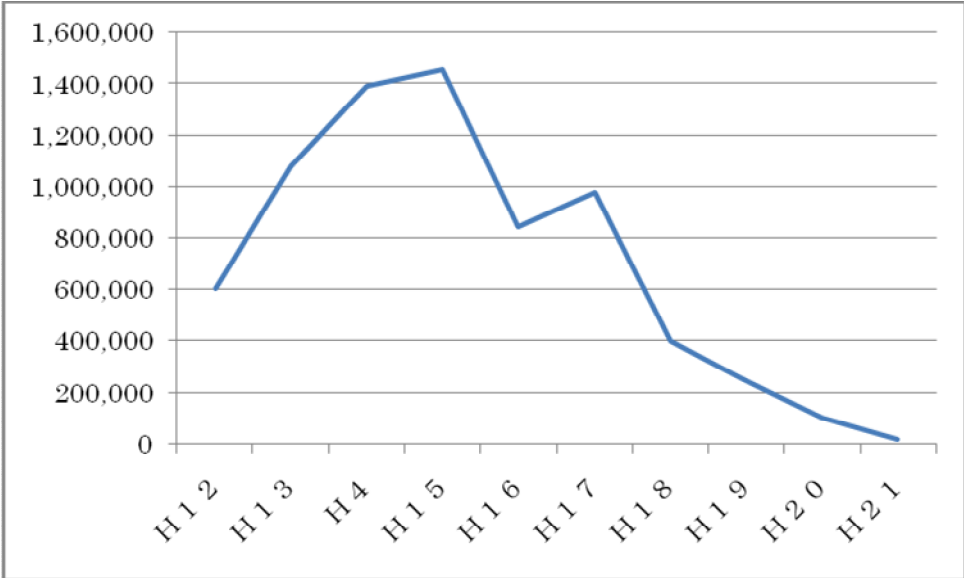
項目	平成21年度	平成22年度
積立額（運用益含む）	4,145,783	1,043,329
事業費（会計年度ベース）	345,555	1,885,678
差引	3,800,228	2,957,879

（注）平成22年度の事業費は見込額

（12）山口県中山間地域等直接支払基金（農業経営課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成12年度
基金の目的	<p>中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、5年間以上の農業生産活動を行う農業者等に対して交付金を交付する。このため、直接支払にかかる経費については、事業実施期間にわたり安定的な財源を確保できること 地域の実情に応じた機動的な対応が可能となることが必要であることから、資金を造成したうえで、毎年資金に対する助成と取崩しを行うこととされた。</p> <p>事業主体は、市町村であり、県は「山口県中山間地域等直接支払基金」を造成し、その取崩しに県負担分を加えることにより市町村へ交付している。</p> <p>平成21年度末に基金制度は廃止され、残額14,686千円は平成22年度中に国に返還される予定である。</p>

<p>基金残高の推移</p>	 <p>平成16年度に取崩額が大きく増加し、基金残高は平成17年度以降毎年減少している。平成21年度末に基金制度が廃止となるため、それまでに基金をほぼ使い切っている。</p>
<p>財源負担割合</p>	<p>国：100%</p>
<p>基金資産の運用</p>	<p>基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。</p>

イ 基金の目的達成度（意見）

基金創設以降の増減及び残高の推移は下表のとおりであり、毎年ほぼ安定的に基金取崩による市町村への交付がされている状況にある。

（単位：百万円）

	H12	H13	H4	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
積立	1,280	1,280	1,135	900	720	874	170	596	612	672
支払	676	803	826	834	1,332	739	749	753	757	756
残高	604	1,082	1,391	1,457	845	980	401	244	99	15

平成22年度国予算の成立に伴い、国の方針により、これまでの資金積立方式を廃止し、単年度ごとの所要額交付方式により実施することとされたことから、「山口県中山間地域等直接支払基金」を廃止することとなった。

基金積立は廃止されたが、単年度ごとの所要額交付方式として、制度は継続実施されるとのことである。今後は、事業目的の達成度の評価についての手法等を検討する必要がある。

(13) 山口県安心こども基金（こども未来課）

ア 基金の概要

<p>基金設置時期</p>	<p>平成20年度</p>
<p>基金の目的</p>	<p>山口県安心こども基金を活用し、保育所等の整備や保育の質を高める研修を実施すると共に、ひとり親家庭等への支援を拡充することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う。</p>
<p>基金積立額等</p>	<p>平成21年度までの基金積立額は3,137,598千円、取崩額は362,677千円であり、年度末の基金残高は2,778,047千円（運用益を</p>

	含む)となっている。	
基金充当事業の実績	保育サービス等の充実	75,365千円
	全ての子ども・家庭への支援	148,877
	ひとり親家庭等への支援の拡充	56,908
	社会的養護の拡充	81,077
	その他事業	450
	合計	362,677千円
財源負担割合	国：100%	
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。	

イ 補助金使用の正当性確保（指摘）

市町事業について監査した範囲では、補助金の多く（90%～50%）は備品購入に充てられている。これが、正当な補助金使用であることを保証するため、カタログや設置場所写真等を添付させる必要があると考える。又、購入の事実を示す書類、例えば、見積書や請求書などの添付も必要であると考え。

特に、市の定めた交付要綱では対象経費を定めており、「...空気清浄機等の感染症の防止に資する機器の購入に要する費用」で、「平成21年5月29日以降に支出した費用に限る。」とあるが、この事実を示す領収証やカタログ等の添付が必要である。

ウ 基金の有効活用（事実）

当該基金の平成23年度までの事業充当額の見込みは、次のとおりである。

（単位：千円）

	当初事業計画			計画延長	
	H20年度 （実績）	H21年度 （実績）	H22年度 （見込み）	H23年度 （見込み）	H24年度以降 （見込み）
積立	884,342	2,253,256	685,065	-	-
運用益	-	3,126	1,664	1,017	469
取崩	-	362,677	1,330,316	1,957,150	178,796
残高	884,342	2,778,047	2,134,460	178,327	-

（注）平成20年度は、21年3月31日に積立てを行ったため、取崩しはない。

当初の基金事業の期限である23年3月末において、積立基金額の3分の2程度は残る見込みになっており、事業の計画段階から有効利用されているとは言えない状況にある。基金の設置目的に応じた有効利用が困難な理由として、地方負担（事業者、市町）が従来の補助事業のままであること、国の用意した事業メニューの中には既存の県独自事業への充当が予定されていないこと、新たに県に負担を求める部分があること等が挙げられている。

なお、これら基金使用に関する問題については、県から国に対して要望が出されていたが、平成22年12月に、国が1年間の当基金の延長を決め、平成23年度にはほとんど基金を使用する予定とのことである。

基金積立額は国からの割当額であるため、県としては、国の用意したメニューから県の実態にあったものを選択し、それを活用してもらうために、市町を通じて事業者へ情報提供するしかない。

(14) 山口県障害者自立支援対策臨時特例基金（障害者支援課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成18年度			
基金の目的	障害者自立支援法の円滑な実施を推進するため、平成18年度に国の障害者自立支援対策臨時特例交付金を財源として基金を造成したものである。当初は平成20年度に基金終了の予定であったが、平成23年度まで事業実施が延長されている。			
基金増減及び残高	（単位：千円）			
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
基金受入	1,264,731		1,087,690	2,072,461
利息受入		310	7,866	3,730
基金取崩		50,331	614,275	562,383
残高	1,264,731	1,214,700	1,695,633	3,209,441
基金充当事業の実績	（平成18年度～21年度までの主な事業実績） 小規模作業所緊急支援事業 79,659千円 障害者自立支援基盤整備事業 662,277千円 障害者地域移行体制強化事業 91,748千円 制度改正に伴う緊急的な支援 320,734千円			
財源負担割合	国：100%			
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。			

イ 基金規模の妥当性（意見）

基金創設以降の積立額（利息を含む）は合計で4,436,788千円であり、これに対する基金取崩による事業への交付は1,226,989千円（約27.7%）である。従って、平成21年度事業実施後の基金残高3,209,441千円は、それまでの利用実績から見る限り過大と言える。

平成22年度末に国の追加交付を受けて、事業計画上は、平成22年度及び23年度において2,629,234千円の支出が見込まれているが、これまでの使用実績から見てその実現には疑問が残る。

将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画はあるが、平成21年度末までの支出実績からみて、現在の基金残高は必要な額とは言えない。

なぜ、基金の使用実績が計画よりも少ないのか、その原因を分析し、事業メニューに問題があるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に改正等の働きかけをする必要があると考える。

(15) 山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（障害者支援課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成21年度
基金の目的	社会福祉施設等の耐震化等を促進するため、平成21年度に国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資として基金を造成したものである。基本的な事業は耐震化整備事業とスプリンクラー整備事業であり、事業期間は、平成21年度～23年度までの3年間である。

基金充当事業の実績	平成21年度の充当事績は、全て社会福祉法人4件のスプリンクラー整備事業である。
財源負担割合	国：100%
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。

イ 基金使用の正当性確保（意見）

実質的な現地調査については、補助基本額が5千万円以上の大規模な建設工事が対象となっており、小規模な補助事業に対しては、現地調査が行われていない。基金使用の正当性を確保するため、小規模な補助事業については書類上での審査をより厳格に行う必要がある。

なお、平成21年度の基金使用4件について合規制の観点から監査した結果、入手すべき書類はすべて入手されており、書類上の審査事項（交付申請書、事業計画書、見積書、歳入歳出予算書、請負契約書、入札結果報告書等の提出及び審査）についても適正であると認められる。

ウ 基金の有効利用策の検討（意見）

平成21年度の基金使用実績及び平成22年度の基金の使用見込は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	H21年度（実績）	H22年度（見込み）
積立	1,213,378	
取崩	37,327	330,585
残高（利息含まず）	1,176,051	845,466

基金造成のための国からの交付決定額1,213,378千円に対し、平成21年度の使用額は37,327千円（3.1%）にすぎない。平成22年度の基金利用予定額は330,585千円（対象施設11件）であり、基金残高は845,466千円である。平成22年度末において、基金使用は31%にすぎない。

所管課としては、今後の基金使用見込について、平成23年度の当初予算においては全て消化する方向で予算計上がされている。今後、対象事業者に対し整備要望の確認を行い、予算の適正な執行に努めるとのことである。

しかし、これまでの基金消化率から見て、平成23年度に全て消化されるとは思えない。過去2年間の基金消化率の低い原因については、事業者負担分が対象経費の4分の1あることがネックとなっているとの分析がされている。

しかし、事業者負担がネックとなって基金使用程度が著しく低くなっているのであれば、そもそも今の事業メニューが事業者の要望に合っていない可能性もある。事業者にとって真に必要な事業であれば、自己負担がネックになるとは思えない。

当基金が社会福祉事業の状況から必要なものとして臨時に創設されたものである以上、県は、事業者負担以外に理由がないか再度検討し、もし事業メニューに問題があるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に働きかける必要がある。

(16) 山口県ふるさと雇用再生特別基金（労働政策課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成20年度								
基金の目的	地域の実情に応じて、独自の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図る。								
基金の積立及び取崩の状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金積立額</td> <td>3,410,880</td> </tr> <tr> <td>基金取崩額</td> <td>781,947</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>2,628,933</td> </tr> </tbody> </table> <p>基金総額34億円（配分割合 県：市町＝1：1）</p>		平成21年度	基金積立額	3,410,880	基金取崩額	781,947	残高	2,628,933
	平成21年度								
基金積立額	3,410,880								
基金取崩額	781,947								
残高	2,628,933								
基金充当事業の実績	介護福祉分野での障害者ジョブサポーター設置事業 子育て分野での児童養護施設児童養護サービス強化事業 産業振興分野での若者離職者等緊急雇用対策事業 観光分野での県内周遊観光促進事業 農林漁業分野での就農促進事業								
財源負担割合	国：100%（ふるさと雇用再生特別交付金）								
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。								

イ 事業の妥当性（意見）

ふるさと雇用再生特別基金事業は、国交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、基金の取崩時期及び事業計画は明らかにされており、基金自体の必要性も確保されていると言える。

雇用の創出が目的であり、直接的に県民に効果を及ぼすものであるから、今後は、県における雇用実績等について効果を検証していく必要がある。

県としては、国によって示された額の基金をもとに、継続的な雇用を創出するという目的に沿って、人件費50%以上という要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって、基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。

(17) 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金（労働政策課）

ア 基金の概要

基金設置時期	平成20年度												
基金の目的	企業の雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等の失業者に対して、緊急的に次の雇用までのつなぎの雇用・就業機会の提供を行い、生活の安定を図る。												
基金の積立及び取崩しの状況	<p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金積立額</td> <td>2,034,093</td> <td>7,419,093</td> </tr> <tr> <td>基金充当額</td> <td>-</td> <td>2,144,890</td> </tr> <tr> <td>残高</td> <td>2,034,093</td> <td>7,308,296</td> </tr> </tbody> </table>		平成20年度	平成21年度	基金積立額	2,034,093	7,419,093	基金充当額	-	2,144,890	残高	2,034,093	7,308,296
	平成20年度	平成21年度											
基金積立額	2,034,093	7,419,093											
基金充当額	-	2,144,890											
残高	2,034,093	7,308,296											

	基金総額	94.5億円(平成21年度末時点)
	雇用創出事業分	87.8億円
	住まい対策拡充支援事業分	6.7億円
基金充当事業の実績	成年後見制度活用促進事業 介護現場体験事業 等	
財源負担割合	国：100%(緊急雇用創出事業臨時特例交付金)	
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。	

イ 基金目的の達成度(意見)

緊急雇用創出事業については、直接的に県民に効果を与えるものであり、平成20年度以降、経済対策により数回の基金積増及び要件緩和等が図られており、今後も更に事業の拡充に応じた基金積立が予定されている。将来の基金の取崩時期及び具体的事業内容が明らかにされ、基金自体の必要性が確保されていると言える。

しかし、国の交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、県における雇用実績等について効果を検証していく必要がある。

なお、県としては、国によって示された額の基金をもとに、一時的な雇用を創出するという目的に沿って人件費50%以上と言う要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。

(18) 山口県産業廃棄物適正処理基金(廃棄物・リサイクル対策課)

ア 基金の概要

基金設置時期	平成16年度	
基金の目的	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進を図ることを目的とする。 平成16年4月の山口県産業廃棄物税の施行に伴い、基金を設置し、産業廃棄物税の税収を新たな廃棄物施策に活用すると共に、将来の事業費の平準化を図る。	
平成21年度末の基金残高	479,307千円	
基金充当事業の実績	(平成16年度～21年度までの基金充当実績額) 環境インフラ整備の支援 470,064千円 適正処理の推進 85,683千円 産業活動の支援 297,899千円 普及啓発 6,747千円 合計 860,393千円	
財源負担割合	県：100%	
基金資産の運用	基金残高はリスクの高い金融資産での運用はされていない。	

イ 基金規模の妥当性(事実)

平成16年度～21年度までの基金充当実績額の累計は860,393千円であり、年平均は143,399千円である。又、平成22年度の基金充当予定額は176,606千円となっている。従って、過去の使用実績及び使用予定からみて、現在の基金規模は適正と言える。

5 出資金の管理

(1) 監査対象の選定基準等

ア 監査対象の選定基準

監査対象として選定した出資金は、先に選定した債権を所管する課において、管理しているものである。その結果、選定した出資金は、次のとおりである。

(単位：千円)

出資金の名称	所管課	年度末残高
瀬戸内海リゾート(株)への出資金の管理	地域政策課	13,000
(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理	医務保険課(地域医療推進室)	100,000
錦川鉄道(株)への出資金の管理	観光交流課(交通運輸対策室)	20,000
山口宇部空港ビル(株)への出資金の管理	観光交流課(交通運輸対策室)	96,000
(財)山口県環境保全事業団への出資金の管理	廃棄物・リサイクル対策課	22,000
財団法人やまぐち農林振興公社への出資金の管理	農業経営課	24,000
(財)山口県漁業被害救済基金への出資金の管理	水産振興課	33,800
山口県漁業信用基金協会への出資金の管理	水産振興課	531,500
山口県健康福祉財団への出資金の管理	厚政課	1,520,000
山口県更生保護協会への出資金の管理	厚政課	10,000
財団法人山口県老人クラブ連合会への出資金の管理	長寿社会課	80,000
(財)山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの出資金の管理	経営金融課	4,000
(財)周南地域地場産業振興センターへの出資金の管理	経営金融課	7,500
(社)無角和種振興公社への出資金の管理	畜産振興課	50,000
(財)山口県栽培漁業公社への出資金の管理	水産振興課	293,035
山口県信用保証協会への出資金の管理	経営金融課	3,774,833

イ 実施した監査手続

県による出資金の評価が適切になされているか確かめる。

出資法人の事業活動に公益性があり、出資目的に適合しているか確かめる。

出資金は出資法人において有効に活用されているか確かめる。

(2) 瀬戸内海リゾート(株)への出資金の管理(地域政策課)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	リゾート計画の推進による県勢の振興が出資の目的である。県内で唯一の総合保養地整備法(リゾート法)に基づく指定候補地に、民間と一体になってリゾート計画を推進するために、地元とともに応分の出資を行った。
出資年度・出資額	平成元年 13,000,000円(出資比率10.40%)

県出資は、ゆとりある県民生活の実現と県民活力の導入による新たな地域振興策の展開を図るうえで必要であると判断し、予算措置に当たっては、知事の方針決定を受け、平成元年2月議会の議決を得ている。県の出資割合は、地元自治体の出資相当額(13,100千円)と応分の負担が妥当と判断し、決定されたものである。県は、県及び町が出資することで、第三セクターの信頼度を付与する効果があり、又、引続き一出資者として指導・助言することが必要

であることから、現在の出資は継続すべきと考えている。

イ 出資法人の経営状況等（平成 21 年度）

監査役の監査報告書が計算書類に添付されており、瀬戸内海リゾート㈱の会計及び業務の信頼性は確保されている。出資法人の過去 4 年間の営業成績及び債務超過の状況は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
指定管理料	28,356	21,258	15,285	14,600
営業売上高	99,045	102,900	105,956	107,688
売上高合計	127,401	124,158	121,241	122,288
当期利益	1,913	2,559	1,034	203
純資産	59,805	57,246	56,211	56,008

本来、周防大島町が指定管理者制度を導入した背景には、施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上、管理運営経費の削減による負担の軽減のためであるが、指定管理料は事実上、営業赤字の補てん額と見なすことができる。

従って、赤字は土地や施設の所有者である周防大島町が負担していると思なすことができる。

指定管理料（営業赤字相当分）は平成 1 8 年度以降、減少傾向にあるとはいっても、土地や施設の取得費及び維持費を含めると、当該事業から生じる実質の赤字はさらに膨らむことになる。

ウ 県による有効性評価

県は、毎年、決算書及び事業報告書を入手して出資後効果の測定を行っている。出資目的の達成度については、リゾート計画の推進による県勢振興という目的は達成中と考えており、今後も出資は継続するとの判断が示されている。なお、事業報告書には、指定管理施設である「グリーンスティながうら」と「長浦スポーツ海浜スクエア」の営業の経過及び効果について、以下の記載がされている。

（グリーンスティながうら）

グリーンスティながうらの利用状況（H21.10～H22.9）は、次のように報告されている。

「部門別の利用統計は以下のとおりであります。利用の総数では 9 1 5 人の増となっております。ただし、今期 6 月に、開設以来初めての潮風呂保養館大規模改修工事が行われ、この間、潮風呂入浴料の売上が減少する事態に直面しました。潮風呂の休館はその他の施設の利用についても同様に利用が減少する連鎖が起こりますので、改修期間中においてはレストランでバイキング企画を行うなど、売上の減少を最小限に食い止める方策を講じました。」

（単位：人）

テニスコート	ミニサッカー	マウンテンバイク	ローラースケート	休憩	宿泊棟
(3,316)	(0)	(757)	(502)	(29)	(5,898)
3,628	0	760	534	38	6,685
研修室	潮風呂	レストラン	グランドゴルフ	アーチェリー	合計
(589)	(63,222)	(43,603)	(995)	(925)	(119,836)
842	62,308	43,707	1,162	1,087	120,751

（注 1）上段（ ）は、前年度の利用人数

(長浦スポーツ海浜スクエア)

長浦スポーツ海浜スクエアの利用状況(H21.10~H22.9)は、次のように報告されている。「本施設は敷地が広大な中に、全面芝グラウンドの施設とテニスコート12面を配しており、その施設管理も手間暇のかかる面もありますが、グリーンステイながうらとの一体的な利用効果になくてはならない施設で、スポーツ競技力の向上に貢献しています。」

(単位:人)

テニスコート	総合グラウンド等	合計
(4,333)	(7,425)	(11,758)
4,332	6,915	11,247

(注)上段()は、前年度の利用人数

エ 出資金管理の見直し案(意見)

(出資法人の事業活動の公益性)

当該出資法人においては債務超過の状態が継続している。債務超過の状態が継続しているような会社に、県が出資継続する理由は公益性しかない。公益的效果を有しているのであれば、会計的に赤字であっても、県が出資継続する意義はあり、その事業目的達成に向けて財務基盤を強化する必要がある。

出資先である瀬戸内海リゾート(株)は、周防大島町の施設が完成した当初から管理委託を受け、平成18年4月からは、指定管理者として運営業務にあっており、事業内容は、周防大島町より指定管理者として受託している宿泊施設(グリーンステイながうら)、スポーツ施設(長浦スポーツ海浜スクエア)の管理運営のみである。

当該施設は、町が健康志向型保養施設として建設し、町民のみならず、島外から訪れる来島者との交流の場として、不特定多数の利用者を受け入れ、地域振興に大きく貢献している。そういった役割を担う施設の運営業務に当たっていることから、当該出資法人の事業活動には公益性が認められる。

県は、民間事業者の創意、工夫を最大限に生かす観点から、一出資者として側面的な指導、助言する立場を出資当初から一貫しており、出資目的は意義を失っているとは認められない。

(出資解消の必要性)

平成21年度末は、純資産 56,008千円の債務超過である。過去3期を見ると、徐々に改善しているとはいえ、債務超過であり、今後の回復可能性は不透明である。

万一当該会社が破綻した場合、県の出資金13,000千円は全額減損処理しなければならない。従って、現時点の出資者としての県の負担は、法的には有限責任としての出資金13,000千円になる。

ただ、県としての立場を考えると、債務超過についての負担が発生することも考えられる。このため、これ以上債務超過が拡大しないよう、これまで以上に、一出資者としての立場から、周防大島町とも連携し、経営状況を注視するとともに、必要に応じて指導・助言していく必要がある。

(3) (財) やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理(医務保険課「地域医療推進室」)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	県民の健康及び福祉の向上に寄与するものであり、公益性が高いことから出資したものである。
出資年度	平成5年度～平成7年度
出資額	100,000千円(出資比率33.54%)

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、(財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンクの会計及び業務の信頼性は確保されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

(単位：千円)

流動資産	6,068	流動負債	2,278
基本財産	299,023	固定負債	3,000
その他資産	8,754	正味財産	308,567

基本財産のほとんどは、有価証券(国債)で運用されており、県からの出資金1億円も含まれている。

又、当該出資法人の平成21年度の事業活動収支の状況は、下表のとおりである。

(単位：千円)

基本財産運用収入	5,677
県補助金収入	4,966
県委託金収入	1,405
その他の事業活動収入	4,614
事業活動支出	16,924
事業活動収支差額	262

基本財産運用収入5,677千円の単純運用利回りは約1.9%である。県出資金(1億円)の寄与額は約1,900千円となる。

県との関わり合いについては、事業活動収入に占める県補助金収入及び委託金収入の割合は約38%であり、県事業と深い関係があることが窺われる。

ウ 出資目的の適合性(事実)

出資法人の目的は、角膜、強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、提供あっせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資すると共に、又、腎臓等臓器移植や骨髄移植に関する保健衛生上の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することにある。当該事業目的は、県の事業と深い関わりがある(県からの補助金、委託がある)だけでなく、明らかに公益性が高い、つまり直接不特定多数の県民に利益を与えるものと評価できる。

問題は、この目的を達成するために行うべき事業内容(寄付行為第4条)が、実際に行われているかどうかである。そこで、それを確かめるため、下表に示すとおり、事業内容を検証した結果、寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的、従って県の出資目的に適合していると考えられる。

行うべき事業内容	活動実績
角膜、強膜、腎臓等臓器及び骨髄移植等に関する知識の普及啓発	角膜・腎臓・骨髄の提供登録者（ドナー）、移植者（レピシエント）の確保に関する事業 ・提供登録用紙や臓器提供意思表示カード等の配布や登録会の実施等啓発資料の作成
角膜、強膜及び腎臓提供希望者の募集及び登録管理	・複合バンクだより第16号（34,000部） ・人から人へ愛のプレゼント（31,000部） ・ポケットティッシュ（35,000個）
角膜、強膜及び腎臓移植希望者の調査、相談及び登録管理	・ウェットハンディティッシュ（3,000個） ・ドライメガネ拭き（7,000個）
角膜及び強膜のあっせん	角膜の移植・あっせん
組織適合検査の実施及びその助成	移植推進事業 ・眼摘出待機、眼保存、摘出事務等の業務委託 委託先 山口大学医学部眼科 金額 800,000円
角膜、強膜、腎臓及び骨髄移植に関する調査、研究及び助成	普及啓発事業関連団体への運営費補助 ・骨髄バンクを支援する山口の会 119,000円 ・NPO法人山口県腎友会 119,000円 ・角膜関連研修会 （財）日本アイバンク協会主催 会議 1回 ワークショップ 1回 ・骨髄関連研修会 県主催 1回
移植医療従事者及び医療機関相互の協力体制確立に関する援助	臓器移植コーディネーターによる活動 ・医療機関への定期訪問により、院内における臓器移植推進体制整備のサポート ・不定期訪問病院での普及活動等 ・院内コーディネーターとの情報交換及びミーティング ・透析施設にて、腎移植希望者に対する手続説明 ・臓器提供施設、警察署へ臓器提供を円滑に進めるための支援要請
臓器移植コーディネーターの設置	臓器移植コーディネーターの設置・活動 ・医療機関への定期訪問により、院内における臓器移植推進体制整備のサポート ・不定期訪問病院での普及活動等 ・院内コーディネーターとの情報交換及びミーティング ・透析施設にて、腎移植希望者に対する手続説明 ・臓器提供施設、警察署へ臓器提供を円滑に進めるための支援要請（社）日本臓器移植ネットワーク西日本支部主催 中国四国臓器移植コーディネーター会議 6回

<p>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、カタログスタンド、行政窓口の活用 ・ イベント等を活用したパンフレットの配布 ・ 関係団体等によるパンフレット、臓器提供意思表示カードの配布展示 ・ やまぐち複合バンクだより第16号の配布 ・ 移植医療をテーマにした映画の活用 ・ 講演会の開催
---------------------------------	--

エ 出資金管理の見直し案（意見）

（出資額の効果分析の必要性）

上記において、出資法人の活動内容に公益性があり、その事業目的達成には県出資による財務基盤の強化が必要であることは確認できた。行政目的を実施する上で重要な役割を担っている出資法人に対して、県は適切に関与してその経営健全化を支援し、出資法人の事業目的達成を効果的に図っていく必要がある。

従って、次に問題となるのは、出資額1億円がその効果に見合ったものであるかどうかである。出資目的（財務基盤の強化による事業活動支援）が事業目的に適合していても、出資金が効率的に運用されていなければ、出資を見直し、補助金等による事業活動支援を検討する必要がある。

（出資金1億円の効果分析）

当該出資法人において、基本財産約3億円のほとんどは有価証券（国債）での運用であり、その中に県の出資金1億円も含まれている。出資法人における平成21年度の基本財産運用収入は5,677千円であり、その単純運用利回りは約1.9%となる。県出資金（1億円）の寄与額は約1,900千円になるが、平成21年度の県補助金が4,966千円であるから、出資金1億円は効率的に運用されているとは言えない。

（改善案）

従って、県は、当該出資法人に対して、出資金相当額の寄付を求める等の検討と同時に、事業活動の支援手段を出資金から補助金に切り替える等の検討も必要である。これにより、出資金運用の不効率性が解消され、公益性の高い事業に対する県支出の効率的な運用が図られると考える。

（4）錦川鉄道(株)への出資金の管理(観光交流課「交通運輸対策室」)

ア 出資額・出資比率の根拠

<p>県の出資目的</p>	<p>錦川鉄道は、地域住民の生活路線として大きな役割を担うと共に、沿線に豊富な自然、観光資源等を抱える地域の活性化のための貴重な地域資源であることから、県として地元市町と共に投資したものである。</p>
<p>出資年度</p>	<p>昭和62年度</p>
<p>出資額（出資比率）</p>	<p>20,000千円（16.67%）</p>

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等が監査時点では確認できず、出資決定の経緯は不明である。又、県が出資する必要性等が具体的に示されていないため、効果の測定もできず、出資（額・比率）の見直しもできない状況である。

イ 出資法人の財政状態及び経営状況

監査役の監査報告書が財務諸表等に添付されており、錦川鉄道(株)の会計及び業務の信頼性は確認されている。出資法人の財政状態等は、下表のとおりである。

(単位：千円)

流動資産	151,546	流動負債	52,937
固定資産	40,623	固定負債	-
		純資産	139,231
		(うち当期純利益)	(8,962)

流動資産のうち、約90,000千円は現金預金であるが、それは固定資産の減価償却による内部留保であり、将来の再投資に充当される資金と思われる。従って、県出資金20,000千円については、出資法人において効率的に使用されていると見ることができる。

他方、出資法人の平成21年度の最終利益は、補助金収入約95,000千円(県補助金は約5,300千円)を含めても、約9,000千円の赤字である。営業収入が約1億円であるから、事業活動の半分が補助金で賄われていることになる。

現在、平成17年度に沿線旧市町村と共に策定した鉄道事業の「再生計画」に基づき、一層の経営改善を図ることを目指しているが、平成17年度以降経常損失が続いており、補助金収入でカバーしている状態は続いている。

ウ 出資金管理の見直し案(意見)

(出資法人の事業活動の公益性)

国鉄民営化により、不採算路線が廃止になっていく中で、県と地元が一体となって第3セクターを設立し、路線の存続を図ってきたところであり、少子・高齢化等による沿線人口の減少、マイカーの普及等による厳しい経営環境の中、開業から20年以上、地域住民の貴重な生活路線や観光路線として、維持・存続されている。

鉄道事業は地域振興と言う県事業に関わりが深い事業であり、錦川鉄道(株)の事業目的達成に向けて財務基盤を強化する必要がある。県の出資は、当初において当該法人の事業目的に適合していたと言える。錦川鉄道(株)の活動は、地域振興や地域住民の生活の向上などの行政目的を実施する上で、重要な役割を担っており、その事業目的達成に向けて、県出資による財務基盤の強化が必要であったと言える。

しかし、県がある団体に投資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等が必要だからである。今日、公益法人改革で明らかのように、社会の公益性に対する考え方は従来とは大きく変化しているが、当該出資法人は、錦川清流線という公共交通機関を現在も運営し、県民の生活維持や観光振興に貢献していることから、県が出資者として関与すべき公益的役割は依然として高いと判断される。

(改善案)

当該出資法人については、近年、経常損失が続き、補助金収入でカバーしている状態であり、県は、当該出資法人が地元市や地域住民等と連携して、利用促進を図るなど、今後の経営改善や効率化を進めるよう指導する必要がある。

(5) 山口宇部空港ビル(株)への出資金の管理(観光交流課「交通運輸対策室」)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	山口宇部空港ビル(株)は、山口県の空の玄関として空港ターミナルビルの管理運営を目的としている法人であり、空港利用者の利便性の向上を図ると言う公共性を確保する必要があることから、設立当初から県が出資したものである。
出資額	96,000千円(出資比率30.00%)

イ 出資法人の財政状態及び経営状況等(平成21年度)

所管課入手の財務諸表等に監査役の監査報告書が添付されており、山口宇部空港ビル(株)の会計及び業務の信頼性は確保されている。出資法人の財政状態等は、下表のとおりである。

(単位:千円)

流動資産	549,655	流動負債	451,381
固定資産	2,336,678	固定負債	1,202,714
		純資産	1,232,238
		(うち当期純利益)	(79,061)

固定資産のほとんどは建物等の有形固定資産であるが、子会社株式が5,250千円含まれている。又、県から融資を受けるなど、県事業との関わりが強いことが分かる。

利用状況は、新幹線や他空港との競争激化、長引く景気低迷によるビジネス客の減少等により、定期国内線の利用客は前期比9.5%の大幅減となっている。一方、チャーター便は過去最多となっており、売上高は前期比1.3%の減少にとどまった。経費削減に努めているものの、修繕費、広告宣伝費等の増加により当期純利益は前期比10.4%の減収となっている。

航空業界を取り巻く環境が厳しい中、県・市・地元経済団体と連携して各種イベントの実施、国際チャーター便の拡充運航など、経営安定化に向けて積極的な取組みがされている。

ウ 所管課による有効性評価

ターミナルビルの管理・運営については、企業収益を図りつつ、最適なサービスを空港利用者に提供することが求められているところであり、山口宇部空港ビルにおいては、平成10年度から13年度にかけて、航空会社2社による運航体制(ダブルトラック化)に向けてターミナルビルを整備したところである。

その後の平成14年度に、ダブルトラック化が実現されるなど、県と共同して空港利用者の利便性の向上や空港の利用促進を図っているところである。

県では、出資法人によるターミナルビルの環境整備等により利用者へ快適性、利便性を提供することや各種イベントの実施などを通じて、空港の活性化を図っており、空港の利用促進を県と共同して推進していることをもって、出資効果と考えている。

又、県としては、今後、地方空港間の競争が激化する中、魅力ある空港づくりを進める上で、山口宇部空港ビルの役割はますます重要となっており、引続き、県と共同で空港利用者の利便性の向上や空港の利用促進を図る必要があることから、出資を続けていく方針である。

エ 出資金管理の現状(事実)

山口宇部空港ビル(株)の事業目的には明らかに公益性(直接不特定多数の県民に利益をもたらす)があり、経営が安定しない現状において、県出資による財務基盤の強化はその事業目的達成に不可欠と言える。出資法人の活動内容は、出資目的に適合している。

又、出資額に見合った効果（空港利用者の利便性や空港の利用促進）があることは、空港利用者数により定量的に評価されており、県として出資継続の県民への説明責任は果たされていると考えられる。

なお、子会社への投資金額 5,250 千円は大きくはないが、子会社の運営状況によっては、親会社である出資法人が多大な損失を被る可能性がある。従って、県は出資法人の子会社に対しても、定期的にその状況を把握する必要がある。

(6) (財) 山口県環境保全事業団への出資金の管理（廃棄物・リサイクル対策課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	産業廃棄物の適正な処理処分が当面重要な課題となっているところであり、行政の積極的な施策はもとより各種業界をはじめ民間団体等がそれぞれの立場で社会的責任を自覚し、あらゆる努力を講ずることが必要であることから、公益性が高い事業団に出資するものである。
出資年度及び 出資額（出資比率）	昭和55年度 10,000千円 平成11年度 6,000千円 平成14年度 6,000千円 合計 22,000千円（19.87%）

各年度の出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により、出資決定の経緯は明らかにされている。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況（意見）

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、(財)山口県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）の会計及び業務の信頼性は確保されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

（単位：千円）

流動資産	181,553	流動負債	29,951
基本財産	110,695	固定負債	1,096,359
特定資産	32,669	正味財産	48,076
その他の固定資産	753,317		

基本財産は全て定期預金で運用されている。基本財産運用収入は442千円であり、運用利回りは約0.4%である。県の出資金22,000千円の寄与額は88千円にすぎない。正味財産はマイナスであり、財務的基盤は弱いと言える。

ただ、現金預金が131,529千円あり、流動資産に占める割合は72.4%である。流動負債が29,951千円であるから、現金預金は必要以上に保有されている可能性がある。このため、将来の資金需要を精査し、定期預金等による運用や長期借入金の返済等による効率的な資金管理を図ることで、財務内容も改善されると思われることから、県は出資者として財務内容の改善に向けて意見するべきである。

ウ 出資目的の達成度（事実）

（ア）所管課による有効性評価

県では、公共関与による産業廃棄物最終処分場の設置状況により、出資後の効果を評価している。具体的には、宇部・小野田地域において東見初処分場が平成20年11月に供用開始されており、又、周南地域において新南陽処分場が平成25年度中に供用開始予定となっている。従って、当該出資目的の達成度については、定量評価が可能な状況にある。

（イ）出資目的の有効性分析

a 出資法人の活動実績の目的適合性

事業団は、産業廃棄物の模範的な適正処理及び環境保全に関する各種事業を行うことにより、本県の快適な生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的としている。

この目的を達成するために行うべき事業内容（寄付行為第4条）が、実際に行われているかどうか確かめるため、実際の活動内容とを比較したものが、下表である。

行うべき事業内容	現在の運営方針
産業廃棄物最終処分場の設置運営に関する事業 産業廃棄物の適正処理に関する理解の促進に寄与する普及啓発等の環境保全事業 その他事業団の目的を達成するために必要な事業	他の模範となる最終処分場の運営 企業の実態と要望を配慮した運営 処分単価の抑制と健全運営 環型社会形成を踏まえた運営 社会構造の変化等に柔軟に対応できる運営

寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、当該出資法人は、民間による産業廃棄物最終処分場の設置が困難な状況の中、生活環境の保全と産業活動の健全な発展の確保のため、公共関与による住民に信頼されるモデル的な広域最終処分場を整備するものであり、事業目的及び内容は、直接的に不特定かつ多数の県民の利益になっていると考えられる。従って、県の当初出資目的に適合していると言える。

（7）財団法人やまぐち農林振興公社への出資金の管理（農業経営課、森林企画課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	農山漁村の振興及び県民福祉の向上への寄与を目的としており、公共性が高いことから、財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」と言う。）へ出資するものである。
出資年度	昭和41年度
出資額（出資比率）	24,000千円（64.86%）

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等は監査時点では確認できず、出資決定の経緯は不明である。しかしながら、寄附行為で定めた事業が実施されており、現在の活動は事業目的に沿って実施されている。従って、県の出資目的に適合していると言える。

イ 出資の効率性（意見）

（出資法人の財政状態）

監事の意見書が決算書等に添付されており、公社の会計及び業務の信頼性は確認されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

(単位：千円)

流動資産	900,470	負債総額	46,052,592
固定資産	45,788,140	正味財産	636,018

特定資産の中に、強化基金引当資産297,598千円と、緑の基金積立資産247,228千円が含まれている。

(緑の基金積立資産)

まず、緑の基金積立資産は、その運用益を緑化推進事業に充当することを目的にしており、幼稚園や小学校をはじめとした公共施設の緑化を中心に県の緑化活動を推進する貴重な財源となっている。

(今後の方針)

本基金は、県が平成元年に財団法人山口県緑化推進財団を設立し、県民総参加のもとに緑化推進をさらに進めるために、約3,000の企業や個人(出資額約9,000万円)の協力のもとに造成した基金であり、基金総額は平成21年度末で約2億4,700万円となっている。

県が進める緑豊かで快適な環境づくりは、県政の重要課題であり、行政だけでなく県民一人ひとりの積極的な参加と協力による実践活動を行っていくという趣旨で設置した基金であることから、本基金目的達成のため、県としては今後とも存続したいと考えている。

(強化基金引当資産)

次に、強化基金引当資産は、その運用益を農地保有合理化事業に充当することを目的にしており、その財源は国と県が半分ずつ負担して積み立てている。県は出資金ではなく、交付金として支出している。

しかし、強化基金引当資産については、基本的に取崩しができないこと、県への払戻条件があること、公社が解散した時に県への寄付が可能であること等から、県の出資金の場合と取扱いが同じである。従って、出資金と同様、資金効率性の観点からは交付金相当額の寄付を要請すると共に、当該事業に必要な資金を補助金等により賄うことを検討すべきである。

ウ 出資の有効性

(ア) 出資目的の適合性(事実)

寄附行為には、農業経営基盤の強化促進並びに農林水産業の担い手の確保育成及び農山漁村への定住の促進並びに森林の整備及び緑化の推進等の事業を行うことにより、農林水産業の持続的かつ健全な発展並びに農地及び森林の有する多面的機能の発揮を図り、もって農山漁村の振興及び県民福祉の向上を寄与することを目的とする、と掲げられている。

実際の活動内容として、農地保有合理化事業、畜産担い手育成総合整備事業、担い手支援事業、森林整備事業及び緑化推進事業が実施されている。寄附行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

(イ) 出資目的の達成度(事実)

出資目的の達成度については、事業実績報告を受けることにより、定量評価が行われている。即ち、農地保有合理化事業については、平成21年度の新規借入及び新規買入の件数・面積が他の都道府県と比較されている(全国3位)。又、分収造林事業については、作業別・地域別

の事業実績（回数、面積、工事費、補助金）について経年比較がされている。更に、緑化木の配賦事業についても、配布本数及び配布施設数が経年比較されている。

出資効果に係る間接的な指標を抽出し、その有効性を評価することで、出資額に見合う効果を県民に説明が可能となり、又、定期的に有効な出資額の見直しを行うことが可能となっている。

(8) (財) 山口県漁業被害救済基金への出資金の管理（水産振興課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	当時頻発していた赤潮被害に対し、行政の強い指導の下、赤潮その他原因が判明しない水質汚濁により突発的に発生した被害（以下、「漁業被害」と言う。）の救済を目的としている。
出資年度	昭和50年度～59年度
出資額（出資比率）	33,800千円（12.34%）

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等は監査時点では確認することができなかったが、当時の行政・漁業団体・企業の3者が協力し、各々が応分の負担をしたことが確認できた。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況（平成21年度）

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、(財)山口県漁業被害救済基金の会計及び業務の信頼性は確保されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

(単位：千円)

流動資産	29,013	流動負債	3
基本財産	274,000	固定負債	20,000
その他の固定資産	20,000	正味財産	303,010

流動資産は全て預金であり、流動負債3千円からみて必要以上の額となっている。これは近年、大規模な漁業被害がないことが理由であるが、今後、効率的な運用の検討が必要である。

又、基本財産は全て金融資産であり、内訳は有価証券が249,782千円、定期預金が24,218千円である。

ウ 出資目的の達成度

(ア) 所管課による有効性評価

(出資後の効果の測定方法)

漁業被害に対する救済事業の適切な実施について、毎年度5月頃開催の理事会での業務報告により判断している。

(出資目的の達成度)

設立から今日に渡り、公平公正な立場から、被害認定審査会の審査に基づき漁業被害の認定を行い、円滑な救済金又は見舞金の支給を実施しており、内容的には当初目的を100%達成していると言える。

(今後の方針)

平成21年度は本基金の対象となる事案はなかったものの、平成13年度から毎年のように漁業被害が発生し、本基金により救済金・見舞金が支給され、漁業者の社会的、経済的地位の

安定に寄与している。県としては、今後とも本基金を存続させたいと考えている。

(イ) 出資目的の有効性分析(事実)

a 出資法人の活動実績の目的適合性

この目的を達成するために行うべき事業内容(寄附行為第4条)が、実際に行われているかどうか確かめるため、それと実際の活動内容を比較したものが、下表である。

行うべき事業内容	活動実績
基金は、山口県知事が免許した共同漁業権に係る漁場の区域の沖出線内の海域において、赤潮その他のその原因者が判明しない水質汚濁により突発的に発生した被害(油濁による被害を除く。以下「漁業被害」と言う。)について、その被害を受けた漁業者に対する救済措置を講ずることにより、当該被害漁業者に迅速な救済を図り、もって漁業者の社会的、経済的地位の安定と地域の調和的發展に寄与することを目的とする。	漁業被害による被害漁業者に対する救済金又は見舞金の支給 その他基金の目的を達成するために必要な事業

寄附行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

(9) 山口県漁業信用基金協会への出資金の管理(水産振興課)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	中小漁業者への資金調達を円滑にするための債務保証制度として、「中小漁業融資保証法」が制定され、国、県、漁業者及び金融機関が一体となって基本財産を構築したものである。
出資年度	昭和51年度
出資額(出資比率)	531,500千円(45.03%)

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により、出資決定の経緯は明らかにされており、県が出資する必要性も具体的に示されている。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、山口県漁業信用基金協会の会計及び業務の信頼性は確認されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

(単位：千円)

流動資産	562,421	流動負債	357,369
固定資産	6,912,183	固定負債	5,178,506
保証債務見返	2,840,586	保証債務	2,840,586
		その他の負債	13,817

ウ 出資目的の達成度（意見）

（ア）県による有効性評価

当該出資目的について定量評価は行われていない。

しかし、県として多額の出資を継続する以上、出資額に見合う効果を県民に説明する責任があり、又、定期的に有効な出資額の見直しを行う必要がある。従って、目的達成度の定性的評価は、可能な限り避けるべきである。

出資効果を直接測定できないのであれば、間接的な指標を抽出し、その有効性を評価する必要がある。

県としては、継続出資の必要性及び出資額の妥当性を確かめるため、出資法人の活動実績の中から、出資目的に関連する公益的活動を抽出し、指標化して、その有効性を定量的に評価する必要があると考える。

（今後の方針）

現在、平成24年度を目標に全国的な組織再編の検討が行われ、本県においては中国5県での再編が模索されており、この動きを踏まえ、出資金も含めた組織の在り方についての方針を検討したいとのことである。

（10）山口県健康福祉財団への出資金の管理（厚政課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	健康づくり及び社会福祉に従事する者の養成確保等のため必要な事業を行うなど、県民の福祉の向上に寄与することを目的としており、公共性が高いことから出資するものである。
出資年度	昭和46年度
出資額（出資比率）	1,520,000千円（99.75%）

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により、出資決定の経緯は明らかにされており、県が出資する必要性も具体的に示されている。効果の測定もでき、出資（額・比率）の見直しも可能な状況にある。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況（平成21年度）

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、山口県健康福祉財団の会計及び業務の信頼性は確認されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

（単位：千円）

流動資産	96,488	流動負債	40,140
基本財産	1,523,840	固定負債	8,094,740
特定資産	8,673,481	正味財産	2,162,786
その他の固定資産	3,857		

流動資産の約96%に当たる92,736千円は現金預金及び金銭信託である。正味運転資産（流動資産 - 流動負債）が56,348千円であることから、流動資産に含まれている現金預金は過剰資金と見ることができる。

基本財産のうち、1,483,338千円（97.3%）は投資有価証券での運用である。残りは、普通預金40千円及び金銭信託40,462千円である。

特定資産のうち、財政安定基金資産50,000千円は、将来の支出目的のない資産であり、

又、福利厚生事業資産 528,741 千円は支出時期が不明である。これらは近い将来、財団の事業に使用される可能性が小さいものである。

又、当該出資法人の平成 21 年度の事業活動収支の状況は、下表のとおりである。

(単位：千円)

基本財産・特定資産運用収入	133,906
その他の事業活動収入	1,317,863
事業活動支出	1,030,458
事業活動収支差額	421,311

基本財産・特定資産運用収入 133,906 千円の単純運用利回りは約 1.3% である。県出資金 1,520,000 千円の寄与額は約 20,000 千円となる。

ウ 出資目的の適合性（事実）

出資法人の目的は、健康づくり及び社会福祉の業務に従事する者の養成・確保及び福祉を増進するために必要な事業を行い、合わせて県民の介護に関する関心と理解を深めると共に健康の保持・増進を図り、もって福祉の向上に寄与することにある。当該事業目的は、社会福祉事業に関わるものであり、明らかに公益性がある。つまり、直接不特定多数の県民に利益を与えるものと認められる。

又、この目的を達成するための実際の事業内容は、福祉マンパワー基金事業、福利厚生事業、退職共済事業、健康づくり事業及び指定管理者事業である。寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

エ 出資金管理の見直し案（意見）

（出資額の効果分析の必要性）

上記において、出資法人の活動内容に公益性があり、その事業目的達成には県出資による財務基盤の強化が必要であることは確認できた。

行政目的を実施する上で重要な役割を担っている出資法人に対して、県は適切に関与し、その経営健全化を支援し、出資法人の事業目的達成を効果的に図っていくことが認識されている。

従って、次に問題となるのは、出資額 1,520,000 千円がその効果に見合ったものであるかどうかである。出資目的（財務基盤の強化による事業活動支援）が事業目的に適合していても、出資金が効率的に運用されていなければ、出資を見直す必要が出てくるからである。県として多額の出資を継続する以上、出資額に見合う効果を県民に説明する責任がある。

（出資金額の効果分析）

当該出資法人において、基本財産 1,523,000 千円のほとんどは投資有価証券での運用であり、県の出資金 1,520,000 千円も含まれている。出資法人における平成 21 年度の基本財産・特定資産運用収入の単純運用利回りは約 1.3% であるから、県出資金の寄与額は約 20,000 千円になる。この 20,000 千円と言う金額は、出資法人の事業活動収支差額が 421,000 千円であることから、多額の県出資金を金融資産で運用する効果はない。出資金 1,520,000 千円は効率的に運用されているとは言えず、出資金運用益によ

る事業の充実・拡大は困難な状況にあるものと考えられる。

(改善案)

従って、県は、当該出資法人に対して出資金相当額の寄付を求めるなど、出資金運用の不効率性を解消する必要がある。

なお、既に出資法人については、保有財産の効率的な活用を図る観点から、県の方針を踏まえ、本年度中に当該出資額を県へ寄付し、県において効率的な事業実施を図る方向で調整が進められているとのことであり、適切かつ妥当な対応と考えられる。

(11) 山口県更生保護協会への出資金の管理(厚政課)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	県下の更生保護活動の中心的役割を果たす県更生保護協会に対し、財政基盤の確保を図ることを目的にしている。
出資年度	平成4年度～平成5年度
出資額(出資比率)	10,000千円(17.84%)

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により、出資決定の経緯は明らかにされており、県が出資する必要性も具体的に示されている。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、山口県更生保護協会の会計及び業務の信頼性は確保されている。当該出資法人の平成21年度末の財政状態は、下表のとおりである。

(単位:千円)

流動資産	6,714	流動負債	-
基本財産	137,050	固定負債	200
その他の固定資産	50	正味財産	143,614

流動資産は、全て現金預金である。基本財産の内訳は、預金42,050千円及び有価証券95,000千円である。

又、当該出資法人の平成21年度の事業活動収支の状況は、下表のとおりである。

(単位:千円)

財産収入	1,234
補助金等収入	1,550
寄付金収入	1,260
会費収入その他	3,070
事業活動支出	6,798
事業活動収支差額	316

財産収入1,234千円の単純運用利回りは約0.86%である。県出資金10,000千円の寄与額は約86千円となる。県からの出資金以外の財政的支援はない。

ウ 出資目的の適合性(事実)

出資法人の目的は、山口県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与すると共に、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことにある。具体的には、更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成、保護司活動に対する連絡、調整又は助成、更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成、

犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動及び 更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に掲げる者に対する金品の給与等である。

即ち、当該法人は、県内の更正保護に関する事業の充実発展に寄与すると共に、更生保護事業法による要保護者の保護を実施しており、その目的には公益性があると評価できる。平成 22 年度事業計画において、寄付行為で定めた事業が基本的に実施される予定となっている。出資法人の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

エ 出資金の見直し案（意見）

（出資額の効果分析の必要性）

しかし、出資法人の活動が県の出資目的に適合しているといっても、県としては出資を継続する以上、出資額に見合う効果があることを県民に説明する責任がある。又、定期的に有効な出資額の見直しを行うためにも、県の出資金が効率的に使用されているかどうか分析する必要がある。

（出資金 10,000 千円の効果分析）

現在の単純運用利回りは 0.86% であるから、県出資金 10,000 千円の寄与額は 86 千円にしすぎない。この 86 千円と言う金額は、事業活動収入 7,114 千円からみて、県出資金 10,000 千円を金融資産で運用する効果はない。従って、出資金 10,000 千円は効率的に運用されているとは言えず、県が出資により財政基盤を強化するという役割は既に達成されていると見ることができる。

（改善案）

従って、県は、当該出資法人に対して出資金相当額の寄付を求めるなど、出資金運用の不効率性を解消する必要がある。

（12）財団法人山口県老人クラブ連合会への出資金の管理（長寿社会課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	村おこし町おこし運動は、高齢者自らが積極的に生きがいを高め、地域社会に貢献しようとするもので、今後、急速に進展する高齢化社会に対処するうえで、極めて重要な意味をもつものである。 この運動は、高齢者自らが出資したシルバー基金の果実により実施されることが特色であるが、出資にも限界があり不足する資金を補う必要がある。
出資年度及び 出資額（出資比率）	昭和 61 年度 20,000 千円 昭和 62 年度 20,000 千円 昭和 63 年度 20,000 千円 平成元年度 20,000 千円 合計 80,000 千円（39.84%）

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により、出資決定の経緯は明らかであり、県が出資する必要性も具体的に示されている。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況（平成 21 年度）

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、（財）山口県老人クラブ連合会の会計及び業務の信頼性は確保されている。当該出資法人の平成 21 年度末におけるの財政状態は、下

表のとおりである。

(単位：千円)

流動資産	2,658	流動負債	1,359
基本財産	300	固定負債	-
その他の固定資産	200,782	正味財産	202,381

その他の固定資産の中に、県出資金80,000千円が定期預金として運用されており、その運用果実は、新「村おこし町おこし運動」(市町老連活動活性化事業)に充当されている。なお、県からは、別途、各種事業費に対する補助を行っている。

ウ 県出資目的の適合性(事実)

山口県における老人クラブの普及と正常なる発展を図り、老人の生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に寄与することを目的としている。出資法人の活動実績は以下のとおりであり、寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

重点事業	<p>新「村おこし町おこし運動」の推進強化 「住みやすさ日本一元気県づくり加速化プラン」県民運動の展開 地域の安全・安心を支える支援活動の推進強化 若手高齢者(ヤングオールド)の加入促進と女子部の活動強化 「おいでませ!山口国体・おいでませ!山口大会」県民運動の展開 平成21年度「活動賞」の推薦</p>
一般事業	<p>調査・広報事業 高齢者福祉推進事業 表彰・弔慰事業 会議・セミナー開催事業 運営に関する事業 各種大会等の開催事業 老人クラブ傷害保険・会員章等の普及促進 各関係機関・団体との協働・連携</p>

エ 出資目的の達成度

(ア) 所管課による有効性評価(事実)

(出資効果の測定方法)

出資金の運用果実の充当事業として、当該団体は高齢者自らが生きがいを高め、地域社会に貢献しようとする「村おこし町おこし運動」の推進のため、健康づくり、仲間づくり、地域づくり等の事業を行っている。

これらの事業は、地域における高齢者の社会参加を促し、生涯現役社会の推進基盤としての役割を果たしており、出資の効果については、「生涯現役社会づくり県民意識調査」における「社会活動に参加している高齢者の割合」を採用している。

(出資目的の達成度)

社会活動に参加している高齢者の割合

平成 8年	52.5%
平成15年	57.9%
平成20年	62.4%

生涯現役社会の実現のため社会活動に参加している高齢者の割合は、増加傾向にある。又、具体的な事業としては、スポーツ大会やサロン開催等による健康づくり、仲間づくりを行うと共に、孤立した高齢者をなくし、地域活動への参加を進める活動を行い、昭和61年以降、実績を積み、高齢者の生きがいづくりに貢献していると考えられる。

(今後の方針)

基金の運用果実は、事業を実施するうえで、貴重な財源となっている。又、山口県老人クラブ連合会の事業費は、近年縮小の状況にあり、出資金の引上げは、当団体の財政基盤の脆弱化につながるため、出資を存続させる方針である。

当該出資目的について定量評価は行われている。

県として多額の出資を継続していることから、出資額に見合う効果を県民に説明する工夫がされている。又、継続出資の必要性及び出資額の妥当性を定期的に見直すことができる。

(13) (財)山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの出資金の管理(経営金融課)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	工芸・地場産業の健全な育成及び発展を図るため必要な事業を実施し、もって地域経済の発展等に寄与することを目的としている。
出資年度	昭和63年度
出資額(出資比率)	4,000千円(19.64%)

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により、出資決定の経緯は確認することができ、その中で県が出資する必要性も具体的に示されている。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、(財)山口・防府地域・工芸地場産業振興センター(以下「地域振興センター」という。)の会計及び業務の信頼性は確保されている。

当該出資法人の平成21年度末におけるの財政状態は、下表のとおりである。

(単位:千円)

流動資産	11,929	流動負債	3,340
基本財産	711,451	固定負債	150
特定資産	130,154	正味財産	855,315
その他の固定資産	5,271		

流動資産の約60%に当たる7,201千円は現金預金である。減価償却引当預金が別途積み立てられていること、又、正味運転資産(流動資産-流動負債)が8,589千円であることから、流動資産に含まれている現金預金は過剰資金と見ることができる。基本財産に含まれている定期預金20,370千円と共に、低金利の経済状況において効率的な資産運用がされていない。

特定資産である振興基金積立資産95,000千円は、支出時期が不明である。これらは財団の事業に使用される可能性が小さいものである。

又、当該出資法人の平成21年度の事業活動収支の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

基本財産・特定資産運用収入	626
補助金等収入	75,457
負担金収入	1,216
その他の事業活動収入	30,794
事業活動支出	79,031
事業活動収支差額	29,062

基本財産・特定資産運用収入626千円の単純運用利回りは、約0.4%である。県出資金4,000千円の寄与額は約16千円となる。

ウ 県出資目的の適合性（事実）

センターは、工芸・地場産業の健全な育成及び発展を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の発展、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

県においては、効果を測定するための指標等はないものの、出資目的に沿って事業が進捗していると判断している。現在、振興センターにおいて公益財団法人への移行申請に向けて準備を進めており、今後も存続していくとのことである。

この目的を達成するための実際の事業内容は、地域資源活用新事業展開支援事業、ふるさと産業振興支援事業、地域産業育成支援事業、自主事業及び直営事業である。寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

エ 出資金の見直し案（意見）

（出資額の効果分析の必要性）

しかし、出資法人の活動が県の出資目的に適合しているといっても、県としては出資を継続する以上、出資額に見合う効果があることを県民に説明する責任がある。又、定期的に有効な出資額の見直しを行うためにも、県の出資金が効率的に使用されているかどうか分析する必要がある。

（出資金4,000千円の効果分析）

当該出資法人において、支出時期が不明で、近い将来、財団の事業に使用される可能性が小さい金融資産（現金預金及び振興基金積立定期預金）が約102,000千円ある。これとは別に、県の出資金4,000千円があり、利回りの低い金融資産で運用されていると見ることができる。現在の単純運用利回りは約0.4%であるから、県出資金4,000千円の寄与額は約16千円にしかすぎない。

（改善案）

県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等の必要性があるからである。当該出資法人の場合、公益財団法人に移行する予定にあるとはいっても、県からの補助金はなく、県事業との関係は薄いのであるから、出資金が効率的に運用されていない現状においては、財務基盤の強化と言う県の役割は既に達成していると見ることができる。

従って、県は、当該出資法人に対して出資金の効率的運用を求めていく必要がある。

(14) (財)周南地域地場産業振興センターへの出資金の管理(経営金融課)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	財政的基盤の強化による事業目的達成の支援を通して、地場産業の健全な育成及び発展を図るため必要な事業を実施し、もって地域経済の発展等に寄与することを目的としている。
出資年度	昭和62年度
出資額(出資比率)	7,500千円(20.82%)

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等は監査時点では確認することができず、出資決定の経緯は不明である。県が出資する必要性が具体的に示されていないため、効果の測定もできず、出資(額・比率)の見直しもできない状況にある。

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況(平成21年度)

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、(財)周南地域地場産業振興センター(以下「センター」という。)の会計及び業務の信頼性は確保されている。当該出資法人の平成21年度末における財政状態は、下表のとおりである。

(単位:千円)

流動資産	16,946	流動負債	6,176
固定資産	1,083,049	固定負債	39,213
		正味財産	1,054,606

特定資産の中に、支出時期や目的の不明なものがある。即ち、振興基金(自主事業基金積立金)64,818千円及び振興基金積立金250,000千円は、支出時期が不明である。これらはセンターの事業に使用される可能性が少ないと考えられ、県の出資金7,500千円もこの中に含まれていると見るのが妥当である。従って、出資の目的が出資法人の財政基盤の強化にある以上、出資金の返還を検討するケースであると考ええる。

又、当該出資法人の平成21年度の事業活動収支の状況は、下表のとおりである。

(単位:千円)

基本財産・特定資産運用収入	4,190
受託事業収入	8,063
負担金収入	56,798
その他の事業活動収入	15,220
事業活動支出	79,903
事業活動収支差額	4,368

基本財産・特定資産運用収入4,190千円の単純運用利回りは約1.13%である。県出資金7,500千円の寄与額は約85千円となる。

ウ 県出資目的の適合性(事実)

センターは、地場産業の健全な育成及び発展を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

県においては、効果を測定するための指標等はないものの、出資目的に沿って事業は進捗していると判断している。現在、センターにおいて公益財団法人への移行申請に向けて準備を進めており、今後も存続していくとのことである。

この目的を達成するための実際の事業内容は、ものづくり支援、測定機器の活用、受託事業、人づくり支援（人材育成事業）、ネットワークづくり支援（情報収集・提供事業）及び相談事業である。寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

エ 出資金の見直し案（意見）

（出資額の効果分析の必要性）

しかし、出資法人の活動が県の出資目的に適合しているといっても、県としては出資を継続する以上、出資額に見合う効果があることを県民に説明する責任がある。又、定期的に有効な出資額の見直しを行うためにも、県の出資金が効率的に使用されているかどうか分析する必要がある。

（出資金 7,500 千円の効果分析）

当該出資法人において、支出時期が不明で、近い将来、財団の事業に使用される可能性が小さい特定資産（自主事業基金積立金及び振興基金積立金）が約 314,000 千円ある。県の出資金 7,500 千円もこの中に含まれ、利回りの低い金融資産で運用されていると見ることができる。現在の単純運用利回りは約 1.13% であるから、県出資金 7,500 千円の寄与額は約 85 千円にすぎない。

（改善案）

県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等の必要性があるからである。当該出資法人の場合、公益財団法人に移行する予定とはいえ、県からの補助金や委託はなく、県事業との関係は薄いのであるから、出資金が効率的に運用されていない現状においては、財務基盤の強化と言う県の役割は既に達成していると見ることができる。

従って、県は、当該出資法人に対して出資金の効率的な運用を求めていく必要がある。

（15）（社）無角和種振興公社への出資金の管理（畜産振興課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	山口県固有の品種である無角和種の維持・増殖を図り、特産牛としてのブランド化を推進し、地域の個性を生かした肉用牛づくりの振興を目的としている。
出資年度	平成 6 年度
出資額（出資比率）	50,000 千円（31.35%）

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等により出資決定の経緯は明らかであり、県が出資する必要性も具体的に示されている。

イ 出資先の会計及び業務の信頼性

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、（社）無角和種振興公社の会計及び業務の信頼性は確保されている。

ウ 出資目的の達成度（事実）

（ア）県による有効性評価

出資後の有効性は、無角和種の安定供給で評価されており、又、出資目的の達成度は、出荷

頭数で行っている（平成21年度は44頭）。現在、無角和種の7割（162/221頭）を保有しており、今後も県民への安定供給のために存続する方針である。

当該出資目的について定量的評価は行われている。県として多額の出資を継続していることから、出資額に見合う効果について県民に対する説明責任が果たされている。

(イ) 出資目的の有効性分析

a 出資法人の活動実績の目的適合性（事実）

出資法人の目的は無角和種の安定供給であり、この目的を達成するために行うべき事業内容（寄付行為第4条）が、実際に行われているかどうか確かめるため、実際の活動内容とを比較したものが、下表である。

行うべき事業内容	主な活動実績
殖牛群の整備	繁殖雌牛の保留更新と子牛生産性の向上（飼養頭数 繁殖牛58頭、育成牛7頭、子牛20頭、肥育牛43頭 計128頭）
肥育牛増体成績の向上	早熟早肥である品種の特性を活かすため、粗飼料の給与等、飼育管理改善による増体
給飼料の確保	飼料畑の活用による自給飼料の確保（18ヘクタール）と、耕作放棄地等を活用した放牧の実施による省力化、低コスト化（15カ所、21ヘクタールに40頭放牧）
通・消費対策の推進	「無角和種産直拡大協議会」の評価購買方式による流通システムを母体とした安定供給と無角牛祭り等によるPR
低コスト生産技術開発	低コスト生産技術開発プロジェクト会議の定期開催と、「経営改善計画」の実行

寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

b 出資金の必要性

出資法人の平成22年3月期の財政状態は、次のとおりである。

（単位：千円）

流動資産	26,840
基本財産	155,500
償却資産	54,015
流動負債	2,450
正味財産	233,904

出資の目的は、山口県固有の品種である無角和種の維持・増殖を図り特産牛としてのブランド化を推進し、地域の個性を生かした肉用牛づくりの振興であり、県が関与すべき公益的な事業を担っており、無角和種の維持・増殖のためには出資を継続する必要がある。

(16) (財) 山口県栽培漁業公社への出資金の管理 (水産振興課)

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	山口県の漁業の振興を図ることを目的としており、公益性が高いことから出資するものである。
出資年度	昭和59年度～平成5年度
出資額(出資比率)	293,035,720円(29.28%)

出資引受や出資割合の決定に関する決裁書類等は監査時点では確認することはできなかったが、当時の関係機関が協議・協力し、漁業者を含め、県内の業界全体が応分の負担をしたことが確認できた。

イ 出資先の会計及び業務の信頼性

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、(財)山口県栽培漁業公社の会計及び業務の信頼性は確保されている。

ウ 出資目的の達成度(事実)

(ア) 所管課による有効性評価

(出資後の効果の測定方法)

栽培漁業推進基金は、次の事業の実施を主な目的として造成されており、その各事業の実施量により効果を測定することとなる。

- ・栽培漁業推進に関する普及・啓発
- ・放流種苗の円滑な需給調整と安定供給
- ・栽培漁業実施地域に対する経済的・技術的援助
- ・新魚種を含めた実用種苗の生産

(出資目的の達成度)

近年は果実が減少しているが、資源状況の悪化している重要資源(マダイ・ヒラメ)について、放流効果実証事業による種苗の大量放流を行うための貴重な財源となっている。

(今後の方針)

本基金は漁民総参加運動を通じ、県、市町、漁協系統団体、漁協(漁民分含む)が協力して造成した基金であり、県内栽培漁業推進上の貴重な財源となっている。

県としては、今後も存続させたいと考えており、基金の管理者である(社)山口県栽培漁業公社及びその構成員も同様の考えである。

当該出資目的について定量評価は行われている。

県として多額の出資を継続しており、出資額に見合う効果について県民に対する説明責任は果たしていると考えられる。

(イ) 出資目的の有効性分析

a 出資法人の活動実績の目的適合性(定性的評価)

この法人は、栽培漁業の推進及びこれに関連する必要な事業を行い、県における漁業の振興を図ることを目的とする。

この目的を達成するために行うべき事業内容(寄付行為第4条)が、実際に行われているかどうか確かめるため、それと実際の活動内容を比較したものが、下表である。

行うべき事業内容	活動実績
栽培漁業の推進に関する事業 栽培漁業に関連する事業及び啓発普及事業 水産振興に関する調査研究及び研修指導事業 県から指定を受けて行う栽培漁業センターの管理に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	放流効果実証事業（種苗の中間育成、放流等） （外海地域） トラフグ、ヒラメ、マダイ （瀬戸内海中部以東地域） マダイ、ヒラメ

寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。

b 出資法人の経営成績等の分析

出資法人の平成22年3月期の財政状態は、次のとおりである。

（単位：千円）

流動資産	70,225
基本財産	1,000,860
特定資産	37,460
その他の固定資産	11,183
流動負債	24,190
固定負債	37,460
正味財産	1,058,078

基本財産は全て金融資産である。内訳は定期預金が997千円、投資有価証券が999,863千円である。

県の出資は、出資法人の栽培漁業を推進するための諸事業の財源捻出を目的としたものである。又、法人の事業に関し、他県では公益法人移行認定申請をした事例で、公益目的事業として認定される先例が出ており、公益的役割は高く、出資は妥当であると考ええる。

(17) 山口県信用保証協会への出資金の管理（経営金融課）

ア 出資額・出資比率の根拠

県の出資目的	信用保証協会の経営基盤である基本財産を強化することにより、県内中小企業が必要とする資金の融通の円滑化を図ることが目的ある。
出資年度	昭和24年度から適時
出資額（出資比率）	3,774,833千円（21.49%）

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された公益的法人であり、戦後の国の経済復興対策に呼応する形で、戦後復興と地域社会の再建に資するため、中小企業金融の円滑化を図ることを目的に、全国の地方公共団体が中心となって都道府県ごとに設立されたものであり、こうした経緯の下、県による出資が行われたものと思慮される。

イ 出資先の会計及び業務の信頼性

監事の監査報告書が財務諸表等に添付されており、山口県信用保証協会の会計及び業務の信頼性は確保されている。

ウ 出資目的の達成度

(ア) 所管課による有効性評価

(出資後の効果の測定方法・出資目的の達成度)

効果を測定するための指標等はないものの、県内中小企業のための信用保証業務を行い、これらの者に対する金融の円滑化を図るため、県制度融資にも積極的に保証が行われている。ちなみに、平成21年度の保証承諾の状況は、次のとおりである。

	件数	金額(千円)
協会全体	10,406	152,303,000
県制度融資	3,972	55,038,000

当該出資目的について定量的評価は行われていないが、当該協会の行う信用保証業務は、個別中小企業者への融資と直結していることから、県として、個別案件の積み上げである数値的な評価を行うことは極めて困難であると理解できる。

目的達成度の検証手段としては、監督官庁として、国とともに定期的な検査を実施し、業務運営状況、法令遵守の状況、危機管理体制、財務状況などチェックしているが、県としては、出資及び監督者として、当該法人の活動等に対して、厳正にチェックするとともに、出資の有効性については、説明責任の観点からも、可能な限り、定量的な指標を抽出・設定し、評価していく努力が必要であるとする。

(イ) 出資目的の有効性分析(事実)

a 出資法人の活動実績の目的適合性(定性的評価)

本協会は、中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

この目的を達成するために行うべき事業内容(寄付行為第4条)が、実際に行われているかどうか確かめるため、それと実際の活動内容を比較したものが、下表である。

行うべき事業内容	活動実績
<p>小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証</p> <p>銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの)に限り、社債、株式等の振替に関</p>	<p>平成21年度は、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年間に於ける中期事業計画の初年度として同計画及び年度経営計画の基本方針に基づき、依然として非常に厳しい経営環境に置かれている県内の中小企業者の金融の円滑化と経営の安定を支援するため、関係諸団体及び金融機関等と連携を保ちながら業務を行いました。</p> <p>経営環境が大きく変化中、当協会は時代変革に対応した業務体制を構築していくため、年度経営計画に掲げた次の諸事項に重点を置いて業務の運営を行いました。</p> <p>支援体制の強化 事務体制の改善 内部体制の充実</p> <p>又、政府が講じた「緊急保証制度(全国緊急)」、同制度拡充による「景気対応緊急保証制度」及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨</p>

<p>する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>前各号に掲げる業務に付随する業務</p> <p>前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け</p> <p>前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務</p> <p>イ債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権（以下この号において「特定金銭債権」と言う。）、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け</p> <p>ロイの規定により譲り受けた債権の管理（当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）</p> <p>ハイ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言</p>	<p>時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）に基づき創設された「条件変更対応保証制度」並びに同法の趣旨に沿った既往借入金に係る条件変更等、国等が進める政策保証等についても積極的に取り組みました。</p>
--	---

寄付行為で定めた事業が基本的に実施されており、現在の活動は事業目的に従っており、県の出資目的に適合していると言える。